

平成18年第1回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 3月9日(木曜日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	5
開 会 (午前 9時07分)	6
○開会の宣告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第5号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	78

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○議案第21号、議案第22号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	84
○会議時間の延長	90
○議案第23号～議案第28号の一括上程、説明	90
○次会日程の報告	112
○散会の宣告	112
散 会 （午後 6時47分）	112

第 2 日 3月10日（金曜日）

○議事日程	113
○出席議員	113
○欠席議員	113
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	113
○職務のため出席した者の職氏名	114
開 議 （午前 9時00分）	115
○開議の宣告	115
○議案第24号～議案第28号の説明	115
○次会日程の報告	124
○散会の宣告	124
散 会 （午前 9時44分）	124

第 9 日 3月17日（金曜日）

○議事日程	125
○出席議員	125
○欠席議員	126
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	126
○職務のため出席した者の職氏名	126
開 議 （午前 9時00分）	127
○開議の宣告	127
○議案第23号の質疑、討論、採決	127
○議案第24号の質疑、討論、採決	163
○議案第25号の質疑、討論、採決	165
○議案第26号の質疑、討論、採決	165

○議案第27号の質疑、討論、採決	170
○議案第28号の質疑、討論、採決	171
○一般質問	174
福田正司君	175
小林正明君	180
大谷直之君	184
○発言の訂正	202
川島悦男君	202
○会議時間の延長	207
○日程の追加	211
黒澤兵司君	211
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	216
○委員長報告	218
○動議の提出	219
○閉会中の継続調査の申し出	227
○閉会中の継続審査の申し出	228
○町長あいさつ	228
○閉会の宣告	229
閉会（午後6時33分）	229

千代田町告示第4号

平成18年第1回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年3月6日

千代田町長 襟川幸雄

1. 日 時 平成18年3月9日(木) 午前9時
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 5 名)

1 番	福	田	正	司	君	2 番	小	林	正	明	君
3 番	柿	沼	英	己	君	4 番	富	岡	芳	男	君
5 番	細	田	芳	雄	君	6 番	黒	澤	兵	司	君
7 番	今	井	和	雄	君	8 番	野	村	年	男	君
9 番	大	谷	直	之	君	1 1 番	小	林	榮	一	君
1 2 番	野	中	角	次	君	1 3 番	小	沢	惣	一	君
1 4 番	坂	本	金	光	君	1 5 番	川	島	悦	男	君
1 6 番	青	木	國	生	君						

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成18年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年3月9日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第 2号 千代田町国民保護協議会条例の制定
- 日程第 5 議案第 3号 千代田町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定
- 日程第 6 議案第 4号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5号 千代田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6号 千代田町町長、助役等の諸給与条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 8号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 9号 千代田町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第14号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第15号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第16号 平成17年度千代田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第17号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第18号 平成17年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第19号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第20号 平成17年度千代田町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第21号 町道路線の廃止について
- 日程第24 議案第22号 町道路線の認定について
- 日程第25 議案第23号 平成18年度千代田町一般会計予算

- 日程第 26 議案第 24 号 平成 18 年度千代田町国民健康保険特別会計予算
 日程第 27 議案第 25 号 平成 18 年度千代田町老人保健特別会計予算
 日程第 28 議案第 26 号 平成 18 年度千代田町介護保険特別会計予算
 日程第 29 議案第 27 号 平成 18 年度千代田町下水道事業特別会計予算
 日程第 30 議案第 28 号 平成 18 年度千代田町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1 番	福 田 正 司 君	2 番	小 林 正 明 君
3 番	柿 沼 英 己 君	4 番	富 岡 芳 男 君
5 番	細 田 芳 雄 君	6 番	黒 澤 兵 司 君
7 番	今 井 和 雄 君	8 番	野 村 年 男 君
9 番	大 谷 直 之 君	11 番	小 林 榮 一 君
12 番	野 中 角 次 君	13 番	小 沢 惣 一 君
14 番	坂 本 金 光 君	15 番	川 島 悦 男 君
16 番	青 木 國 生 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	襟 川 幸 雄 君
助 役	高 木 敬 司 君
教 育 長	大 澤 洋 生 君
総 務 課 長	栗 原 則 雄 君
企画財政課長	川 島 賢 君
税 務 課 長	関 根 和 男 君
住 民 課 長	加 藤 忠 夫 君
福 祉 課 長	吉 永 勉 君
経済課長兼農業 委員会事務局長	野 村 耕 一 郎 君
都市整備課長	高 木 美 幸 君

水道課長	君	島	悦	男	君
教育委員会 教務局長	塩	田		稔	君
農業委員長	柿	沼		博	君
監査委員	松	澤	初	江	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田	島	重	廣
書記	田	村	恵	子
書記	林			節

開 会 (午前 9時07分)

○開会の宣告

○議長(青木國生君) ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第1回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(青木國生君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の協議1件、条例の制定並びに改正11件、指定管理者の指定3件、補正予算5件、町道路線の廃止・認定2件、新年度予算6件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり「防災・環境・生活優先の公共事業への転換と群馬県所在国土交通省事務所の必要な職員確保を求める陳情書」提出の外3件が提出されておりますので、ご報告いたします。

また、議員派遣については、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり3件の派遣を行いましたので、報告いたします。

続いて、例月出納監査結果報告については、平成17年度10月、11月並びに12月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

本日の日程につきましては、会議日程表のとおり、日程第24まで議了し、日程第25から日程第30までは町長の提案説明、引き続き各課長、局長の詳細説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(青木國生君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

14番 坂 本 金 光 君

15番 川 島 悦 男 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(青木國生君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から17日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日から17日までの9日間と決定いたしました。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第3、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本組合の組織団体である小野上村、中之条町、吾妻郡東村及び吾妻町で組織する烏帽子山植林町村組合の名称が、平成18年2月20日から同組合の組織団体変更に伴い、渋川市、中之条町、吾妻郡東村及び吾妻町で組織する烏帽子山植林組合に変更されるためのものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（青木國生君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第4、議案第2号 千代田町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第2号 千代田町国民保護協議会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国において武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が平成16年9月17日に施行されたことに伴いまして、都道府県及び市町村においても、国民保護法第35条の規定に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないとされております。

このことにつきまして、市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関して広く住民の意見を求め、施策の総合的な推進をするため、協議会を設置することが義務づけられたものであり、条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 議案第2号 千代田町国民保護協議会条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由にありましたように、平成16年9月17日に国民保護法が施行されまして、都道府県、市町村においても国民の保護に関する計画を作成しなければならないとされたところでございます。国民保護法第35条では、市町村長は都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないと規定してございます。

第1条では、このようなことから本町においても平成18年度中において国民保護計画を作成するに当たり、法第40条第8項の規定に基づきまして、千代田町協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。法第40条第1項では、市町村協議会は会長及び委員をもって組織すると、また同条第2項では、会長は市町村長をもって充てるとなっております。

第2条では、委員及び専門委員の規定でございます。委員の定数を30人以内と規定するものでございます。参考でございますが、群馬県国民保護協議会の委員は、会長を知事に53人で組織されております。

第3条では、会長の職務代理の規定でございます。

第4条では、会議の開催及び議決の事項の規定でございます。

第5条は雑則といたしまして、この条例に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めると規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第2号につきまして質問をしたいと思います。

この保護協議会条例につきましては、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とするということですが、必要な事項というのが説明によりますと、いわゆる武力攻撃事態等における国民の保護のためにということなのですけれども、要は武力攻撃が千代田町にどういうことが起こるか、これが千代田町はどのように考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。その武力攻撃がどのように行われて、千代田町が必要な事項を定めるというのか、お聞かせを願いたいと思います。そして、武力攻撃というのは何を指しているのか、その辺をお聞かせを願いたい。

国の方の国民保護法というのは、国が国民を守るという意味で、他国から武力をもって、あるいはテロで武力で攻撃をされるというような状況というのが、まず空から考えられる、そして海上から考えられるわけです。そうした中で、その武力攻撃というのが、海上からの場合に海上保安庁の、いわゆる網の目をくぐってきて、そして千代田町にまで到着するまで、いわゆるどういう対応策をするのか、これはすべて国のやることではないかということでもあります。空からの場合にどのように保護をするのか、こういうことをお聞きしたいと思います。

また、逆に今イラクに自衛隊が派遣をされている、こういう状況の中で、ここに武力攻撃を受けた場合、そのときに千代田町はどのような対応をしようというのか、必要な事項があるのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） この国民保護協議会につきましては、保護計画の作成につきまして広く意見を聞くということで、協議会を策定するわけなのですけれども、今の川島議員さんの質問でいくと次の議案第3号の方かと思うのですけれども、とりあえず質問でございますので答弁をさせていただきます。

どのようなものが、武力攻撃自体はどのようなものかといいますと、川島議員さんも述べられてお

りましたように、いわゆる弾道ミサイルの攻撃あるいはゲリラ、特殊部隊攻撃あるいはMBC、核兵器とか生物剤、科学剤を用いた攻撃あるいは着上陸の侵攻、あるいは航空からの攻撃を一応想定してやるわけでございます。先ほど第3条、次の第3条でまた説明させていただきたいと思うのですが、これにつきましては、国の方でいわゆる第3条、これが対策本部より緊急対処事態対策本部の条例、議案第3号になりますけれども、その時点で内閣総理大臣がいわゆる閣議に諮って、総務大臣を經由いたしまして、いわゆる各都道府県とか各市町村にその武力攻撃対策本部を指定しなさいと、こういう達しが来た場合に、その攻撃に備えた形をつくるわけでございますけれども、今回のこの保護協議会につきましては、そのもろもろの項目を網羅した形の中の保護計画を作成することについての、いわゆる意見を聞く協議会の設置でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 議案第2号と第3号の違いだと言いますが、結局は国の武力攻撃に対処する国民の保護のための法律というものができたということによって、この2号、3号というのがいわゆる必要になったというのが当局の説明だろうと思うのです。ところが、実際は私が聞きたいことは、国が国民を保護する義務というものはあるわけです。それで、市町村がなぜしなければならないかという点、またどういうことができるかという点なのです。普通はその条例をつくるという場合には、いわゆる憲法の範囲内、そして法律の範囲内で条例をつくらなければならないわけなのです。そうすると、事実上この法律の範囲、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関するという、この法律の範囲内でなければ何もできないわけです。その範囲内でやる場合に、結局これが対策本部が必要なのだということなのです。そうすると、必要なのは武力攻撃が起こってからなのです。そこを勘違いしているのではないかと思います。要は、自然災害ならば、いつ何が起こるかわからない、こういう状況で地震だ、対策本部を設けるとか、そういう条例をつくってあると思うのです。しかし、自然災害とこの武力攻撃との、いわゆる違いという、武力との違いというのは、いわゆる今ここで問題になるのは、武力攻撃が起こるかもしれないから条例をつくるのだということになると、すべて仮定のもとに、仮定ですよ、自然災害の場合には仮定でもそれは必要なのです、その対策が。

しかし、可能性がどこにあるか、武力攻撃がどのくらいあるのか、ミサイル攻撃、核兵器のその攻撃が、空からの攻撃というふうに言えると思うのです。そのときに起こったら、では千代田町で対策を本部があったからどういう対応ができるのだと、協議会があったからどういう協議をしてやれるのだという、こういうことなのです。攻撃され、例えば核兵器でどんと一発やられれば、そんな対策なんかどころではないでしょう。そこところが協議会なんていうものではないのです。そこを結局ミサイルだ、あるいは武力攻撃だ、核兵器の攻撃だ、こういうものがあるかもしれないという、この人心の攪乱です、この法律自体が。そして、その保護対策をしなければならぬと、こういう状況では、その条例をつくる目的、この辺必要性というのが非常におかしなことになるわけです。先ほども言いましたけれども、国で保護できない、そのものをどうやってでは保護するのだと、条例を設けて

保護をするということになったら、これはおかしい話ではないですか。それで、法律の範囲内でやらなければならない。

また、今総務課長はいわゆる私が3号と2号を勘違いしているのではないかと言うけれども、ここは逆なのです。要は、必要だからそういったミサイル攻撃や核兵器対策に対して、必要だからそういうものが、その必要性というものが認められて、それでその上で第2号が出てくる。必要だからと、それを協議会をつくるからと、そういうことになるのではないのですか。ところが、これはわざわざかどうかは知りませんが、2号、3号というのを逆に出しているというふうに私は思っている。必要性が後になるということはありません。これを先につくってしまって、保護協議会条例の制定をしてしまって、それでまたその必要性を第3号でやるなんて、これは余りにも住民をばかにしているのではないですか。こういったことを意識的にやっているということとしか思えないのですが、その辺の2点、いわゆる必要性と条例をつくらなければならない考え方、町当局はどのように考えているのか、この点をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 事が起こってから条例を制定して、その対策を考えるということではもう遅いのです。だから、自然災害の関係でも災害関係の基本計画をつくっております。やはりこの件につきましても、いわゆる国、県そして市町村が一体となつたいわゆる条例を制定して、国は法律ですけれども、制定をして、あるかないか、万が一あるかないかわかりませんが、そのことについて体制をつくるために一応条例を制定するというところでございます。

条例の出るのがあべこべというかというあれですけれども、やはり協議会というのは国民保護計画の策定についての一応協議会でございます。実際対策本部のところの条例につきましても、いわゆる万が一のことを想定した形の中で制定するものでございまして、おのずと国と県と市町村のいわゆる役目があるわけです。国の責務、都道府県の責務、市町村の責務、末端である市町村の責務というのは、国が県、県から市町村に通知が来た場合、市町村はいわゆる国民ですけれども、自分のところの住民にいち早く警報の伝達とか避難の指示の伝達あるいは住民の避難に関して誘導しなければならないと、そういう市町村の場合は責務があるわけです。そのような形で、いわゆるあるかないかわからないのに条例を制定するというのではなくて、万が一のために備えていわゆる条例を制定させていただくというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） あるかないかわからないことのためにやるのではなくて、万が一のためにと、これはあるかないかわからないということと万が一のためにというのは同じではないですか。あるかないかわからない、簡単に言えば、マグニチュード8.0の地震があるかないかわからない、8.0が起きたら、本当に日本列島に来たら、直下型で起きたら、本当にその被災したところで日本が沈没したと、このような状態です。そうしたことに對して何か万が一のために備えたことがあるのですか、法律が、

条例があるのですか。その辺をもう一回説明願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 先ほどの答弁で、私は万が一か、あるかないかというのは同じような意味で一応使わせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

それと、いわゆる地震とか、そういうあれに対する条例があるかという質問でございますが、これにおきましては最近のニュースで騒がしておりますけれども、いわゆる耐震構造関係、そういう形の中で国の方でちゃんとしたこの地震の、いわゆるマグニチュード幾つまで耐えられるような構造で一応設計しなさいとか、そういうあれは国の方で指導いたしまして、いわゆる建築確認とか、それに基づいて今町の方は、県の方で一応そうした経緯で扱っているわけですが、そのような形で耐震構造については一応法律をもって対応しているところがございますので、わかっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 千代田町国民保護協議会条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第5、議案第3号 千代田町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第3号 千代田町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制

定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議案第2号同様、国民の保護に関する計画で定めるところによりまして、国より都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、都道府県知事及び市町村長は直ちに国民保護対策本部を設置しなければならないという法第27条の規定に基づきまして条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 議案第3号 千代田町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

第1条の目的でございますが、国民保護法第25条では都道府県対策本部を及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体を規定しておりまして、その設置すべき地方公共団体の指定について、内閣総理大臣は閣議決定後、総務大臣を経由いたしまして、直ちに指定を受けた都道府県知事及び市町村長に通知しなければならないと規定しております。それを受けまして、同法第27条では指定の通知を受けた都道府県知事及び市町村長は、国民の保護に関する計画で定めるとともに、対策本部を設置しなければならないとされております。このようなことによりまして、千代田町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を条例で定めるものでございます。

第2条では、組織についての規定でございます。国民保護法第28条では、都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織を規定しておりまして、同条第4項では市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者を充てるとなっております。同項第1号では助役、第2号では教育長、第3号では区域を管轄する消防長またはその指名する消防吏員あるいは消防団長、第4号では職員のうちから市町村長が任命する者となっております。

第3条では、会議の招集及び国等の町職員以外の者を会議に出席させることができる規定でございます。

第4条では、対策本部に部を置くことができる旨の規定でございます。

第5条では、法第28条第8項の規定によりまして、対策本部の事務の一部を行う組織として現地対策本部を置くことができる規定でございます。

第6条では、雑則といたしまして、この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は本部長が定める旨の規定となっております。

第7条は、組織から雑則までの規定について緊急対策本部について準用するという内容でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

たします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第3号につきまして、2号との引き続きということで、こういうときには2号続けてやると、わざわざ二つに分けて議案を出してくれたので質問が6回できるということで、私の方も余り慌てなくて済んだわけですけれども、続きまして要はあるかどうかわからない、万が一のために想定してつくるといふことなのですが、問題はそうした中で第3号で今度連絡を県から、あるいは国から連絡を受けた場合に対処をするというのが、この対策本部の必要性だと思うのです。今先ほどのあれの中で想定される万が一のためという点がまず第1問題といたしますか、大問題なのですが、要はミサイルの攻撃、核兵器の攻撃、それから戦闘機の攻撃という、そういったものがすべて想定はされるわけです、明らかに。ところが、現実問題として今皆さん、先ほどちょっと質問して、この点には答えませんでした、3号となりまして、現実には今イラクに自衛隊が出ているわけです。そこに攻撃された場合に、この今の説明でいきますと、いわゆる国から連絡が行き、県から連絡が来ると、それで千代田町は何をやるのか、このところをお聞かせ願いたい。

なぜかといいますと、今言ったように、可能性が一番高いのは、今現実問題として一番高いのはイラクにいる自衛隊への攻撃であります。その攻撃がされた場合にどう対処をするのか、千代田町は、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） これは外国人とか、そういうあれもまた大事なこともわかりませんが、この条例を制定するにはいわゆる外国から日本に、例えば弾道ミサイルとか飛んできた場合に、それを国がいち早く察知して、例えば群馬県近辺に来るであろうと想定されれば、いち早く先ほど話したように、内閣総理大臣がすぐ閣議を開いて、閣議の決定を待って総務大臣に、それから各都道府県、群馬県や埼玉県の知事にいち早く通知をして、その通知を受けて、受けた都道府県、市町村がこういう対策本部を設置するわけです。そういう通知を受けて、この条例が制定してないと即態勢ができないわけです。だから、そういう形をいち早く設置して、町は住民をいち早く避難させるとか、そういうことがいち早くできるような形をつくるための条例制定なのですから、わかっていただきたいと思います。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） そうしますと、あるかないかわからない、あるいは万が一のために、そういう可能性の中で私が一番高い、現実的にその可能性が一番高くあるのは、イラクへ行っている自衛隊への攻撃だと、こういうことです。ところが、今総務課長が説明したのは千代田町あるいは群馬県に

ミサイルが来たとき、こっちの方が可能性が高いのだということです。そういうことでしょう。だって、そこを答えずに、ミサイルが来た場合ということを行っているわけですから、ここにごまかしがあるのです。要は、そこをイラクにいる自衛隊への攻撃に対してどのような対応をするのかということです。いいですか、それは可能性がないというふうには言えないわけでしょう。言えるのですか、それは。ミサイルしかないのだと、核兵器しかないのだと、戦闘機の攻撃しかないのだと、質問ですから言わせてもらえば、要は本来そういうミサイル攻撃あるいは核兵器攻撃、そして戦闘機攻撃というのをやらない、受けないようにする、これが国の責任であり、町長の責任であり町の責任なのです。

ところが、あるかないかわからない、しかも現実が一番現実可能と思われるものには目をつぶって、それで何ら、何らと言うとちょっとまたあれなので、万が一ミサイルが落っこってきたらどうするのだ、核兵器が落っこってきたらどうするのだと、こっちを優先にしているわけです。私が言っているのは、その自然災害というのであれば、これは本当に対策を立てなければならないのです。これだっただけで確かにあるかないかわからないと言えればそれまでになってしまうのです。そこを町当局はどのように考えているのかということです。国がつくったから、先ほどの耐震問題、地震問題でいえば、それは国の方の体制で実際はやっているからとっているわけです。だから、これだっただけで国がやっていたら別に問題ないわけです。それで起こらなければ、それに越したことはないわけですから、そこは大体自然災害とこういった武力攻撃というのを同列視して言っている。それで、こういう条例をつくろうとしているのではないですか。あえて聞かせてもらいたいのですけれども、では同列視していないのかどうか、していないとするならば、私が言ったイラクへ行っている自衛隊への攻撃に対してどのように対処するのか、私の方から見ればこっちの方が可能性が高いと、それは答えなくてミサイルの攻撃があった場合になんていうのは、ちょっと無責任過ぎるというふうに思うので、もう一度お聞かせ願います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 川島議員、イラクの関係はもう国の方で対応していますし、これは国民保護ですから、国から考えれば千代田の住民も国民ですという、群馬県の方からすれば県民だし、それで一番末端の、住民に対して一番末端の、一番密なところの市町村がいわゆる住民、町民のために万が一の場合に避難誘導とか、そういう対策をすることなので、わかっていますか。これは国のイラク問題とかは別個なものなので、よろしく願いいたします。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 私が2号のときに質問した意味というのは、条例をつくるというのは、いわゆる千代田町にとって、千代田町だけはどうしても必要なのだと、こういう特殊な状況の中で条例をつくる、国の施策で間に合うべきであると、今総務課長、答弁しました。国民の一人なのだ、確かにそうなのです。県民の一人なのです。それはわかっている。だから、憲法の範囲で、法律の範囲で、

その範囲で条例があるわけです。だから、その条例をつくるというのは、結局その憲法の範囲で、法律の範囲で、そしてそれで千代田町だけがこれで対応するという状況なのです。ところが、今総務課長の説明したのは、国がそういうふうにやって国民の一人である、だから千代田町でもそれをやらなければならない、こういうごまかしがそれでもってやられている。それがしかも町長なんかもにたにた笑っていますけれども、あるかないかわからないことのためにやるという、これはあえてその条例をつくる、その目的がどこにあるのかわからないわけです。万が一のためにということになると、そうやって万が一のためにといったら、今のイラクの攻撃に対して、それについては答弁しない、どう考えているのか。これでは余りにも万が一をどのように考えているのかわからない。万が一というのをもう一度聞かせいただきますが、可能性が一番高いのは、どこから攻撃されて、その何と言うか、あれだと言うのか、あったときに千代田町は考えているのかお聞かせ願いたい。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 国民保護計画というのは、千代田町だけがつくるのではないのです。町長の提案理由もありましたし、私も詳細説明の中で説明させていただきましたけれども、平成16年の9月にいわゆる保護法が施行されまして、いわゆる都道府県については都道府県ごとに国民保護計画を作成し、なおかつ末端の市町村についても、その国民保護計画に基づいて国民保護計画を一応策定しなさいと、そういう形の中で現在進めているわけです。そんな形の中、何か先ほどイラク関係の答弁がなかったというようなことですけれども、イラクは実際もう国の方で自衛隊派遣して、そういう対応をとって、その結果ミサイルがどうこうと私ちょっとわかりませんけれども、川島議員さんに後で聞けばいいのですけれども、なかなか難しい問題ですので、先へ移らせていただきますけれども、では千代田町が想定されるのはどういうものかという、県の方で想定しているのが、いわゆる船で来た場合です。新潟の方から上越とか何からこう走ってきて、刀水橋だと千代田町へ来ないのですけれども、利根大堰なり、そっちへ抜けるような形になると千代田町が一応そういうあれにかかわってくるわけです。そんな形で、いろいろ難しい問題もありますけれども、そんな形の中でただ千代田町だけが国民保護計画をつくるのでなくて、隣の邑楽町、大泉町でも全市町村がこういう計画を策定するわけですので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 議案第3号につきまして質問させていただきます。

これは国の危機管理といいますか、国の大きい問題というふうに私はとらえております。もしものときに、万が一のときに想定をするというのは国家として当然なことだと思っております。そういう中にありまして、日本の中では危機管理がどうなっているかということは、だれでも大変心配していることと思いますが、もしものときに例えば中国からミサイルが飛んできた、さあどうしようというときに、ではどうするのかと、総理大臣が閣議、総務会を招集して意見をすり合わせて、そんなことや

っているうちに飛んできてしまうのです。アメリカだったら大統領の責任でボタン一つですぐやれるというのが決まっていますけれども、日本の場合はいろいろ論議してからですから、常識で考えても間に合わないのです。

こういうことがはっきりしなくて、こういう条例をつくるということは、私はつくらないよりつくった方がいいのかなんて思うから手を挙げているわけなのですけれども、国の方の責任としてどうある、地方にどういうことをやるかとかというのは、ある程度のちゃんとしてマニュアルができていなかったらば緊急に対応なんかできるわけではないと思います。まして化学兵器とか生物兵器なんていうのをやられたらものにはたまったものではない。前テレビ見ていたら、北朝鮮の高速艇が重火器を持って日本海の原子力発電を攻撃しに来たら、日本は打つ手がないのですって、間に合わないのですって。警察官はピストルだから、重火器では手がつけられないのだから、たちまちのうちに原子力発電所なんかすっ飛んでしまうわけなのです。これは大変な被害が出るわけです。

ですから、そういうことを考えますと、こういうことが国、県からいろいろなそういうことを指導が来ているけれども、具体的にどういう指導がなされるのか。ちゃんと簡単に条例でこうやりましょうといっても、実際は私はもっともっと強めた形の、国とは何ぞや、国家とは何ぞや、国民とは何ぞやということで、ちゃんと論議を固めて早急にまとめるべき問題だと思っております。ちょっと話が飛んでしまったような国の話ですけれども、国からそういうことが来ているのだと思っておりますので、答弁お願いいたします。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 大谷議員の質問ですけれども、国及び地方公共団体の責務というのがございまして、ちょっと長ったらしいのですけれども、ちょっと読ませていただきます。「国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する」、これが国の責務です。「地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する」ということとございます。もちろん、国民の方は義務があるわけですけれども、協力があるわけですけれども、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」というようなことで国民の保護に関する措置の仕組みというのがございまして、いわゆる国、都道府県、市町村の流れがございまして、国が対策本部、これは対策本部長が内閣総理大臣になるわけとございますけれども、いわゆる警報、何か、万が一の

ことがあった場合の警報の発令、避難措置の指示等、その関係する都道府県知事にいち早く通知するというような内容でございまして、都道府県におきましては、その避難経路あるいは交通手段等について住民にいち早くそれを指示すると。それを受けまして市町村長、いわゆる対策本部長が住民へ、いわゆる警報の伝達、そして避難指示の伝達、そして避難住民の誘導等を行うと。あわせまして、救援あるいは武力攻撃災害の対処ということ、市町村でいいますと、いわゆる消防関係あるいは警戒区域の設定通していろいろな各種団体に協力を得ながら住民をいち早く誘導させると、そんなような流れの中で今後国民保護計画を一応協議会の委員さん等の意見を広く聞きながら、千代田町でも一応策定していくというふうな今方向で進んでいるところでございますので、よろしくご理解の方をいただきたいと思ひます。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） もしのときのということであるわけですから、避難をするとか、そういうことも当然なことだと思います。しかしながら、もしものときというのは、そんなにのんびりしてやられているような状態ではないふうに私はとらえております。ミサイルが飛んでくるのに、竹やりでつつくようなことを考える方がおかしいと思うのですけれども、もしものときということになりますと、やっぱり当然それはちゃんとした命令系統というのですか、そういうことをある程度のマニュアルというのをみんな持って、悪く言えば、よく言えばというのですか、訓練というのですか、そういうことをやっていなかったらやれないのです。ですから、この県の方から来てそういうふうに行うとか、道路をこっちへまたつくるだとか、そういうことの想定は当然考えなくてはならないのですけれども、そんなにのんびりと道路を渡ってやってきてここへ来るとかなんていうような、そういう想定では間に合わないという気持ち持っているのです、それはどういう機会ですらうか、では国の方に上げていくかというのが私たちの責任だと思ひますけれども、私はそういうふうにもう少し緊急性のあることを考えていかなかったら、その今の言っていることも間違っているとは決して思ひておりませんけれども、そういうとらえております。そういう考えはどうでしょうか、願ひします。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） この武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律ということで、148条に避難施設の指定とか、そういうものがございまして。

それと、この市町村保護の保護計画を策定する場合においては、いわゆる群馬県知事と合ひ議しながら、その策定したものについては一応議会の方へ報告すると、そのような内容になっておりますので。

それと、大谷議員の言われました訓練の関係でございましてけれども、それもこの国民保護計画に一応位置づけられておりますので、その辺につきましても細かい計画ができた段階で、また県の方と合ひ議しながら議会の方へも報告していきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第3号につきまして、絶対反対の立場から討論を行いたいと思います。

ただいまの議論を聞いていただければおわかりのことと思いますが、ここで明らかになったことは、この間、社会正義のためにはということで、大谷議員と意見の合うところで共闘してまいりましたが、本日は大きく180度違う意見が対立をしているということが明らかになったわけです。しかし、皆さん、実際の対応では、いいですか、大谷さんが心配していることも当然なのです。私が心配していることも当然なことだというふうに私は思っています。そうしますと、どういうことが起こるかということなのです。今大谷さんが心配したように、ミサイルが飛んできた場合にどうするのかということのを、そんな飛んできてしまってからではどうすることもできないでしょう。攻撃を受けてしまってからではどうすることもできないでしょう。ところが、これは、攻撃を受けた場合にということです。ここが最大のごまかしなのです。確かに受けた場合に、それは対処しなければならないのは当然です。このところが問題なのです。では、受けた場合に、どこが、では受ける可能性があるのかと云えば、私は一番現実的なのはイラクにいる自衛隊に対しての攻撃に対して千代田町がどのような、例えば国からそういう攻撃があったという報告があります。そうしたら、それに、では刀水橋渡って、周りから来ないように対処する。こういう状況がもう明らかになったわけです。これがこの国民保護条例対策本部の本質であるというふうに私は考えます。ですから、実際のそういう攻撃に対してもその実効、効果がないというのが大谷さんの質問の中でも明らかになった。大谷さんと総務課長とのやりとりの中でも明らかになった。それで、では想定される武力攻撃というものは、どういうものかという、これがあいまいですよ。こういうことでは、どのみちこの条例をつくる意味がないのです。では、なぜこんなことをやるか。ここのところが結局、先ほど質問しましたように自然災害と武力攻撃というものを同列した当局の考え方がある。国及び県がやっているから、千代田町だけがやっているわけではない、つくるわけではない、こういうふうに言っているのです。確かに千代田町だけがつくるわけではないから安心だと、こうはいかないのです。私が言いたいのは逆なのです。こんなあいまいな根拠のもとに、千代田町だけではなくて日本国じゅうが法律をつくって、そして条例をつくる、組織を挙げてこういう対応をしようという。実際に、ではこの条例があったからと云って何ら効力がないです。というふうに私は考えます。

従って、その武力攻撃を受けた場合と受ける前との対策というのを混同しているというふうには言わざるを得ない。そういうふうに、その議論の中から明らかになってきている。最大のねらいは何かと

いうと、今日本がどこからか攻撃を受けた場合にどうするのかという人心の攪乱を図っていると、これが国を挙げて、地方自治体を挙げてやっているというふうにししか私にはとれないということなのです。なぜかという、そういう状況あるかないかわからない。そういう状況でこういう条例をつくるということ自体が私には賛成できないわけです。自然災害を想定した計画ならば必要である、こういうふうに考えます。先ほどその自然災害については、国の方でちゃんとやっているから、そのとおりにやればいいのだと。これだって同じなのです、逆に言えば。そういった意味で、これは絶対反対だというふうに申し上げるものであります。

○議長（青木國生君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） この条例は、国で、国会で決まったもの、それに基づいてつくっているものでありまして、戦闘機がどうの、それからイラクがどうの、どういうふうに攻撃するの、そういうのはもっと専門家の、国の論議にまきたいと思えます。この条例は、そういうことで皆さんの賛成をお願いしまして賛成討論といたします。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 私は、この議案に対して賛成させていただきます。なぜ賛成かと申しますと、今言っていた国のことだから、そういうことではないのです、国が決めたことではなくて。危機意識を少しでも地方でも、この自衛ということがいかに大事かということをも日本全国の地域の人に知らせて、そういう意識を持たせるといふ、そういう意味で賛成させていただくということなのです。本来ならば、もっともっとそういうことを推し進めていただきたいというのが私の考えでありますけれども、今の日本はもう平和ぼけと言っては何だけれども、そういうところが多いですから、一遍にそういうことを言うと、なじまぬ人が国民の中で多いと思って、自分自身思っているのです、そういう意味で国がいかにこういうことをやっていかななくてはならないのかというのを地方の人たちにもわかってもらうために、とりあえずは言ったとおり賛成しないより賛成した方がいいかなというようなところもありますけれども、そういう意味で賛成いたします。ぜひ皆さん、ご理解をお願いいたします。

○議長（青木國生君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 先日1月11日ですか、大泉の文化村で講演会がありまして、その中で防衛庁の講師の方が、いつ日本でテロが起きてもおかしくないというような現状認識の国内情勢の認識がございました。そういったことから、国もこれは焦って早く自治体の責任のもと安全、安心のまちづくりをしてもらいたいということで、こういったことになったのだと思えます。私が質問されたのですが、たばこぐらいのプラスチック爆弾で文化村の建物が吹っ飛ばすかどうかと聞かれて、吹っ飛ばすのではないかと聞いたら、本当に吹っ飛ばすというような話なのです。そういったことから、生物兵

器等を含めて利根川あるいはそういったところで生物兵器がまかれたら大変でございます。そういったことで、しっかりとした研究をしていただいて、安全、安心なまちづくりをするということで、この条例に賛成の討論といたします。

○議長（青木國生君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 第5、議案第3号に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

質疑の中で大変核ミサイルが飛んでしまってから国会で開いて、その通達を受けて県が開いて、町まで来るときには、もうこっちへ到達してしまうという話、そういう話だから、それには間に合わないと思うのです。核ミサイルが飛んでしまってから、弾道ミサイルが飛んでしまってから、それに対処するためもちろん含まれている話かもしれませんが、その前に柿沼議員さんもおっしゃっていたように、ゲリラ対策、そういうことに対しても、国家では大変な気を使って、そういう情報収集しながら、日本にそういうテロが入るのではないかと、そういう話もちろん国では気を使って大変な人数で調べているのだと思います。そのときに、こういう決まりがつかっていなければ、条例制定がしていなければ、国から、県から、千代田町あたりテロがねらっているのかもしれないと、万が一そういうとき、話が来たとき、この制定がなかったら、ただ県から、国から話が来たからって、どういうまとまりをして対処するかわからないでしょう。そういうために、川島議員さんがもしかして考えている思想のねじ曲げがあるのではないのかというのは、この中には含まれていないと私は思います。そういうことで、この第3号に対しまして、町民の命、県民の命を守るために必要なものだと思いますので、賛成いたします。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 千代田町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第6、議案第4号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第4号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る2月14日、特別職報酬等審議会を開催していただきまして、今回の特別職の非常勤職員の報酬の見直しについてご審議をいただいたところでございます。

別表のとおり、一律5%減する趣旨の答申をいただきましたので、答申に沿った形で条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第4号につきまして幾つか質問したいと思います。

まず、第1に、今の説明でいきますと、町長の説明によりますと一律5%カットの、いわゆる答申を受けたということでありまして、その5%を削減をしたいという案であります。選挙長、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人、選挙立会人については同額であります。一律5%というふうなあれがないわけでありまして、ここはどうして一律でないのかお聞かせを願いたいと思います。

問題は、その選挙関係については、国の基準があるからという答弁が来る可能性があるわけです。しかし、皆さん、もしこれが本当にそういう答弁になったら大変なごまかしがあるのです。ということは、では国の基準がないから、基準がないのにこうしたところに報酬出している、こういう状況になるわけです。これは、千代田町の独自で出しているのだということになるわけです。国の範囲でやっていることではないというふうになりますので、この点どのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 川島議員の質問にお答えしたいと思います。

一律5%減ということで一応答申を受けまして、提案理由にもありましたように答申を受けて、それに基づきまして一応条例を改正させていただくというふうな内容でございます。

確かに、川島議員がおっしゃるとおり、私が答弁しますけれども、この選挙関係は国会議員の選挙等の執行経費の基準でございます。それに基づきまして法律の定めるところによりまして、この日額ですか、いわゆる出日当という形の中で一応定めているところでございます。

それと、それ以外の教育委員長さんなり、一番下の35番のその他の委員さんにつきましては、町長の委嘱の中でやっております。選挙関係に限りましては、一応選挙管理委員長というようなことで、国の委託料をいただいて、その中で町の財源を使わず一応執行させていただいたというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） やはり思ったとおりであります。要は、一律だというふうに言っているのです。しかし、一律でないのです、実際には、法律上は。ここは、先ほどの問題と同じで、国で対処しているから、千代田町でそれに対応できるのですよということなのです。なぜ条例をつくるのかということになると、町長の権限でできるというのがこの非常勤特別職の条例です。要は、例えば区長さんへのその給与といたしますか、手当といたしますか、報酬費用弁償だった、こういう形になっているわけです。区長さんという、区長制をとっていないところもあるわけです。そこでは、どのようにやっているかということなのです。ここには、住民の皆さんからの要望や意見というのは、すべて連絡員を通して上げるだけです。千代田町は、区長さんを通して町の仕事をすべて区長さんに押しつける。すべてと言うとまた語弊がありますが、大分押しつけている。こういう状況で、この間も瀬戸井で区長選出、交代期に当たりましていろいろ議論がなされているわけですけれども、だんだんその区長さんになり手がいないと、中にはいると思っておりますけれども。そういう状況が明らかになってきている。そういう中で、結局当局がもう選挙問題については、選挙関係については国の委託料でやっているからという根拠があるわけです。こっちについては、町長の委嘱によりやっているということなのです。ということは、町長の判断ということでしょう。それをなぜ、では報酬審議会が答申をしたから、5%削減だというふうに答申をしたから、一律5%削減しましたと、これは一律ではないでしょう。その根拠は、国の委託料があるから、ということなのです。これがやっぱり先ほどの問題と同じなのです。そういうふうにごまかしてすべてやろうとしているところに問題があるのです。これが、では千代田町だけではないから、これだってそうだと思うのです。千代田町だけがこんなことやっているのではないと。でも、やらないところもあるでしょう。そこどう考えているのかお聞かせ願います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） うちの方で諮問して答申をいただくわけですけれども、この選挙関係につきましては一応内容書きをさせていただきまして、国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律の定めによる金額ということで、選挙関係につきましては諮問を抜いた形の中で答申をいただいておりますので、それ以外を一律5%で減するという答申をいただいた形の中で条例の一部改正をお願いしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） そうしますと、一律5%にしない場合、選挙部分についても、どのような弊害があるのか、選挙関係について、お聞かせを願ひたいと思っております。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 弊害は全くないと思います。これは、そういう形で国の基準の法律で定められているものですから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） 議案第4号につきまして、原案どおり決することに賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

今のその答弁でもおわかりのように何ら問題がないということです。当局が認めていて、その5%をやらないから、やったからってできるのです、条例というのは。そこのところが皆さん勘違いしているのではないかなと思うのです。町長も勘違いしているから、総務課長も勘違いしているのではないかなというふうに私は考える。要は、では本当にその選挙関係以外のものがその教育委員長あるいは教育委員、こういったそれぞれのものが、いわゆる報酬、弁償というのが本当に現実に即しているかどうかという問題なのです。そこのところがあいまいのまま、いわゆるこういうふうに、町長が例えば一律だと言っているけれども、実際には同じものがあるのです。一律5%削減すると言っているも、削減していないものもある。ここに本会議で堂々とそういうことが言える。そして、またそれを合理化する総務課長がいるから、おかしいことになるということで、この条例の改正については原案どおり決することができないということを申し上げ、反対討論とするものであります。

○議長（青木國生君） 4番、富岡芳男君。

〔4番（富岡芳男君）登壇〕

○4番（富岡芳男君） 議案第4号について賛成の立場から討論いたします。

いろいろ言っていますけれども、今の情勢を考えると、聞いていて、川島さんと総務課長の議論聞いていまして妥当ではないかと思えます。議員諸兄の賛成をお願いします。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議案第5号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） お諮りいたします。

この際、日程第7、議案第5号、日程第8、議案第6号及び日程第9、議案第7号について、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第5号 千代田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第6号 千代田町町長、助役等の諸給与条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第7号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第5号 千代田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 千代田町町長、助役等の諸給与条例の一部を改正する条例、議案第7号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の人事院勧告に基づきまして昨年の11月28日の臨時議会において、12月の支給する期末手当について0.05カ月増の改正をいただきましたところではありますが、今回6月に支給する期末手当について0.025月増として12月に支給する分について0.025月減とする改正を内容とするものでございます。施行期日におかれましては、平成18年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、議案第5号、議案第6号及び議案第7号の案件について、一件ずつ処理いたします。

まず、日程第7、議案第5号 千代田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第5号につきまして質問をしたいと思います。

第5条中、100分の210を100分の212.5に、そして100分の235を100分の232.5に改めるということで、6月を2.5プラス、そして12月を2.5マイナスというふうにプラス・マイナス・ゼロかというふうに見られるわけでありますけれども、私の考えが違うのかどうか、現実はどうなっているのかお聞かせを願いたい。

そして、なぜこんなことをやらなければならないのか。もし同じであれば、その12月と6月を取りかえたって、取りかえないといったってその辺が同じなのです。先ほども何回も言いましたけれども、いわゆる自治法、地方自治というのは、その地方の独自の判断ですべてをやると、この辺をどう考えているのか。町長の先ほどの説明でいきますと、国の方がそういうふうにしたから、やるのだみたいなのが来る可能性もありますけれども、その辺明確にご答弁願いたいと思います。その2点をお願いします。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） これは、そのままでいいのではないかというふうな話ですけれども、これ今提案理由にもありましたように11月28日に臨時議会を開いていただいて、いわゆる期末手当について12月1日の施行なのです。今までの年間4.4カ月分、それを4.45、0.05月分増になったわけです。それで、6月のボーナスは、もう皆さんいただいてしまったわけです。12月にそれを、6月分の上乗せしてやるには12月の方へ、6月分にもらう分をやらないと損してしまう。そういうことで、今回12月分に上乗せしたやつを12月分でその分マイナスして6月分に一応やると。だから、結果は4.4月分なのですけれども、これを一応改正させていただくというふうな内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） そうしますと、上げた分を、その11月の臨時議会で上げるというふうにした分ですか、その辺がちょっとおれもわからないのですけれども、それを上げないように支給するためということなのですか。その6月分で、結局6月分をプラスするのですか。それで、12月分をマイナスするのですから、そうなってくると、少なく支給するためにこういうことをやるということでもいいのかどうか。要は、なぜこんなことをやらなければならないかというのが、そこ、例えば千代田町が財政危機突破計画だなんていうのを出しています。それで、議員の給与3%マイナスしました、こういうことです。これは、確かにやっているというのを住民にパフォーマンスというか、そういう感じですか。こんな状況があるわけです。そういうことをあえてなぜやる必要があるのかというのが私には理解できないのです、賛成しろ、賛成しろと言っても、反対しろと言っても。なぜそんなことをこの議会のあれをかけてまでやらなければならないかです。逆に、では今回ののが正当だというならば、ではなぜ11月28日、臨時議会まで開いてそんなことをやったのか、その辺お聞かせ願ひしたいと思います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 11月に臨時議会を開催しないと、12月1日の施行なのです。でないと、0.05月分が加算した期末手当が支給できないのです。だから、改正前の4.4月分しか支給ができないわけです。それなので、人事院の勧告で特別職並びに議員さんにつきましては0.05月分、年間上げなさいと、そういう勧告のもとに、その0.05月分を上げるのが、本来なら4月とか、そういうときに決まっていれば6月と12月に0.025ずつ分けられたのですけれども、6月分はもう期末手当は支給してしまったものですから、それを11月に臨時議会開いて、12月1日以降、12月に支給する期末手当については6月分に支給する分を上乗せして12月に支給しますよと、そういう条例を臨時議会で議決していただいたわけなのです。今回は、12月に上乗せした分を、6月はこれから来るものですから、6月と12月に、12月が多かったものですから、多かったというか、そういう措置しかできなかったものですから、それを6月と12月に振り分けて、トータルは4.45月分ですから、同じですけれども、そういう形で今回条例を一部改正をさせていただくわけでございます。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） そうしますと、人事院勧告により上げろということであったから、臨時議会を開き、また更に定例会に、そういった切ったり来たりに上げる方策を、上げない方策といいますか、その辺がちょっとわかりにくい、理解、わからないのですけれども、要はそういった形で調整のためです、これでいくと。人事院の勧告どおりにやるために、すべてそういう調整、臨時議会を開いている、定例会でまた提案する、こういう、いわゆる先ほども言いましたけれども、何ら独自の千代田町の理由が何にも見当たらないのです。千代田町でそれをやらなければならないという理由が必要なのです、条例というのを考えれば。そこところが、先ほどから言っているように何か皆さん、議員の皆さんもちょっとあれしている可能性もあるのですけれども、その辺のところ、やはり地方自治というものを、その我々が何のために議員としているかということ、地方自治法というものを遵守するというのでやっているわけです。だけれども、それは、あえて何のためにやるかということ、住民福祉の向上のために条例をつくるのです。こういう右往左往が住民福祉の向上にどのようになるのかという。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） いずれにいたしましても、議員各位は住民福祉、住民のために一生懸命頑張ってもらっているわけです。この条例を改正するというのは、どうしてやるかということですが、これは意味がないわけではなくて、意味があってやっていることです。11月の臨時議会では、そういう形で一応議決をしていただいたものですから、その中で今回やっぱり調整をさせていただくということで今回提案をさせていただいておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第5号につきまして、原案のとおり決することに賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

これも今の議論でおわかりのように、住民福祉の向上のために議会があり、町当局がある。そういった中で、何かそれを口実に右往左往している感じ。先ほどの国民保護法に基づく条例の制定についても、それからこの問題についても、11月の臨時議会についても、何か言われるとおりに町がやっている。そして、ちゃんと町には理由があるのだというふうに、理由があるのだと言っているのに、その理由を述べられていないというのが現実だというふうに私は考え、これについては賛成できない。上げてもらうことについては、私もありがたいとは思っておりますけれども、こんな右往左往してごちゃごちゃやってまで上げてもらうような金額ではないし、それから、これについては議員の問題ですからあれですが、議員のだけ賛成して、町長や助役、教育長の反対するというわけにいかない。そういった意味で5号については反対討論であり、6号、7号についても同じ趣旨で手を挙げないということをお願いして私の反対討論といたします。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 議案第5号につきまして、川島議員と同じように反対の立場で討論させていただきます。

そもそも私は、町が財政難に陥った、この財政難に陥った責任は町執行部と、それに賛成してきた議員にあると私は考えております。そういう中でありまして、議員定数も4人減らしてくれ、報酬も25%ぐらいカットしてくれと、そういう中で私は提案してまいりました。ですから、小さいと言っただけですけども、とってこれを、はい、そうですかと賛成するわけにはいかないのです。なぜならば、こういうふうに財政難になったということで、危機突破計画でいろいろな税収だのカットだのがずっと1年続いてきたわけです。そういう中にありまして、議会の方は何やっているのかと、町民の理解が得られないと思うのです。議員の方も責任があるのだから、町だって説得できなかった責任があるのだから、議員定数はもう少し減らして、報酬も減らして、そういう中で余って浮いたお金を住民の福祉の向上、公共料金なんかの目に見える形の、そういう中に回してやれば、どのくらい町民の皆さんが喜ぶか、地方自治法というのは川島議員が言うとおりに地域の住民の皆様のためにあるということをお願いして皆さんご理解いただいて、私の反対討論といたします。

○議長（青木國生君） 4番、富岡芳男君。

[4番(富岡芳男君)登壇]

○4番(富岡芳男君) 賛成の立場から討論します。

今大谷さんが言いましたとおり、私もそのように思います。ですけれども、条例は、私の私見で申しわけないですけれども、数字のいじくり方だけのことでありまして、大きく考えれば町の姿勢とか、議員の報酬とかというふうに言いますけれども、これに関してはそういうことではありませんので、一応賛成討論といたします。皆様のご賛同をお願いします。

○議長(青木國生君) ほかに討論ありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長(青木國生君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 千代田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長(青木國生君) 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号 千代田町町長、助役等の諸給与条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長(青木國生君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長(青木國生君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 千代田町町長、助役等の諸給与条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長(青木國生君) 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第9、議案第7号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

ただいまから11時まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時49分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第10、議案第8号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第8号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の人事院勧告に基づきまして昨年の11月の臨時議会において、給料、手当について0.36%減とする内容の改正と12月に支給する勤勉手当について0.05月増とする改正を行ったところでありますが、今回第2弾といたしまして公務員給与構造改革によりまして、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） それでは、議案第8号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

お手元に参考資料を配付させていただきましたので、議案書と一緒に見ていただきたいと思います。新旧対照表が行っているかと思えますけれども、参考に見ていただきたいと思います。国の人事院勧告の第2弾といたしまして、公務員の給与構造改革に伴いまして平成18年4月1日以降の給料表につきまして、本庁の職員の職務について8級から6級に分類するものでございます。

第4条第2項では、職員が昇格等で他の職務に移った場合における号給を規則で定める規定でございます。

同条第3項は、職員の昇給についての規定でございます。1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、すべての職員の昇給月を同一とする規定でございます。

第4項は、1年間、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給、現行では1号給を標準として、規則で定める基準に従い決定する旨の規定でございます。

第5項は、55歳を超える職員にあっては2号給、現行の2分の1とする規定でございます。

第6項は、職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができないという規定の内容でございます。

第17条第2項及び同条第5項では、6月、12月に支給する期末手当についての加算割合を規定したものでございます。

次の18条第2項については、勤勉手当について、6月支給分と12月支給分につきまして、議員等の期末手当と同様にする規定でございます。

附則といたしまして、第1条では、この後ろのページに附則がついておりますので。附則といたしまして、第1条では、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、特定の職務の級の切りかえでございますが、平成18年4月1日の前の日において、その者が属していた職務の級が附則別表第1の職務の切りかえ表により切りかえする内容でございます。後ろに切りかえ表が出ておりますけれども、これによって現在の現行の給料をこの切りかえ表によって切りかえいくという内容でございます。

第7条につきましては、給料表の切りかえに伴う経過措置でございますが、切りかえにより現行受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、その差額に相当する額を給料として支給するという規定でございます。

第9条は規則の委任でございます。

第10条以降につきましては、条例の一部改正に伴う文言整理でございます。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第8号につきまして幾つか質問させていただきます。

まず、第1に、第3条、職員の職務は6級に分類する、職務を8級から6級にするということについて、具体的にはどのようなその影響があるのかお聞かせを願いたいと思います。

そして、いわゆる2、3については、簡単に言うと査定といいますか、町長の権限を強化するというふうに、強化と言うとまたあれなのですが、町長の裁量によって多少それができるといふふうになるかと思いますが、そういったものが、いわゆる細則といいますか、規則によって定められているように思うわけでありますが、その辺はどのように変わるのか、いわゆる査定といいますとあれなのですが、町長の気に入ったものは上げてとか、そういうのはできないようにはなっているようなのですが、それが逆用できるといいますか、そういう可能性があるものなのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

それから、この号給、号俸、給与表といいますか、こういったものについてはラスパイレスというものがあるそうです。そういった中でこのラスパイレスをどのように千代田町は見ているのか。私の考えでは、財政力指数とラスパイレス指数との整合性といいますか、こういったものがあるのではないかというふうに考えておりますので、その辺のラスパイレス指数と財政力指数、これの資料がありましたら出していただきたい、このように考えるものであります。

1回目、終わります。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） まず、8級から6級の分類ということでよろしいね。現行千代田町、ほとんどの町村が8級を使っているかと思います。郡内では大泉町が9級までありますけれども、それと市ですと9級からなっております。郡内ですと、大体8級制を導入しているところが多いかと思います。それが先ほど提案理由にもございましたとおり、4月1日以降、公務員の給与の構造改革に伴いまして本町では8級が大体6級制に移行すると。8級から6級制に移行することによりまして、町の課長から主任クラスが大体、最大で7%まではいかないのですけれども、平均で5%近い、4.8近い減額になるというふうな構造になっております。それで、現行の給料から下がるわけですけれども、これが5年とか経過を置いて、現行までいくまでは差額の給料は一応保障すると、その内容になっています。

それと、今までは昇給が年4回、4月と7月、10月、1月、職員によって4回に分かれて、1年に1回ですけれども、定期昇給というのがございました。これが、いわゆる職能給制へ一応移行すると。その評価の方法なのですけれども、今までの1号俸が、後ろについているかと思うのですけれども、給料表のあれが、今までの1号俸が4号級、だから1号俸が四つに分割されるわけです。それで、今

度職能給制度移行ということでございまして、いわゆる評定をAからEまで5段階、一応評定するよ
うな形になります。それで、いわゆる標準の評定C、Cが標準ですけれども、これを基準として、こ
れが今までどおりの定期昇給で大体1号俸上がる人、それとそれの上、BとA、これを総体を評価す
るのですけれども、AとBに厚くしなさいよと、そのかわりCから下にはDとEというのが。だから、
Dの場合は今まで1号俸、今度新しくは4号給になるのですけれども、半分の2号給とか、今までの
2分の1で、Eという評価が出た、これはいろいろ懲戒処分とか、基本的にそういうあれにならない
と、このEというのはないかと思うのですけれども、これについては昇給がなくなるというような形
で今度は移行してまいります。それで、今まで55歳以上は昇給なしというようなことで国の法律があ
ったのですけれども、それがなくなって、55歳以上も昇給があるのですけれども、今までの1号俸で
はなくて2分の1しか昇給が上がらないと、そんな形の今度は条例改正になっております。

評価については、去年から段階的にやっています。町長権限ということでございまして、各
職員については所管の課長、課長が一応評価すると。それが実際、去年の12月でやりまして、その課
長の評価をやる再調整という調整者、これが助役ですけれども、助役とヒアリングしまして一応調整
すると、それを町長に上げると、そういうふうな段階になっております。ですから、今度は、18年度
ですけれども、一応評価するのは4月1日から12月31日までの9カ月間を評価して、1月1日に全職
員が同じ月に一応昇給するというような形で進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ラスパイレス関係と財政力指数ですか、資料ね……

〔「具体的に見せてもらえれば」と言う人あり〕

○総務課長（栗原則雄君） 後で議長の方に話していただいて……

○議長（青木國生君） それは、だから全員。

○総務課長（栗原則雄君） 全員に一応用意させていただきますので。これ県のホームページだった
かな、その辺にもラスと財政力指数のあれは群馬県下のが一応掲載されていますので、うちの方もそ
れを引き抜いたものがありますので、全議員さんに一応報告かたがた資料提出していきたいと思ひま
すので、よろしくお願ひします。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） いろいろその細かいことについては、私はわかりませんが、簡単に言ひます
と、そのラスパイレス指数と財政力指数、これがどのようになるかということなのです。その財政力
指数については、やはりこの千代田町においてどのぐらいの基準財政収入額があるのかということが
決定的な要因になるもの、いわば町長や町でそうしたいと言っても、なかなか一気にいくというもの
ではない、政策なものを進めて、それで基準財政収入額が増えていけば財政力指数が上がっていくと、
こういう関係になろうかと思ひます。ところが、ラスパイレス指数というのは、今どの程度にあるか
私は知りませんが、財政力指数については0.76ですか、その辺は明らかかなというふうと思っ
ているのですけれども、そうすると、いわゆるラスパイレス指数というのは、その金額というのを決

めるというわけにはいかないまでも、多少の町長の権限によって、それを持っていけることができるのではないかというのが、例えば低かった上げていくとか。それで、その指数によってその基準、1号俸とか2号俸とかというのが上がる場合に、その金額でもうんと変わってきてしまうのではないかというふうに思うのですが、その辺のところはどうなっているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） ラスパイレス指数と財政力の指数というのは整合性はないのです。だから、山間部の財政力指数の低い方でもラスパイレスが高いところもありますし。これを見てもみますと、平成17年の指数ですけれども、財政力指数ですと上位の方なのですけれども、ラスパイレスの方になると結構下の方ということですから、財政力指数とラスパイレスとの関係は……

〔「何番になっている」と言う人あり〕

○総務課長（栗原則雄君） ラスパイレス指数は、下から4番目です。財政力指数の方は、上から6番目ですか。ラスパイレスですと、郡内で一応一番低いです。財政力指数ですと、大泉町さんは1を超えていますけれども、邑楽町と大体、明和町とうちが大体同じぐらいです。板倉町が若干低くなっていますけれども、そんな形です。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 問題は、整合性はないと言うけれども、要は裁量、財政力指数の前にそういった年々の収入、基準財政収入額といいますか、千代田町内から上がるその基準財政収入額の割合によって大きな比重を占める財政力指数での位置を決めるのは、そういうふうになって、いわゆる町長の裁量ではなかなかすぐに一遍には変わらないのではないかというふうに思うわけです。そのラスパイレス指数については、どうするかという裁量が働くのか働かないのかを聞きたいわけです。ということは、そのラスパイレス指数は幾らかでも上がれば、千代田町の職員の給与も上がるのか。上がると、では下がってしまうというのか、それが下の今の説明でいくと、下の方から4番目ということになるわけです。下から4番目というのはどういうことなのだとということなのです。山間部で、財政力指数が少ないところでラスパイレス指数は高いというのはどういうことなのかお聞かせを願いたい。その辺が町の姿勢といいますか、町長の姿勢というか、そういった、それをちゃんとやって、それで住民にサービスをしてもらうという、そういうちゃんとやることによって住民サービスが向上するという、そういう方向に持っていくべきだというのが私の考えなのですが、その辺が財政危機だから、ラスパイレス指数は低く抑えて、それで住民サービスもやれということになったら、これは相当な矛盾が出てくるのではないかなと、私は職員ではないからわかりませんが、その辺のところがやはり今千代田の大問題なのかなというふうに思うのです。今こういう千代田町の職員の給与に関する条例の一部を改正することによって、これが本当に今言ったような職員が本当に元気はつらつと住民サービスに専念をできるという状況に持っていくためにやるのかどうかということ。要は、この条例がそういう方向に、やる方向でやっているのか、それとも逆に減らしているのか、その辺もあわせてお聞か

せ願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 今までも一生懸命やっている人、普通の人、幾らか自分の能力までやらない人、そういうあれもあったのです。だけれども、一応今まではやった人も、そういうあれで同じで一応昇給だったけれども、今度は職能制ですから、やった人はそれなりのやっぱり給料をいただくと、そういう形でできています。ですから、今までも一生懸命やっている人も一生懸命やるし、今まで自分の能力があったにもかかわらず、自分の能力までやらない職員も自分の能力があるところまで一生懸命やるとか、そういう、いわゆる意識改革が出てくるかと思います。その点で、いわゆる住民サービスにもつながるといふふうなことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

[何事か言う人あり]

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 給料は、現在もらっている給料については、現時点の給料までは、いくまでは一応現額保障ができるようになっていきます。現時点で給料をもらっています。例えば1,000円もらっていると、現在、8級から6級制に移行することによって1,000円が800円になってしまうと、だから200円現行より下がるわけです。その800円の差の200円がこの800円を1,000円になるまでは、一応その200円の現額保障はするような条例になっています。ただ、退職金とかの計算については、下がった金額になりますから、それが減額になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木國生君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 職員の給与に関する条例の一部を改正するという事で、成果主義の導入ということで、成績の優秀な職員を優遇していくという人事制度でありますけれども、客観的な評価基準と、これをしっかり構築していただいて、職員の士気、やる気を高め、住民サービスの向上を図っていただくことが重要であると考えますので、その評価基準について見解を求めたいと思います。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 評価基準ですけれども、先ほどもちょっとお話しいたしましたけれども、A、B、C、D、E、5段階に一応分類するような形になります。Aについては、一応、特にすぐれていると、それを一応職員の5%以内、それと評定B、すぐれている、それが職員の20%以内、それと標準的なものがCで、これを基準にして、Cを基準にしてBとAをつくると、そういう形でございます。それと、Dについては注意等を受けることが多い職員。これについては、先ほどもお話しいたしましたように、現行で1号俸上がる分についてが2分の1しか昇給ができないと、そういうものでございます。それと、認定評定のEというのがございますけれども、これについては一応昇給がないというふうな形で5段階で一応評価するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第8号につきまして、原案のとおり決することには賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

先ほどから言っておりますように、条例の制定あるいは改正をするのは住民福祉の向上が大目的であるという中で、町職員の給与をどう評価をするかという問題であります。そうした中で、財政危機であるから、職員給与を引き下げると、こういうようなことがやられるかどうか、あるいは人事院勧告に基づいて人事院の言うとおりにやるのか、また人事院の勧告に対して、先ほどのラスパイレス指数というのはどの程度の位置にあるのかというのが、その本質だと思うわけです。確かにその財政力指数と、そのラスパイレス指数というものの整合性という、ちょっとおかしいのですが、ないかもしれません。判断の評価の仕方によって、あるいは解釈の仕方によって違うわけです。しかし、今言えることは、それが人事院勧告のあれでいって下から2番目というふうになって、幾つあるかはまだ言っていないので、わからないのですけれども、そういう状況で、それがもとになっているわけです、職員の給与。それをもとにして上がったり下がったりするわけですから、このラスパイレス指数、これ自体がそれを町長がどう動かすことができないということ、ちょっとわからないのですけれども、その辺の裁量がやはり町長に働く。ところが、今度の場合は、A、B、C、D、Eまでいくのです。そう5段階にして、普通以下は値下げをするという可能性が出てくる。そういうことなのだと思うのです。そうすると、町長の気に入った人の評価されても、気に入らない人は幾ら一生懸命やっても、課長のということになるけれども、そういう課長の判断によってその職員の評価がされてしまう、こういうふうな条例の改正であるということです。このところが、やはり先ほどから言いますように、本当に住民福祉の向上のためにのみあるべき町長が、ああでない、こうでないと言って、それでしかも総務課長も自分も職員です。だけれども、自分で中間職といいますか、自分で評価する立場でありますから、それはそれなりに、その町長の言いなりにならなければならないというものもあると思いますけれども、少なくともそういう状況が住民福祉の向上のためという名目のもとにやられて、それで職員のそういう不利益を招くようなことを堂々とやるということ自体が地方自治体の仕事ではないというふうに私は考える。まさにこのところが、千代田町の町長がどう判断するかによって住民サービスが向上するのか、低下するのかという、こういうところに来ているわけ。そうした中で、私は今のこの議案第8号だけ見ても、町長失格であると言わなければならない、このように考えます。ということは何かということ、総務課長もわかって言っているのです。これが職員の不利益になるのだというふうに、喜んでいる人もいるかもしれない。しかし、一部なのです。多くの

人がこれをやられることによって余りいい方向にはいかないというふうに考える。今後一般質問の中でも、その典型的な例を挙げますけれども、そういった意味で町長の裁量がそれほどそういう細かいところで影響してくるのです。そこのところが条例の改正によってどう変わるかということ。それをあえて提案をしてやっているわけです。私は、この辺がちょっと疑問なのです。本当に町長がみずからそういったことをすべてわかって、細かいところをすべてわかってやっているかということ、ちょっと疑問に思うのですけれども、でも少なくとも町長名でやっているわけですから、この辺のところはやはり皆さんが判断する以外ない。こういうことでありまして、この条例の改正は職員にとっては歓迎できるものではないというふうに私は判断をするということで、原案のとおり決することに賛成できません。

○議長（青木國生君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 賛成の立場から答弁します。

柿沼さんがさっき言われたように、この条例は職員をやる気にさせるためのとか、それだけではないですけれども、一部そういうことが入っております。町長がどうのこうのと今川島さんの方から言いましたけれども、おそれがあると言えば、みんな表と裏というのがありまして、今言ったように判断の仕方でありまして、言えば、そういうことはいろいろ出てくると思います。しかし、この条例は、そういう上のいい面を大変よく持っております、それが住民の、職員が一生懸命やれば住民の福祉のためですから、賛成したいと思います。議員の皆様を賛成をお願いします。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 議案第8号につきまして、原案どおりに賛成できないということで討論させていただきます。

町長の裁量で課長はいろいろA、B、C、D、Eでやるけれども、私は今まで議員になってきて、町長が、町長悪口言っているのではないです。今までやってきて、そういうふうにやっていただけたかどうかというのを疑問に思っております。前のときに私がさんざんやったのですけれども、町長にお世辞使うというのか、町長の利益になるようなことで動かなかったりしたらば回されてしまうとか、そういうことが私のところの中にも来た話が現実にあったわけですから、これはそういうことで裁量で、よくとれば一生懸命やる人がどんどん上がっていく、余りちゃんとした職務をできない人は上がっていかない、こういうふうになっていくと確かによさそうには見えます。でも、私がここでもっと申したいのは、ラスパイレスが千代田町が群馬県で下から4番目ということは、これは大変な事態なのです。財政力は0.76もあって群馬県でも上位の方なのです。どうしてこういうふうになるのかと。整合性はないといっても、一概には言えないと思います。一生懸命だれもがやっているとは感じております。そういう中であって、この下の方の千代田町が、この原案でなった場合に本当にこれでい

いのかなと。何でそう思うかというのは、もっと財政難になってしまった。そういう中でいろいろな補助金もカットだ、議員も定数当然カットしなくてはならない。そういう中で、補助金まで、福祉まで、教育までカットだ。そういう中で公共料金も値上げしてくる。税金も値上げしてくる。何かしゃにむに、うがった見方で申しわけないのですけれども、お金集めを強力に始めてしまったと。私は、もう少し、決して悪い話ではないのだけれども、本当にこのことが住民サービスになるのかと非常に疑問を持っているのです。ですから、今度一般質問でやりますから、細かい話はそこでやりますけれども、このラスパイレスが極端に低い中で、こういうことをやっていって本当に、皆さんそう思いませんか。何かこんな低くなってしまっているのに、またこういうことで結果的には職員の人たちが気の毒だなと私はそういう考え持っています。皆さんもぜひ議案8号につきまして原案どおりに賛成できないということをご理解して賛同いただきたいと思えます。

○議長（青木國生君） 7番、今井和雄君。

[7番（今井和雄君）登壇]

○7番（今井和雄君） 賛成の立場から討論申し上げます。

先ほど来、大分反対の意見が出ているようですが、私も過去に何回か勤務評定をつけたことはございます。中間管理職が一番頭悩ますことだと思います。給料をもらえば、すぐ評価額がわかってしまうわけです。それがためにみんな一生懸命努力して、町を明るく、皆さんに還元したいという気持ちでやるのではないかと思います。結構なことだと思いますので、賛成していただくようお願い申し上げます。

○議長（青木國生君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 日程第10、議案第8号につきまして賛成の立場から討論いたします。

この条例につきましては、今まで町でなかなか、町長はもちろんでしょうけれども、議員も職員も踏み込めなかった領域が含まれていると思うのです。それは、職員の皆さんの評価、職員同士で評価し合ってやるという点にとっては、これは町を改革していく第一歩なのではないのかなと私は思います。というのは、これはうがった考えの方で見ると、こういう問題は先へ進まないと思うのです。町をよくしていくためには、公務員の質の向上、これがどうしても福祉の向上に私はつながると思えます。そういった意味で、力のある人、やれる人、そういう人が一生懸命やって評価されて、今まで力があるのだけれども、ちょっと頑張りが足りないのかなという人を評価するのは申しわけないと思うけれども、住民のために、福祉のためにそういう評価をして、皆さんが十分に能力を発揮することができる条例だと思いますので、私はこれに賛成いたします。皆様の賛同を申し上げまして賛成討論いたします。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第11、議案第9号 千代田町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第9号 千代田町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町立幼稚園の保育料を現在の月額5,000円から5,200円に改正をお願いするものであります。ご承知のように本町の幼稚園保育料は、平成10年の改正以後、住民負担の軽減のため8年間にわたり据え置いてまいりました。このたび受益者負担の適正化を図るために改正をお願いするものであります。

なお、改正に当たりましては、受益者の急激な負担を避けるために、5年間にわたりまして200円ずつ改正してまいりたいと存じますので、よろしくご審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第9号につきまして幾つか質問したいと思います。

まず、5,000円を5,200円に改めることによってどのぐらいの町が増収になるのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、また、いわゆる値上げの理由が8年間据え置いてきたと、5年間で200円ずつ1,000円に

上げるということでありますけれども、この辺が8年間据え置いてきたから上げるのが当然だという立場を明確にしているわけでありますけれども、8年間据え置いたから上げるのが当然だというふうには私は考えないわけですので、町当局が、町長でもいいのですけれども、8年間据え置いたから、何で上げなければならないのか、この理由を明確にさせていただきたい。特に皆さんも既にご承知のように、この後やる一般会計の補正で2億円からの積立金をやるわけです。これは、財政調整基金と、それから減債基金とか、そういったもの合わせて2億円以上です。これだけが、何回も言いますけれども、当初予算に入る、見込めていたのではないかという、こういう状況の中、逆に言いますならば、2億円が住民に還元できたと、こういうことをあらわしているというふうには私は思うわけですが、そういった中で200円を上げることによって幾ら住民にその負担をかけるのか、これが200円だから、200円ぐらいいいだろうと、こういうことになるかもしれませんが、そこがやはりちょっとおかしいのではないかなと思います。やはりその分を値上げをしないで還元をさせていくというのが町長の立場であるというふうには私は確信しているわけですが、その辺が8年間据え置いたから値上げするのが当然なのだ、という立場のようなのですが、あえてその点を明確にご答弁願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） ただいまの質問なのですけれども、18年度の園児数で見た場合に36万7,200円上がります。それで、常任委員会並びに全協で数字をご報告させていただいたので、ちょっと数字を18年度予算で今回答弁させていただきました。変更させていただきましたので、ご了解いただきたいと思います。

それと、なぜ今上げるのかということなのですけれども、平成18年度、値上げをしない場合に幼稚園の運営上、経常経費なのですが、約16.7%を占めておりますが、値上げすることによりまして17.4%に上がります。

〔「しない場合」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） しない場合が16.7、改正して17.4です。0.7%ほど上がるわけなのですけれども、なぜ今ここでやるのかということなのですが、その運営経費の一部として今回改正をお願いするわけなのですけれども、幼稚園の保育料の積算基準はございません。群馬県下で国の幼稚園の保育料を基準とした数字を使っているところがございまして、そこで5,900円、また他県では経常経費として積算しているところもあるのですが、近隣の状況等を勘案しまして私立幼稚園並みの経費をいただくことは当然無理なことと考えております。8年経過して、前回1,000円の改定ということで実施してきたわけなのですけれども、急激な負担を避けるために今回200円という形で改定をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 36万7,200円が増収になるという年間ですね、それと先ほど言いました2億円の積み立て、これがやはり大問題でしょう。運営経費として徴収するので、上げるのは当たり前だ

という、それを町長の説明にあったし、事務局長の上げるのが当たり前だという立場の説明です。バランスは言わなかったのですが、近隣との関連といますか、こういったことと、それから私立との関連、そこ自体がもう問題なのです。先ほどから言いますように、地方自治体がなぜこういうことをやっているか。私立が値上げするのなら、これは何も議会では勘案すること、関与できないはずです。町が経営しているから、だから関与できる。しかも、その経費を、いいですか、5,000円取らなくたってやっていけるのです、これは、直営で。そうでしょう。できないのですか、では、法律的に、5,000円取らずに幼稚園というのを。そこのところをもう一度お聞かせ願いたい。

○議長（青木國生君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 川島議員さんのおっしゃること大変よくわかるのですが、確かに金額を下げれば住民サービスにつながるということでございます。ただ、保育園等の関係もございまして、受益者負担ということで無理のない範囲でお願い予定しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ですから、保育園との関連で上げなければならないということです。保育園の場合には、国の方の基準に対して、今までの話ですけれども、それだけの保育料を徴収しない場合には基準財政需要額の方での問題として町が独自に負担しなければならない、その取った分として。国がこの徴収基準を定めて出して、それに沿うようにやっていかななくてはいけない。それで、それだけ取らなかった、その差額は自治体が払う。福祉の向上ですから仕方がない。そういうことで、やってきたのではないですか。

それと、それ自体を取ろうなんていう幼稚園の幼稚園保育料というのを同列視する。それは、間違いだというふうに私は思います。

それから、私立と同列視するというのもやはり違いがあるというふうに言わなければならないわけですので、あえて何回も聞いて申しわけないのですが、では法律的に申し上げて、この中でやれないという根拠があるのかどうかを聞かせていただきます。

○議長（青木國生君） 教育長。

○教育長（大澤洋生君） 先ほど来から川島議員とうちの事務局長のやりとりを聞いておまして、私ふと遠い昔のことを思い出しましたが、かつて美濃部東京都知事が立派な政策を掲げて、東京都の財政を非常に困難な状況に陥れた事実があったわけです。ふと今そのことを思い出しました。行政サービスだから安くて当たり前だというのはちょっと間違いではないかと思えます。今教育委員会の方でというか、教育委員会所管の中で幼稚園が果たしている行政サービス、その役割に対して5,200円が果たして高いでしょうか。高いと思えますでしょうか。私立幼稚園と比較することは考えていませんけれども、実質的に幼稚園経費を考えときに、果たしてその行政サービスに見合った金額を徴収しているのでしょうか。私は5,200円というのは最低金額ではないかと思っています。安い、高

いという観念は、その人の考え方によって大きく違ってくるでしょうが、現実に幼稚園に子供を通わせている保護者が私どもの幼稚園の幼稚園使用料が高いからといって疑問を投げかけてこられた家庭はないように聞いています。しかも、今度の200円の値上げにしても保護者会の方と協議をいたしましたし、こういうことをご理解をいただきたいという話はさせていただきましたけれども、決して大きな反論はなかったように思います。納得していただいたように思います。ですから、議員としても住民の立場に立つのは結構ですけれども、あくまでも町全体のことを考えていただいて、決して自分の思惑だけで、自分の考えだけで数字を高い、安いというような批判はしないでいただければと思っています。ぜひ教育委員会をご信頼いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第9号につきまして、やはり原案のとおり決することにできないという討論を行いたいと思います。

ただいまの教育長の答弁によりますと、この辺が何で美濃部が出てきたのか私もわかりませんが、言わんとすることは美濃部がやって東京の行政サービスが低下したとは言っていないのです。行政サービスが向上したのが全国に波及したのです。そのところがあえて困るというふうに言いたかったのかどうかなのです。5,200円が高いかと、私に対して聞き直っているわけです。高いと思うか。私は、高いと思っているから、ただでもいいと言っているから、だから上げては嫌だということをお願いしたいわけです。住民が現実に高いとは言っていない、保護者は納得していると言うけれども、保護者を納得させるかどうかという問題と、これを上げるという問題、要は条例を、さっきから何回も言っていますけれども、条例を制定、改正するに当たって、住民福祉の向上が、行政サービスの向上がやられるのかどうかという基準で判断しなければならないというのが我々の課せられた使命なのです。ですから、確かにそれは、現実に高いとは言っていない、あるいは保護者も納得しているというふうに言うかもしれませんが、私はそういった意味で千代田町という地方自治体がそういう幼稚園というのをやってきて、そしてできれば財政が許せば、これはただでやってもいいのではないかと。法律的根拠は何らないでしょう。ただでやってはいけないという法律的根拠はないのです。値下げしたっていいのです。3,000円にしたっていいのです。その分町が負担すればいいわけですから、要は。その分が、では金がないのかといったら、この辺が今大問題になっているのです。町は、財政危機だとか、あるいは財政危機でないとか言いながら、それで都市計画税は取るは、福祉の切り捨てはやるという

ことで、自立支援センター、総合福祉センターとか、そういったところを、それからエンゼル賞をぶった切るとか、こういったことをやっているわけです。それでいて2億円も今度余ると。だから、積み立てるといえるのでしょうか。これでは。この実態が、私がいなければ、では住民の皆さんにわからないかもしれないと言うかもしれませんが、私はこの辺はそういったことを民報でお知らせしなければならない。ここに千代田町の議会あるいは執行当局が、住民にわからなければ何でもいいのだと、法に違反しなければ何でもいいのだと、こういうふうに行っているところに大問題があるというふうにするわけですか。従って、200円ぐらいだから、あるいは1,000円ぐらいだからといって安易に値上げすることには賛成できないということを申し上げ、反対討論とするものであります。

○議長（青木國生君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 賛成の立場から討論します。

議員といたしましては、値上げという話は大変心苦しいのですけれども、今教育長も言われましたとおり、ほかとの整合性、それから5,000円が高いか安いかはその人の考えでありまして、今まで5,000円もらってました。問題がありませんでした。保護者と協議してやったということを見ますと、賛成ということでお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 千代田町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時00分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第12、議案第10号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第10号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、少子高齢化社会における子育て支援対策として医療費の無料化実施、また平成18年4月1日から障害者自立支援法の施行により、千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、医療費の無料化を小学校入学から小学校卒業までに拡大し、保護者の医療費の軽減を図るものです。また、自立支援法が施行されたことにより内容の整備を行うものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第10号につきまして質問をしたいと思います。

まず、最初に1の方の小学校を卒業するまでの児童に改めるというのについては、少子高齢化社会に対応する、その方法として有効な手だてであるということは私も評価するところでありますが、第3条第2項第2号中の障害者問題について、いわゆる自立支援法が成立したことによって変えるということではありますが、この千代田町での自立支援法成立によって委員会及び全員協議会の中での説明では5人ないし6人がこの千代田町では対応といたしますか、適用になるという中で、これが問題は応能負担から応益割負担になる人が、対象者が何人になるのか、そのことを聞きたいわけでありまして。この応能負担から応益割負担になることによって一挙に1万円から1万5,000円、4万円以上の負担増、こういうことがこの自立支援法によって変わった点が挙げられているわけではありますが、基本的に先ほど来言っておりますように、地方自治体がこういった福祉の向上のためにやるという、条例を整備するということが本当に福祉の向上になるかどうか問題であります。そうした中で、千代田町がこの福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例によって千代田町の障害者が、少子高齢化社会に対応するためというのはわかるわけではありますが、障害者がその陰で負担を今後強要されると、こういうことが予想されるわけでありまして。今までにこの応能負担でやっていた場合には、比というのは約5%、95%が無料で、その応能負担であればやって入所をしていたといたしますか、サービスが受けられたわけでありまして。ところが、それがこの法律、条例が制定されることによって負

担が一律に並列になる、こういう状況が明らかになっている。95%の人がそうなるであろうということです。逆に言うと、無料だった人が有料になると、こういうことでこの条例の改正制定が本当に千代田町の障害者にとって利益になるのかどうか、ここをお聞かせを願いたいと思います。

何人が、いわゆる応能負担から応益負担に変わったことによってこれが適用されるのか、またこれまで無料で済んでいたかどうかという点であります。この間利用料を払っていた人、こういう人は何人いたのかお聞かせを願いたい。これをやはり改正することによってどのぐらいの負担が町で出さなければならなかったのか、出さなくて済むようになるのか、それとも出していたものを出さなくて済むという逆の方向というものがあるのかどうか、その辺をお聞かせを願いたい。その金額がどの程度か、影響額が、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 住民課長、加藤忠夫君。

○住民課長（加藤忠夫君） ただいまの川島議員さんの質問でございます。

なお、この条例に関しましては、平成18年4月1日より自立支援法施行により知的障害者の入所者の受診券が廃止になりました関係上、知的、身体、精神の3障害のサービスの一元化に伴いまして知的入所者だけ受診券が出されているのはおかしいというわけで廃止になるようでございます。

なお、このような関係から、身体、精神障害者同様に福祉医療費の該当者につきましては、福祉医療で対応していくことになるわけでございます。

なお、先ほどのご指摘のとおり、去る2月24日付の上毛新聞に登載されますと、制度が複雑、また浸透せず、福祉サービス利用者負担増の可能性もあるという記事が登載されたようでございます。

なお、全員協議会並びに福祉環境常任委員会も説明させていただきましたけれども、この改正によりまして当町では福祉医療該当者であります。現在のところ6名と試算されます。

なお、金額につきましては80万前後かと思われます。

なお、何回も申しますけれども、この改正によりまして福祉医療該当者のみこの条例改正によりまして変更改正になるわけでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 福祉医療の対象者が6名ということで、80万円前後が変わってくるというか、その辺が先ほど言いました応能負担から応益負担に変わることによって負担増が変わる対象者、これは負担増になる人がもう出てくるわけです。その対象者が何人いるかということです。従って、その80万円というのが逆にこれまでは無料だったのが有料になって、その分を、有料になったけれども、町が負担するというのなら、これはいいのです。だから、その辺がどうなっているのかがちょっとわからないのです。応能割から応益割になったということによって被害になるのか、障害者にとって福祉負担が増加するという、そういう人が何人いるかということです。そのところを細かく教えていただきたいと思います。

○議長（青木國生君） 住民課長、加藤忠夫君。

○住民課長（加藤忠夫君） 大変失礼しました。負担がどう変わるかでございますけれども、この関係につきましては自己負担は原則として1割負担、また入院して食事は自己負担となるようでございます。

なお、所得の低い方から継続的に相当額の医療負担が発生する方には、月当たりの負担額が大きくなるないように細かい上限を設けているようでございます。

なお、対象人数は、先ほど申しましたとおり6名前後となるようでございます。

以上です。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 何回も聞いて申しわけないのですが、要はその対象6人の方がこれまでどおりで無料でというか、入所なり、そういったサービスを受けていたというのが有料になる人がいないのかどうかということです。そこのところをお聞かせを願いたいわけですが。だから、医療費だから問題ないのだよという、福祉医療費だから、そういうことなのかどうか、その辺が自立支援法によって、この応能割から応益割に変わったことによって障害者の施策がサービス向上になるのか低下になるのかと千代田町の対象者がどのぐらいいるのかということで、これに該当する人が、負担増になる人と負担が軽減される人との、この条例の改正によって、それがどうなるのかということ、人数をお聞かせ願いたいということです。

○議長（青木國生君） 住民課長、加藤忠夫君。

○住民課長（加藤忠夫君） 全体の該当人数でございますけれども、おおむね22人ばかりおりまして、なお大変くどいようでございますけれども、福祉医療に該当する件数は6件というわけでございます。

また、金額でございますけれども、17年度のそれらの使用者に支出した額79万円ばかりございまして、大して負担増にはならないかと思っているわけでございます。

以上です。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第10号につきまして討論を行いたいと思います。

これは、非常に難しい討論でありまして、いわゆる乳幼児を児童に改める福祉医療費の上限、その乳幼児から卒業までということにすることについては異議がないことは先ほど申し上げたわけですが、今議論しましたように、その自立支援法そのものが自立支援の名のもとに自立を阻害するという決定的な大間違いをやっているというのが私は懸念をしているという中で、今課長に聞きまし

たところでも79万円ですか、これが町が今まで負担していたのを今度は障害者に負担をさせるというふうにもとれるわけですので、いわゆる毒と薬を一緒に飲ませるといふ、こういうことによって劇毒というふうになるというふうには私はこれに賛成することは、そういうふうになるというふうには判断せざるを得ないわけであります。確かにこれが今後、これまでも負担をしていた5%の人については、それはそんなに変わりはないけれども、95%の人は負担増になるということは政府の方の試算でも明らかになっているわけです。そういったことが隠されていると言うとちょっと大げさなのですけれども、余り表に出ないというふうになって、その児童、乳幼児を児童に変えるということとの取引みたいな形でその自立支援法そのものの悪弊を追認するような形になる条例改正については賛成できないということをお願いするものであります。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第13、議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本格化する高齢社会の中で、これから団塊の世代が高齢期を迎えることにより高齢者数の急増が予想されることに加え、少子化の進展に伴い、人口構造の急速な高齢化と人口そのものの減少が同時に進行することにより、本制度の持続が危ぶまれることから、介護予防の導入や施設の利用者負担の見直しなど、増大する給付費の抑制策を盛り込んだ大幅な制度改正が実施されたわけです。

本町におかれましては、過日ご説明申し上げましたとおり、第3期高齢者保健福祉計画を策定し、介護保険給付費の推計を行いました。被保険者の皆様にご負担いただく保険料を算定いたしましたので、これに基づきまして平成18年度から平成20年度まで適用する保険料を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第11号につきまして質問をしたいと思います。

この間の委員会の説明によりますと、これまでの基準額が2,700円だったのが3,900円というふうな金額が出たということで、4,000円取りたいところなのだけれども、3,900円で大丈夫だろうというようなこともあったわけですが、どうもこのあれでいきますと、その3,900円というのが基準額があいまいかなということで私は詳細説明を待っていたわけですが、残念ながら詳細説明がなかったので、お聞きしますが、その2,700円だったものが3,900円になるということは間違いないのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

そのほかにこの条例の改正をすることによってこれまでと大きく変わる点は何があるのかお聞かせを願いたいと思います。

1回目、終わります。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 川島議員さんのご質問にお答えする前に訂正をお願いしたいと思います。旧の条文の中の（3）令第38条第1項3号に掲げる者の保険料が4万6,800円となっておりますが、3万2,400円に訂正をいただきたいと思います。

[「(4)番」と言う人あり]

○福祉課長（吉永 勉君） （3）です。旧の方の（3）です。右側の表です。右側の表の（3）の3号に掲げる者の保険料3万2,400円。

では、川島議員さんのご質問にお答えを申し上げます。現行の保険料2,700円でございますが、そちらが今申し上げました3号に掲げる者、これが基準額でございまして年額にしますと3万2,400円でございます。今回改正をお願い申し上げますのが、基準額が4号に掲げる者でございまして、3,900円掛ける12カ月で4万6,800円ということでございます。

また、大きく変わるところというご質問でございますが、制度自体の大幅な改正がございまして、予防重視型の介護保険ということで、介護予防事業あるいは地域支援事業、それらが新たに加わってきたところでございます。これにつきましても地域支援事業に関しましては、一部一般高齢者対策で

実施いたしておりましたものが介護保険の方に移行になったもの等もございます。変わった点といたしますのは、そういうところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 予防重視型になったということでありましてけれども、この間いろいろ議論になっていたところでありますけれども、入所基準、それが今までは申し込み順と申しますか、申し込みをした人の中から施設とのあれで申し込み順というのが大体やられていたようなのですが、その改正介護保険によって、いわゆる介護度の多い人から入所をさせるというふうに変ってくるというふうなことも聞いたわけなのですが、その点がどのようになるのか。この条例では、かかわらないというふうに言いたいようでありましてけれども、もしそうであれば関連質問として聞きたいわけですが、要はどういう中で、今までは簡単に言うと市町村というか、保険者が入所については余りかかわれない状況、今言ったように介護度の多い人であるか、先に申し込んだ人であるかとか、そういったことが案外わかっていなかったのではないのかというのがあるわけです。その辺を、その改正、いわゆる改正ですから、改悪ではないのですから、改正することによって保険者がちゃんとそういった改正介護保険法に基づいて事業者が入所をやっているかどうかというのをどこでチェックしていくのかという点が非常に問題になっている。そういったことを福祉委員会での説明ではA、B、Cという形でのランクづけをしていると。しかし、そのA、B、Cランクづけは、いわゆる事業者任せ、事業者というか、施設任せというふうになっているのかどうか。町長は、それを承知をしている、千代田町の住民に対してはちゃんとそれらが責任を持ってそういう介護度の高い順から入っているかどうかというのをチェックできるのかどうか、その辺がどうなるのかお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） お答え申し上げます。

現在の特別養護老人ホームにおきましては、そのチェック機関というのは県でございます。今度の改正によりまして、地域密着型の施設、こちらが制度化されたわけでございますが、これにつきましては市町村が認可をし、市町村が補助金を出し、市町村が指導までをやっていくということでございますので、従来からあります50人以上の特別養護老人ホームにつきましては継続して県が指導権限は持つようになっております。

判定委員会ですが、措置の時代は町の職員なりが入って入所の判定を行ったわけでございますが、介護保険にかわりまして施設独自で判定委員会を設置をして、判定をして入所をさせる。現在Aグループ、Bグループ、Cグループというふうにグループ分けをしまして、Aグループに入った方から優先的に施設側は入所をさせていると。これらの判定の結果につきましては、県の方が指導、監督しておりますので、各施設、同じような歩調で事務は進めておるものと承知しております。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 問題は、いわゆる介護保険事業者というのは千代田町でしょう。その事業者

がその判定に対してちゃんとチェックできるかどうかということを私は聞いているのです。そのチェックが、千代田町がそういったことで不満が出た場合に、それに関与できないという状況、県の方にいってくれというのでは、今の対応でいくとちょっと改正だという、よくなるというふうにはちょっと言えないのです。そこのところが本当に事業者が、ちゃんと金取るだけではなくてチェックして、それでやれるように、ガラス張りにする入所体制といいますか、この辺が必要なのだと思うのです。そこのところを、あえて逆にそういったことできないのにこういう改正だけをやっていくということになると、わかっていて住民にとって不利益な方向がどんどんやられてしまうと、こういうことになったら大変なことになると思うのです。ということは、今度入所する、改正介護保険になって、上限は8万円ですか、6万円で抑えるようにという低所得者の、その260万円を超える人にとっては、例えばユニット型の個人個室に入る場合に15万ぐらい払わなければならないというような状況になるかと思うのです。そういう状況が堂々に行われていて、それで、例えば入所するのに低所得者、扶養者が260万円所得を超えていると、そこが一緒にもしも申し込んだ場合に同じ介護度5であっても、施設側とすると高い方をとる可能性があるのではないかと。それができるかどうか、逆に言えば。それを何らチェックできないということになれば、介護保険事業者としてちょっと問題があるのではないかなというふうに考えるわけです。要は、千代田の町長だから、千代田のそういった介護保険に加入させて、そして十分な介護をするようにするというのであるけれども、実際にはそれによって法律が変わったことによって十分介護ができない。例えば極端なこと言えば、先ほどのあれではないですけども、今まで6万から8万で入っていた人が13万払わなければならないということになったら。今入っている人はまだいいです。だけれども、今入っているは多少なりともずっとそのまんま入れると言うかもしれないけれども、今度新たに入る人というのは、どっちを優先されるかわからなくなるという状況になると思うのです。そこがどうチェックされるのかが、この介護保険の矛盾を解決する糸口になるというふうに私は考えますので、その点について現状と町当局の考えを今後やっていくのか、それがちゃんとチェックできるようにするというふうになるのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） お答え申し上げます。

入所の経費は、所得が一定以上ある方については、これは満額本人負担でございます。所得段階によりまして保険からの給付がありますので、同じ人が入所した場合、個人負担、総額は同じなのです。ですから、施設側が高い人を優先的にとるといったものはないと思います。

[何事か言う人あり]

○福祉課長（吉永 勉君） ええ。保険の給付があるかないかだけのことでございますので、判定でAグループになった人、Cグループになった人、Cグループの人を先に入れるということはないと思います。そこらでご理解をいただきたいと思います。

また、当然苦情が出た場合は保険者でありますから、町が介入をしまして県とともに施設指導は当然とっていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） きょうは、本当に原案どおり決することに賛成できないという討論をするのが多くなりまして、私も非常に容易でないのがありますが、ただいまの説明で、議論でおわかりのように、これまで2,700円であった基準額が3,900円になる。これは、もう住民にとって、被保険者にとって大変な負担、第1号被保険者の負担であります。これが、委員会でも申し上げましたけれども、実際に今介護を受けている人にとっては我慢しなければならないかという、そういうふうに関護される側から見るとそういうふうになるかもしれませんけれども、いわゆる1号被保険者、65歳以上の方にとっては、まだ介護を受けていない人にとっては、毎月1,200円の値上げというのは大変な痛手になるというふうに私は考えるわけであります。

問題は、国民年金で暮らしている人にとっては、最大でも月6万5,000円ぐらい、そうした中で、収入がそれで、そのほかに利用料を払って、それから介護保険料が上がるということになったら本当な事態です。これも先ほど来言っておりますように、福祉の名で結局そういった負担を増大をさせていくということは、やはり福祉の切り捨てになる、こういうふうを考えるものであります。

そして、また入所のチェック体制でも、いわゆるCの人がAの人になるということあり得ないと、それは当然なのです。しかし、問題は、そこに、その施設者の側の裁量が働くところがあるということです。そこに結局、確かに保険適用されるかされないかの違いだから、同じ施設側には入ってくるのだから、低所得者であろうが、所得が多かろうが、金額が同じに入ってくるがというふうには言っておりますけれども、そのところが問題なのです。要は、介護保険者、千代田町がそういったことを、なるはずだと、そうならない、そういうふうに施設のあれでそういう差別はできないよというふうに、ないはずですよと言っているけれども、実際にはそうなる可能性があるというのが、今私の母が老健施設へ入っているわけですが、2人部屋でホテルコストといいますが、そういったものになるかどうかわかりませんが、800円です。2万4,000円なのです。そうすると、その負担をして、それで入るということになります。そういう状況になったときに入れなくなる、逆に。低所得者は、入りたくても今度は入れない。町当局は、苦情があった場合には、それに対応すると言いますが、そうなれば自分の方から入れないということになって、すれば、苦情なんか出っこないわけです。そのところが大问题なのです。それで、それを、では申し込んでみたけれども、それが実情が

どうなっているかわからないわけです。そのところが明らかにできるように、少なくとも介護保険者がチェックしなければならないというのがおろそかにされているというふうには私は考えるものであり、この条例改正と改正介護保険法というのが余り介護される人、あるいはその家族にとってはいい方向ではないということを申し上げ反対討論といたします。原案どおり決することには賛成できないということを申し上げます。

○議長（青木國生君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

介護保険制度につきましては、皆さんご承知のとおり高齢化社会が進展する中で、高齢者の介護を支える相互扶助制度として創設されて6年になろうとしております。このような中で、本町におきましても過去2期の保険料、月々にしまして2,500円か2,700円としてきまして、今回月に直しまして3,900円とするわけですけれども、保険料、1人当たりの必要保険料は月額3,450円で試算されておきまして、今回提案された改正保険料は基本保険料、年額4万6,800円、月額にしまして3,900円でありますので、加速する高齢社会の中で介護保険問題を考えますと、この月3,900円ということは妥当だと判断いたしますので、皆様の賛同をお願いしまして賛成討論といたします。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第14、議案第12号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第12号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小口資金を含めた制度融資について、平成17年度に限定して借りかえ制度を設けておりましたが、景気情勢や国における保障制度の動向を考慮し、平成18年度につきましても借りかえ制度を継続するため、所要の改正をするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（青木國生君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第15、議案第13号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第13号 指定管理者の指定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、千代田町総合福祉センターの管理運営を任せる指定管理者の候補者として、千代田町社会福祉協議会を選定いたしましたので、同法人を指定管理者として指定していただきたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださ

いますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第13号につきまして質問をしたいと思います。

まず、この指定管理者制度の導入によって社会福祉協議会を指定管理者に認定をしたという町長の弁を質問をしたいと思います。あえてこの辺を言わせていただきますが、244条の2の6項では、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないと。ただいまの町長の説明があれば、もう議会の議決をしないうちにもう認定したのだと、こういうことです。そのいい例が、やはりもう社会福祉協議会のこの計画書が出ておるのです。まさに法律を無視をしていると。このあらかじめというのがどういうことなのか、どう理解しているのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、この間、総務課長あるいは福祉課長の説明では、いわゆる町長が公募をしないで、それでやるということを町長が認めた場合に条例でできると。それを使ってやっているということなのだけれども、実際には公募をするというのが原則であります。公募をするというのが原則なのだけれども、町長が認めた場合にはという特別な例を、原則を覆す例を特例を持ち出して、もう社会福祉協議会を認定したのだと、こういうことであります。これは、まさにあらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経ないで決めてしまったというのと同じです。それを自分が暴露したようなものですが、こういったことがあえて強行されようとしているわけであります。

また、全員協議会で言いましたけれども、今まで社会福祉協議会が委託で受けていた、その総合福祉センターにしても委託としてやっていたものが、また同じ社会福祉協議会がやるのに、これで指定を町長が、もう議会の議決を経ずに決めてしまって、それでやって、何が変わるかという、議会がこの管理に関しては関与できなくなる、その会計に関して。町長は、それを監査できるけれども、議会がそれについて調査し、是正を求めること、もしおかしなことがあった場合に是正を求めるという、そういうことができなくなるというのがこの指定管理者制度をつくって、更にこの社会福祉協議会に、もう独断で町長が社会福祉協議会に任せるという認定をしてしまった。しかも、説明の中で、その管理者を選定委員会ですか、そこの選定委員会が社会福祉協議会がいいという答申をしたからというのです。だから、町長は、それ判断したというのです。これではおかしいのではないですか。自分で答申を受けて、それでもう決めてしまった。選定委員会というのは、公募をして、その中からどれが一番適当であるかというのは選定委員会を開くのでしょうか。それで、どこが一番いいかというのを決めて、それで議会の議決を経るとというのが通常のやり方なのだというふうに私は思っておりますが、千代田町はそんなことはやってられないということらしいのですが、非常にこの辺が、その全員協議

会のとときに福祉課長が言いましたように、自治法は守らなければならないと、遵守しなければならないということを書いていたのです。だから、そのところは、確かにそうなのです。自治法を遵守しなければならない。罰則がないからやらないというものではないのだと。ちゃんと自治法は守らなければならないからだというふうに言っているわけです。そうすると、いいですか、そこで自治法を守ってやっているのだけれども、そのあれが出た場合に、それを議会が関与できないということになる。これは、もう全然野放し状態です。しかも、その自治法が変わったから、これは総務課長が言っているのです。もし、では社会福祉協議会に任せなかったなら、指定管理者を今選定しなかったら、それは直営でやらなければならないと言ったのでしょうか。そんなばかな話ないのです。本来直営でやるために公の施設というのは、それは直営でやるのが当然なところなのです。ところが、委託してしまっているから、社会福祉協議会に今委託してしまっているのを、ではこれができて、指定管理者制度ができて、これを、では今すぐ決めろ、9月1日までですか、に決めなければ直営でやらなければならないと、こういうのです。これでは、幾ら私ばかりでも、ちょっとごまかされません。その辺のところをあえて質問させていただきますが、これを9月1日までに指定管理者決めなければどうなるのかお聞かせを願いたいと思います。

1回目、終わります。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 川島議員さん、ちょっと聞き漏らしたのかなというふうに感じますが、町長は決定をしたから、議会の議決とは申しておりません。指定管理者の候補者として決めましたので、議会の議決をいただいて指定管理者にしたいと、こういう説明を申し上げております。ご理解をいただきたいと思います。

また、9月1日までに指定管理者制に移行するというございますので、罰則はございせんが、当然地方公共団体につきましては自治法を遵守しなければならないということがありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 地方自治法の改正で9月1日までにやらなければならないというのは、どういふ地方自治法の改正でなったのか。それは、私が調べてみたところによると、結局244条、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設を設ける」というの中で244の2の3項、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる」というのです。ですから、要は、これで自治法が変わったから、こういうふうに変っただけなのです。行わせることができるというのです。それを今までやっていたところに公募もしないで、これでまた任せるといふので、これはおかしい話でしょう。それで、しかも議

会がもう関与できない。こういう状況です。完全にもう議会の自殺行為。また、町長は、議会に自殺しろというのだ、これ賛成しろということは。自殺幫助というより、自殺しろというあれで、誘導です。こんなことが平気で通っているのですから。大体私がこんなこと言える、本会議で言えること自体がおかしいのです。それで、言って、それだけの反論もできないと思いますけれども、何かやるだろうけれども、言うておいてください。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） まず、この指定管理者につきまして、いわゆる公募しないというふうなことで進めていたわけです。どうして、いわゆる公募ではなくて、公募しないでということになりますと、この提案理由にもございますように千代田町の手続条例第5条の第3号、これによりまして一応公募しないというような形で指定管理者の候補として社会福祉協議会を一応選定したわけがございます。その選定の基準というのがございます。ちょっと読ませていただきますけれども、現在管理している団体が蓄積した管理、運営技術や専門的スキルなど経営資源を活用することによって施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる場合。一つ、現在管理している団体の設立経緯や社会的役割を考慮した場合。2、現在の団体が引き続き管理運営することが望ましい場合。一つ、地域密着型施設で、当該地域の住民により構成される団体が管理運営を行った方が施設の効用を最大限発揮できるとともに、地域の人材活用が合理的にできるのではないかと、そういうことを含めまして地域住民が気軽にそういう施設が利用できるというようなことを踏まえまして一応今まで委託してきました社会福祉協議会を指定管理者候補として一応選任したところでございます。

なおかつ、何度も申しわけないのですが、今までの管理委託制度と指定管理者制度の違いでございますけれども、今までの管理委託制度でございますと、地方公共団体の管理権限のもとで具体的な管理の事務、業務を出資法人等の管理受託者が執行すると。これを改正後の指定管理者制度によりますと、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が管理を代行するというふうになっております。そして、指定管理者は、使用の許可等を行うことができるものということになっておりまして、指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、候補者の選定につきましては、選定の中で議会の議決を経て指定するというところでございますので、現在は一応候補者を選定させていただきまして、定例議会に上程させていただきまして、ここで初めて議決をいただいて指定管理者を指定するということの段取りになりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ですから、要は、その地方自治法244条の2の3項は、指定管理者に当該公の施設管理を行わせることができるということです。できるのはできるのです。ただ、どういうふうにするかということなのでしょう。だから、その場合に、原則としては公募をしてということ。第5条の第何項とかなんとか言ってましたけれども、要は第5条というのは、その公募をして行わせるということなのです。それを第5条の3項というのは、公募をしないで、いいですか、第5条そのも

のは公募をして決めるのだということです。第3項は、町長が認めた場合には、その公募をしないで、それで指定することができる、それも候補者のことでありましょうが。先ほど福祉課長は、候補者というか、任せることにしたというふうに町長が言ったというふうに聞き違いをしたというふうに言っています。その辺は、今後テープを聞いてみますが、少なくともその辺が候補者を選ぶ場合に、公募でやるべきところを町長の判断で公募しないでやるというふうになったわけでしょう。それが今提案されているのでしょうか。そうではないのですか。それで、これについて議会の議決を経たら認定しますよと、それは当然のことです。ただ、そういう町長が第5条の3項を使って公募をしないで決めたということ自体が私は納得できないということを言っているのです。これは、条例に反していないと。その総務課長言うのは、その第5条の第3項に町長が特別の事情がある場合には、それ公募しないでできるというのを使ってやったのだと。これは確かにできるのです。だけれども、それでは余りにも人をばかにした話ではないのですか。それで、議会が今後この指定管理者に任せてしまった総合福祉センター、今までだったら、もし何かあれば議会がそういった事務について、一応聞いて、それで是正を求めることができる。これができなくなってしまうのです。そうではないのですか、では。その点と、もう一度聞きますが、あえて9月1日までやらなかったらどういうことになるのかお聞かせを願いたい。

それから、要は、総合福祉センターだけではなくて、そういったことでやるのだったら、町長がどこだってできるでしょう、体育館にしたってプラザにしたって。そういうところをなぜやらないのか、それお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

条例の第5条に基づいて町長がそういった選定をできるというような条例もございますが、当福祉センターにおかれましては、既にしっかりした法人に委託して実施しております。そういう場所をだれかほかにやってくれる人がおりますかと。それほど福祉センターはいいかげんなことやっていないで、しっかりとやっていると、そういうことをひとつ認識していただいて、何がよかったのかということで選定したわけでございます。ほかの、例えば給食センターとか体育館とか、そういういろいろな問題につきましては公の施設でございますが、やはり町民の皆様方にいろいろと手を挙げていただいて、それを決めるということだと思っておりますが、もう既にしっかりした法人に委託して組織された中で進めているということをご理解いただきまして、ご決定していただきたいと思っております。

○議長（青木國生君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） しっかりした団体でありまして、実績もあります。そういった中で、別表の資料の中で事業計画書が上がってきているわけですが、概略を説明していただければと思います。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 議員のご質問にお答え申し上げます。

総合福祉センターでございますが、中に三つの機能を保有しておりまして、老人センター、それから児童センター、障害者の福祉作業所、この三つの事業を町から委託をして運営をしていただいているわけでございます。社会福祉協議会事務局につきましては、その一室を使用していると、こういう状況でございます。福祉作業所につきましては現在3名の方が通所をいただいております。毎日仕事をしております。老人センターにつきましては、老人センターの係あるいは社協の事務局等によりまして毎月、今後行事を組むことによりまして利用者の増を図っていくというような計画となっております。児童センターにつきましては、児童関係の団体の協力を得ながら、よりよい児童福祉の充実を図っていくというような計画を組んでおるようでございます。福祉課といたしましても、今後サービスの低下がないよう管理といいますか、監督の方はとっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第13号につきまして、これも原案のとおり決することには賛成できないという立場から討論を行いたいと思っております。

先ほど議論をしていてわかったと思っておりますが、要は町長が今最後に答弁したように手を挙げてもらいたい。例えば給食センターにしてもプラザにしても、そういった管理者に手を挙げてもらいたいと、手を挙げてもらって、ではそこがいっぱいやりたいと言えばやるのだというような、こういった、やるとは言っていませんけれども、そういう形で、そういう方法でやっていくと、条例に従ってやっていく。その場合には公募をするのだということだろうと思うのです。しかし、今回ののは、公募をしないでというふうに決めてしまったというところに問題があるということで私は賛成できないわけがあります。公募をしないという理由が何にも言われていないのです。なぜ公募をしないのかが明らかになっていないで、それで議会で議決をすれば、それでいいのだと、反対したければ反対しろと、こういう、そういうふうには口では言っていませんが、そういう態度です。ここのところがやはり町長の独断が先行していると言わざるを得ないわけでありまして。普通、先ほども何回も言いますが、244条の2の第6項の規定というのはあらかじめ議決をするということなのです。244条の2の3項は、総務課長が言ったように、地方自治法が変わって、それで指定管理者に任せることができるという法律が変わったということなのです。従って、これをやらなくたって法には反しないのです。逆に言うならば、やらなくていいのです。ところが、やらなくてもいいものを町長が独断でやろうとしている

から、これはおかしいというふうに私は言っているだけなのです。しかも、これでこのまま決まってしまうと、社会福祉協議会という団体がそれを管理をして、総合福祉センターを管理をして、それで今福祉課長が指導していきますなんて言ったって、どう指導していくかわからないのです、議会が関与できないのだから。福祉課長の言いなり、町長の言いなりでなんてどうにもならなくなってしまうのです。それで、それに議会も何ら関与できない、管理者に任せてしまえば。これがこの指定管理者制度を利用して、その公の施設、税金でつくった施設をそういうふうには放棄をするのです。こんなばかなことを平気でやっているから、地方自治法そのものの違反ではないというふうに言っていますけれども、無視です、簡単に言うと。このところが明らかになっているのです。ですから、私は、もう本当にきょうは容易でないのですけれども、何回も同じようなことを言うようですが、すべて条例というのは千代田町の住民にとって福祉の増進となるようにしなければならないわけです。それを福祉の増進どころか、福祉の切り捨てをやっても議会が関与できなくなるのです。こんなことを、先ほど言いましたけれども、議決しろというのです。まさに自殺行為、自殺しなさい。サラ金業者が、払えないのなら死んででも払えというのと同じです。こんなことが本会議で堂々と、また私もこんなことが堂々と言えるということ自体がもう本当に情けない状態だと言わざるを得ない。

以上、申し上げましてこの議案第13号につきましては反対の討論といたします。

○議長（青木國生君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第13号 指定管理者の指定につきまして、賛成の立場から討論いたします。

この指定管理者の指定につきましては、この議会が始まる前も全協でも説明があって、常任委員会でも説明がありましたが、何ら問題はなくて、これから地方自治体がやっていかななくてはならないことを粛々と進めるだけのことだと思えますけれども、これは考えの相違でしょうか。何が悪いかわからない。この議案につきましても最初から町長が決まってしまったのかという疑問もありましたけれども、町長が決めたのではなくて、ここへこういう人を選びましたから、議会でどうでしょうかと、川島さんも何回も質疑しながら聞いていましたけれども、これは考えの相違ですから、質疑した結果、おれは賛成できないな。でも、これは考えわかります。だけれども、この第13号につきましては、私は大賛成でありますので、議員諸兄の賛同をお願いいたしまして賛成討論といたします。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 議案第13号に原案どおりに賛成できないとして反対討論をさせていただきます。

いろいろ川島議員が述べておりますので、1点だけ私の方の考えを述べさせていただきます。社会福祉協議会が今までにいろいろな実績があつてちゃんとやってきたと、そういう話が幾つか出てまい

りましたけれども、最近の話ではないのですけれども、2年ぐらい前の話なのですけれども、本当にこの人たちに任せて、何点か立案して、どんどん向上させてやっていけるかどうかというのを非常に不安を持っております。前にも皆さんの前でお話したのですけれども、台風に被害はあった、義援金の人道支援も何にも、災害なんかいつ来るかわからないと、ちゃんとした話し合いを坂本議員と一緒に行ってきたのですけれども、あきれ返るばかりなのです。

それから、ふれあい訪問というのがあります、お年寄りのところへお菓子なんか持っていく。そのふれあい訪問の本当の目的はお菓子ではなくて、いろいろなお年寄りの話だの聞いたり、そういうことをやるのだから、それが全然できないので、何でできないのかいというので、そのボランティアの人たちに話したら、それを指導してやるとやめてしまうのですよと、みんな嫌がってと。表向きは、ふれあい訪問とやっているのです。現実がこういう姿なのです。例えばシルバー人材のこととったり、あとは環境パトロールのこととって、私から見た目からすれば、もっともっと充実したやり方ができるのではないのかと思いますけれども、そういうことができないからとって、今度議員の方が、私なんかが行っていろいろあだこうだ言えなくなるのです。これは大変なことです。この1点だけ私は特にお話を、本当にこれで大丈夫なのかという非常に心配しております。そういう意味で皆さんのご理解をいただきたく反対討論といたします。

○議長（青木國生君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 今町長から提案がありましたけれども、賛成の立場から討論いたします。

では、逆に問いますけれども、その社会福祉協議会のほかに、どこかもっとこれよりもふさわしい、適切だな、引き受け団体があるか、そういうことも考えてみますと、今、条例の精神から申しまして、今のところ社会福祉法人、千代田町社会福祉協議会、代表者、間仲一郎さんのところへ預けるといことはいいことだと思います。そう思いますので、賛成の方をよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第16、議案第14号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第14号 指定管理者の指定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、千代田町児童館の管理運営を任せる指定管理者の候補者として、社会福祉法人、千代田町社会福祉協議会を選定いたしましたので、同法人を指定管理者として指定していただきたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第17、議案第15号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第15号 指定管理者の指定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、

千代田町自立支援サービスセンターの管理運営を任せる指定管理者の候補者として、千代田町社会福祉協議会を選定いたしましたので、同法人を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第18、議案第16号 平成17年度千代田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第16号 平成17年度千代田町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,751万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ40億9,888万1,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入では現時点で予想できるあらゆるデータを検討いたしまして、見込める限り最大限の歳入予想をいたしました結果、町税及び地方譲与税、地方交付税を初めとする各種交付金に追加補正を行うものであります。

また、国庫支出金につきましては、総合体育館の借入金に係る償還金の国庫補助分を3年分まとめて

繰上償還することになり、国庫補助金が1億4,400万円ほど追加になっております。

歳出につきましては、年度末ということでございますので、人件費や物件費、工事請負費など不用となる経費につきましては減額補正をさせていただきました。

一方、追加となる経費につきましては、この3月で勤奨退職により退職する職員が数名おりますので、市町村総合事務組合の負担金が大きく追加になっております。

また、公債費の追加は、歳入で申し上げました総合体育館の借金をまとめて返済するための追加補正でございます。

なお、歳入と歳出の差から生じる剰余金につきましては、基金に積み立てたいと思います。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 議案第16号 平成17年度千代田町一般会計補正予算（第6号）について詳細説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額につきましては、先ほど町長から説明がありましたが、その内容の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

補正予算書の14ページ、15ページをお開き願います。まず、歳入でございます。第1款町税、1項町民税、1目個人分でございますが、現年課税分、滞納繰り越し分を合わせまして3,585万円追加いたします。これは、景気が拡大していることから、個人の所得が伸びているための追加でございます。以下、2目法人分の滞納繰り越し分、2項固定資産税の滞納繰り越し分、国有資産等所在市町村交付金、3項軽自動車税の現年課税分、滞納繰り越し分をそれぞれ追加補正いたしました。4項町たばこ税につきましては健康管理上の問題からたばこ離れが進んでおりますので、200万円の更正減とさせていただきます。

ページをめくっていただきたいと思っております。次に、2款地方譲与税から18ページ、19ページの7款自動車取得税交付金までの歳入につきましては県から提供されましたシステムによりまして決算見込額を最大限に推計いたしまして予算計上いたしました。唯一16ページの3款利子割交付金につきましては減額補正となっております。

18ページに戻っていただきたいと思っております。次に、9款地方交付税でございます。まず、普通地方交付税には調整率ということで、国において留保する財源がございます。景気がよく、税収が好調な場合に交付されるものでございますが、昨年に引き続き17年度は359万5,000円が追加交付となりました。一方、特別交付税につきましては、昨年度は1億5,331万3,000円の交付となっておりますが、本年度は全国的に非常に雪が多く、合併関係経費を含めると最大で20%は削減されるであろうという予測がなされております。よって、結果としてはどうなるか予想はつきませんが、対前年度比21.7%減で見込みまして4,000万円を追加するものでございます。

ページをめくっていただきたいと思います。次に、11款分担金及び負担金につきましては、民生費負担金の中の保育園運営費負担金を529万9,000円追加いたします。これは、税法改正による影響から、全体平均としまして課税所得額が伸び、税額が伸びたことによる影響が大きかったため、保育料が増加となったものであります。

20ページの国庫支出金から28ページ上段の県支出金にかけましてまとめて申し上げますと、児童手当及び更生医療給付費負担金、身体障害者、知的障害者施設入所措置費負担金、合併処理浄化槽設置事業費補助金などにつきまして、年度末ということで実績を見込みまして減額補正がなされております。

追加補正では22ページの一番下になりますが、教育費国庫補助金につきまして先ほど町長から説明がありましたとおり総合体育館の国庫補助金分につきまして借金という形で処理したものでございますが、今回当初予算計上分を含めまして3年分を一括補助金としていただき、償還に充てるものでございます。

また、28ページの総務費県委託金をご覧くださいと思います。この中で衆議院議員選挙の精算交付金が103万円追加になっております。

次に、16款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金に各施設への指定寄附177万9,000円を追加いたします。

次に、19款諸収入、3項貸付金元利収入の労働環境整備資金預託金回収金につきましては、預託実績がございませんでしたので、減額補正いたしました。

ページをめくっていただきたいと思います。4項雑入、2目雑入の中のオータムジャンボ宝くじ市町村交付金につきましては、交付額が決定しましたので、追加補正するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。歳出全般で申し上げますと、年度末ということで、不用となる経費及び不用となった経費につきましては、極力削減するという方針のもとに各課、局とも対応してございます。よって、減額補正の詳細につきましては省略させていただきます。

それでは、歳出の中で追加補正をしました主なものにつきましてご説明申し上げます。32ページ、33ページをご覧くださいと思います。初めに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の右側説明欄、市町村総合事務組合（退職手当）負担金に1,580万4,000円を追加いたします。これは、本年度勸奨退職者が7名も予定されていることから、退職手当に係る負担金を追加するものであります。

次に、37ページの一番下をご覧くださいと思います。4目財産管理費の基金積立金でございますが、歳入増と歳出減から生じた剰余金につきまして財政調整基金に5,000万円、減債基金に5,000万円、公共施設建設基金に1億円を積み立てるものであります。

39ページをご覧くださいと思います。5目企画費、まちづくり推進事業の中の広域公共路線バス事業に館林地区広域公共路線バス運行等負担金170万円を追加いたします。これは、バスの燃料で

あります軽油が値上がりしております関係で追加補正するものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。41ページの一番上になります。8目防犯対策費の消耗品を36万円追加いたします。これは、防犯パトロール用のベスト購入費を追加するものであります。

次に、同じページの一番下になりますが、2項徴税费、2目賦課徴收费の電算業務委託料を111万3,000円追加いたします。これは、今後税法改正が予定されておりました、そのシステム修正作業に対応するための電算委託料の追加でございます。

42ページ、43ページをお開き願います。次に、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費に103万円を追加いたします。これは、国からの委託金が追加となりましたので、開票集計システムを購入するものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に国民健康保険特別会計繰出金としまして保険基盤安定の繰出金259万6,000円を追加いたします。

大きく52ページ、53ページをお開き願いたいと思います。4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健衛生施設費に工事請負費85万1,000円を追加いたします。これは、保健センターの地下タンクにほんのわずかではあります、亀裂が生じているということで、新たに地上に燃料タンクを設置するものであります。

61ページをお開き願いたいと思います。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費の備品購入費に112万円を追加いたします。これは、工事図面を青焼きする機械が購入から23年が経過し、修理不能となりましたので、新規購入するものであります。

大きくページをめくっていただきたいと思います。80ページ、81ページになります。12款公債費、1項公債費、1目元金に1億4,401万2,000円を追加いたします。これは、総合体育館の償還金3年分を一括して償還するための追加措置であります。

最後に予備費に271万円を追加しまして収支の均衡を図るものでございます。

なお、末尾には給与費明細書がつけてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第16号につきまして幾つか質問をしたいと思います。

順を追って質問をしたいと思います。まず2ページの町税について、町民税ということで3,600万円の追加、それから地方譲与税、それが2,200万円、そして自動車重量譲与税、これが1,900万円、そ

れから地方消費税交付金2,000万円、町税については大もとが4億5,500万のうち3,600万ですから、10%にも満たないということでありまして、このくらいは出てくるのかなというふうに考えられるわけですが、地方譲与税については、まず約20%です。それから、自動車重量譲与税については約40%近く大もとの補正前の額からすると増えていると。それから、地方消費税交付金については、これも20%、こういうふうには増えている。それから、地方交付税については、これは10%以下ということですが、問題は先ほど町長が説明しましたように目いっぱい見たのだということですが、これは今まで目いっぱい見たからといたって、どういうことでもないのです。要は、当初予算のときにこれが見れなかったのかどうかということなのです、私の質問は。ということは、この前も何回も質問しましたが、5%程度というのは隠してあってもしょうがないかなというふうに思っているわけですが、もう10%を超えてくるとちょっと限度が過ぎるということで、しかも3月になって補正で出してくる。このところが結局、千代田町だけかどうかわかりませんが、千代田町ではそういうふうに当初予算で十分目いっぱい見ているはずで、それで年度末になってこんなに20%、40%なんていう、この額が入ってくるというのは私はとっても信じられないのです。当初予算で見れなかったかどうかという問題が前々から議論になっているわけですが、特別交付税は確かに6%については、国がくれるかくれないかわからないからというものはあるのですが、こういったものはやはり根拠があるのではないのか。当初予算で根拠があって、これだけの40%なり20%なり意識してあれしていたのではないかというふうに私は勘ぐらざるを得ないという、そこに大きな千代田町の問題があるというふうに思っております。それと比較して、要はこういう補正が出てくることによって基準財政収入額が増えたわけですが、当初予算のときよりも。そうすると、この基準財政収入額が増えることが、これは17年度の補正です。これの地方交付税への影響というのは、これは当年度のだから17年に影響はないのかどうかということです。だから、来年度になれば、それは基準財政収入額が増えた分は交付税が減ると、ルール算定でいけば、こういうふうになるのだと思うのですが、当年度分が当初予算見ていなかった。それが年度末になって出てきてから、これで町税が増えても、基準財政収入額が当初の計算では見ていなかったとなってくると、交付税が減ってしまうのではないのですか、3,600万、例えば町税が増えたということになれば。そのところが、ちょっと私は、その年度間の調整を財政課はどのようにやっているのかお聞かせ願いたい。

簡単に言うと、当初予算で見れたはずが、ということは交付税、基準財政収入額では見ていたのではないかと、こういう疑惑があるわけです。その辺がわかっているやっただ可能性もあるということでございます。

それから、公債費、収入としての公債、失礼、歳出になります。6ページになると。それで、公債費で1億4,400万円、これは歳出の方で1億4,400万円、3年分追加して元金を償還をするということだ、これも年度末になって入ってきたという、これが国が出したからという国庫支出金ですか、これが1億4,000万円も年度末になって入ってきたというのはちょっとこれも、先ほど6%の特別交

付税でも、その6%が1億ちょっとです。それに匹敵するようなこのあれが年度末になって入ってくるというのは、どういう性質の補助金というか、国庫支出金なのかお聞かせを願いたい。いわゆる年度末になって出てきた理由も含めてお聞かせを願いたいと思います。

それから、歳出の方で財政調整基金積立金5,000万、それから減債基金積立金5,000万、公共建設基金積立金1億ということで、この振り分け、なぜこういうふうにわざわざ振り分ける。総額では2億70万ですか、こういうことではありますが、積み立てには変わりないです。年度末になってきて、思ったより入ったからということで積み立てるのだと思う。これくらいでは住民に還元のしようがないからだということでしょうか、でも皆さん、こう考えてみてください。先ほどから私が質問しているのは、当初予算で目いっぱい見ているはずなのです。それが、何で今ごろになってこんなに出てきて、それを余ったから、今からでは還元できないから積み立てをするというのか、そのところをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 当初予算で目いっぱい見たはずではないか。しかし、何でこんなに追加があるのだということでございます。昨年1月ごろの試算であると思います。その時点では目いっぱい見たのだということでもあります。日本全体としましては、景気が拡大しているという状況の中にありまして、ただ、ではどういう部分がよいのか悪いのか、その国の経済企画庁でもあれば、あらゆる経済数値をチェックいたしまして、その動向がわかるわけでございますが、人口1万2,000のこの小さい町、財政担当3名程度ではなかなかそこまでは把握できないということをまずご理解いただければありがたいと思います。

それから、地方譲与税の中の自動車重量譲与税と7款自動車取得税交付金の追加が大きい。これは、車がよく売れたということです。

それから、地方消費税交付金、これも大きいと。消費が良好であったということでもあります。

それから、基準財政収入額に影響があるか云々とありました。平成17年度の普通地方交付税につきましては、もう今年の8月で算定終わっております。よって、今回の補正については、何の影響もございません。18年度につきましては、そういう状況でありますから、若干の影響はあるかもしれませんが。

それから、公債費の関係でありますけれども、当初予算で7,100万円が計上してございます。よって、今回1億4,400万を追加しましたので、総額では2億1,500万円となりますが、この総合体育館の公債費につきましては本来国庫補助として補助金としていただけるものであります。しかし、いろいろな事情から、つまり国の財政難の事情から、とりあえず町の方で借金をして使ってほしいということで借金してございます。その分について3年間、平成17年度、18年度、19年度の3年間で2億1,500万円を町の方へ交付しますという予定だったわけですが、景気が上向いている中で税収が多かったせいかとは思いますが、3年分を一括しまして平成17年度にすべて一括で交付しますと、そういうこと

になりましたので、残りの分を歳入で受け入れて歳出、借金に充てていくというふうにご理解いただければありがたいと思います。

それと、基金の積み立てに関してであります。財政調整基金5,000万、減債基金5,000万、公共施設建設基金1億円の積み立てでございますが、積み立てはどこへ積んでも変わらないだろうというご指摘であります。そういうことはございません。財政調整基金につきましては、財源に充てるための基金であります。ほかの基金につきましてはちゃんと目的持っておりますので、その目的を持って積んだと。特に公共施設建設基金につきましては、今後新年度予算でも出てきますが、東西小学校の耐震の診断もしていきます。数年後には耐震工事も当然やっていきます。それから、西幼稚園の園舎についても当然建てかえていくような、そういう総合計画の内容になっております。よって、そういうことに対応するために剰余金が出た中で積み立てをして、後年度で充てていくということでありますので、ぜひご理解をいただければと思います。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） そうしますと、町税とか、あるいは地方譲与税などの思ったより入ってきたという金額というのは、もう17年度分というのはもう確定してしまっていると、交付税では。だから、来年の交付税に影響する、来年というのは今度、平成18年度の予算です。この分が結局、基準財政収入額に入るということだろうと思うのですけれども、そうするとこの地方譲与税については1億1,300万、それから町税については18億1,400万、それから地方消費税交付金9,400万プラスの2,000万で1億1,400万、こういう増えた分、この分が平成18年度の地方交付税の基準財政収入額に入っているはずですが、基礎計算分。そこのところをもう先ほどの説明でいくと、平成17年度のは今年の1月ごろではあるなんていうのはわからなかった。それはそうです、4月からやるから。1月ごろ予算化するわけですから、この分が目いっぱい見ていたのだということです。平成17年の1月ごろは、17年度の交付税、基準財政収入額というのを見ていた。ということは、逆に言うとその分は見ていなかったということでしょう、その基準財政収入額に思った以上入ったというなら。ここのところがやっぱり、先ほどのあれではないのですけれども、幾ら小さい自治体だからといったって把握はできないということなのです。そこがやはり把握しているのに把握できないというふうに言っている可能性があるの。私が把握できないと言っているのだから、それは当たり前だみたいな、こんな答弁おかしいです。町長が偉い人で、おれがそういうふうに判定したのだから、それは間違いのないのだと、財政課長が偉い人だから、おれが判定したのだから間違いのない。そんな把握できないのだ。これは、まさに開き直りではないのですか。要は、なぜ把握できなかったのかということなのです。思ったより入ってきたと、しかも入ってきたのが平成17年の1月ごろは目いっぱい見ていたけれども、平成17年の8月ごろには大体去年の、去年だから16年度の決算でこれだけの18億5,000万ですか、こういうものは入るであろうという見込みはできていたはずなのです。確かに9月決算、9月に我々に出す決算のときにならなければわからないということもありますけれども、それはその年の6月にならなければ1年前のなん

ていうか収入、所得、個人税であれば、つかめないというのはわかるわけです。ところが、6月になれば、逆に言うとかかめていたはずなのです。それが、何で今ごろになって出てくるのですかというのを聞いているのです。そこの理由を頭から把握できなかったのだというのではなくて、なぜ把握できなかったのかお聞かせを願いたい。なぜそんなことを聞くかという、結局2億円というのが今言ったように何の目的もなく積むのではないよと言っています。目的があるから積むのだけれども、なければ積めないのです。幸い思ったより入ってきたから積むと言っていますけれども、そこのところは何回も言いますが、結局当初予算で使うのであれば、あるいは途中で使うのであれば、その分はちゃんと年度分で、ちゃんと年度の分は年度で対処しなさいというのが地方財政法の、法律で明確にしてあるのを知っているのではないのですか。そうではないのですか、ここのところは。年度分は年度分で解決をします。住民に還元をするというのが地方財政法上の、その法律でそういうふうになっているのです。それも、では関係ないよと、逆に知っていてやっていたかなという気がしますけれども、もう一度その辺お聞かせを願います。

要は、その積み立てをする、本当に住民に還元をして、目いっぱい見て還元をこれ以上できないのだということやって、それで余ったなら、それは大歓迎すべきことなのです。ところが、残念ながら、何だかんだ言いながら金がないのだから、そんなに入ってきたりも無い、目いっぱい見たのだと言って当初予算でやっておいて、それで途中になってこんなに思ったより入ってきたから積み立てます。しかも、積み立てるのが、年度末だからこれから住民に還元することはできないから積み立てるのは当たり前だ、こういうことが平気で住民の、いわゆる洗脳です。そういうふうにしても過言ではないのです。これがこの間ずっと堂々とやられてきたのではないのか。そして、それをまたあえて、今度の当初予算の説明でも、また目いっぱい見たという。これのときだって当初予算額を見たって目いっぱい出たと言っているのです、前総務課長が。2億出てきたのです。そこのところをもう一度お聞かせを願いたい。

○議長（青木國生君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 何か意図的に財源のコントロールをしているような言い方といたしますか、意見でございますが、そういうことはございません。うちの方は、一生懸命最大限の収入見込みを算出しているわけございまして、特にこの後、新年度予算出てきますが、今回はかなり無理をして歳入見ております。ただ、余れば余ったでおしかりを受けるし、これでも多く見積もり過ぎて足が出るというか、足らなくなってしまった場合は、またこれでおしかりを受けるのかなと。あくまで仕事ですから、それはやむを得ないとは思いますが、うちの方としましては、本当に真剣に目いっぱい計算してのことでございますので、ぜひその点につきましては力不足ではございますが、ご理解はいただければありがたいと思います。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 同じことを何回も聞いてもしようがないのですが、また少し角度を変えて聞

きますが、それでは社会体育館の施設整備資金貸付金元金償還金、3年間一気に返すというふうになったと。それは、国の方は、補助金として出すのだというふうに言っていたの。それが今度一気に出すようになったというふうに言って、それで入ってきたから、では公債費で一気に返すのだというのはわかるのです。でも、いつ、ではその補助金としてもらえるというのがわかっていたのかお聞かせ願いたい。いろいろその体育館をつくる時には、借金ではないのだ、いわゆる国から金があるのかのようなことは言っていた、確かに。というふうに私も記憶はしておりますが、そこのところが逆に言うとうわかっていて、何年ごろに、そういうふうに補助金として来るわけが、とりあえず町でその借金をしておけば、必ず出すからという、では証文でもあったのかどうか。それで、今になって国が出したから、はい、やったねと、1億4,400万も来たかという、これどうもその辺が私には信じられない。通常、わかっているやっているといるというふうにはしか思えないのです、だって。来るように。来るのはわかっているのだ。だけれども、いつになるかわからない。それが決定されたから、今年決定されたから、そこのところを。いつ、では決定、何月何日にこの1億4,400万が来るということが決定されたのか、千代田町に来たのが何日なのか、お聞かせを願いたい。最初の、いわゆる補助金としてもらえるという法的根拠と合わせてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） お答えいたします。

この関係につきましては、文部科学省スポーツ青少年局企画というところから2月の3日付で連絡が入りました。内容的には、2月の3日に国の方の17年度の補正予算が成立したということで連絡が入りました。

以上です。

〔「法的根拠」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 法的と言われましても、国の方から……

〔「補助金としてもらえるはずだということは、法的根拠があるんでしょ。いつごろそれがわかったのか」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 2月3日付でわかったこと。

〔「そうじゃない。補助金としてもらえるというのは」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） これは、当初の話でよろしいのでしょうか。

〔「当初で」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 当初といいますと、文部科学省が平成14年の4月1日付で社会体育施設整備補助金交付要綱を社会体育施設整備貸付要綱に改正したということで決定になったのですけれども、補助事業から貸付事業にということで、もう既に無利子なのですが、当初町の方に入りまして、起債で支払ってあると。そのかわり今回通知が入ったのですけれども、それはあくまでも

相殺済み通知ということで、お金の動きはございません。当初からそういうことが約束の上で貸し付けでございましたけれども、実質的には補助金という内容でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（青木國生君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 一般会計補正予算の中で、修正のところで教育費がかなり減額、実績が減額ということで大変心配しております。特に小学校費がかなり落ち込みが激しいわけではありますが、総合学習等含めて教材費の購入費も減っておりますし、あるいはインターネット接続使用料も4万円ほど減額ということで、学校の活動が減っているのかなという非常に心配しておりますので、その辺も含めましてご答弁いただければと思えます。

○議長（青木國生君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 小学校費全体では189万2,000円の減額なのですがけれども、主に講師謝礼ですとか、あるいは研究紀要を作成しているのですがけれども、それらについても学校で印刷を済ませたり、あるいはプールの水の節水ですか、その辺に節水したために20万、あるいは電話料金の支払いの契約の関係がN T Tコミュニケーション東日本への変更ですとか、もろもろそのような内容となっております。

なお、バスの借り上げですとか、学校健康管理対策では肝炎ウイルスの検査を呼びかけましても人間ドック等で対応しており、希望者がいないといった内容となっております。

また、教材用の備品の関係なのですがけれども、昨年度購入したパソコンのため、今年度パソコンソフトを購入するという内容となっておりますけれども、前年に購入したパソコンの中にありますソフト等を利用して、あえて購入しなかったという内容です。

そのほか要保護及び準要保護につきましても、当初予定した認定者が少なかったといった内容で、特別支出を抑えたという内容とはなっておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第16号につきまして、石頭でございますので、あえて原案どおり決することにはできないということで反対討論を申し上げたいと思えます。

確かにその3月になって、今になって入るのが思ったより入ってきたから、積み立てをしなければならぬというのはわかるわけですがけれども、やはりその辺が地方財政法の運営の仕方とか、そうい

ったものを、当局はよく知っているわけです。ところが、住民はわからないわけです。それをあえて、これがまだ本当に意識的に隠していたかどうかというのはわかりませんが、財政課長が、私が意識的に隠していないと言っているのだから、隠していないのだみたいな、その答弁というのは、やはりちょっと私は石頭でございまして、余り信用しません。町長でも同じです、それ。どうしてそう判断したのだと言え、町長が判断したからどうだと言え、それでは私は納得しないというのが反対討論の趣旨であります。

あえて言わせてもらえますならば、これが少なくとも6月で収入、個人の所得とか、そういったものは大体わかって、8月には交付税も決定するのです。ですから、9月には、遅くとも12月にはこういったことがもう大体予測されているというふうに見るのが地方財政法上の指導であります。私が、ではそういうふうに思うこと自体がおかしいというのなら、ではあなたが悪いのだと言っても構いませんけれども、そういうことで地方財政法というのを知っている当局がそういうふうに、何ら意識にはやっていませんよというのはちょっとあれです。

それで、あえて理解をお願いします。把握できなかった。これでは、ちょっと納得できないということをお願い、反対討論とするものであります。

○議長（青木國生君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 議案第16号 平成17年度千代田町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算は、年度末ということで、歳入については決算を見込んで最大限の追加を行ったということで理解しております。

町税については、町内の企業の経営状況の把握が難しいこと、また特別交付税については災害やこの冬の豪雪などさまざまな影響がありますので、状況把握が大変であろうと思います。また、歳出にわたっては、財政危機突破計画をもとにした緊縮予算という中であって経常経費を中心に歳出の節減に努めた結果、余剰金が出たものと理解いたします。よって、隠し財産等ではなく、予測が難しい財政運営の中であって、結果的に余剰金が2億円発生し、公共施設建設基金を中心とした後年度への対応のための基金積み立てを行ったことは、町当局の懸命な対応であると高く評価いたします。ぜひ後年度の行政運営に十分対応していただくことを申し上げ、本補正予算に賛成であることを申し上げ、賛成討論といたします。ご賛同をお願いいたします。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 平成17年度千代田町一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに

賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

ただいまより3時25分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時13分）

再 開 （午後 3時26分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第19、議案第17号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第17号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から2,069万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億7,939万9,000円とするものであります。

補正内容につきましては、一般及び退職被保険者等療養給付費等の減額に伴う国庫負担金及び療養給付金の調整並びに共同事業拠出金の確定による国、県高額医療費共同事業負担金の減額、また保険基盤安定線入金決定により一般会計線入金を追加するものであります。

詳細につきましては、住民課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 住民課長、加藤忠夫君。

○住民課長（加藤忠夫君） 議案第17号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

補正予算書7ページ、8ページをお願いします。それでは、最初に歳入から申し上げます。第3款国庫支出金、1目の療養給付費等負担金であります。一般被保険者療養給付費の減少等によりまして療養給付費等負担金728万6,000円を更正減するものであります。

次に、2目の高額医療費共同事業負担金につきましても高額医療費の共同事業拠出金の決定によりまして51万3,000円を更正減するものでございます。

次に、第4款療養給付費交付金でございますが、退職被保険者等の給付費等の減によりまして826万7,000円を更正減するものでございます。

また、次の5款県支出金、1目の高額医療費共同事業負担金でございますが、拠出金の決定によりまして国庫支出金同様に更正減するものでございます。

次に、6款共同事業交付金でございますが、共同事業交付金の決定により682万7,000円を更正減するものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして9ページ、10ページをお願いします。第8款繰入金でございますが、保険基盤安定負担金の交付決定等により追加、また職員給与費等繰入金につきましては人件費の減額等により更正減。以上の要因によりまして、一般会計より244万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、10款諸収入につきましては、一般及び退職者ともに延滞金の発生によりまして26万円を追加するものでございます。

もう一枚めくっていただきまして、11ページ、12ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費、1目の一般管理費につきましては、人件費の職員手当の減額、また共済費の追加及び印刷製本等の減額によりまして更正減するものであります。

次に、2款保険給付費でございますが、1件当たりの医療費の減により療養給付費等の減少により更正減するものであります。

次のページ、13、14ページをお願いします。2項の高額療養費、2目の退職被保険者等高額療養費でございますが、退職被保険者等の高額療養費の減少により300万円を更正減するものであります。

また、次に5款1目の葬祭費ですが、被保険者等の死亡件数の増加によりまして60万円を追加するものでございます。

もう一枚めくっていただき、5款共同事業拠出金、1目の高額療養費共同事業医療費拠出金の決定によりまして同じように減額するものであります。

また、次の6款保健事業費、1目の保健衛生普及費であります。医療費のお知らせ電算委託料の不足により2万5,000円を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第17号につきまして質問をしたいと思います。

まず、国庫支出金で779万9,000円を減額をするということで、これの理由が病気が減ったということ減らすということについては喜ばしいことかなというふうにも見られるわけですが、この779万9,000円というのが4割ですか、国から来るのは。療養費の4割を国が出すわけですから、あと6割はこの会計が出さなければならないはずだったわけです。そうしますと、6割ということになりますと、約2,000万ほどが病気が減ったというふうを考えてよろしいかと思うのです。そうなりますと、問題はこの補正予算の大もととなっております当初予算のときには、この保険税を税率を上げたわけでありまして。ということは、そのときになぜ税率を上げなければならないかということ、病気が増える見込みだから、だから値上げしなければならないということで、その値上げをしたわけです。税率改正を行ったわけです。その金額が、私が聞いたところで約3,000万と言ったのです、値上げしなくて済むのは。ということは、逆に言うと、この負担金だけでいくと2,000万ほどかもしれませんけれども、ほかの部分がありますから、3,000万ぐらいは病気が増えるのだという見込みのもとに値上げをしたのです。ということは、何の根拠もないということだったのです、逆にこの補正が明らかにしているもの。値上げの根拠は、病気が増えて、その分の金を徴収しなければならないからということで税率改正したのです。それで、今になってこれだけ病気が減りました、喜ばしいことですかというのでは受けとめられないということなのですが、そういうことでいいのかどうか。病気が当初予算よりどの程度減ったのか、金額にして、国の負担金ではないです。町の国保会計が出すべき金、計算していた金額というのはどのぐらいあったか、この779万9,000円の減額の大もととといいますか、これで減額をしたことはどの程度の医療費を払わなくて済むようになったのかお聞かせを願いたいと思います。

1回目、終わります。

○議長（青木國生君） 住民課長、加藤忠夫君。

○住民課長（加藤忠夫君） 川島議員さんのご質問でございますけれども、確かに昨年医療費が大きく伸びている関係上、一部改正をお願いしまして、住民の皆さんにご負担願ったわけでございます。

なお、その段階では1件当たりの受診率等が大変大きく伸びておりまして、毎月医療費も単純計算しますと2,000万、年間に申しますと約1億円近く大きく伸びていたわけでございます。

なお、参考までに16年度の療養給付費の数字を申し上げますと、過去3年でございますけれども、平成15年から3億7,950万ばかり、16年度が4億2,600万、17年度が4億5,400万と過去3年間順調過ぎるほど伸びたわけでございます。偶然にしまして、幸いと申しますか、インフルエンザ等、あるいは悪性の病気が多発しないため、今回の一部減額という要因でございますので、より一層のご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 問題は、それが一般会計の予算のとり方と違って、国保会計というのは病気

がどのくらい出るのであろうかという予想をして、それでその歳入を見るということなのです。そういうことになる、病気がいっぱいあるだろうからという、それこそ想定して、それで値上げをしたわけです。ところが、実際には想定どおりいなくて、少なくて済んだ。これで逆に言えば、値上げしなくても済んだのにというふうに私は思うわけです、逆に言うと、実際のやっていることは。問題は、赤字になれば一般会計から補てんができると、できるのです、これ。ところが、当局は、一般会計から補てんをするのは、頭から補てんをするというのは地方財政法上は言わなかった。法律上、問題があるのだみたいなことを言っていたわけです。それは言っていないと言うのなら、それまでなのですけれども。ということは、要は想定でこんなに伸びてしまうのだと。それで、その分の足りないあれをどこから持ってくるか。値上げしなければならぬのだよという説明をしておいて、今ここになって、ちょうど3,000万ぐらいがやっぱり多かった、はか見積をしてしまったというふうに言わざるを得ないというのが私の主張になるわけです。今から言えるわけですけれども。その辺が、あのときに3,000万を補てんをすれば、値上げをしなくても済むという根拠にもなっているわけなのです。ところが、当局は、そういうことはあり得ないということで強引に値上げをして、それを議会の皆さんが当然何ら問題ないというふうにやってしまったのです。それで、住民の皆さんに、簡単に言うと2,000万からの負担を強いたというのが現実なのではないかなというふうに思うわけですが、その増減によって増えた金額はどのくらいかお聞かせをお願いします。

○議長（青木國生君） 住民課長、加藤忠夫君。

○住民課長（加藤忠夫君） 川島議員さんの2回目のご質問でございます。

昨年3月、一部改正の値上げをお願いしまして、実際に増税で増額した金額は2,400万前後かと思われま。

また、先ほど来、確かにこの実数は1月末現在でございまして、病院通院並びに入院からおおむね2カ月ほど延びるわけでございまして、1月中旬あるいは1月末段階の一応数字を試算させてもらいまして上げさせてもらいました。繰り返し申しますけれども、増税でご負担の願った税額、一部改正をお願いした額は2,400万前後かと思われま。

以上です。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

15番、川島悦男君。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） 議案第17号につきまして、この補正に対しましては、値上げをしていなければ、医療費が減って大変喜ばしいことかということと賛成しなければならないところなのですけれど

も、残念ながら今話をしましたように、いわゆる値上げをして住民から2,400万ほど多く取って、そして国の負担金、国支出金ですか、そういったものは減らすという、この金額が700万減らすことによって住民負担は2,400万も増えるということは大変なことではないかなというふうに思います。従って、これは、やはり住民福祉の向上という点では批判しなければならない。こういう会計運営をやっているならば、これはもう千代田町自身がもう信用を失墜するということであります。これが、私がこの間ずっと言ってきた、それが不当な値上げなのだというふうに言ってきたけれども、不当でないのだと、当局がそういう提案して、議員が賛成してやっているのだから、だから不当でないのだと言うけれども、今ここになって明らかになった。数字的にももう明確になったでしょう。こういう状況を放置をしておけば、これでもう凶に乗ってどんどん、どんどんやっていくわけです。これでは、本当にかわいそうなのは住民の皆さんだけだというふうに思う。私も住民でありますから、一人でありますから、ちょっとこれで私がここで言えば、ちょっと町長が何か言ってくるかなというふうな気もしているのですけれども、その辺は言ってもらった方がいいので、あえて反対討論といたします。

○議長（青木國生君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第17号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対しまして賛成の立場から討論いたします。

町当局の説明によりまして、15年度、16年度、17年度と、それこそ課長も言っていましたけれども、順調過ぎるほど順調に金が出ていってしまったわけで、これをどうしても補うには増税という方向しか考えられなかったわけです、その時点では。たまたま今回風邪の大流行というのも去年度ですか、想定していたのだけれども、それもなかったということで、今年度ですね、それで医療費が出るのが少なかったから、ここへ余ったということで、今までの過去の年度を計算すると当然足りなくなってしまおうという想定でそのときは増税になったわけですので、補正でこれだけ余ってしまったということおしかり受けると申しわけないという考えはあるけれども、この補正が正しかったのだなと。また、次年度もこういうふうに残るようであれば、これはこれで町民としては医療費が少なかったというのは喜ばしいことなので、この補正の4号に対しまして賛成いたします。議員諸兄の賛同よろしく願います。

○議長（青木國生君） ほかに討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 平成17年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。
よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第20、議案第18号 平成17年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。
町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第18号 平成17年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から123万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億8,926万2,000円とするものであります。

補正の理由につきましては、事務経費が予想したほど増加しなかったため、減額補正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第18号 平成17年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（青木國生君） 挙手全員であります。
よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第21、議案第19号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第

3号) についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(青木國生君) 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長(襟川幸雄君)登壇]

○町長(襟川幸雄君) 議案第19号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から2,493万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,852万9,000円とするものです。

補正の内容につきましては、公共下水道費等の減額に伴う国庫補助金及び一般会計繰入金並びに町債等の減額であります。

詳細につきましては、水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(青木國生君) 水道課長、君島悦男君。

○水道課長(君島悦男君) それでは、平成17年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書9ページ、10ページをご覧いただきたいと思います。まず、歳入関係でございますけれども、第2款の使用料及び手数料でございます。これにつきましては、下水道使用料を150万円減額いたしました。内容につきましては、下水道の接続対象者、この関係が当初より少なかったということでございます。

次に、第3款国庫支出金の国庫補助金、これにつきましては530万円の減でございます。

また、4款県支出金の県補助金につきましても10万円を減額いたしました。これにつきましては、それぞれの補助基本額が確定いたしまして、減額交付確定ということで、減額交付決定されたことによるものでございます。

また、5款の繰入金でございますけれども、これにつきましては一般会計繰入金ということで524万2,000円の減額いたしました。内容につきましては、歳出の総務費及び事業費並びに公債費の減額ということでございます。

次に、第7款諸収入の雑入につきましては39万円減額をいたしました。これにつきましては、消費税の申告に基づきまして、今年度につきましては還付が発生しなかったということでの減でございます。

続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。第8款町債でございますけれども、1,240万円の減額でございます。これにつきましては、歳出の事業費における補助分と単独分の補助基本額の

確定によるものでございます。

次に、13ページ、14ページをお願いいたします。歳出の関係でございますけれども、第1款総務費の一般管理費を53万7,000円減額するものでございます。これにつきましては、各節とも支出の見直しというか、支出の確定による更正減でございます。

次に、第2款事業費の管渠整備費でございますが、2,389万9,000円の減額でございます。これにつきましては、委託料並びに工事費につきまして、当初の予定箇所の見直し、あるいは工法等の変更、また入札等の減によります事業費の減額によるものでございます。また、補償金につきましては、支出額の確定によります更正減でございます。

また、管渠管理費につきましては、委託料の下水道台帳整備委託料の確定によりまして15万円の更正減をするものでございます。

次に、15ページ、16ページをお願いします。事業費の流域下水道関係でございますが、167万円減額するものでございます。これにつきましては、建設負担金及び維持管理負担金の確定によりますところの減額でございます。

次に、第3款公債費の元金を146万9,000円追加、利子を14万5,000円減額するものでございます。これにつきましては、元金につきましては借入れ償還表の償還開始時期の見直しによるものでございまして、また利子につきましては予算作成時の利率が確定時の利率と若干利率の変動があったということで利率が下がったというようなことで減額をするものでございます。

以上で簡単ですが、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第19号につきまして質問をいたします。

これまで一般会計でほとんどやってきて、都市計画税をとってやるということになりましたので、あえて質問をさせていただきます。ということは、今ここで平成18年度の予算については都市計画税7,000万取って、下水道には一銭も出さないというような予定のようでございますが、この補正で、14ページで、いわゆる管渠整備事業費2,000万減額をするというのは入札減だけで2,000万も減っているのかどうかということなのです、管渠整備が。要は、入札減だけでこれだけ減るのならいいことかなということなのですけれども、メーター、いわゆる管渠整備予定のメーターが減っているのではないかと、この2,000万の中には、入札減の金額と、その何メーター分の減なのかお聞かせを願いたいと思います。

なぜそんなことを聞くかといいますと、要はその公共下水道使用料が150万この予算より少なかったということですが、これは何をあらわしているかということ、公共下水道に入らないという、

入らないというか、使用しないという人が出てきたのではないかと。要は、加入する人が頭打ちになってきたのではないかと、こういう中で今後都市計画税取って、その公共下水道にも都市計画税投入をするというようなことになりますと、住民の皆さん、下水道のところでその負担金を取られ、都市計画税で取られて、こういう状況になるとやはり踏んだりけったりになりますので、その辺のところを、前々から言っていますように、やはり住民が必要とするところを下水道をやっていくべきだというのが私の主張であります。そここのところが今まで一般会計でやってきたために、住民の要求を聞かずに、町の計画で頭から住民に押しつけてきた、それで入れ入れというふうにやってきたわけです。ですから、それがもう、そういうものが破綻したというふうに言えると思う。そういう破綻しているのに、更にこんな都市計画税を取って、こんなまたやるということになれば、これもまた往復びんたです、住民にとっては。そういう状況でありますので、あえてその頭打ちになったのではないかと、いうところを明確にご答弁願いたいのと、その2,000万減の内訳をお聞かせを願いたいと思います。

1回目終わります。

○議長（青木國生君） 水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） それでは、川島議員さんの質問に答弁したいと思います。

まず、使用料と手数料の150万の減の関係でございますけれども、これにつきましては加入率が低かったとか、対象者が加入しなかったとかという、そういう形のものでなくて、当初に見込みの対象者を多く見込んでしまったというようなことで、対象者が入らなかったとかという、そういうものでございませぬので、恥ずかしいのですけれども、見込み違いということでご理解していただきたいと思えます。

また、2,500万ですか、管渠整備費の事業費の方が2,571万9,000円ですか、減額になった要因でございますけれども、これにつきましては、まず管渠整備費で2,389万ばかり減になっております。こっにつきましては、1カ所、舞木の地域なのですけれども、当初事業をやるということで予算措置をしたのですけれども、工法的なものがございまして、今年見送りをしようというようなことで1カ所見送った部分がございます。これが600万近く一応事業費を見ておったわけなのですけれども、その部分が繰り越しというようなことで次年度以降に実施しようというふうなことで、効果的なものでございますけれども、その分が減になっております。

また、下水道の計画図の作成委託料の関係が若干当初の予算よりも見積もり合わせをしまして減額になったというようなことで支出確定が減になったということで、金額的には6万程度減になってございます。

また、水道管の移設関係がございませぬけれども、下水道工事をやる際に上水管の布設管が影響があるということで、上水管の移設をして下水管を入れるというふうな関係がございませぬ。この関係が当初より額が少なくなったということで、これも400万ばかり減になってございませぬ。これも、だから当初の見込みよりも過少になったということでございませぬ。

また、それらに伴いまして設計委託料にそれに準じて減額になってございます。1カ所、先ほど申しましたとおり事業をやらなかった部分あるいは工事費が縮小になった部分等1,000万円ばかり設計委託料も減になってございます。

また、減額の台帳作成に当たりましてのやはり見積もりを各社からとった関係で、やはりも減額の形をとりまして、20万ばかり減になってございます。

また、維持管理の負担金ということで、これも精算の段階で200万ばかり減になってございます。これも精算の段階の確定ということで、支出の確定になりまして減になったというようなことで、もろもろ私の方で今説明した金額を含めると、先ほどの金額の2,500万の金額が減に、事業費の減ということで今回補正減をするものでございます。

また、そのほかに総務費、公債費の関係につきましても、先ほど触れましたけれども、事業費の減に伴いまして公債費、起債ですか、町債の関係も減になったというようなことでございますので、何分ご理解していただきましてご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 今後やはり都市計画税という目的税ですから、この目的税をとって下水道をやるということになりますと、やはり住民の皆さんが必要とするところからしなければならないということになると思うのです。先ほどもちょっと質問したわけですが、どこからやるかは結局町当局が決めて、それで入りなさいという状況だったのではないかとこのことを言っているわけです。そうだったというふうになかなか認めづらいかもかもしれませんが、そういうことなのだろうと思うのです。私がなぜこんなことを言うかということ、その目的税として取って、それでやって、それが加入する人にとって何ら利益にならないということになったら、これはもう本当にむちゃくちゃな状態になるということなのです。必要としてないのに目的税で取られて、それでまた必要としない下水道をやって加入させられる。それで、負担をさせられるというのでは、そこで都市計画税で負担させられて、下水道で負担させられる。これでは、何がこれで福祉の増進になるのかということになってしまっているわけです。これは、下水道課長に文句言ってもしょうがないかもしれませんが、あえてその辺がこの間の住民が必要とするところからやってこなかった。都市計画道路もそうなのですが、今、一般質問で明らかになりますけれども。そういう中で、2,000万ほど入札減、それでその内訳としては下水道管渠と工事費が1,000万、委託料が900万ということですか。こういったことで600万減ということですが、繰り越しになったという600万というのは何メートル分なのかということなのです。実際に全体の工事、管渠整備費、補正してありますので、9,373万4,000円がやられたわけですが、これ何メートルの整備だったのか。そして、600万円というのは何メートルの繰り越しになるのか、その辺をお聞かせを願いたいと思います。

要は、減ったから、入札減だから、はい、よかったでは済まないのですよということをお願いしたいわ

けなのですけれども、そのところが、やはり今後都市計画税投入するかどうかというときに、やはり住民の皆さんの理解を得るためには、そういったことを私の方も把握しておかなければならないということですので、ぜひ細かくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） 先ほど今年度予定していた事業区域が持ち越しになったという延長ですけれども、延長70メートルの部分が今年度持ち越しになってしまったということで、事業費がおおむね600万ですか、それと……

〔「9,300万の全体の延長」と言う人あり〕

○水道課長（君島悦男君） 9,300万の延長でしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○水道課長（君島悦男君） ちょっと今調べます。資料ですか。

〔何事か言う人あり〕

○水道課長（君島悦男君） ちょっと暫時休憩してください。

○議長（青木國生君） 暫時休憩。

休 憩 （午後 4時10分）

再 開 （午後 4時12分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） 延長にして817メートルで9,370万円程でございます。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 平成17年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木國生君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第22、議案第20号 平成17年度千代田町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第20号 平成17年度千代田町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の収益的支出予定額の総額に3万4,000円を追加し、2億7,264万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、職員共済組合負担金の確定に伴う追加でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 平成17年度千代田町水道事業会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（青木國生君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○議案第21号、議案第22号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） お諮りいたします。

この際、日程第23、議案第21号及び日程第24、議案第22号について、関連がございますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第23、議案第21号 町道路線の廃止について、日程第24、議案第22号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第21号 町道路線の廃止について、議案第22号 町道路線の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年度下半期並びに今年度上半期に実施いたしました舞木土地区画整理区域内及び民間開発等に係る町道について、道路法の規定に基づき路線の廃止並びに認定について、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、都市整備課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 都市整備課長、高木美幸君。

○都市整備課長（高木美幸君） 議案第21号 町道路線の廃止について、議案第22号 町道路線の認定について、詳細説明を申し上げます。

お手元の資料の道路網図に廃止と認定が入っておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。最初に、廃止路線でございますが、町道1-282、1-283号線の2路線を合わせて延長321.9メートルにつきましては舞木土地区画整理事業の道路築造工事に伴い、道路の起点あるいは幅員に変動が生じたので、一たん廃止するものでございます。

次に、道路1-303号線につきましては、舞木城下地内ですが、民間開発の宅地分譲に伴い路線の廃止をするものでございます。

また、町道1-523号線につきましては、舞木字駒形公園東側町道の幅員2.4メートル、延長32.5メートルを廃止するものでございます。なお、これにつきましても舞木土地区画整理組合による事業に伴う宅地でございます。

以上、廃止路線につきましては、合計4路線で、延べ延長540.06メートルとなっております。

次に、認定路線でございますが、町道1-282号線につきましては、舞木土地区画整理組合事業により一たん廃止いたしましたものが、路線延長が決定いたしましたので、新たに認定をするものでございます。

次に、町道1-283号線につきましては、先ほど説明いたしました全体の路線を廃止した残り分を認定するものでございます。

次に、町道1-303号線、1-348号線、1-349号線につきましては、民間開発の宅地分譲に伴う周回道路として認定をするものでございます。なお、この3路線の延べ延長386.06メートルとなっております。

次に、町道1-437号線、1-438号線、1-439号線、1-440号線の4路線につきましては、舞木土地区画整理事業の道路築造工事により新設された道路ということで認定するものでございます。なお、4路線合わせまして、延べ延長356.5メートルとなっております。

次に、町道1-540号線につきましては、新福寺道南地内の三木商会西側の道路を認定するものでございます。延長が33.4メートルとなっております。

以上、認定路線の合計は10路線で、延べ延長で927.80メートルとなっておりますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、議案第21号及び議案第22号の案件について、一件ずつ処理いたします。

まず、議案第21号 町道路線の廃止について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第21号につきまして質問をしたいと思います。

これも、いわゆる都市計画税強行によりまして、今後の区画整理あるいは都市計画道路等の関係がありまして、その中でのその認定、廃止と、廃止、認定ですか、こういうことでありますので、そのやり方といいますか、この点について今後いろいろ調査していかなければならないということで、その質問をさせていただきますが、要は今度18年度に区画整理に7,000万円を、その補助をして、それで恐らくこの廃止したところ、このところをやるのではないかと思うわけです。それで、認定ももうしてしまうと。このやり方というのは、ちょっと私は納得できないのです。問題は、なぜこれが納得できないかといいますと、区画整理で組合にこういう道路工事を任せるわけです、7,000万も出して。そうすると、では道路廃止はそれでいいわけです。できないうちに認定してしまっているのかどうか、この辺の法的根拠をお聞かせを願いたいと思います。

その区画整理で工事をやるのに、廃止をしなければ組合施行ではできないのかどうか、この辺のところをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 都市整備課長、高木美幸君。

○都市整備課長（高木美幸君） 川島議員の質問にお答えいたします。

まず、町長の方から提案理由で申し上げたと思いますが、その議案第21号につきましては昨年度下半期、今年度上半期に実施した、要するに舞木区画整理地内の道路築造工事、また民間開発による周回道路等の新設により廃止したものでございます。

それと、また認定しないと廃止ができないのかということだと思いますが、もちろん廃止をして認定をする形になろうかと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 私が聞いているのは、そういうことではなくて、区画整理をやるのに廃止をしないでやっていくかということでしょう。できてしまったからすると、これは認定をすると。その後認定するということなのですけれども、区画整理で道路を工事をして、舗装なんかは認定してから町が単独でやるというのかどうかということなのです。このところが、やはりその都市計画税を取って、それで区画整理は舗装までやらないということになるのかどうかという、そこが明確にならないと都市計画税というのが、どこに持っていくかわからないということなのです。だから、要は、その今開始しようとしているのは、もう工事は終わっているのでしょうか。それで、認定しようとしているのは、舗装されているのかされていないのかということ、ただ認定は後だからあれなのですけれども、そこら辺がやはり明らかにならないと、工事を町道、道路として認定をしなければ一般事業、一般単独でいく事業では舗装できないのでしょうか。今までこれやっていたのでしょうか、区画整理で、廃止する前に。そういうことができるのかということを知っているのです。だから、廃止を、今これからするわけでしょう。やってしまった工事をこれから廃止をするのか、舗装までやったかどうか、どこまでやったのか、では、お聞かせ願いたいわけなのですけれども、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 暫時休憩。

休 憩 （午後 4時27分）

再 開 （午後 4時29分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

都市整備課長、高木美幸君。

○都市整備課長（高木美幸君） お答えいたします。

まず、廃止してから工事やるのかということの質問かと思えますけれども……

「廃止しないでやっちゃったんでしょうと言っている」と言う
人あり]

○都市整備課長（高木美幸君） ちょっと済みません。

○議長（青木國生君） 暫時休憩です。

休 憩 （午後 4時29分）

再 開 （午後 4時32分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

都市整備課長、高木美幸君。

○都市整備課長（高木美幸君） 申し上げます。大変勉強不足で申しわけございません。お答えいたします。

廃止につきましては、工事完了に伴い、あわせて廃止をするものでございます。

また、工事は、区画整理組合法に基づいて行っているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） これで、財政課長は都市計画税を導入するときに明確にするというふうに言っていますから、これを明確にするということがいかに難しいことかということがおわかりのことだと思いますが、簡単に言うと、要は廃止をしないでその工事をやってしまったということです、その区画整理法で。それで道路をやって、それで更にまた今度認定しようとしているということなのです。そこのところが一般財源でこれまでは区画整理にしても補助金で出しているのだから、問題なかったわけです。ところが、今度は、都市計画税取ったわけですから、その財源をどこに持っていくのかというのが非常に難しくなるのです。それをちゃんと町道のまんま区画整理で工事してしまって、でしよう、今のやつをもうやってしまっているということでしょう。町道のまんま廃止しないで区画整理組合が勝手にやってしまって、それで町がほいっとそれを今度またやってしまった分を認定する。こんなことが堂々と通っているわけです。それで、今度は都市計画税を取って、これを、ではもしもそこへ、これはやってしまったから、これはいい、ここには使わないだろうけれども、今後区画整理組合に7,000万を補助をして、それでまたそういったところに使う可能性も出てきてしまう。だから、一般財源でやれるところをわざわざその目的税で取って、それでそういうふうなわけのわからないことをやってしまうという状況が生まれているわけですので、区画整理法に基づいて町道廃止しないでもできるという法律的根拠を出していただきたいと思います。

○議長（青木國生君） 川島議員さん、3回質疑になっていますので、質疑は。

○15番（川島悦男君） 出してくれと言っているのだ。

○議長（青木國生君） 都市整備課長、高木美幸君。

○都市整備課長（高木美幸君） 今法律的根拠ということでございますが、手元に資料がございませんので、後日調査して議長を通してお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 町道路線の廃止について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

次に、議案第22号 町道路線の認定について質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第22号につきまして、やはり原案のとおりに決することはできないという討論を行いたいと思います。

なぜかということではありますが、要は廃止をして認定をするという状況、これが町工事でやったのならば、一般工事でやったのなら、これは問題ないわけですけども、これが、いわゆる区画整理組合で町長自身が、おれは区画整理やっているのではないのだ、補助金出しているだけだというようなことで言っているながら、そういう廃止もしないで区画整理組合にやらせてしまうということ自体が、しかもその法的根拠はこれから出すということです。これでは、ちょっとおかしいわけです。それをそのまんま、それでまたできてしまったから、認定するというところでございますから、できてしまったのは根拠なくても認定しなければならない。この点については、一方で、それはできているのだから、認定するということは当然だというのはわかります。でも、そういう状況でやられてきたのを、はい、そうですかというふうに賛成をしまえば、それが当然だというふうになってしまうところに、この議会というのは非常に難しいところがあるわけです。そこであえて反対討論を言わなければならない、指摘をしなければならない。そして、今後の都市計画税を取って、新年度予算で都市計画税7,000万をそっくり区画整理組合に投入をするということに提案をしてくるようでありますから、そういった意味でも、やはり明確にするためにはこのところをちゃんと法的根拠を我々は勉強していく、そういう必要がある。私自身も勉強していかなければならないと思いますので、あえてここでその反対討論とさせていただきます。都市計画税を取っていないければ、こんなことしなくても済んだのですが、こういう状況でございます。

以上終わります。

○議長（青木國生君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 町道路線の認定について賛成の立場から討論したいと思います。

道路は、なくてはならない生活上、重要なものであります。課長の答弁のとおり、妥当、適当であると認め、賛成討論いたします。議員諸兄のご賛同をお願いします。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 町道路線の認定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○会議時間の延長

○議長（青木國生君） ここで、お諮りいたします。

本日予定した議事日程がまだ終了しておりません。千代田町議会会議規則第9条第2項により日程終了まで会議を延長し、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 異議なしと認めます。

よって、日程終了まで会議を延長し、議事を進めます。

○議案第23号～議案第28号の一括上程、説明

○議長（青木國生君） お諮りいたします。

日程第25、議案第23号から日程第30、議案第28号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第23号 平成18年度千代田町一般会計予算、日程第26、議案第24号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計予算、日程第27、議案第25号 平成18年度千代田町老人保健特別会計予算、日程第28、議案第26号 平成18年度千代田町介護保険特別会計予算、日程第29、議案第27号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計予算、日程第30、議案第28号 平成18年度千代田町水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 平成18年度一般会計予算並びに各特別会計予算の上程に当たりまして、その概要と所信の一端を申し上げて、議員の皆さん方を初め町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

我が国の経済は、全体的には緩やかながら成長を続けておりますが、本町を取り巻く近隣地域の経済情勢、更には国、地方を含めた財政環境は相変わらず厳しい状況にあります。国の長期的な債務は、この3月末で600兆円になると言われ、地方の長期債務約200兆円を加え、重複分を調整いたしますと約775兆円という天文学的な数字になります。このような中、国庫補助負担金改革、地方交付税改革、税源移譲のあり方を一体的に見直す三位一体改革が昨年末に一応の決着を見ました。しかしながら、国庫補助負担金改革により税源移譲約3兆円が行われるものの、地方交付税が約5兆円削減されるといふ青写真を見ると、地方財政は今後更に苦しくなることは明白であり、より厳しい財政運営が求められることとなります。

町では、昨年2月に策定いたしました財政危機突破計画並びに数値目標によりまして、健全財政を維持しながら行う自主自立のまちづくりを力強く推進してまいりたいと考えております。行財政改革につきましては、平成8年以来、他の市町村に先駆け積極的に推進してきておりますので、今後もなお一層の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、第四次総合計画も平成18年から後期5カ年がスタートいたします。昨年、後期5カ年の見直しを行いました。町を取り巻くさまざまな環境が大きく変化しております。これらに対応するため、新年度予算編成に当たっては、基本的に検討結果を優先させた対応に心がけたものであります。

それでは、初めに新年度の一般会計予算から提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。18年度の千代田町一般会計予算総額は36億3,000万円でありまして、前年度と比較いたしまして6,000万円、1.7%の増となっております。

まず、歳入全般についてであります。町税を初め地方譲与税及び各種交付金、地方交付税につきましては、現状で見込める限り最大限の金額を計上いたしました。特に個人町民税につきましては、特別減税が半減されることとなりましたので、増額となっております。また、昨年12月議会でご了解をいただきました都市計画税を新たに計上させていただきました。特に地方交付税につきましては、県から示された推計システムを使いまして、見込める限りの予算額を計上しております。更に、財政危機突破計画の数値目標に掲げました保育園の保育料と幼稚園の授業料を月額で200円値上げさせていただく形で予算計上いたしました。

一方、今まで予算上の財源補てん計上でありました財政調整基金を中心とした基金の繰り入れにつきましては、最小限の繰り入れに抑えまして予算編成するよう努力いたしましたものであります。

以上の結果、歳入の財源分析をしますと、自主財源の割合は63.3%、依存財源は36.7%となり、財政的基盤は維持できるものと考えております。

次に、歳出予算につきましては、財政危機突破計画により人件費、物件費、補助費等を削減するとともに、ハード事業を押さえながらも公共施設の改修、修理等について対応をさせていただきました。特に人件費につきましては、公務員の給料を一律5%削減するという国の方針に対応すること、管理職手当を1ポイント削減すること、更に17年度9名の正職員が退職しますが、新規採用正職員は3名であること。もちろん、支障が生じないよう臨時職員の採用も考えております。その結果、前年度に比べまして人件費が大きく減少しております。

新年度予算編成の最重要課題といたしましては、少子高齢化対応のまちづくりと安全安心のまちづくりがメインとなっております。

それでは、今年度の主な事業についてご説明を申し上げます。

まず、少子高齢化対応策といたしまして、現在、小学校入学まで医療費の無料化を行っておりますが、新年度からは町単独で小学校卒業まで医療費の無料化を拡大したいと考えております。更に、国の対応といたしまして児童手当の支給上限を小学校3年から6年生終了まで拡大することになります。学童保育につきましては、働きながらお子さんを育てていく時代に合わせて、東西両小学校の教室を改修を行いまして進めてまいります。また、西保育園につきましては、エアコンが設置されておられませんので、各保育室にエアコンを設置いたします。

高齢者対策につきましては、寝たきり高齢者等への紙おむつの支給を充実させたいと考えております。更に、介護予防の推進や包括支援センターの設置による介護支援対策などを進めてまいりたいと考えております。

次に、安全安心のまちづくり対策といたしましては、保育園、幼稚園、小学校に昨年末から今年にかけて配備いたしました緊急通報システムを継続して運用していくとともに、新規に役場、町民プラザ、小中学校、総合体育館、温水プールに自動体外式除細動器というものを配備いたします。これは、心臓の心室細動、つまりけいれんに電気ショックを与えることにより生命を守る機械であります、これを配備する予定でございます。更に、東西両小学校校舎の耐震診断を実施するための委託費の計上をいたしました。

人材育成という観点からは、新たに小中学校に1名ずつ臨時補助教員を追加いたしまして、きめ細かな教育体制をとっていきたいと思っております。

健康づくりといたしましては、従来からの健康診断及び相談事業を推進するとともに、継続中のサイクリングロード整備事業を完成させて、町民の健康増進に役立てていきたいと考えております。

最後に、事務改善といたしまして町例規集のデータベース化を進めたいと思います。これは、条例や規則を電子的に管理することでありまして、最終的にはペーパーレス化、つまり紙を使わないで管理するような形にしたいと考えております。

次に、各特別会計予算についてでございますが、まず国民健康保険特別会計予算について申し上げます。平成18年度の国民健康保険特別会計予算総額は11億1,865万2,000円でありまして、前年度と比較いたしまして1億2,231万3,000円、12.3%の増となっております。国民健康保険につきましては、平成17年度から保険税を改定いたしまして事業運営をさせていただいております。新年度における国保加入世帯数を2,159世帯、被保険者数を4,799人と推計し、予算編成をいたしました。本町にあっては1人当たりの医療費、受診率ともに近隣に比べまして高く、医療費の増加の要因をなしております。医療保険を取り巻く状況は、年々厳しさを増しております。とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険制度の理念のもとに、高齢者や低所得者等、社会的、経済的な面で弱い立場の方々を多く抱えながら苦しい事業運営を強いられております。今後、保険制度の一元化を目指しての改革が予想されますが、事業の安定運営を図るため、滞納者対策の強化、医療費の適正化、関係機関との連携の協力を図りながら疾病予防や健康づくりなどの事業を更に推進し、医療費の抑制のために努めてまいりたいと思っております。

次に、老人保健特別会計予算について申し上げます。平成18年度の老人保健特別会計予算の総額は8億6,938万7,000円でありまして、前年度と比較いたしまして1,946万7,000円、2.2%の減となっております。新年度における老人保健対象者は1,425人と推計し、予算編成いたしました。急速な人口の高齢化と少子化の中にあつて、国民医療費の3分の1を占める老人医療費は、主に働く世代の負担と国及び県からの補助で成り立っております。しかし、国民の総人口が減少する事態の中で高齢化は急速に進み、そこから発生する高齢者の医療費は働く世代の国、県、市町村に大きな負担を強いることが予想されます。このようなことから、今後新たな高齢者医療制度の創設が予定されるようになります。これは、都道府県で広域連合を設立いたしまして、新たに診療報酬体系を構築しながら、高齢者が安心して受診できる医療体制の実現を目指しての制度改正のようでありまして、今後の動向が注目されるものであります。

次に、介護保険特別会計予算について申し上げます。平成18年度の介護保険特別会計予算総額は6億5,611万6,000円でありまして、前年度と比較しまして9,045万1,000円、16%という大幅な増加となっております。介護保険制度は、平成12年4月スタートいたしまして、はや6年を経過するところであり、介護保険は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みですが、介護費用の急速な伸びは多くの課題を抱えております。このような状況の中、国では平成17年度に介護保険を初めとする高齢者保健福祉制度の大幅な改正を行いました。本町では、介護保険法の規定に基づき、平成18年度から20年度までの3年間の事業計画として第3期町高齢者保健福祉計画を策定する中で、介護保険事業及び地域支援計画の給付額推計と、制度を支える保険料の改定を行うとともに、包括支援センターの設置も予定しております。

高齢化社会の中にあつて介護制度の充実を図ることは、行政に課せられた大きな責任であります。今後も高齢者が千代田町並びにこの地域で生き生きと暮らし続けることができるよう、介護サービス

の充実を図るとともに、保険給付の適正化に取り組み、介護保険の円滑な運営ができるように努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成18年度の下水道事業特別会計予算総額は2億2,644万円でありまして、前年度と比較いたしまして1,239万円、5.2%の減となっております。下水道は、快適な暮らしや自然を守るだけではなく、私たちの生命や財産の保護まで幅広く重要な役割を担っております。本年度も昨年に引き続きまして関係する住民に皆様への啓発推進を行うとともに、管渠の整備と管路の維持管理を積極的に推進いたします。当然のことながら下水道の整備につきましては、膨大な経費がかかります。町では、今後も生活環境の向上を目指し、財政事情を考慮しながら計画的に事業を推進していきたいと考えております。

最後に、水道事業会計について申し上げます。平成18年度の水道事業会計予算の概要につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入で2億6,579万8,000円とし、前年度に対し679万5,000円の減、支出で2億6,279万4,000円、前年度に対し608万3,000円の減といたしました。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入では2,217万円、前年度に対し349万1,000円の減、支出で8,935万4,000円、前年度に対し266万1,000円の減といたしました。

なお、資本的収入と支出から生じる不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金を補てんし、対応してまいります。

水道事業は、安全な水を安定的に供給いたしまして、日々快適な社会生活を営む上で欠かすことのできない最も重要なライフラインであります。本年度は、財政の健全化を図りながら、長期的な安定した給水体制の確立を目指すために、懸案となっております老朽管の布設がえ並びに下水道工事に伴う配水管の布設がえ等を予定しておりますが、留保資金等を考慮し、起債を活用しての事業といたしました。事業の執行に当たりましては、経費の節減を図ることはもちろんでありまして、有事に耐えられる構造とすることを基本として執行してまいりたいと思っております。

以上、一般会計並びに各特別会計の予算編成に当たり所信の一端を申し上げましたが、経済も上向きとはいいまでも、先行き不透明な状況であり、加えて時代は大きな転換期にあります。社会構造が大きく変わる中で、自立した自治体としての徹底した行財政改革に取り組むなど、持続可能なまちづくりがこれまでも増して強く求められております。今後も町の発展と向上のために厳しい条件の中、理想のまちづくりを目指して行政運営に取り組んでいきたいと思っております。

具体的な予算額や細かな事項につきましては、この後各課長並びに局長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより5時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 5時06分）

再 開 （午後 5時20分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

これより各課長、局長から所管事項の詳細説明を求めます。

各課長、局長には、説明に当たっては簡潔、明瞭にお願いしたいと思います。

初めに、企画財政課長、川島賢君の説明を求めます。

企画財政課長、川島賢君。

[企画財政課長（川島 賢君）登壇]

○企画財政課長（川島 賢君） 平成18年度一般会計予算につきまして、町税を除いた歳入予算全般並びに企画財政課所管の歳出予算につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳入全般を通しての予算計上方針をご説明申し上げます。新年度予算の歳入見積もりにつきましては、本年度1月現在において見込める限りの最大限の歳入予想を立てまして予算計上いたしました。よって、今後経済情勢の変動によっては過大見積もりとなる歳入項目が生じる可能性もあろうかと思いますが、あらかじめご了承願いたいと思います。

初めに、予算書の1ページをお開き願いたいと思います。第1条に予算の総額が明記してあります。36億3,000万円であります。第1表、歳入歳出予算につきましては、この後事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為、第3条、地方債につきましては、8ページ、9ページに掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

第4条、一時借入金につきまして、今まで一時借入金の最高額を1億円としておりましたが、新年度は3億円に変更させていただきたいと思います。これにつきましては、今まで基金の繰入額が多かったため、例年4月、5月の資金需要期に基金を取り崩し対応しておりましたが、新年度では基金繰り入れが大幅に減少しておりまして、資金調達が難しくなることが予想されますので、増額変更させていただくものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。予算書の18ページ、19ページをご覧いただきたいと思います。まず、歳入の2款地方譲与税でございます。所得譲与税9,000万円、自動車重量譲与税6,600万円、地方道路譲与税2,350万円、合計で1億7,950万円、前年度よりも58.8%の大幅増となっております。これは、三位一体改革による国庫補助及び負担金の削減分につきまして、所得譲与税による財源補てんが大きく手当てされたための増でございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。3款利子割交付金につきましては、950万円、前年度よりも46.2%の増で見込んでおります。

4款配当割交付金は200万円、5款株式等譲渡所得割交付金は150万円と前年度よりも大幅増で見込んでおります。

次に、6款地方消費税交付金は1億800万円、前年度よりも14.9%の増となっております。

7 款自動車取得税交付金は4,800万円、前年度よりも11.6%の増と見込みました。

続きまして、22ページ、23ページをお開き願いたいと思います。8 款地方特例交付金ですが、平成18年度から特別減税が半減となり、住民税が増額となることから、減税に伴う減収分が大きく減少することとなりますので、予算額2,100万円、前年度よりも43.2%の減となります。

次に、9 款地方交付税ですが、普通交付税を3億8,000万円、特別交付税を1億2,000万円、合計で5億円を見込んでおります。普通交付税につきましては、県から普通交付税推計システムをいただき、推計しておりますが、これで試算しますと3億8,118万6,000円という予想額になります。よって、端数を切り捨て、計上いたしました。前年度当初予算よりも2,000万円の増ですが、前年度の交付額からは約1億1,000万円の減であります。特別交付税につきましては、過去の交付額の見込みから前年度よりも4,000万円増で見込んであります。

10款交通安全対策特別交付金は200万円、前年度より11.1%増で見込みました。

11款分担金及び負担金につきましては、24ページ中段をご覧くださいと思います。合計で4,485万7,000円、前年度よりも11%の増であります。これは、町保育園保育料の増及び広域保育に係る負担金が増えたものであります。

次に、12款使用料及び手数料であります。これは使用料と手数料を合わせまして合計で3,848万9,000円、前年度よりも0.6%の微増であります。

一気に28ページ、29ページをお開き願いたいと思います。13款国庫支出金でございます。総額では1億1,751万6,000円、前年度よりも39.9%の大幅減となりました。まず、1 項国庫負担金では7,694万3,000円、前年度よりも11.6%の減ですが、これは児童手当関係の負担金が減となったものであります。

次に、2 項国庫補助金であります。30ページ、31ページ、そして32ページ、33ページとページをご覧くださいと思います。総額では3,605万6,000円、前年度よりも65.4%の大幅な減となりました。これは、平成14年度に建設しました総合体育館に係る社会体育施設整備資金貸付金償還時補助金が無くなったための減であります。この関係につきましては、平成17年度の補正予算第6号で説明を申し上げてありますので、省略させていただきます。

3 項国庫委託金につきましては451万7,000円、前年度よりも若干増えております。

続きまして、34ページ、35ページをお開き願いたいと思います。14款県支出金でございます。総額では1億3,817万2,000円、前年度よりも11.2%の増となりました。まず、1 項県負担金ですが、合計で5,695万4,000円、前年度よりも82.9%という大幅な増でありましたが、これは2 節、3 節の児童手当関係負担金並びに4 節の国民健康保険事業特別会計保険基盤安定負担金が増となったためであります。

ページをめくっていただきたいと思います。次に、2 項県補助金につきましては、総額では5,809万円、前年度よりも17.5%の減となっております。まず、36ページ、37ページの1 目総務費県補助金に

については、大きな変化はありません。2目民生費県補助金については、1節の高齢者福祉費補助金が448万1,000円減額になっている反面、5節の児童福祉費補助金の中に新たに学童保育所施設整備補助金が追加となっております。

38ページ、39ページの3目衛生費県補助金につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金を169万9,000円の減と見込んでおります。

40ページ、41ページをお開き願いたいと思います。4目農林水産業費県補助金につきましては、18年度から三位一体の改革により農業委員会交付金が一般財源化となり、交付税の中に含まれることとなりました。5目土木費県補助金につきましては、2節のサイクリングロードネットワーク整備事業補助金が200万円減額となっております。

次に、3項県委託金につきましては、昨年度より若干ではありますが、増となっております。内容的には42ページ、43ページになりますが、1目総務費県委託金の4節統計調査委託金では17年度に行われました国勢調査が今年度はなくなっております。また、6節には平成19年4月に行われる予定の県議会議員選挙に係る平成18年度分委託金が計上されております。

ページをめぐっていただきたいと思います。44ページ、45ページになります。15款財産収入であります。1項財産運用収入、2項財産売却収入とも前年度とほぼ同じであります。

16款寄附金につきましては、指定寄附金につきまして施設ごとに細分化しまして予算計上いたしました。

ページをめぐっていただきたいと思います。46ページ、47ページになります。17款繰入金になりますが、1項特別会計繰入金につきましては前年度と同じであります。2項基金繰入金につきましては、財政調整基金4,000万円、減債基金3,000万円、公共施設建設基金2,500万円、緑地管理整備基金700万円、合計で1億200万円の繰り入れを予定しております。前年度よりも1億800万円の減となっております。これは、町税や地方交付税、各種交付金を最大限見積もりまして予算計上しましたので、基金繰り入れが大幅に削減できたということでもあります。

18款繰越金につきましては、前年度同様であります。

ページをめぐっていただきたいと思います。48ページ、49ページになります。19款諸収入でございます。総額では3,804万3,000円、前年度よりも16.5%の増となりました。1項延滞金、加算金及び過料並びに2項町預金利子については前年度同額であります。3項貸付金元利収入につきましては7.3%の増であります。これは、奨学金貸付金返還金の該当者が増えたための増であります。4項雑入につきましては、50ページ、51ページをご覧いただきたいと思います。中段より下になりますが、介護予防支援事業収入371万8,000円がありますが、これが新規に追加になったものであります。そして、20款町債であります。下段から次のページ、52ページ、53ページになりますが、減税補てん債と臨時財政対策債合わせまして2億200万円、前年度よりも11.4%の減であります。減税補てん債につきましては、特別減税の半減による影響から減額となりました。また、臨時財政対策債は、地方交付税の総

額そのものが減額となっておりますので、そのための減であります。

続きまして、企画財政課所管の歳出予算の説明を申し上げます。62ページ、63ページをお開き願いたいと思います。2款1項2目の広報広聴費でございます。予算額は923万9,000円でございます。前年度とほぼ同額であります。主な支出につきましては、説明欄の事業項目ごとに説明させていただきます。まず、職員人件費でございますが、広報担当職員1名分の人件費でございます。ページをめくっていただきたいと思います。次に、一般経費でございますが、消耗品、公用車の車検代、広報関係の負担金であります。次に、広報広聴事業でございますが、広報原稿作成の謝礼、そして「広報ちよだ」の印刷代、現像代等でございます。なお、広聴事業では5月号の「広報ちよだ」に町への手紙を差し込みまして町民の皆様よりご意見、ご要望をお聞きしておりますが、これに係る用紙代並びに郵送料を計上いたしました。

次に、69ページの一番下の方をご覧ください。2項1項4目財産管理費の中の基金積立金でございます。財政調整基金積立金並びに減債基金積立金がそれぞれ1,000円ずつ予算計上してございます。

次に、70ページ、71ページをお開き願いたいと思います。2項1項5目の企画費でございます。予算額は9,985万1,000円、前年度よりも3%の増でございますが、これは昨年度お休みしました中学生の海外ホームステイ事業を実施するため、国際交流振興会補助金を追加したことによるものでございます。

説明欄をご覧くださいと思います。まず、職員人件費でございますが、企画財政課職員5名分の人件費でございます。次に、一般経費でございますが、消耗品並びに新聞広告料等でございます。次に、まちづくり推進事業でございますが、まずふるさと事業といたしまして報償費としてサポート事業協力者への謝礼を若干計上してございます。そして、印刷製本費としてふるさとカレンダーの印刷代、まちづくり講演会委託料といたしまして、5月に予定しておりますまちづくり町民集会の終了後、まちづくり講演会といたしまして、今年はアナウンサーの大沢悠里さんをお招きする予定でございます。また、千代田の祭川せがき助成金につきましては、昨年度の補助金から更に3%削減させていただきました。次に、広域行政事業でございますが、東毛広域市町村圏振興整備組合負担金を初めとする各種協議会並びに同盟会等の負担金でございます。

ページをめくっていただきたいと思います。次に、広域公共路線バス事業でございますが、大泉町と千代田町2町で運行しております太田大泉千代田線並びに館林地区広域公共路線バス3路線の運行負担金等でございます。新年度は、石油高騰の影響、更には館林邑楽千代田線の収支率が2年連続で低かったため、県の補助金が停止という事態になる予想から、前年度よりも161万1,000円の増となっております。次に、国際交流事業につきましては、財政危機突破計画によりまして隔年の実施となりましたので、本年度国際交流振興会への補助金を計上いたしました。情報システム関係につきましては、後ほど総務課長より説明がございました。

ページをめくっていただきたいと思います。2款1項6目の合併推進費につきましては1,000円を

計上してございます。

大きく92ページ、93ページをお開き願いたいと思います。2款1項6目の監査委員会費でございます。予算額は41万2,000円、前年度より1万1,000円の減でございます。内容は、監査委員2名分の報酬並びに需用費、更に新年度は郡内の監査委員の事務局が千代田町になりますが、年1回日帰り研修を行っておりまして、町所有のバスがなくなることから、バスの借上料を計上いたしました。その他協議会の負担金であります。

大きくページをめぐっていただきたいと思います。234ページ、235ページをお開き願いたいと思います。12款公債費でございます。予算額は3億7,175万2,000円、前年度よりも9,277万4,000円、25%の減でございます。内容は、長期債の元金3億1,754万7,000円と長期債の利子5,419万5,000円、公債諸費1万円でございます。

ページをめぐっていただきたいと思います。最後に、14款予備費でございますが、3,000万円を計上いたしました。なお、241ページ、242ページには債務負担行為に関する調書が、243ページには地方債に関する調書がそれぞれ載せてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

なお、予算の具体的な分析内容につきまして、お手元に資料が配付されております。平成18年度当初予算編成方針、提案理由の説明というのが一つ、もう一つ、都市計画税充当内訳表という1枚紙のものがございます。これにつきましては、先ほどから話が出ておりましたが、都市計画税、新年度で課税させていただくことになりました。その使い道につきまして、館林方式で資料を作成してございます。なお、近隣でもこういった資料を添付していない自治体もあるようでございますが、館林方式に基づきまして資料を作成させていただきました。そちらも参考にさせていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、町税を除きました歳入予算全般並びに企画財政課所管の歳出予算につきましての詳細説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（青木國生君） 次に、総務課長、栗原則雄君の説明を求めます。

総務課長、栗原則雄君。

[総務課長（栗原則雄君）登壇]

○総務課長（栗原則雄君） それでは、引き続きまして総務課関係の予算につきまして詳細説明を申し上げます。

予算書の56ページ、57ページをお開き願いたいと思います。2款1項1目の一般管理費でございますが、予算額2億4,791万9,000円でございます。前年度対比いたしまして3.0%の減でございます。主な内容につきましては、右側の説明欄をご覧いただきたいと思います。丸印のついている事業項目ごとに説明させていただきます。まず、職員人件費でございますが、総務課職員の人件費及び、めぐっていただきまして特別職、町長、助役の人件費でございます。次に、一般経費でございますが、ここでは臨時職員の賃金、顧問弁護士の謝礼、それと消耗品、電話料、郵送料等の役務費、電算業務の委託料、めぐっていただきますと複写機の使用料、県及び郡の町村会の負担金等でございます。また、

公共事業電子入札施設の負担金を計上してございます。次に、人事事務事業でございますが、ここでは職員の研修に係る経費でございます。また、福利厚生事業といたしまして、めくっていただきまして62、63ページをお開きいただきたいと思っております。ここでは、職員の健康診査委託料等が支出されております。また、次に叙勲等受章祝賀会事業費を新規にここに計上させていただきます。次に、功労者表彰事業でございますが、毎年11月3日に実施しております町功労者及び金婚者の記念品代等をここに計上させていただきます。

次に、情報公開、個人情報保護事業でございますが、前年同様計上させていただきますので、記載のとおりでご覧いただきたいと思っております。

次に、めくっていただきまして64、65ページをお開きいただきたいと思っております。3目の会計管理費でございますが、前年度対比で3.2%の増となっております。まず、職員人件費でございますが、出納室職員3名分の人件費を計上してございます。次に、一般経費でございますが、ページをめくっていただきまして、ここでは決算書の印刷に係るものが主たるものでございます。

次に、4目の財産管理費でございますが、前年同様に計上させていただきます。まず、庁舎管理事業でございますが、ここでは庁舎維持管理に要する経費を計上してございます。次に、めくっていただきまして、町有自動車管理事業でございますが、公用車の車検等の経費及び軽自動車2台分の予算計上をさせていただきます。町有財産管理事業でございますが、ここでは新規に不動産鑑定評価委託料を計上させていただきます。これにつきましては、国の用途廃止による土地の売り払い価格の算定のためのものでございまして、不動産鑑定士によって土地を鑑定していただくというようなことで委託料を計上させていただきます。

次に、ページをめくっていただきまして、72、73ページをお開きいただきたいと思っております。中段にあります情報システム事業でございます。ここでは、情報ネットワークの関係の予算が計上してございまして、前年度対比1.3%の減、金額にいたしまして59万8,000円ほどの減となっておりますけれども、内容につきましては前年同様でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、ページめくっていただきまして、7目の公平委員会費でございますが、前年同様に計上させていただきます。

次に、8目の防犯対策費でございますが、ここでは防犯灯の設置及び管理に関する経費が主なものでございまして、防犯灯の電気料及び防犯灯の設置工事といたしまして、今年度につきましては電柱設置が15基、ポール設置3基及び180基の修理等を見込んで予算計上させていただきます。それと、その他の協議会の負担金と補助金を計上させていただきます。

次に、9目の交通安全対策費でございますが、まず交通安全活動推進費事業ですが、ここでは交通指導員関係の経費が計上されております。

次に、めくっていただきまして、交通安全施設整備事業でございますけれども、道路に係る反射鏡等の設置工事費を計上させていただきます。次に、チャイルドシート購入費補助金事業でございま

すが、本年度は30基分を予算計上させていただきました。

次に、10目の自治振興費でございますが、ここでは区長報酬等各行政区の運営に関する経費を計上させていただきます。

次に、ページをめくっていただきまして、11目の諸費でございますが、ここでは自衛官募集事務協議会の負担金を計上させていただきます。

次に、86、87ページをお開きいただきたいと思っております。2款4項1目の選挙管理委員会費でございますけれども、これは選挙管理委員会の委員さん関係の予算をここへ計上させていただきます。

めくっていただきまして、2目の群馬県議会議員選挙費でございますけれども、実際選挙の執行が平成19年の4月になるかと思うのですけれども、その前段の事務費といたしまして18年度で予算計上をさせていただいているところでございます。

次に、ページが飛びますが、176ページ、177ページをお開きいただきたいと思っております。9款1項1目の常備消防費でございます。ここでは、館林地区消防組合常備消防費負担金でございますが、前年度対比で申しますと9.9%ほど増となっております。これにつきましては、負担金算定の5年ぶりの見直しによることが要因でございますが、本年度の主な事業といたしまして明和分署の庁舎移転新築工事、それと消防署本署の庁舎耐震によりますところの業務委託料、そして邑楽町分署の新築工事の設計及び地質調査業務委託料等が計上されているところでございます。

次に、2目の非常備消防費でございますけれども、前年に比較いたしまして2.4%の減となっております。

次に、3目の消防施設費でございますけれども、これにつきましても前年に比較いたしまして6.7%の減となっております。本年度につきましては、昨年同様防火水槽1基を予定しておるものでございます。

次に、4目の災害対策費でございますが、ページをめくっていただきまして、ここでは防災行政無線関係が主たるものでございまして、記載のとおりでございます。

次に、大きく飛びまして236、237ページをお開きいただきたいと思っております。13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目の土地取得費でございますけれども、本年度は存目という予算で計上させていただきました。

次に、後ろのページに給与明細書がございますので、後でご覧になっていただければよろしいかと思っております。

以上で総務課の予算につきまして詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（青木國生君） 続いて、税務課長、関根和男君の説明を求めます。

税務課長、関根和男君。

[税務課長（関根和男君）登壇]

○税務課長（関根和男君） 税務課関係につきまして説明させていただきます。

初めに、歳入につきまして説明申し上げます。町税全体でございます、19億2,643万6,000円でございます。前年対比106%、1億2,000万ほどの増になっております。また、歳入総額に占める割合につきましては53.07%でございます。

それでは、項目別に説明させていただきます。16、17ページをお願いいたします。1款1項の町民税でございます。個人、法人を合わせまして5億2,161万円でございます。個人につきましては、定率減税の縮減、また法人につきましては景気回復等による自然増及び前年度の実績等を考慮しての措置でございます。

続きまして、固定資産税でございます。総額で12億3,902万4,000円でございます。昨年と比較いたしまして2,480万ほどの減になっております。これにつきましては、本年度評価替えの年度でありまして、家屋の評価替えによる減が主なるものでございます。

次に、軽自動車税関係でございます。2,111万円ほどを見込んでおります。これにつきましても普通車から軽自動への買い換え移行というような状況が見られる中で150万円ほどの増を見込んでおります。

次に、たばこ税で、町たばこ税でございます。7,469万2,000円。前年度より約100万円弱の減額措置になっております。これは、現在のたばこ状況を考慮しての予算措置でございます。

次ページに移りまして都市計画税でございます。これにつきましては、17年度課税ベースにより試算した数値をもとに予算措置をしたものでございます。その他につきましては、昨年同様の措置でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、歳出関係に移らせていただきます。81ページでございます2款2項1目税務総務費でございます。総額で6,835万1,000円でございます。ここでの主なる支出でございます。まず、1節の報酬につきましては、固定資産評価審査委員の報酬、それから2節から4節までは職員10名分の給料並びに職員手当等々でございます。次に、11節の需用費でございます。これにつきましては、税務課の経常経費でございます。また、18年度は評価替えの年になっておりますので、3年に1度税のしおりを作成し、毎戸配布をしております。18年度も毎戸配布を予定しております。

次に、ページをめくっていただきまして賦課徴収費でございます。3,816万2,000円でございます。ここでは7節の賃金、これは次年度に伴う課税資料の整理をお願いするための臨時職員2名分でございます。それから、11節の需用費では賦課徴収に伴う経費、13節の委託料につきましては各税目の電算委託料、14節では税務課で使用しております各種システムの使用料でございます。最後の23節でございますが、これは町税の過誤納還付金及び還付加算金等々でございます。

詳細につきましては、説明欄に記入されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で税務課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木國生君） 次に、住民課長、加藤忠夫君の説明を求めます。

住民課長、加藤忠夫君。

[住民課長（加藤忠夫君）登壇]

○住民課長（加藤忠夫君） それでは、住民課関係の予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の84ページ、85ページをお願いします。第2款総務費、3項1目の戸籍住民登録費でございますが、前年より771万3,000円ほどの増の4,604万5,000円となっております。なお、この要因といたしましては、平成16年度末職員退職者による人件費等がおおむねでございます。なお、そのほかにつきましては、前年とほぼ同様でございます。職員の人件費、住基ネットワーク、戸籍電算システム等の委託料及び使用料等であります。

次に、106ページ、107ページをお願いします。中ほどよりやや下段の4目医療福祉費であります。特に13節委託料及び20節の扶助費につきましては現行分につきまして過去3年間の実績と平成17年度の決算書見込み数値をもとにし、また新規事業といたしまして先ほどご審議、ご決定をいただきました少子化に伴う施策といたしまして子育てしやすい環境をつくるために、これまで小学校就学前6歳まででありました医療費の助成を小学校卒業時12歳まで拡大する医療費無料化に伴う経費といたしまして1,000万円ほど試算させていただきまして計上いたしました。なお、この新規事業対象者約620人前後、また4歳児から小学校卒業まで町単独事業全体では、予想対象者数、おおむね1,050人前後かと思われ。したがって、医療福祉費全体で913万円の増の7,452万7,000円となっております。

次に、118、119ページをお願いします。3項1目の国民年金事務取扱費でございますが、職員2名分の人件費及び電算委託料、それに伴う使用料等であります。

次に、もう一枚めくっていただきまして120ページ、121ページをお願いします。下段の4款の衛生費でございますが、全体で歳出総額4億2,858万1,000円となっております。それでは、各項目ごとの説明を申し上げます。まず、第1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費でございますけれども、職員の人件費、次のページ、122ページをお願いします。19節の負担金補助及び交付金ですが、邑楽館林医療事務組合の負担金等3,010万3,000円となっております。

次に、2目の予防費でございますが、保健予防における医師等の報酬及び賃金等になっております。

次のページ、125ページをお願いします。特に一番大きな数字といたしまして13節の委託料につきましては4,961万4,000円でございます。各種健診等の費用であります。

また、次のページ、予防接種事業から予防費の各種事業費となっております。全部で九つの事業となっております。内容的には、前年度とほぼ同じようになっています。

次に、132ページ、133ページをお願いします。中段の3目の母子保健費でございますが、母子保健推進員事業並びに母子保健事業と二つに分かれておりますが、母子保健推進員活動費を初めとする費用及び母子保健手帳の交付事業などがあります。以上がその内容であります。前年より縮めて70万4,000円増の511万2,000円となっております。また、特にこの予防関係は18年度の目玉事業といたしましては幼児相談、お遊び教室、新生児訪問、また予防保健事業では総合健診を中心としまして同一にがん検診等を実施するわけでございます。また、転倒予防教室をいたしまして、1年に二つの行政

区を対象に6ヶ月間運動の活性化の体操に実施をいたします。また、栄養士訪問といたしまして糖尿病等で食事の指導が必要な人を対象に年8回訪問指導を実施ものでございます。最後に、ペースアップ事業でございますが、町の国保とタイアップで実施し、従来保健係で実施しておりました糖尿病の予防教室などペースアップ事業として実施、少しでも医療費の抑制になりますよう実施するものであります。

次に、136ページ、137ページをお願いします。下段の4目の環境衛生費であります。1,270万1,000円でございます。前年より668万円の減となっております。主に浄化槽設置事業補助金、申請件数見込み減が要因であります。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みでございます。

また、次の139ページをお願いします。下段の方に不法投棄防止巡視事業といたしまして、本年度より新たに30万1,000円ほど計上させていただきましたが、これにつきましては平成16年度に県の雇用対策基金として県より100%の補助金でございまして、平成17年度は予算計上はありませんでした。生活環境委員並びに関係職員が自発的にボランティアとして巡視した結果、2月末現在におきまして170件ほどの苦情及び不法投棄等がございまして、18年度につきましてはよりよい検討をしております。

また、次に140ページ、141ページをお願いします。5目の保健衛生施設費でございますが、保健センターの管理運営費でございまして、88万7,000円ほどの増となっております。

次に、2項の清掃費、1目のじんかい処理費ですが、全体では2,042万9,000円ほどの減となっております。なお、主な要因といたしましては、大泉町外二町環境衛生施設組合負担金及び太田市外三町広域清掃組合負担金等であります。

1枚めくっていただきまして、142ページ、143ページをお願いします。2目のし尿処理費です。これにつきましては、負担金166万1,000円ほどの減となっております。これは、搬入量が減少しているためでございます。

次に、3目のコミュニティプラント施設費でございますが、前年とほぼ同額と477万円となっております。

簡単でございますが、以上でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（青木國生君） 続いて、福祉課長、吉永勉君の説明を求めます。

福祉課長、吉永勉君。

[福祉課長（吉永 勉君）登壇]

○福祉課長（吉永 勉君） 福祉課関係の予算につきましてご説明を申し上げます。

92ページをご覧くださいと思います。第3款民生費1目社会福祉総務費ですが、1億6,034万1,000円でございます。前年度より1,722万7,000円ほどの増といたしました。増加した要因の1点目につきましては、従来社会福祉総務費には老人福祉センターの業務委託料のみ計上しておりましたが、指定管理者制に移行することによりまして児童センター福祉作業所分をあわせて計上したためであり

ます。

2点目につきましては、国民健康保険事業への繰出金が144万円ほど増加したためであり、他の経費につきましては減額となっております。

次に、96ページをご覧いただきたいと思います。2目の障害者福祉費ですが、9,590万9,000円でございます。前年とほぼ同様となっております。障害者福祉につきましては、措置から支援費に変わりました3年が経過いたしました。制度施行後サービスの利用者が急増したことによりまして、国における在宅福祉サービス予算が大幅に増加し、今後もますます増加することが予想されますことから、昨年11月に障害者自立支援法が施行され、これまで精神に障害を持たれている方は支援費制度の対象外でしたが、身体、知的、精神の3障害が一元化され、制度間格差が是正されました。また、利用者負担に関しましては、支援費制度では障害者本人及び扶養義務者の所得により負担額が決定されておりましたが、新制度では介護保険同様サービス利用の原則1割が自己負担となり、食費、光熱水費等も自己負担となります。ただし、低所得者に対しましては、負担の上限額が設定されるなどの軽減措置が講じられております。また、事業ごとの施行日につきましては、自立支援医療及び利用者負担の見直しが4月の1日から、新たな施設事業体系の移行等が10月1日となっております。これに沿いまして予算執行ができるよう事業名を変えた予算編成といたしました。また、法施行により新たに設けました事業項目は101ページをご覧いただきたいと存じますが、上から10行目、障害者自立支援事業、これが新しく設けた事業名であります。本町では現在、身体障害者335人、知的52人、精神32人、計419人ほど障害を持たれている方がおりますが、このうちサービス利用者につきましては施設サービスが授産、更生両方合わせて21人、居宅サービスが児童のデイ、ホームヘルプ、ショート合わせまして4人、知的のデイ、ショート、グループホーム、地域ホーム合わせまして9人、身体のホームヘルプ3人、知的、身体的生活サポート合わせまして11人、精神のホームヘルプ、グループホーム合わせまして3人、心身障害児集団活動訓練2人、身体障害者移動入浴1人、更生医療2人、福祉作業所3人、腎臓の機能障害者通院交通費補助16人、合わせまして延べで74の方がサービスを利用しております。今後も継続してこのサービスの提供は行っていききたいと、このように考えております。また、新年度新たに予算化いたしましたのは、自立支援法の定めに基づく障害者福祉計画の作成経費と介護保険同様に障害者の程度区分の判定をしなければならないことになりましたので、現在館林を中心といたしまして1市5町でこの6月中までには認定審査会を共同設置する方向で協議中でありますので、これにかかわる経費も障害程度区分認定等事務事業として計上させていただいております。

次に、102ページをご覧いただきたいと思います。高齢者福祉費ですが、2億2,865万8,000円でございます。前年度より1,510万5,000円の増となっております。増額の要因につきましては、老人保健事業への繰出金の増加及び介護保険事業の制度改正に伴いまして、新たに介護予防事業と包括的支援事業等が増設されましたことにより介護保険事業特別会計の繰出金が増加をいたしました。

また、107ページをご覧いただきたいと思いますが、介護保険制度改正に伴いまして、介護認定に

において要支援1と2と判定された方の介護予防ケアプランを作成する必要があるため、介護予防ケアマネジメント業務委託料を新規に計上してございます。なお、この介護予防ケアマネジメント業務委託料につきましては、全額国民健康保険団体連合会から交付されることになっております。また、特に変わった点につきましては105ページをご覧くださいと思いますが、介護保険法の改正により地域包括支援センターの設置が義務づけられましたので、4月に設置することから、これが軌道に乗るまでの間、3カ月分の委託料として在宅介護支援センター運営委託料を3カ月分といたしまして前年度より300万円ほど減額をいたしました。また、従来予算計上しておりました介護者交流会事業、介護者講習会事業、認知症高齢者等成年後見制度支援事業、これにつきましては介護保険特別会計の包括的支援事業、任意事業の方へ移行となっております。

次に、同和対策費ですが、635万5,000円でございます。前年度より131万5,000円の減となっております。減額の要因ですが、住宅新築資金等償還事務にかかわりますパソコンのリース代が、買い取りをしたことによりましてなくなったこと、また行政改革の一環といたしまして補助金の見直しにより部落解放同盟千代田支部への補助金を1割カットしたことであります。

次に、108ページをご覧くださいと思います。2項1目の児童福祉総務費ですが、1,395万円でございます。前年度より282万7,000円の減といたしました。

110ページをご覧ください。変わった点につきましては、児童手当及び保育料の積算システムが古くなっておりますので、入れかえをするための経費を計上いたしました。また、学童保育を開始するために東西小学校の空き教室を改修する経費と備品購入費を計上させていただきました。それと、指定管理者制度により従来の児童センターの経費を社会福祉総務費に移行したことによりまして、その分は減となっております。

次に、2目の児童措置費ですが、7,617万1,000円でございます。前年度より1,204万5,000円と大幅な増額となっております。増額の理由につきましては、児童手当法の一部改正により支給年齢が小学6年生まで拡大されたことによるものであります。

次のページをご覧ください。3目の母子福祉費ですが、50万8,000円でございます。母子家庭等の児童生徒の入進学支度金でありまして、幼稚園3人、小学校6人、中学校12人、高校19人、就職が2人、これを計上いたしました。

次に、4目の児童福祉施設費ですが、1億9,867万9,000円でございます。前年度より459万9,000円の増となっております。東保育園44人、西保育園55人、これが4月から保育を開始する児童の数でございますが、これらの児童の保育に必要な経費及び大泉町のみよし保育園ほか3園へ合わせて9人、広域委託をしますため、これに係る経費でありまして、増額の原因は西保育園にエアコンが設置していないため、保護者会等から再三設置の要望が出されておりますことから、このための経費を計上したためであります。

次に、120ページをご覧ください。3款4項1目の災害救助費ですが、9万6,000円でございます。

前年と同額でありまして、本来ですと災害の発生がないことが理想ではありますが、万一発生したことを考慮し、火災等の見舞金として全焼1件分、半焼2件分を計上いたしました。

以上、簡単でございますが、福祉課所管の予算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木國生君） 続いて、経済課長、野村耕一郎君の説明を求めます。

経済課長、野村耕一郎君。

[経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君）登壇]

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） それでは、引き続きまして経済課並びに農業委員会所管の予算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、90ページ、91ページをお開きいただきたいと思います。第2款第5項統計調査費の予算につきましては、1目の統計総務費、また2目の統計調査費を合わせまして92万1,000円でございます。本年度につきましては、5年に1回の事業所、企業、統計調査を初め、工業統計等の調査に伴う調査員の報酬、また報償費等が計上してあります。ご覧になっていただきたいと思います。

次に、144ページ、145ページをお開き願いたいと思います。5款1項労働諸費でございます。予算額で80万2,000円で、ここでは労働対策費といたしまして町勤労者協議会活動費補助金、また勤労者住宅資金、生活資金利子補給等が計上してあります。

次のページになりますが、6款1項1目農業委員会費でございますが、1,962万8,000円でございます。主に農業委員会を運営するための農業委員の報酬及び職員給料等の人件費等が計上してあります。内容につきましては、記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして2目の農業総務費でございますが、予算額で3,849万7,000円でございます。ここでは、農政関係職員の人件費等が計上してあります。ただ、その下の方に新規といたしまして新年度税源移譲に伴いまして、新規といたしまして館林邑楽農業共済負担金ということで1,398万1,000円が加わりました。その他、内容につきましてはご覧になっていただきたいと思います。

次に、3目の農業振興費でございます。予算額で2,045万2,000円でございます。

1枚めくっていただきまして、ここでは米の生産調整、いわゆる水田農業経営確立対策関係事業費で、合わせまして1,620万円ほど計上してあります。合計してということでございます。そのほか制度融資資金にかかわる農業近代化資金利子等補給関係が45万円、また箱施葉防除助成金、下の方になりますが、花いっぱい運動推進費、次のページになりますが、アメリカシロヒトリ防除費、その他農業振興のための補助金等が計上してあります。

次に、4目の畜産業費でございますが、予算額で49万4,000円でございます。前年度に比べまして大幅に減額になっておりますが、これは家畜排せつ物施設を設置する家畜農家に対する補助金が今年度というか、17年度で完了いたしましたので、このようになっております。

次に、5目の農地費ですが、予算額で1,545万3,000円でございます。前年度に比べまして大幅に増

額になっておりますが、この増額の内容につきましては15節の農道及び用排水路等の工事費の増額によるものでございます。

1枚めくっていただきまして19節の負担金補助及び交付金で、利根中央用水事業償還負担金等が計上してあります。内容につきましては、ご覧になっていただきたいと思っております。

次に、6款2項1目林業総務費でございます。予算額で564万4,000円でございます。1枚めくっていただきまして、森林病虫害等防除、平地林活用対策事業、森林ボランティア、緑の少年団育成事業等に要する費用等が計上してあります。

次に、7款1項1目商工総務費でございますが、予算額で765万円でございます。内容につきましては、記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、2目の商工振興費の予算額でございますが、555万6,000円でございます。ここでは、県建築組合千代田支部活動費補助金、町商工会の活動費補助金、ISO認定取得補助金等の予算が計上してあります。

次に、3目中小企業制度融資費でございます。予算額で652万4,000円でございます。内容につきましては、中小企業制度融資事業といたしまして群馬県信用保証協会出損金、また中小企業設備近代化資金利子補給、小口資金保証料補助金等が計上してあります。内容につきましては、ご覧になっていただきたいと思っております。

最後になりますが、4目の消費者行政費でございます。太陽熱利用温水器等の設置補助金といたしまして15万円予算化してあります。

以上で、簡単ではございますが、経済課並びに農業委員会所管の説明を終わらせていただきます。

○議長（青木國生君） 続いて、都市整備課長、高木美幸君の説明を求めます。

都市整備課長、高木美幸君。

[都市整備課長（高木美幸君）登壇]

○都市整備課長（高木美幸君） 引き続きまして、都市整備課所管の予算についてご説明申し上げます。

160ページ、161ページをお開き願います。8款土木費、1項1目土木総務費でございますが、予算額で5,297万4,000円を計上いたしました。内容につきましては、都市整備課職員の人件費及び一般経費、各種負担金等でございます。なお、前年度に対しまして1,515万6,000円の増額になっておりますが、本年度より都市計画総務費の人件費を土木総務費に移行したための増額でございます。

次に、8款2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費ですが、予算額で764万9,000円を計上いたしました。前年に対しまして299万3,000円の減額となっております。減額の要因につきましては、道路台帳補正業務の委託料の減額によるものでございます。なお、支出の内容につきましては162ページ、163ページをお開き願います。委託料で地積測量図作成等の登記業務委託料、土木設計積算システム借上料等の経費が計上してございます。

次に、2目道路維持費でございますが、予算額で3,418万2,000円でございます。内容につきましては、13節で道路補修工事等に伴う測量調査委託料、また町道25号線ほか10カ所の街路樹管理委託料。また、164ページ、165ページになりますが、15節の工事請負費では道路舗装補修工事4カ所及び環境整備工事等の経費が計上してございます。詳細につきましては、記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思ひます。

次に、3目道路新設改良費ですが、予算額で5,484万9,000円ほど計上いたしました。内容につきましては、前年度から引き続き行いますが、都市計画道路の整備に伴う工事費、サイクリングロードネットワーク事業等の工事費が計上してございます。詳細につきましては、ご覧になっていただきたいと思ひます。

次に、4目の橋梁維持費につきましては、残目の1,000円を計上してございます。

次に、1枚めくっていただきたいと思ひます。5目の渡船管理費ですが、予算額で901万3,000円でございます。これにつきましては、熊谷館林線、赤岩渡船場の運営管理費等の経費が計上してございます。詳細につきましては、説明欄に記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思ひます。

次に、6目用悪水路費ですが、予算額で1,190万円でございます。内容につきましては、排水路改修工事2件分の工事費、またそれに伴う測量等調査委託料等の経費が計上してございます。

次に、1枚めくっていただきたいと思ひます。3項1目河川総務費、予算額で37万4,000円、前年と同額でございます。内容につきましては、邑楽館林主要河川改修促進同盟会負担金を初め、各種負担金等でございます。内容については、記載のとおりでございます。ご覧になっていただきたいと思ひます。

次に、4項1目都市計画総務費でございますが、予算額で7,376万1,000円を計上いたしました。内容につきましては、13節の委託料で、おおむね5年に1回行う都市計画基礎調査委託料、1枚めくっていただきまして19節で負担金補助及び交付金で舞木土地地区画整理組合助成金等が計上してございます。

次に、2目公園整備事業費ですが、予算額で17万9,000円でございます。内容は、記載のとおりでございますので、ご覧になっていただきたいと思ひます。

次に、3目公園管理費でございますが、予算額で1,546万2,000円でございます。内容につきましては、なかさと公園ほか5カ所の公園緑地維持管理委託料と公園管理に伴う経費等が計上してございます。

次に、1枚めくっていただきたいと思ひます。公共下水道費ですが、公共下水道への線出金として1億3,099万3,000円を計上いたしました。

次に、5目東部住宅団地建設費でございますが、予算額で7万2,000円を計上いたしました。内容につきましては、記載のとおりですので、ご覧になっていただきたいと思ひます。

次に、174ページ、175ページをお開き願いたいと思います。5項1目住宅管理費ですが、予算額で1,281万9,000円を計上いたしました。内容につきましては、職員の人件費、また町営住宅の維持管理等の経費が計上してございます。

次に、大きく飛びますが、234ページ、235ページをお開き願いたいと思います。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費ですが、残目ということで計上してございます。

次に、236ページをお開き願いたいと思います。13款諸支出金、3項開発公社費、1目開発公社費ですが、西邑楽土地開発公社運営費補助金として、前年同額30万円を計上いたしました。

以上で都市整備課所管の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（青木國生君） 続いて、教育委員会事務局長、塩田稔君の説明を求めます。

教育委員会事務局長、塩田稔君。

[教育委員会事務局長（塩田 稔君）登壇]

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 教育委員会関係につきましてご説明申し上げます。

178ページをお開き願いたいと思います。教育費の総額は前年比5,887万4,000円の増の5億638万3,000円計上しております。増額の要因といたしましては、施設改修工事費並びに賃金の増に伴うものですが、まず10款1項1目の教育委員会費でございますが、ここにつきましては一般経費といたしまして教育委員4名分の報酬並びに負担金等を主なものとして前年同様に計上してございます。

次に、180ページの2目事務局費でございますが、教育長並びに職員の人件費、また一般経費といたしまして各種負担金等の費用計上、また教育委員会に関連いたします臨海、林間学校等に係ります東毛広域市町村圏運営事業の負担金等を、その費用計上いたしております。

次に、3目の奨学金でございますが、奨学金貸付事業といたしまして継続者24名分と新規10名分を見込みまして、前年度と同額に計上してございます。

次に、182ページをお開きください。4目の教育研究所費では、賃金が増額の要因となっておりますけれども、183ページの教育研究奨励事業といたしまして各小中学校に臨時補助教員1名ずつ増員し、各学校に2名の配置とし、きめ細かな教育を更に図るということで計上してございます。なお、幼稚園にも配置してございますが、障害児に対します介助員も配置、きめ細かな指導ができるように介助員経費を小学校に1名追加し、3名分の計上となっております。

次に、2項小学校費、1目の学校管理費でございますが、前年比3,170万5,000円の増となっております。学校運営費といたしまして、東西小学校の運営に係ります必要経費を計上してございます。

また、185ページをご覧願いたいと思います。下から4行目の機械借上料として6万2,000円計上いたしました。突然の心臓停止が起きたとき、救急車が到達するまでの間の応急処置の器具として除細動器の配置を計上してございます。中学校、町民プラザ、総合体育館、温水プールにも同様に計上してございます。

次に、189ページをお開きください。学校管理運営事業では、下から7行目の警備保障委託料の中

に不審者侵入時対策として、警察に通報できる緊急通報システムの委託料として122万3,000円のうち50万円ほどを新たに計上してございます。幼稚園にも同様に計上してございます。

また、191ページの施設整備事業では東西小学校の各北校舎の耐震診断を実施いたしたく、委託料を計上してございます。また、施設補修工事費では、東小学校のプール改修、西小学校のプール附属屋等の改修工事費を計上してございます。

次に、2目の教育振興費でございますが、教育振興事業といたしまして東西小学校の指導用の備品購入費、更に就学奨励事業としてその経費を計上してございます。

次に、192ページをお開き願いたいと思います。3項中学校費、1目の学校管理費でございますが、学校運営費並びに学校管理運営事業を構成し、前年比526万7,000円の増となっております。その要因といたしましては、193ページの中段にあります。印刷製本費では教科書が4年ごとに改定されております。これに伴う指導書の製本費と197ページの上段の施設補修工事費となっております。また、心の教育相談員配置の継続事業といたしまして、新年度では新たに児童心理カウンセラーの配置を行い、不登校生徒や心に悩みを持つ生徒の教育相談事業に努めてまいりたいと計上してございます。

次に、2目の教育振興費でございますが、教育振興事業といたしまして指導用の備品購入費、また就学奨励事業等としての経費を計上してございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目の幼稚園費でございますが、196ページから204ページにわたります。東西幼稚園の管理と運営に係る費用等を計上してございます。前年比1,000万ほど減額となっておりますが、人件費並びに工事請負費の減によるものとなっております。

次に、204ページの5項社会教育費、1目の社会教育総務費でございますが、職員の人件費を初めとして一般経費では社会教育委員報酬が主な支出でして、地域社会活動総合事業のほか各種事業では各世代に対応した学習機会の充実と社会参加等の推進に係ります事業等を計上してございますが、18年度では社会教育主事資格者を1名確保し、社会教育の充実を図りたく、その資格取得の経費として旅費等を計上いたしました。

次に、208ページをご覧くださいと思います。2目の人権教育費でございますが、一般経費では人権教育推進委員会委員報酬を初めとし、集会所の管理運営等の経費を計上してございます。

次に、210ページの3目の文化財保護費でございますが、文化財保護調査委員報酬が主な支出でして、前年度と同様の内容となっております。

次に、212ページの4目図書館費でございますが、職員の人件費、図書館協議会委員報酬を初めとし、図書館資料の購入費や図書館の管理運営の経費を計上してございます。前年比138万円の増額となっておりますが、213ページの中段のやや下に情報機器使用料がございまして、その一部に新たに家庭のインターネットから図書館の蔵書を検索できる蔵書検索システムを導入し、サービスの向上に努めてまいりたいと計上いたしました。

次に、214ページから218ページの5目町民プラザ費では、町民プラザ職員の人件費を初め、町民プ

ラザの施設管理と運営に必要な経費を計上しております。前年比931万9,000円の増額となっておりますが、217ページの町民プラザ施設管理事業として照明設備等の修繕料並びに219ページの機器補修工事費として舞台関係の機器の補修費を計上いたしました。町民の方に安心して利用いただけるように施設整備に努めるものでございます。

次に、6項保健体育費、1目の体育総務費でございますが、職員の人件費を初めとして一般経費では体育指導委員の報酬のほか221ページのスポーツ振興事業では事業ごとに計上してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、222ページをご覧いただきたいと思っております。2目の体育施設費でございますが、社会体育施設でありますテニスコート、夜間照明、町民プラザの管理運営に関します費用を前年同様に計上しております。

次に、224ページをお開き願います。3目の総合体育館・温水プール費でございますが、温水プール職員の人件費等のほか、227ページでは総合体育館及び温水プールの管理運営の経費、更にスポーツ教室のほか施設の管理に要します経費を計上してございます。なお、前年比1,496万円の増額となっておりますが、229ページの下から3行目の施設改修等工事費がその要因となっております。工事の内容につきましては、昨年8月16日に宮城県沖地震で発生いたしましたスポーツ施設の天井崩落事故をもとに町の教育施設を調査した結果、利用者の安全を図るため、温水プールのつり天井の落下防止対策を講じるものであります。

次に、4目の給食センター費でございますが、人件費及び施設の運営管理等となっております。

次に、230ページをお開きいただきたいと思っております。5目の運動場管理費でございますが、東部運動公園並びにサッカー場施設の管理及び整備事業に係る経費でございます。前年比337万円の減額となっておりますが、233ページのサッカー場の緑地管理の一部を職員で対応し、備品購入費として芝刈り機の購入を計上いたしました。節減に努めてまいりたいと考えております。

以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○次会日程の報告

○議長（青木國生君） 以上で本日の日程を終了いたします。

あす10日は午前9時から開会いたします。

なお、私ごとでございますけれども、花粉症によりまして本日の議事進行上、不手際がありましたことをおわび申し上げたいと思っております。

○散会の宣告

○議長（青木國生君） 本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 6時47分）

平成18年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成18年3月10日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第24号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第25号 平成18年度千代田町老人保健特別会計予算
議案第26号 平成18年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第27号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計予算
議案第28号 平成18年度千代田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1番	福	田	正	司	君	2番	小	林	正	明	君
3番	柿	沼	英	己	君	4番	富	岡	芳	男	君
5番	細	田	芳	雄	君	6番	黒	澤	兵	司	君
7番	今	井	和	雄	君	8番	野	村	年	男	君
9番	大	谷	直	之	君	11番	小	林	榮	一	君
12番	野	中	角	次	君	13番	小	沢	惣	一	君
14番	坂	本	金	光	君	15番	川	島	悦	男	君
16番	青	木	國	生	君						

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	襟	川	幸	雄	君
助	役	高	木	敬	司	君
教	育	大	澤	洋	生	君
総	務	栗	原	則	雄	君
企	画	川	島		賢	君
税	務	関	根	和	男	君

住 民 課 長	加 藤 忠 夫 君
福 祉 課 長	吉 永 勉 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 村 耕 一 郎 君
都 市 整 備 課 長	高 木 美 幸 君
水 道 課 長	君 島 悦 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	塩 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	柿 沼 博 君
監 査 委 員	松 澤 初 江 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	田 村 恵 子
書 記	林 節

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(青木國生君) おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第1回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○議案第24号～議案第28号の説明

○議長(青木國生君) 昨日の平成18年度千代田町一般会計予算の説明に続き、各課長から特別会計並びに水道事業会計の詳細説明を求めます。

初めに、平成18年度千代田町国民健康保険特別会計予算及び平成18年度千代田町老人保健特別会計予算について、住民課長、加藤忠夫君の説明を求めます。

住民課長、加藤忠夫君。

○住民課長(加藤忠夫君) それでは、国民健康保険特別会計並びに老人保健特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

最初に、平成18年度千代田町国民健康保険特別会計予算につきまして説明申し上げます。事項別明細書の252ページをお願いします。

最初に歳入でございますが、1款国民健康保険税でございます。1目の一般被保険者国民健康保険税は、昨年と比較しますと1,201万8,000円の減でございます。その要因といたしましては、課税所得と被保険者の減少によるものでございます。

次の2目の退職被保険者等国民健康保険税726万円の増でございます。退職被保険者の増加によるものでございます。

次に、254ページをお願いします。第3款国庫支出金、1項1目の療養給付費等負担金2億4,861万6,000円、前年に対しますと2,642万4,000円の減となっております。なお、要因といたしまして、国庫負担率の2%の減少と老人保健拠出金の減によるものでございます。

次の2目の高額医療費共同事業負担金は583万2,000円で、高額医療費共同事業費の拠出金の4分の1の負担分でございます。

次に、2項1目の財政調整交付金は2,223万5,000円増の9,343万円となっております。平成18年度実施予定の保健事業の補助金等を踏まえまして予算措置いたしました。

次に、4款療養給付費交付金につきましては、退職被保険者等保険給付費と退職者分老人保健医療費拠出金を足した額から退職被保険者国保税を差し引いた額が支払基金から交付されるものでございますが、前年より6,884万7,000円の増となっております。なお、対象者の増加によるものでございます。

次に、256ページをお願いします。5款県支出金、1項1目の高額医療費共同事業負担金は、国庫

と同じ負担額となっております。

2項1目の財政健全化補助金は、昨年度と同額程度の予算措置を計上いたしました。

次の2目の財政調整交付金につきましては、三位一体の改革により平成17年度3号補正で対応させていただきましたので、平成17年度当初予算には計上されないため、本年度6,141万円の増となっております。

次に、258ページをお願いします。第8款繰入金、1目の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の増で6,418万5,000円となっております。

2項1目基金繰入金は995万9,000円とし、基金積立金の取り崩しを見込み、計上させていただきました。

次に、260ページをお願いします。第9款繰越金、2目その他繰越金につきましては、前年度決算見込額を計上させていただきました。

なお、10款諸収入は、昨年度決算見込みを計上いたしました。

次に、264ページをお願いします。歳出でございます。第1款総務費につきましては、職員、臨時職員の人件費及び通常管理費でございます。

次のページ、268ページをお願いします。中段の2款保険給付費、1目の一般被保険者療養給付費につきましては、過去の実績等を踏まえ、4,433万2,000円の増といたしました。

次の2目の退職被保険者等給付費、3目の一般被保険者療養費につきましても、実績をもとに予算計上させていただきました。

次に、270ページをお願いします。4目の退職被保険者等療養費につきましても同様でございます。

2項の高額療養費、2目の退職被保険者等高額療養費につきましては、対象者の増加によりまして昨年より134万2,000円の増となっております。

次に、272ページをお願いします。4項1目の出産一時金につきましては23件分、葬祭費につきましては88件分を見込みまして計上させていただきました。

次の3款老人保拠出金につきましては、2年前の医療費の確定に基づく精算及び当年度分を算出し、予算計上させていただきました。

次の4款介護納付金につきましては、2号被保険者の見込み数値と負担見込額を算出し、予算計上いたしました。

次に、274ページをお願いします。第5款共同事業拠出金につきましては、国保連合会から示された数字を計上させていただきました。

次の6款保健事業費につきましては、医療費抑制のため、本年度予定しております保健事業、国保ヘルスアップ事業を実施するに当たり、696万2,000円追加いたしました。

次に、278ページの諸支出金につきましては、過年度実績をもとに計上させていただきました。

次に、もう一枚めくっていただきまして280ページの10款予備費につきましては、973万8,000円計

上いたしまして調整を図るものでございます。

続きまして、平成18年度千代田町老人保健特別会計予算について説明申し上げます。なお、この18年度の老人保健特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ8億6,938万7,000円となっております。

予算書の291ページをお願いします。最初に歳入でございます。第1項の支払基金交付金ですが、負担割合の減により4億5,973万5,000円、昨年と比較しますと4,318万6,000円の減となっております。

2款国庫支出金、1目の医療費負担金は、負担割合の増により1,662万4,000円の増となっております。

3款県支出金、1目の県負担金につきましても、同様に415万6,000円の増となっております。

次に、293ページをお願いします。第4款繰入金、1項1目の一般会計繰入金も県支出金と同様でございます。

次の5款繰越金につきましては、前年度の歳入歳出決算見込額として588万8,000円となっております。

次に、295ページをお願いします。歳出でございます。最初に、第1款の総務費では、通常の管理費でございます。

次の2款医療諸費につきましては、過年度実績等を勘案しまして予算計上させていただきました。対象者の減少により1,825万円の減でございます。

次に、297ページをお願いします。3款の公債費、第4款の諸支出金につきましては、存目計上でございます。

次に、299ページ、予備費につきましては580万円計上させていただきました調整を図ったものでございます。

以上、平成18年度国民健康保険特別会計並びに平成18年度千代田町老人保健特別会計の予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（青木國生君） 続いて、平成18年度千代田町介護保険特別会計予算について、福祉課長、吉永勉君の説明を求めます。

福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 平成18年度千代田町介護保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

介護保険制度も創設から6年が経過し、介護認定者も初年度の157人から312人と倍増し、これに伴い保険給付費も増加し続けております。このような中で、今後団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者数が急増し、加えて少子化の進展により人口構造の急速な高齢化と人口そのものの減少が同時に進行することによりまして、本制度の持続が危ぶまれることから、介護予防の導入や施設利用者の負担の見直しなど、増大する給付の抑制策を盛り込みました大幅な制度改正が実施されました。

本町でも、これを受けまして計画期間を平成18年度から20年度までの3年間とする第3期高齢者保

健福祉計画を策定いたしまして、介護給付費の見込額の推計を行いました。そして、これに基づきまして18年度の予算編成を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,611万6,000円と定めたものでございます。

では、309ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細により説明をさせていただきます。まず、1款1項1目の第1号被保険者の保険料でございます。1億668万6,000円でございます。前年度より3,444万9,000円の増額となっております。保険料につきましては、標準給付見込額の19%が保険料となっております。また、増額となりました理由につきましては、保険料の改定によるものでございます。

次に、2款1項1目の介護予防事業サービス利用料は、存目1,000円といたしました。

次の3款国庫支出金、1項1目の介護給付費負担金ですが、1億2,036万9,000円でございます。前年度より1,490万9,000円の増といたしました。標準給付見込額の施設サービス分が15%、居宅サービス分が20%交付されます。

次に、3款2項1目の調整交付金ですが、3,556万6,000円でございます。前年度より97万5,000円の増といたしました。標準給付見込額の5.91%が交付されるものでございます。

次のページをお願いします。2目の地域支援事業交付金の介護予防事業ですが、今回の制度改正によりまして新たに創設されました事業でありまして、町の健康診査で特定高齢者と認定された方に対するサービス費用の国負担分として事業費の25%が交付されるものでございまして、197万8,000円といたしました。

3目の地域支援事業交付金の包括的支援事業及び任意事業でございますが、やはり今回の制度改正によりまして創設された事業で、新たに設置する地域包括支援センターの運営費及び17年度まで一般高齢者施策として実施しておりました在宅福祉事業の一部を介護保険事業として位置づけ、事業費の40.5%が交付されるものでありまして、166万4,000円といたしました。

次に、4款支払基金交付金、1項1目の介護給付費交付金ですが、1億8,657万2,000円でございます。前年度より1,783万6,000円の増といたしました。標準給付見込額の31%が交付されるものであります。

2目の地域支援事業支援交付金ですが、245万3,000円でございます。介護予防事業費の31%が交付されます。

次に、5款県支出金、1項1目の介護給付費負担金ですが、7,522万8,000円で、前年度より931万5,000円の増といたしました。標準給付見込額の施設サービス分が17.5%、居宅サービス分が12.5%交付されます。

次の5款2項1目の交付金につきましては、存目1,000円といたしました。

次のページをご覧ください。5款3項1目の地域支援事業交付金の介護予防事業分ですが、98万9,000円としました。事業費の12.5%が交付されます。

2目の地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分ですが、83万2,000円といたしました。こちらにつきましては事業費の20.25%が交付されます。

次に、6款財産収入、1項1目利子及び配当金ですが、存目1,000円といたしました。

次に、7款1項1目介護給付費繰入金ですが、7,522万8,000円でございます。前年度より931万5,000円の増といたしました。標準給付見込額の12.5%の町負担分でございます。

2目地域支援事業繰入金の介護予防事業分ですが、98万9,000円としました。事業費の町負担分として12.5%計上いたしました。

3目の地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業分は83万2,000円とし、こちらは町負担分として20.25%計上いたしました。

4目その他一般会計繰入金ですが、4,136万円でございます。介護保険係2名と包括支援センター2名、計4名分の人件費及び事務経費の繰り入れ分でございます。

次のページをお願いします。7款2項1目介護保険基金繰入金ですが、436万円でございます。手持ちの基金2,291万4,000円の一部を取り崩して繰り入れることといたしました。

8款1項1目の繰越金ですが、前年度と同額の100万円計上いたしました。

次に、9款の諸収入ですが、記載のとおり、すべて存目として1,000円を計上いたしました。

319ページをお願いいたします。歳出でございます。まず、1款1項1目の一般管理費ですが、職員2名の人件費及び事業運営経費であります。前年度より574万1,000円の減といたしました。減額の要因といたしましては、昨年度は第3期の高齢者保健福祉計画策定業務あるいは電算機器の入れかえ等がありましたが、今年度はこれがないためであります。

次に、1款2項1目の賦課徴収費ですが、ほぼ前年と同様といたしました。

次のページをお願いいたします。1款3項1目の認定調査等費ですが、346万円といたしました。介護認定にかかわる主治医の意見書及び認定調査委託料が主なるものでございます。

2目の認定審査会共同設置負担金ですが、館林市外五町で共同設置しております認定審査会の負担金でありまして、総経費3,965万7,000円の本町負担分6.5%を計上いたしました。

次に、1款4項1目の運営協議会費ですが、介護保険事業の運営に関する事項を審議するための機関として設置してございます協議会の運営経費でありまして、ほぼ前年と同額を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。1款5項1目の趣旨普及費ですが、昨年度新しいパンフレットを作成いたしましたので、本年度は存目といたしました。

次に、2款1項の介護サービス等諸費ですが、327ページをお開きいただきたいと思います。合計で5億1,887万6,000円でございます。前年度より683万1,000円増といたしました。2月現在、介護認定者が312名おりまして、このうち施設介護サービス受給者が80名、居宅が195名おりますので、これに新規といたしまして施設介護10名、住宅改修16件を計上し、居宅介護、福祉用具につきましては30件の減としました。減らした要因は、従来の介護1のうち60から70%を要支援と認定するよう今回の介

護保険の改正によりまして変わりましたので、その方につきましては新予防給付に移行するという
ことでありますので、その分を見込みまして減といたしました。

次に、2款2項1目の介護予防サービス給付費ですが、5,161万1,000円でございます。前年度より
4,141万9,000円と大幅な増となりました。増額の要因といたしましては今回の大幅な制度改正に伴う
ものでありまして、これまでの介護認定区分は要支援と要介護1から5の6区分で、それに見合うサ
ービスの提供を行ってまいりましたが、新予防給付の創設によりまして介護認定審査の1次判定で要
介護1に該当した方を2次判定におきまして状態の維持または改善の可能性があるかどうかという審
査を行い、要支援2と要介護1にふるい分けをし、従来の要支援1と今回の要支援2の方を対象に、
単に生活機能を低下させる家事代行型の訪問介護は原則行わないこととして、新たに筋力向上、栄養
改善、口腔機能向上に資するサービスを提供することとなったためであります。

次に、3目の地域密着型介護予防給付費ですが、これも今回の制度改正により創設されたものであ
りまして、介護者の住みなれた地域での生活を支えるためのサービスと位置づけられておるもので
あり、認知症対応型の通所介護サービス2件分を見込みました。

次のページをお願いいたします。2款2項5目の介護予防福祉用具購入費ですが、11件分でありま
す。

6目の介護予防住宅改修給付費ですが、こちらは7件分を計上いたしました。

7目の介護予防サービス計画給付費ですが、817件分であります。

次の2款3項1目の審査支払手数料につきましては、7,154件と予想いたしまして計上をいたしま
した。

次のページをお願いいたします。2款4項2目の高額介護サービス費ですが、350件と一応予想い
たしまして計上いたしました。

次に、2款5項1目特定入所者介護サービス費ですが、今回の制度改正によりまして、昨年10月か
ら居住費と食費が自己負担となりましたので、生活保護受給者等と市町村民税世帯非課税の者のうち
介護保険3施設利用者に対しまして補足的給付を行うこととなりましたので、延べ594件分を計上い
たしました。

次のページをお願いいたします。3款1項1目の財政安定化基金繰出金でございますが、平成18年
度から20年度までの3カ年の標準給付見込額に拋出率を掛けまして得られた額を3等分したものがこ
こに記載されております64万8,000円となりますので、これを計上いたしました。

4款地域支援事業費、1項1目介護予防費ですが、今回の制度改正により新たに創設されました事
業でありまして、65歳以上の方を対象に町の健康診査の問診票に生活機能評価の項目を追加をいたし
まして、これにより要支援、要介護になるおそれのある方を把握をいたし、これらの方を対象とする
事業を実施することにより介護予防を図るための費用を記載のとおり計上いたしました。

次に、4款2項1目の包括的支援事業・任意事業費でございますが、やはり今回の制度改正により

新たに創設されたものでありまして、包括的支援事業につきましては地域包括支援センターの人件費及び介護予防ケアマネジメントあるいは権利擁護事業でありまして、任意事業につきましては現行の一般高齢者施策として実施をいたしておりました老人保健事業及び介護予防、地域支え合い事業の一部が介護保険に組み入れられたものであり、これに要する経費を記載のとおり計上いたしました。

5款1項1目基金積立金は存目といたしました。

次のページをお願いいたします。6款1項1目還付加算金ですが、1号被保険者の死亡等による保険料の還付金であります。

次のページをお願いいたします。7款の予備費ですが、収支の均衡を図るため、81万5,000円といたしました。

以上で介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（青木國生君） 次に、平成18年度千代田町下水道事業特別会計予算及び平成18年度千代田町水道事業会計予算について、水道課長、君島悦男君の説明を求めます。

水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） 最後になりますけれども、水道課所管の予算の内容についてご説明を申し上げます。

予算書の351ページ、352ページをお願いします。最初に、下水道事業特別会計の説明から入りたいと思います。

下水道事業につきましては、快適な生活環境の向上を図る上から不可欠な事業でありまして、管渠の整備並びに管路の維持管理の推進を柱といたしまして、18年度につきましては歳入歳出それぞれ総額で2億2,264万円を予定しております。

第1款の分担金及び負担金、1項の分担金につきましては、市街化調整区域並びに計画区域縁辺部の受益者に係る負担金でございまして、公共升1基につきまして15万円を3年間6分割で納入していただいております。今年度につきましては13件分32万5,000円を見込みました。

2項の負担金につきましては、都市計画法の規定によりまして受益者に係る負担金の納入でございます。また、納入方法につきましては、分担金と同様に納入していただくわけでございますけれども、予算につきましては635万円を計上しました。

2款の使用料及び手数料、1項使用料1,290万3,000円を見込みました。

2項の手数料については、主に配水設備工事に係る検査手数料でございまして、3万8,000円を見込んでおります。

めくっていただきまして353ページ、354ページをお願いします。3款の国庫支出金でございますが、公共下水道整備事業補助金2,960万円を計上しております。内容につきましては、管渠整備事業に係る国庫補助金でございまして、補助基本額の2分の1相当を見込んでおります。事業内容につきましては、実施設計で440万円、管渠整備として5,480万円を予定しております。

4 款の県支出金につきましては県からの補助金でございまして、10万円を見込んでおります。

第5 款の繰入金でございしますが、事業費として一般会計から1 億3,099万3,000円を見込んでおります。

7 款の諸収入につきましては、配水設備工事責任技術者試験事務費受託金ということで3 万円を見込んでおります。

次のページの355ページを356ページお願いします。8 款の町債ですが、公共下水道債で補助分並びに単独分、合わせまして4,610万円の借り入れを予定しております。

次に、次のページの357ページ、358ページをお願いします。続きまして歳出の関係でございしますが、1 款総務費、1 目の一般管理費につきましては2,514万1,000円を予定しております。内容につきましては、主に職員3名分の人件費によるものでございます。また、一般経費の下水道使用料徴収委託料につきましては、管渠の整備によります下水道使用に伴う徴収委託料で、49万6,000円を見込んでおります。また、負担金補助及び交付金につきましては、浄化槽廃止補助金として20基分50万円を計上しております。

次のページの359ページ、360ページをお願いします。2 款の事業費、1 項の公共下水道費、1 目の管渠整備費でございしますが、8,540万2,000円を予定しております。管渠整備事業の実施設計につきましては、補助、単独分合わせまして約1,090メーターを予定しております。また、工事費につきましては7,236万3,000円、補助、単独分合わせまして、延長で約1,524メーターの整備を予定してございます。

続いて、2 目の管渠管理費につきましては、施設の保守管理が主なもので、548万9,000円を予定しております。内容につきましては、施設の保守管理業務として、管渠の清掃約1.2キロ、点検業務としてマンホール等の点検を年2 回を予定してございます。また、工事費につきましては、管路の施設の補修に係る工事費ということで183万8,000円を見込んでございます。

2 項の流域下水道費は2,983万4,000円を予定しており、内容につきましては西邑楽処理区の水質浄化センターの施設費、また幹線管路等の建設に係る負担金及び施設の維持管理の負担金でございます。

次のページの361ページ、362ページをお願いします。3 款の公債費につきましては、1 目の元金及び2 目の利子を合わせましての支出で8,057万3,000円を見込んでございます。

以上で下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、水道事業会計の予算について説明申し上げます。

ページ数が379ページ、380ページをお開き願います。予算明細書の収益的収入及び支出の関係で3 条予算の関係でございしますが、第1 款の水道事業収益の総額2 億6,579万8,000円を予定しております。

1 項の営業収益につきましては、給水収益、受託工事収益及びその他の営業収益を合わせまして2 億6,579万2,000円を予定しております。

1 目の給水収益につきましては水道使用料ということでございまして、前年より621万7,000円の減

で2億5,761万5,000円を見込んでおります。なお、減額の要因につきましては、水道使用料がここ17年度決算見込みを算定しまして需要量が大幅減少しているというような中で減額予算を積算したものでございます。

3目のその他の営業収益につきましては、新規加入者に係る加入金収益と消火栓の維持管理の負担金が主なもので、817万6,000円を見込んでございます。

次のページの381ページと382ページをお願いします。続いて、事業運営に係る支出の関係でございますが、総額で2億6,279万4,000円を予定しております。

1項の営業費用につきましては、水道施設すべてにわたる維持管理並びに運営等の費用で、2億2,893万5,000円を見込んでございます。

1目の原水及び給配水費につきましては、浄水場及び配水施設の維持管理費、修繕並びに漏水等の修理費などの諸経費のほかに東部地域水道からの受水費用と合わせまして9,620万8,000円を予定してございます。

3目の総係費につきましては、4,688万8,000円を見込んでおります。内容につきましては、職員4名分の人件費並びに水道システムの委託料が主なものでございます。

次のページの383ページ、384ページをお願いします。4目の減価償却費につきましては、有形固定資産の償却費でございまして、機械装置、構築物、建物、車両を合わせまして8,490万8,000円を償却費用ということで計上いたしました。

5目の資産減耗費につきましては、老朽管の布設がえに伴いましての既設の老朽管の除去によるもので、74万3,000円を予定してございます。

6目のその他の営業費用につきましては、メーターボックス等の売却原価が主なもので、18万3,000円を見込んでございます。

次のページの385ページ、386ページをお願いします。2項の営業外費用につきましては、企業債の利子の支払い及び消費税の納付予定額が主なものでございまして、3,385万6,000円を計上してございます。

次のページの387ページ、388ページをお願いします。4条予算の資本的収入及び支出でございます。

1款の資本的収入、総額で2,217万円を予定しております。

1項の企業債は、前年同様、老朽管の布設がえに伴う予算ということで2,000万円を予定してございます。

続いて、2項の工事負担金につきましては、消火栓の新設及び下水道事業に関連いたしました配水管の切り回し移設工事に係るもので、216万9,000円を見込んでおります。

次のページの389ページ、390ページをお願いします。支出の関係でございまして、1款の資本的支出でございまして、総額で8,935万4,000円を予定してございます。

1項の建設改良費につきましては、3,394万4,000円を計上しました。

1目の営業設備費につきましては、新規加入による量水器の購入費用が主なもので、55万6,000円を見込んでおります。

また、2目の配水施設整備費につきましては、老朽管の布設がえ、また下水道事業に関連した配水管の切り回し工事、移設等の各種工事及び実施設計業務を合わせまして3,218万7,000円を予定してございます。

3目の浄水施設整備費につきましては、浄水場の改修工事を一部実施したいということで、120万1,000円を予定しております。

2項の企業債償還金につきましては、5,541万円を予定しております。

では、前のページに戻りまして387ページをお願いします。下段に記載されておりますが、資本的収入総額から資本的支出総額を差し引きまして6,718万4,000円となりますが、この不足分につきましては当年度分の消費税資本的収支調整額160万2,000円、また過年度分損益勘定留保資金6,558万2,000円を補てんいたしまして収支の均衡を図ります。

以上で水道課所管の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（青木國生君） 以上で各課長の詳細説明をすべて終わりました。

○次会日程の報告

○議長（青木國生君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから16日まで休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） ご異議なしと認めます。

よって、16日まで休会といたします。

なお、13日は総務文教常任委員会を午後1時から、14日は福祉環境常任委員会、15日は経済建設常任委員会を、それぞれ午前9時より全員協議会室で行いますので、よろしくお願いたします。

○散会の宣告

○議長（青木國生君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午前 9時44分）

平成18年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成18年3月17日（金）午前9時開議

（その1）

- 日程第 1 議案第23号 平成18年度千代田町一般会計予算
議案第24号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第25号 平成18年度千代田町老人保健特別会計予算
議案第26号 平成18年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第27号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計予算
議案第28号 平成18年度千代田町水道事業会計予算

日程第 2 一般質問

（その2）

- 日程第 3 議案第29号 館林邑楽農業共済事務組合理約変更に関する協議について
日程第 4 委員長報告 特別養護老人ホーム建設に対する「町補助金3億円発言」調査について
日程第 5 閉会中の継続調査の申し出
日程第 6 閉会中の継続審査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	11番	小林榮一君
12番	野中角次君	13番	小沢惣一君
14番	坂本金光君	15番	川島悦男君
16番	青木國生君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	襟 川 幸 雄 君
助 役	高 木 敬 司 君
教 育 長	大 澤 洋 生 君
総 務 課 長	栗 原 則 雄 君
企画財政課長	川 島 賢 君
税 務 課 長	関 根 和 男 君
住 民 課 長	加 藤 忠 夫 君
福 祉 課 長	吉 永 勉 君
経済課長兼農業 委員会事務局長	野 村 耕 一 郎 君
都市整備課長	高 木 美 幸 君
水 道 課 長	君 島 悦 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	塩 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	柿 沼 博 君
監 査 委 員	松 澤 初 江 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	田 村 恵 子
書 記	林 節

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（青木國生君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第1回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 日程第1に上げられております議案第23号から議案第28号までの案件について1件ずつ処理いたします。

まず、議案第23号 平成18年度千代田町一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 平成18年度一般会計予算について質疑したいと思います。

教育問題につきましては、学力の二極化問題ということで、特に大泉町では土曜日を活用した授業をするということで、今その二極化問題について底上げをするというような、改善しようという、そういった取り組みがなされるようなことを聞いておりますので、その具体的な事業の内容について教えていただきたいと思います。

また、千代田町の施政方針においては、マイタウンティーチャーを増配し、対応していくということですが、その効果、実効のほどはどうか伺いたいと思います。

それから、公共広域路線バス、この中で館林邑楽千代田線、これは利用者数が少ないということですが、私も父兄の方から頼まれていろんな話が聞かれるわけですが、高校生の時刻表がニーズに合っていないと、そういった見直しをしてくれないかというような話がありますので、対応を聞きたいと思います。

次に、行財政改革であります。千代田町は財政危機突破計画を立て、よそのまちもそれぞれ緊急改革プランですとか、いろんな形で対策を練っているわけですが、先日玉村町ではその行財政改革をする経営改革大綱というものを出示して、「小さくても安全、元気で魅力あるまちを目指して」、そういった理念を掲げておるわけです。そういった形で、読ませていただくと町民参画、協働の推進と町民満足度の向上、次に職員、組織が主体的に……

○議長（青木國生君） 柿沼議員に一言注意申し上げます。予算書に関する質疑でございますので、関連質問ということでなくて予算書の質疑ということで進めていただきたいと思います。

○3番（柿沼英己君） はい。そういった形で10年間で38名の削減ということですが、千代田町は5年で10名ということで、それには意識改革が必要であるというふうに思いますけれども、まだ

まだ練らなくてはならない点がありますので、業務開始あるいは見直し等、どのような改革をするのか、今後議論を待ちたいと思いますが、意見ををお願いします。

それから、介護保険制度の改正がありまして、5点ばかりあるわけですが、具体的な改正の点については省きまして、運営に当たっての改正によって地域包括支援センターが創設されたわけですが、その運営に当たっての基本的な考え方を伺いたいと思います。

それから、水道事業会計のことですが、千代田町に住む外国人が大分増えまして、料金の収納で…

…

○議長（青木國生君） 柿沼議員、失礼します。特別会計ではなく一般会計です。

○3番（柿沼英己君） 済みません。失礼しました。

では以上です。

○議長（青木國生君） 教育長、大澤洋生君。

○教育長（大澤洋生君） 柿沼議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、学力の問題ですけれども、学力の二極化というお話が出ましたけれども、確かに昨今の状況というのは学力のレベルの高い子は高い、低い子は低いという状況があるようだけれども、それは最近の話ではございませんで、もともと学力は差があったというふうに私は認識をしています。

土曜スクールの問題でございませけれども、これは県の内山教育長が提唱を始めたお話でして、学力の低い子供たちに対して1カ月に2回ほど土曜スクールを開校して、その子供たちに集中して学力をつけるような授業をしたらどうかという提唱をされたようです。郡内でも、板倉はまだちょっと方式が違うようだけれども、大泉がその方式をこの秋から取り入れるという話は聞いていますけれども、具体的な方法については承知してはいません。

ただ、学力の問題だけで土曜スクールを開催するというのが正しいのかどうかというのは私は疑問を持っています。これまでの土曜をお休みにした、週5日制にしたというのはもともと理由があつてのことで、従来の詰め込み主義の教育から起こってきたさまざまな問題の反省の上に立って現在の制度が導入されたわけで、ゆとり学習とか総合学習といった部分をまた学力を詰め込み方式に戻してまた問題を振り出しに戻すというのはいかがなものかと考えています。

それから、もう一点はマイタウンティーチャーの効果という問題ですけれども、17年度まではマイタウンティーチャー、町費で各学校に1人ずつマイタウンティーチャーを配置をしていましたけれども、必要性を感じまして、18年度から町にお願いをしまして2名に増員をしていただきました。マイタウンティーチャーの効果というのは、徐々にではありますけれども、成果を上げてきておりまして、小学校、中学校ともレベルが非常に上がってきております。従来は全国平均からかなり下のレベルであったところが多かったのですけれども、全国平均に到達をし、あるいは全国平均を上回っている科目も増えておりますし、その効果はこれからも大きくなっていくのかなと思っています。

以上です。

○議長（青木國生君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の公共バスの館林市邑楽千代田線、利用者が少ないということで改善されたらどうかというようなご意見だと思います。この関係につきましては、昨年11月から12月にかけて、路線の沿線の住民の皆さんからアンケート調査をさせていただきました。その中に当然その時間帯の変更も検討してほしいというようなご意見、幾つもございました。町としまして、館林市と邑楽町、千代田町、1市2町で運営しているバスでございますので、関係するバス会社並びに担当の方へはそういった意向は伝えてございます。今後ほかの路線でもそういった検討がされる見込みでありますので、担当者の会議の中でぜひ実現に向けて要望していきたいと思っております。

次に、財政対策の問題であります。玉村町で経営改革大綱が発表されたというふうなことであります。千代田町の財政危機突破計画、これをつくりましたのが昨年1月でございます。そして2月に町民の皆様にご公表と申しますか、説明をさせていただきましたというふうなことでございます。

千代田町としましては、こういった財政状況の中でいち早く財政問題に取り組み、そして行政改革全般も進めていこうという考えのもとに現在まで一生懸命行財政改革を進めておるわけでございますけれども、実は昨年4月、国において国の行財政改革を行うというふうなことで、国だけではなく、地方にもその計画を立てなさいということで集中改革プラン、これを各自治体ごとに国の方へ出してください、そういう話がありました。そして、昨年夏ごろ、都道府県を初め全国の市町村がその計画を立てまして県の方へ報告してあります。そして、この3月には各自治体のホームページでその計画あるいは実施してきた状況、今後の対応、そういったものをホームページの中で公表していく、あるいは場合によっては広報紙等で公表していく、というような流れになっております。ですから、千代田町につきましては、国が言う前にいち早くそういったものに手をかけて実施をしてきたというふうなことでご理解していただきたいと思っております。

今後の進め方については、総合計画の後期5年間の計画、そして財政危機突破計画でうたっております。特にその中には職員の意識改革、これも入っております。そして、その上にあるのが千代田町の行財政改革大綱であります。こちらにもうたっております。いずれにしましても、そういった中で議員おっしゃるようなことにつきましては今後十分に進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（青木國生君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 答弁いただきました。具体的にマイタウンティーチャーが何を教えるのか、もっと踏み込んだ形で教えていただければと思います。

それから、行政改革ですが、県の方でも定員の10%に相当する業務の廃止あるいは見直し等を図るとともに職員の削減を進め、重点事業に再配置するというようなことでありますけれども、我が千代

田町もさらなる改革を進めるべく、よろしくお願ひしたいと思います。1点だけ聞きます。

○議長（青木國生君） 教育長、大澤洋生君。

○教育長（大澤洋生君） ご答弁申し上げます。

マイタウンティーチャーが何を指導するのかというお話ですけれども、小学校では全教科を指導しますし、中学校では必修科目の中の主要5科目、国語、英語、算数、理科、社会といったものについて指導させたいと思っています。

以上です。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度一般会計予算につきまして質疑を行いたいと思います。

質疑でございますが、政策的その対応ということで、ページ数には関連のないものと関係のあるものということでご理解をお願いをしたいと思います。

まず第1は、基準財政収入額の確定時期ということでお伺いをしたいと思います。最近当局と議会との議論が活発になったということは私も認めるわけですが、ただ、その中でやはり住民のためにその予算をどう使うかという議会での議論というのにはちょっとほど遠い、こういうふうにお考えでおるわけでありませう。

なぜそうなっているかという点についてまず申し上げたいと思いますが、要は平成18年の予算を編成をするという中で、平成17年度のその収入、いわゆる税金、町に入る税金、あるいは地方譲与税、あるいは利子割交付金、こういったものがどの時点に基づいて予算を組み立てるのか、そして最終的に千代田町の収入が確定をするというのはいつなのかということでありませう。要はこの基準財政収入額が確定をすれば、地方交付税のルール算定分についてはその時点で確定をする。その後、錯誤といひませうか、そういったものが出てくる。その時点で思ったよりも多く金が入った、少なくなった、こういうふうなことは考えられるわけでありませうが、現在千代田町のこの議会という中で議論をしているのは平成18年度の予算の審議、今までやられてきたことでありませうが、予算の中で最終的に18年度分の税金が思ったより入ってきたかのように言っているように私は聞こえるわけでありませう。

問題はそこなわけです。平成18年3月15日に確定申告をして、そして基準財政収入額となるもの、その税金部分については明らかになるというふうには私は考えているわけでありませう。それは平成17年度分です。ね。18年度分の予算をつくるということ。18年度の3月末ですから19年の補正予算、18年度の補正予算で後からお金が思ったより入ってきたということは私はあり得ないというふうにお考えでありませうが、この点でいつの税金をベースにして予算を立てているのか、この辺をお聞かせを願ひたい。そして、それがいつ確定するのかお聞かせを願ひたいと思います。

2点目といたしましては、都市計画税7,000万円をいわゆる目的税としてとっておきながら、18年度予算では一般財源、一般税として都市計画税をそのまま見ている。そして、区画整理事業に7,000万

円そっくり使い込んでしまう。これは簡単に言うと一般財源だから町長の裁量によってすべてが使えるというふうに思うようではありますが、その辺がやはり問題があるというふうに私は考えます。従いまして、この都市計画税7,000万円をどのように見るか。一般財源として見るのか特定財源として見るのか、こういうことが非常に重要な問題になるわけであります。

説明では館林方式で歳出では考えていくということではありますが、歳出の問題は後に回しますが、この2点目での質問は、7,000万円、これは基準財政収入額から抜いた額として、7,000万円を抜きますと、19億2,643万2,000円から7,000万引いて18億5,643万2,000円、基準財政収入額として当初予算の千代田町の地方交付税算定基準にその数字がどっちが盛り込んであるのか、19億の方なのか18億の方なのかお聞かせを願いたい。

それから、少子高齢化社会への具体策について聞きたいと思います。予算編成方針では少子高齢化に対応して進めると、これを強調しているわけではありますが、残念ながら少子高齢化対策、具体策というものが私は見受けられない。見受けられるのは学童保育をやろうという点、その意欲というものはあるわけではありますが、それが実際にやられるのは8月以降、夏休みが終わってからということでありまして、この点についてはどう対応していくのか。少子化に対応する問題と高齢化、高齢社会に対応する問題、この辺の具体策をどう考えているのか明確にご答弁をお願いしたいと思います。

4点目といたしまして、都市基盤整備、均衡のとれたまちづくりを進めるということではありますが、この都市基盤整備をやるために都市計画税7,000万の予定をしている。そして均衡のとれたまちづくりをということではありますが、先ほどの収入のところで言いましたように、その7,000万すべてを区画整理につぎ込んでしまおうという予算案になっているわけではありますが、実際には均衡のとれたまちづくりというのはこの点で矛盾が出てくるというふうに私は考えます。例えば下水道の予算についても、一般財源で1億3,000万を対応する、あるいはふれあいタウンの集会所建設問題については後回しの予算案というふうになった。これがどうして均衡のとれたまちづくりなのかお聞かせを願いたいと思います。

そして、5点目といたしまして、住宅団地の未造成地の一部用途変更を視野に入れた予算編成だということではありますが、この一部用途変更について、近隣商業地域といいますか、こういったことで、これも均衡のとれたまちづくりということではありますが、もともと根本的な都市計画法に基づく団地造成、まちづくりというのは工業団地と住宅団地を離してつくる、これが基本であります。それをわざわざ工業団地の隣に持ってきた、こういう矛盾が今明らかになりつつあるわけではありますが、この中で更に今度、この一部用途変更も視野に入れているということについては、これは明らかにこの住宅団地政策が失敗したことを町長は認め始めたのではないかと、こういうふうに考えるわけではありますが、町長はどのように考えているのかお聞かせを願いたい。

そして、一部用途変更が商業地域ならばこれが簡単にできると考えているのかどうか、この辺をお聞かせを願いたい。といいますのは、先ほど言いましたけれども、都市計画法に基づいて住宅団地を

やったわけですから、そのためには50ヘクタールが必要なのだ。そのためにわざわざ工業団地の隣へ持っていったのです。だから国の方が40ヘクタールならば何とか認めましょうというのを、それを40ヘクタールでやった。ところが、実際にはまだ10ヘクタールそこそこ、16ヘクタールぐらいですか、県と町の西邑楽土地開発公社分で。これが造成された。造成されたその部分についても3割に満たない、そういう売れ行き、こういう状況では明らかに失敗だというふうに私は考えますので、その辺、町長の明確なご答弁を願いたいと思います。

それから、経済活動問題として、町が何をやらなければならないかというのは、その千代田町の経済的なもの、町でできる問題としてはいわゆる地産地消の考え方というものを持たなければならない。もちろん千代田町においては即地産地消というのがその食べ物においてはなかなか難しい面があるわけでありまして。今のところ、緑、いわゆる花木ですか、こういったものの地産地消というものは多少進められておるようでありましてけれども、町長が町長として初めて出たときに、千代田町の中に花木センター、大規模な花木センターをつくる、北関東一の花木センターをつくるんだということで出てきたわけでありましてけれども、それはいつの間にか煙とろになり、そしてこの地産地消も考えようとしていないかのように見受けられます、この予算をとっても。例えば農業振興策として減反政策を進めるというのは、これは地産地消の考え方に反するというふうに考えますので、その辺明確なご答弁をお願いしたいと思います。

それから、7点目といたしまして、165ページ、都市計画整備道路ということで3,100万余りが考えられておるわけでありまして、これは1—214号線ですか、これの都市計画道路整備事業、平成17年度で側溝だけは整備をしたということでありまして、これはまた平成18年度で1—214号線ですか、これがこの予算でとってあるのかどうかということと同時に、この都市計画道路をどこから進めるか、この点についての優先度、住民の皆さんがどこをやってくれというふうに願っているのか、これを優先をさせてこの道路整備をやる。

既に皆さんご承知のように、限りある財源だから住民の皆さんの意見を聞いて優先をさせて、そこからやっていく、こういうふうにならなくてずっとやってきたわけですね。ところが、平成17年度予算から住民の皆さんの区長からの要望、区からの要望をすべてなしにしてきた。そして、この1—214号線については、皆さん見てください。3年度でやるということでありまして、あそこにできているのは側溝が入っているだけです。まだその間はない。これは平成17年度予算でやったから、これで18年度もまたこれを予算とりましょうということなのです。

問題は、あそこがもうこっちも行きどまり、最後も行きどまりですよ。こういうところをなぜ優先させなければならないかということなのです。しかもですよ、皆さん、あの側溝はすべてエコムからのコンクリートです。これが今埋まっているのです。この間に道路が横切っているところについてはまだ水すら流れないのです。こういうことが今214号線でやられている。そしてまた、平成18年度で予算化しようとしているわけでありまして。なぜ住民の要望を聞かないか。これは聞いてるんだという

ふうに言うかもしれませんが、どうして、ではここが優先されたのかお聞かせを願いたい、今優先しようとしているのかお聞かせを願いたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（青木國生君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。質問が多かったものですから、もし答弁の方が漏れたら申しわけございませんが……。

まず初めは、税収の確定時期と普通地方交付税における基準財政収入額の確定時期についてのご質問だと思います。現年度の税収の確定につきましては、最終的にはその年度の最後、つまり3月の中旬から下旬にかけてになります。それから、普通地方交付税の基準財政収入額の確定時期につきましては、交付税の本算定が行われる8月ということであります。

次に、都市計画税についてでございますが、何か誤解があるのかなという気はいたしますが、都市計画税といいますのは目的税でありまして、一般財源であります。これは千代田町だけが一般財源にしているわけではございません。日本全国どこへ行っても一般財源でございます。

それから、都市計画税の充当先についてでございますが、議会の初日に参考資料を配付してございます。区画整理事業並びに下水道事業に充当するとなっておりますので、区画整理事業だけではございません。

それと、平成18年度の普通地方交付税の基準財政収入額についてでございます。町税は幾らぐらいで見ているのかということかと思えます。私の手元にあります数字が75%を掛けた数字ですので、13億9,800万、そうしますと、これを割り返していきますと約18億ちょっとになるかなと思えます。

以上です。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 少子高齢化の対応策についてのご質問でございますが、まず少子化対策につきましては、16年度に作成をいたしました町次世代育成支援行動計画、これに基づきまして5カ年の事業を推進していくと。その手始めといたしまして、今年度、学童保育所、あるいは児童手当の6年生までの拡大、あるいは福祉、医療の拡大、これらを予算化したものでございます。また、高齢者対策に関しましては、過日の全員協議会にお示し申し上げました第3期の千代田町高齢者保健福祉計画に基づきまして、今後3年間の高齢者対策を推進していくものでございます。今年度に予算に反映されたおりますのは、地域包括支援センターにおけます高齢者の相談窓口あるいは介護にならないよう予防措置をとるようなケアマネジメントを行う、このようなものを今年度は手始めに行っていくという予算組みとなっております。

それから、保健分野では健康増進事業、こちらを介護予防とタイアップをして行っていくようになっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（青木國生君） 都市整備課長、高木美幸君。

○都市整備課長（高木美幸君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、舞木区画整理の関係でございますが、7,000万の助成金をすべて都市計画税かということでございますが、先ほど企画課長が説明してございますが、舞木区画整理事業につきましては、平成16年度に国土交通省のまちづくり交付金の認可を受けまして交付金事業で行っております。また、都市計画税につきましては目的税ということでございますので、国の補助金、またまちづくり交付金等を差し引いた残りの額が都市計画税で対応するというところでございます。

次に、住宅団地の一部用途変更についてということでございますけれども、この問題につきましては一般質問で出てございますので、一般質問の方で回答したいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、都市計画道路の関係でございますけれども、本町の都市計画道路につきましては、平成12年4月に町内の都市計画道路6路線が決定してございます。現在その6路線のうちの赤岩新福寺線の整備を行っているところでございます。この都市計画道路につきましては、現在のところ市街化調整区域の整備ということで、都市計画法の59条に規定する許可を受けておりませんので、都市計画税の導入はできないということでございます。

それと、ここをなぜ優先的にやったのかということでございますが、これにつきましては、舞木土地区画整理の整備に合わせて赤岩新福寺線を整備を進めたということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（青木國生君） 経済課長、野村耕一郎君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） それでは、経済問題ということで地産地消関係でご質問がありましたが、その問題につきまして私の方からご答弁を申し上げたいと思います。

確かにおっしゃるとおり地産地消の関係につきましては重要な問題であると、このように認識しておるわけでございます。現在、重要な問題でございますので、昨年12月から農業団体の方に働きかけをいたしまして、教育委員会とも連携をいたしまして給食センターの方に地元の野菜をつくっていただきまして導入を開始しております。

まだ最初の段階でございますので、なかなかうまくはいかない部分もありますが、今後いろいろ協議をいたしまして努力をいたしましてできる限り発展させていきたいと、そのように考えているところでございます。こういうような姿勢でございますので、できるところからできるだけ頑張っていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いをしたいと思います。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 基準財政収入額の確定は、確かに確定は3月末なのですね。私が3月末とか3月であると、その年度のね。では前年度をベースにしてというのは、例えば17年度予算の場合には16年の12月ごろから3月までの予算を歳入見込みを見なければならぬということですね。ですから、

その年度……

○議長（青木國生君） 川島議員に注意いたします。マイク。

○15番（川島悦男君） その年度の収入を見るのを平成16年の確定した金額から見て、それで17年度を予測するわけでしょう。17年度を予測して17年の3月15日に確定申告がされるわけです。それで、大体6月ごろにはこの16年度の収入はわかるわけですね。17年度予測をしている。ということは16年の確定申告によって税金が決まるのではないのですかということです、17年度の予算分は。そのところが確定だから、だから最後になってまでわからない、予測がつかないのだ、こういうふうに言っているわけですよ。しかし、税金ぐらいは、少なくともその年度の税金を予測するのは平成16年の決まったもの、もう所得が決まったもので17年度を予測しているだけなのです。ですから、17年の8月にはすべてわかるはずなのだということを聞いているのです。そのところが、何か確定はその年度の年はその年度の3月にならなければいけないのだみたいなことを言っているからおかしいわけですよ。そこを明らかにしてほしいということなのです。その年度というのは、どれをとってその年度より思ったより入ったというのか。16年度の税金が思ったより入る、17年度になって入ったというのはちょっとおかしいのです。16年のあれはもう決まってしまうわけですから。思ったより入りっこがないでしょう。そのところをお聞かせを願いたい。

都市計画税の7,000万円はどこでも一般財源だと、こういうふうになっているのです。日本全国どこでも一般財源だと。ここなのです、問題は。一般財源だから基準財政需要額の方になりますか。その辺で見てあるか見てないかという問題と収入額で見てあるかみてないかでその地方交付税の額が決まってくるわけですよ、大体。それが13億何がしで75%を見ているということで18億しか見ていない。一般財源だと。そういうふうに言えるわけですよ。今言ったように全国どこでも一般財源だよということはわかるわけです。

しかし、問題は、それが基準財政収入額に入らずに、千代田町みたいな新たに取り始めたところで明らかになる問題はここなのです。目的税として取って、そしてそれをある一部の事業にだけつぎ込むと、こういうようなことが平気でやられるというところに問題があるのです。その7,000万円、例えば下水道の方に、今年18年度予算で下水道では1億3,000万見ている。一般会計からの繰り入れてやる。職員の賃金分ぐらい、これは一般財源でやっても構わないのです。しかし、8,000万の公債費、これぐらいは出さなければならないのです、逆に言えば。一般財源から出すこと自体がおかしくなるのです。そのところがこの千代田町では何かどうなっているのかわからないようになっている。それをまたわかっていてやっているのではないですか。そのところを明確に、私の言っていることがむちゃくちゃ言っているのだと、こういうことなのかどうかお聞かせを願いたい。

少子高齢化社会については、少子化対策について千代田町で本当に強調できるようなもの、委員会でいろいろやりましたからここでは余り言いませんけれども、少なくとも包括支援センター、これが高齢化社会への対応だというけれども、これは一方で介護保険の問題はありますけれども、介護保険

の保険料を値上げをして、そして包括支援センターをやって、この包括支援センターも千代田町が入所問題にまで立ち入ることはできないと、こういうようなことで、これが少子高齢化社会の町の対応だというふうに言われてもなかなかぴんとこないということだけは申し上げておきます。

それから、都市基盤整備、均衡のとれたまちづくりについて、次の用途変更問題とあわせてなのですが、先ほど言いましたように都市計画法で工業団地も住宅団地もやるということでありまして。そして区画整理もやる。こういうことで住民の福祉の向上のためならば、さっき言いましたように工業団地の隣り合わせでも住宅団地がすぐ隣にあっても、これは国の方も目をつぶるといいますか、そういうことなのです。しかし、都市計画法そのものはそういったように離してつくりなさいと言っているのです。そうではないのですか。このところを明確にさせていただきたい。

それから、用途変更については、今言ったそれが失敗だったというふうに認めていないということなのか、認めるのか、ここを明確にご答弁願いたいわけですが。これはあえて先ほどわかっていて答弁しなかったようですけれども、2回目ですからあえて聞かせていただきます。

地産地消の考えについては、平成17年の12月ごろから廃止をしたということなのですが、要は逆に言うと非常に不十分だったというのを認めたのですけれども、要は今私が質問しているのは18年度の予算を審議をする段階で聞いているわけですから、要はこの地産地消というのは予算編成において余り考えられていないということをお認めいただくことではないのかどうかお聞かせ願いたい。

それから、都市計画道路整備費、何とか法の59条による許可を受けていないから都市計画税は使えないのだ、一般財源でやるのだということではありますが、私が聞いているのはそんなことではないのです。要は住民が望む道路整備、そちらで出したもの、いいですか、「路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする」というのです、この道路法の第1条は。それなのに、先ほど質問したように、両方ともぶっとまっているところをなぜ住民が望んでいるのかということなのです。また望んでいないのではないかと、逆に言うと。もし望んでいたにしたら、あのままでどう交通の発達に寄与するのだ、こういうふうになる。また18年度の予算とったからいいのだと、こういうふうにするのかどうかお聞かせを願いたい。

要はそこに、いいですか、まちづくり補助金ですか、交付金ですか、でやってあるから住民の要望よりもそこを優先したということですよ、簡単に言うと。そこにエコムのコンクリートが入っていて、そしてこれが立木ですよ。もう今は切っちゃってありますけれども。写真撮った。この立木、ではだれのものですか。この下はだれのものですか。用地補償はだれに出しているかお聞かせを願いたい。

この1-214号線、その優先度、これについては全然住民の声を聞いていないということをお認めるのかどうかということです。聞いていてやったんだということか、その辺お聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

先ほどから町税を初めとする収入額等についてのご質問があるのですが、川島議員のおっしゃっている意味がよく理解できないのが大変申しわけなく思います。

まず、予算編成の流れについて申し上げますと、新年度の予算編成を行いますのは前年の11月ごろであります。12月の中旬には要求額を財政担当課の方へ出していただく。それを集計いたしまして、その年の暮れから年明けにかけて査定を行うわけでございますけれども、収入額がある程度確定といえますか、最終的な見込みを出しますのは1月の末でございます。よって、なかなか資料的には不十分なところがありまして、十分な見込みが出せないというのが現状であります。

それと、例えばこの時期で申し上げますと平成17年度の町税あるいはほかの交付金等の決算見込額、これにつきましては3月の中旬から下旬にならないとある程度確定しないというものであります。それは18年度の予算の数字とはイコールではないということであります。

それと、都市計画税の7,000万円についてでございますけれども、今まで何回も申し上げてきましたのでもう十分ご理解されているのだと思っておったのですが、都市計画税は普通地方交付税を算定する上での基準財政収入額には含まれないということで何回も申し上げてありますので、きょうはぜひご理解をいただきたいと思えます。

都市計画税といえますのは目的を持って課税する税ですから、目的税と言われるものであります。ではなぜ目的を持っているのに特定財源ではないのだと言われるかもしれませんが、税というのはすべて一般財源であります。

以上です。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問でございますが、まず都市計画道路については、なぜしっぽっきりのところをつくったかということですが、都市計画の認定はご存じだと思います。大泉幹線と邑楽幹線、そして町の中央を認定されております。その順序というのは、区画整理で幹線道路を大泉方面から赤岩に抜ける幹線道路は17メートル道路でできております。それを大泉に抜けるという都市計画道路、それを優先して進めたということです。

しっぽっきりでいいのかというと、ではなくてこれからどんどん大泉につなげる道路にしていきますし、そのほかにも、多くの方の協力を得て都市計画税が入ってくるわけですから、これからは区画整理を初め都市計画道路も着々に進んでまいるのであるのかなと、そんなふうにも思っております。

また、同じ7,000万だからそっくり都市計画税が区画整理に行っているような、そういった勘違いをしておるようでございますが、これはまちづくり事業というので平成16年から5カ年計画で補助金をもらって進めてきた事業です。そういうことで、その中へ都市計画税も取り入れて進めていこうということで、あと残りが平成18年を交えて20年までですか、これは補助金に対応して進めていった方

がいいだろうということで計画してやっているところでございます。

それと、昔の話も出てきましたが、花木団地ですか、そんなこともありました。当初のことは私は記憶にありますが、県にも行ったし県会議員にも現地を見ていただいたしということで、いろんな努力をして、あくまでも県で土地を買ってつくってくださいよというようなお願いでございました。当初はまだ今と違ってバブルが崩壊してもまだ今ほど景気が低迷してなかったというようなところで、当初の計画だと約7町歩で土地だけで7億かかると。とてもそれでは町では対応できないので、県で何とか県営として地場産業の千代田町の花木センターをとということでお願いしたことがございます。しかし、残念ながら県の方もそうそう金を出せないということで断念せざるを得なかったということでございます。

それと住宅団地が工業団地に接しているというような問題。当初からお話ししております。国の基準が50ヘクタール以上というのですから、それを網羅する場所をいろいろと検索したけれども、なかった。あそこしかなかったということです。あそこで、では国の方に何とかお願いしてということで進めた結果、国のオーケーが出たので、あそこへ住宅団地が進められた。その経過は、計画から地権者の説明、納得、そして買収価格、相当の時間がかかるのです。ですから、そうやっていて決定されるころにはバブルの崩壊で非常に景気が低迷してきておる。しかし、ああ、こういう景気がだめになったからやめようと、そんなわけにはいかないのです。それをいかに有効に団地を進めて町民の活性化を図る、そういう目的のもとに進めてきております。

まだ完成して売り出して2年目ぐらいですから、まだまだ住宅団地の数は少ないわけですが、しかしあそこを通ってみると新しい、千代田町ではなくてもっと都会にきたような感じがするくらい町並みが建ち並んでおります。そういうことで、それでは当初目的どおりに最後まで住宅団地を最初のおり住宅専有地としていった方がいいのか。川島議員にお話ししたことがあります。そういう用途を変更してというような意見もあったかと思えます。大体住宅団地の方も何か生活する上での必需品の店が欲しいと、そういうことも考慮しておりましたところ、今大きな企業が2社取り組んでおります。それが出店できると千代田町も更にすばらしい町にまた変身してくるかなと、そんなふうに思えます。

以上、幾つか私に対してのご質問がございましたので、答弁とさせていただきます。

○議長（青木國生君） 経済課長、野村耕一郎君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） それでは、先ほどの地産地消の関係につきまして、私の方からご答弁をさせていただきます。

ご質問の趣旨は、18年度の予算の中に地産地消が含まれていないのではないかと、認めたのかと、こんなような中身であったかなというふうに思いますが、私はそういうふうには思っておりませんので、農業団体の育成等、先ほど申し上げましたとおり、そういう育成のための予算等もありますので含まれておると、こんなように認識しております。

以上でございます。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 私は、非常にへそ曲がり、頑固でわからんということで理解してほしいということなので、それではまだそこをぐたぐた言わせていただきます。

ここに平成17年度の千代田町の一般会計補正予算があります。これで2億円の積み立てをしましたね。これは何といいましょうか、要はこれで2億円を積み立てをしたというのは、平成17年度当初予算で2億円の繰入金をしているわけですね。これはもう予算しているのですよ。それで17年の3月の末ですよ。こっちは16年の12月から17年の1月から3月までに大体つくるといことですね。ですから、この時点で平成17年度の税収はわかっていたのではないのですか。2億円、これはもうわかっていたから2億円をおろすという予算化をしておいて、その分を17年の3月の末になって思ったより入ってきたから積み立てをしたと。では3月になってしまえば、その辺がですね。

なぜこんなことを言わなければならないかという、6月に確定して、それでこの分が、この分がですよ、税収分が8月にわかれば、把握できれば、確定しなくても把握できれば補正で住民に還元を2億円できたということなのです。ところが、これが予測がつかなかったから3月末までほうっておいたと、こういうことなのです。平成18年の予算では1億円繰入金を見ているわけです。いいですか。よくあれですよ。1億円がまだ出てくるということで、そういうふうに私は思わざるを得ないのです。ということは当年度ではないのです。18年度については前年度の税収が確定するかしないかだけの話でしょう。つかめたかどうかという問題なのです。つかめていたというふうに私は判断をしているから、わけのわからんことを言っているのですが、あえてそれがつかめていないのだと。予測は困難だと言っているから、そちらにするとわけのわからんことになるかもしれない。これでもわけのわからんことを言っているのかどうか、そこのところをもう一度お聞かせを願いたい。

それから、住宅団地の問題ね、町長、いいですか。景気が低迷してきたから、ではやめましょうというわけにいかない。だれがやめましょうというわけにいかないのですか。県がやっているのだから町は関係ないのだと言っているでしょう。それで何でこっちだけやめるわけにいかないのですか。町の勝手にやってきて、それでやめるわけにいかないというなら、これはわかりますよ。県がやっているのだから、町は何ということもできないと言っていて、今度はだめになったら景気が低迷したからといたってやめるわけにいかない。そんなことが通るのですか。それでもまだ未造成地をこれからまたあれしようというのか。

要は用途変更というのをしてやろうということなのかどうかということなのです。それも用途変更を県がするかどうかだというようなことを言っているわけでしょう、今。私が、何ですか、用途を変更しろと言った。いつ言ったのですか。そんなこと私は言っていませんよ、一言も。どうするんだと聞いてきたではないですか。それを用途変更するというふうに18年度の予算編成方針でそれも視野に入れたというふうに言い出したから聞いているだけなのです。私は一言もそんなこと言っていないの

です。もしあるのだったら、それを出してください。ないのだったらちゃんと陳謝しなさい。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

住宅団地については、町分として町で申請をして、当初は県の企業局が用途変更して売れ行きによっては考えていかなければならないということは新聞紙上で県がいち早く出しましたのでご承知かなと思いますが、県と相談いたしまして、できることならば町の方は一日も早く売却したいということで町の方をひとつ優先的に、一部を用途変更して住宅団地に来ている方初め近隣の方に対する物品、必要品のそういった販売ができる施設をつくりたいということです。

あんたは口で言ったのをいつも言った言わないと言っておりますけれども、ちゃんと私は聞いています。ああ、川島議員はこういう考えだよと。大谷議員も言いましたけれども。私は聞いておりますから言っているのです。ちゃんとしたこういった記録がないと、あってももっとも納得しないでしょうけれども、私は聞いておりますから言っているわけです。決して町が将来それを用途変更して一部複合施設をつくったからといって、それが悪かったようなことではなくて、それを一つの中心にしてあの辺が大きく開けてくるのかなと、そういった利点もあるというようなことで町の方では進めておるということです。

○議長（青木國生君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川島 賢君） お答え申し上げます。

私も何十年と川島議員とおつき合いさせてもらっております。お互いに立場が違いますので、なかなかご理解いただけないというのはわかるわけですが、何回も申し上げますけれども、ぜひご理解いただきたい。

特に川島議員のお話ですと意図的に財源留保をしていて3月で調整しているのではないかというご指摘でございますけれども、そんなことはございません。財源の確保につきましては十分対応しているわけですが、なかなか把握できない部分があるということをご理解いただきたいと思います。

そして、剰余金につきまして基金に積み立てている点についてのご指摘でございますけれども、これにつきまして別に基金に積んでそれでおしまいということではないわけでございまして、後年度以降の事業等に充てるために基金に一たん積んで、それをまた活用していくと、そういうことございますので、この際ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 議案第23号、18年度一般会計予算に対しまして質疑を行わせていただきます。

27ページ、総合体育館使用料5万円、223ページ、体育施設費392万1,000円、224ページ、総合体育館温水プール費5,308万7,000円、230ページ、東部運動公園施設管理費、サッカー場も含めて1,165万2,000円、合計しますと6,866万円となります。大変大きいお金を維持管理いろいろでかけているわけ

であります。使用料がどのくらい合計で入るのかお尋ねいたします。

61ページ、総務管理費、職員研修費54万7,000円、職員の質の向上を図るためと思いますが、中身についてお願いいたします。

69ページ、町自動車購入費208万3,000円、自動車を前に減らしたりしていますけれども、また新しいのを買うと思うのですけれども、どのようなことなのか説明をお願いいたします。

73ページ、利根川新橋建設促進期成同盟負担金3万円、町長の方からちょっと説明はございましたが、改めてまたぜひ進めていただきたいということでお尋ねいたします。

83ページ、固定資産課税客体資料等作成業務委託料823万2,000円、不動産鑑定評価はどのようにしていくのか、何年ごとに変わるのか、関根課長お願いいたします。

95ページ、社会福祉協議会施設等委託料、平成18年、運営費、補助費、17年、人件費と計算すると大体同額になるのですけれども、委託して幾らかでも経費節減、町の税金が安くつくのかなという感じを持っていたのですけれども、実際は予算を見ると同じようですので、その説明を福祉課長お願いいたします。

それから、地域包括支援センターの内容について、わかりづらいところがあるので、詳しくお知らせ願います。

それから、町長にお尋ねいたします。特養設置の補助金は項目に、よく見たのですけれども、うたっていないような気がするのですけれども、どうなっているのか教えてください。

177ページ、消防費、消防団の編成は、今消防団員のなり手がいないというので、あっちこっちでそういう話を聞いているのですけれども、大変な仕事で、夜勤の人だの若い人なんかにもいろいろな事情があるようですけれども、消防団員がいなくなったら大変困るわけで、どういう考えを持っておられるかお願いいたします。

それから、婦人消防の仕事の内容と、この婦人消防に予算をどのくらいかけているのかお知らせをお願いいたします。

182ページ、臨時補助教員、マイタウンティーチャーのことで柿沼議員の方からお尋ねがありましたけれども、実際に学力の向上が主要5科目で上向いてきたという話を教育長に伺いましたけれども、具体的にどのように上向いて実績がどのように上がったのか、進学、例えば今館高が非常にレベルアップしていて入るのが難しいと言われております。そういう中で千代田町なんかは太高だの館高などどういう状態になっているのか、その点お尋ねいたします。

185ページ、学校評議員とはどのような仕事をするのか、またその成果がどのように上がっているのか、その活動の内容をお知らせいただきます。

205ページ、学校週完全5日制推進委員の仕事内容を聞かせてください。

それから、213ページ、図書館協議委員の仕事の内容。これ、図書館の活性ということで随分前から私は質問しているわけですが、最近上向ってきているという話は聞いておりますが、良書を

読んでよい子に育てていただきたいという強い思い込みがありますので、どのくらいの活性してどうしているのかお知らせお願いいたします。

それから、耐震問題についてですけれども、今年も耐震検査をする予定ですが、耐震補強工事になった場合に現在も国が2分の1、県が3分の1の補助でできるのかどうか。この問題は私が平成13年に邑楽町、板倉、館林、邑楽町ですか、明和町ですか、みんな耐震補強を阪神・淡路の大震災を教訓にして地震防災対策特別措置法が平成7年6月16日にできたわけですが、それにのっかって私は強く町長に耐震検査をお願いしたわけですが、あれから随分たっていますよね。そのときでもなかなか重い腰が上がらないので、私が強く追及したわけですが、今補助率はどうなっているのか、それもお尋ねいたします。

それから、完全5日制の問題ですが、教育長は柿沼議員さんの質問に対して完全5日制は詰め込み主義を脱却するために、その方向づけを今やるのはおかしいのではないかと、そのことは詰め込みがよくないということでしたことだからという、そういうような答弁をなさいましたが、私はこのことについて前から、小川教育長のときから心配していたのですが、今現実に千代田町のことを言うのではなくて、基礎的な学力が本当に身につけていない。地図が読めない、掛け算九九も満足に言えない。実際にこのような状態をどうするのかということで大分前から新聞だのテレビだの報道されておりました。そのときに夏休みに公民館を使って退役した元教員の人だの有識者の人なんかで子供たちに特に数学だの英語だのも含めて教えてやった方がいいのではないかと、そういうようなことでやっているところもあったわけなのですが、千代田町ではそういう方向にはいかなかったのですが、私はこのことに対しては非常に心配しているので、改めて教育長にお尋ねいたします。

それから、中学生の選択学習、前にちょっと選択学習はよその町では主要5科目を重点的にやるということになっておりますけれども、千代田町ではそのときに、小川教育長のときだったから何年前かだったかと思うのですが、今でも選択学習はゆとりの教育ということで自由に音楽だの運動だのを選ばせているのかどうか、こういうことでだれでもが今義務教育は高校までというような風潮の中で、親御さんにしても学校にしても一生懸命勉強していただいて、ぜひ高等学校に入りたいという思いはあると思うのです。そういう中において余りにもゆとりの教育というのが実際にゆとり過ぎてしまって勉強しないで遊んでしまうのではないかと、俗な言い方ですが、思われるのではないかとということで心配しているわけです。

それから、私の尊敬する元校長の松沢清先生、それが家庭での役割、重要性、確立させたい生活習慣ということで……。どうして私がこういうことを取り上げたかと申しますと、最近切れる子供だのが大変多いです。それから、世の中がお金もうけが一番大事だ、お金さえもうければいいんだ、人のことはどうでもいいと、こういうような風潮があるのは非常に私は心配しているわけで、これは松沢先生も同じ考えを持っております。そのためには親の果たす役割は何か、基本的生活習慣、食事、睡

眠、排せつ、清潔など、生きるために必要な習慣の確立、社会的生活……

○議長（青木國生君） 大谷議員に一言注意します。一般会計における質疑でございますので、その辺のところをわきまえて質疑をお願いします。

○9番（大谷直之君） はい、わかりました。

重要なことだと思うので、こういう切れる子なんかが育たないようにするにはどうしたらいいかということ、これをどこでやらなくてはならないか。子供のしつけを親が家庭教育でやるのは当然なのですけれども、それさえも満足にできなかつたときにだれがそれを補助してやれるのか。私は教育委員会の役割が非常に大きいと思うのです。ぜひそういう私の考えが度が過ぎているかどうか、教育長のお考えをお尋ねいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） まず、1点目の大谷議員の職員研修費の関係でございますけれども、これにつきましては、町で新しく採用する職員とか新任の係長、あるいは新任の課長を対象にした研修が町村会の方でございますので、その関係の資料とか関係の経費でございます。

それと、消防団員の確保の関係でございますけれども、これにつきましても、現在は自営の方がなかなか少なく、勤め、いわゆるサラリーマンが多いことから、確保につきましては大分厳しいわけでございますけれども、今後とも消防団の団長、あるいは千代田分署と連携を図りながら団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

それと婦人消防の内容と経費ということでございますけれども、18年度予算につきましては、婦人消防費で155万6,000円ほど予算計上してございます。これにつきましては、消防費の中で一括して負担金で納めまして、その中で運営をさせていただいているわけでございますけれども、これにつきましては、婦人消防の方々が各地区で2年ですか、交代時期がございますので、制服とか、あるいは初期消火とか、いろんな面で研修を受けながら消防団員と協力しながら運営を図っているところでございます。

それと、財産管理費の中の車の買いかえがあったかと思っておりますけれども、これにつきましては、古い車の買いかえということで軽自動車2台を予定してございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木國生君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 利根川新橋についてのご質問でございます。利根川新橋関係につきましては、平成9年の2月に埼玉県、群馬県、栃木県の関係する自治体6市7町2村で期成同盟会、新橋をつくりましょうという期成同盟会を設置いたしまして要望活動等行ってきたわけでございます。今回の平成の大合併によりまして、この4月には6市5町となります。ちょっと申し上げますと、足利市、太田市、館林市、それと熊谷市、深谷市、行田市の6市、5町が千代田町、明和町、大泉町、邑楽町、そして埼玉県の江南町、6市5町の団体となります。会長につきましては熊谷市長で

あります。そして、うちの町長が副会長でございます。

要望活動につきましては、同盟会設置以来、毎年国県の方へ行ってきたわけでございますけれども、転機が訪れましたのが平成15年度であります。平成15年度に国から補助金がつきまして、群馬県、そして埼玉県でもお金を出しまして総額600万円で利根川新橋についての調査が始まったということがあります。そして、平成15年度、16年度、17年度と3年間、国の補助金をいただきながら利根川新橋について細かな調査を行っているわけでございます。そして、今回18年度につきましては国庫補助がなくなってしまうわけでございますけれども、引き続き群馬県と埼玉県で300万円ずつ、計600万円を出しまして利根川新橋の位置とかその与える影響だとか、いろいろ調査をしているという話を県の方から聞いております。千代田町も熊谷市の方と協力体制をとりまして、ぜひ一日でも早く利根川に橋をかけるという大きな望みを実現するために努力しておりますので、ぜひ議会の方もご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青木國生君） 税務課長、関根和男君。

○税務課長（関根和男君） 私の方には固定資産課税客体資料の作成委託料並びに不動産鑑定委託料の内容かと思われませんが、初めの固定資産課税客体資料作成委託料につきましては、町内のすべての土地の移動に伴う修正等の業務でございます。それから、不動産鑑定評価につきましては、毎年土地評価価格が上がるの上がるのというような状況が流れておりますが、その価格を7月1日現在で修正するために鑑定を行っているものでございます。

以上です。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 社会福祉協議会関係の業務委託料と補助金、それから包括支援センターのご質問でございますが、まず業務委託料につきましては、今回指定管理者制の導入に伴いまして過日の議会で社会福祉協議会を決定をしていただいたということで、老人センター、それから児童センター、福祉作業所、こちらが入っているわけでございますが、経費につきましては、施設の目的からしまして収入の期待できないものでございまして、委託料のほとんどが職員の人件費でございます。また、社会福祉協議会本体の補助金につきましても、協議会自体が介護保険事業所等を実施してございませんので、人件費の補助でございます。

それから、今回新しく包括的地域支援事業が繰出金として一般会計の方から出て行くわけでございますが、地域包括支援センターにつきましては、この4月発足ということで1市5町、館林ほか5町の話し合いによりまして、当初本町は猶予期間がございますので、邑楽郡部につきましては18年4月発足ではなくいこうという話もしておったのですが、館林市さんの方が4月1日発足したいということで、審査会を1市5町で共同設置をしている関係から18年4月1日になったものでございます。

包括支援センターの業務につきましては、介護予防給付というのが新しく創設されまして、介護認定におきまして、従来要支援1、それから介護1から5までという6段階の判定でございましたが、

今回の法改正によりまして、1次判定で介護1に判定された方を再判定をしまして一部要支援2という判定をします。その要支援2と従来の要支援1、こちらの方たちに介護に陥らないような予防給付をするということで、そのケアマネジメントが一つの業務でございます。

次に、総合相談、支援、高齢者の実態の把握とか高齢者に対する相談、これらの業務もでございます。また、高齢者の虐待防止、それから虐待の早期発見、あるいは権利擁護、成年後見制度等の権利擁護の相談、それから地域ケア支援事業としては地域で活躍するケアマネジャー等への助言等の仕事が主なものでございます。

特老の関係につきましては、後ほど町長の方からご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） 特別養護老人ホームですか、いまだに補助金が出ていないということでございまして、以前は5億円だの3億円だの1億5,000万、いろいろと指摘されましたが、私の方はあくまでも申請者に対しては近隣ぐらいは出したいなと、そんなふうに思っておりましたけれども、今回の国の財政の問題で、国、県も大分低くなりましたので、特老を今建設しておりますが、千代田町にどれだけの貢献がしていただけるか、雇用問題あるいは入所問題、そういったものを見て議会の皆さん方と相談しながら確定していきたいと、そんなふうに思います。

○議長（青木國生君） 教育長、大澤洋生君。

○教育長（大澤洋生君） ご質問にお答えいたします。私の方からは、全部ではないのですが、基本的なことだけお答えをしたいと思っております。

まず最初はマイタウンティーチャーの成果という問題で、柿沼議員からもご指摘がございましたけれども、このマイタウンティーチャーの導入が成績上の数字的な効果についてどうか、また高校の合格率がどうかというお話ですけれども、急なお話なので資料を手元に持っておりませんが、事務局の方に資料がございまして、いつでもご覧いただけますので、おいでをいただきたいと思います。別に隠してはありませぬので、おいでください。

それから、完全5日制の問題、これは学力の問題につながるのかもしれませんが、それから中学生の選択学習の問題、これも同じ学力の問題につながりますので、こちらは一括してご答弁を申し上げたいと思っております。

先ほど柿沼議員の方のご質問にお答えしたゆとり学習、さまざまな問題があつてゆとり学習に結びついた現在の考え方を、私は間違っているとは思っていません。ですから、そういう意味では大谷議員と全く正反対の意見だと思っております。逆に私はむしろ今の子供たちは義務教育まではもっと外に出て遊ぶことをした方がいいのではないかと考えております。今の子供たちに不足しているのは、勉強する時間ではなくて総じて戸外での遊びが不足をしている。遊びを通した人間関係の醸成が必要ではないかと思つているわけです。成績も大切ですが、学力は徳育が伴って初めて社会に貢献できるものですから、学力だけをむやみに叫んでも徳が備わらない学力というのは問題があると思つていま

す。そうはいつでも学力を問題にしないわけではございませんで、我が町でもいろんな方策を講じてはいます。それはこれから説明をしたいと思っていますけれども。

中学生の選択学習の問題。選択学習の問題も、確かに大谷議員がご指摘をしている大泉の某学校とは相当数の時間の開きがあるようです。ただし、大泉の町内でも我が町とほとんど変わりのない数字で選択学習をしている学校もあるわけです。私どもの選択学習の時間数というのは、もともと学校教育法の施行令の中に定められている施行規則の中で定めているわけですがけれども、全体で980近く、その中の一部を指導要録によって選択学習をなささいというふうに定義をされているわけですがけれども、その範疇の中で大いにやっていますから問題はないと思いますし、それと大谷議員のお話ですと美術ですとか音楽ですとかというのは必要ないような意見がありましたけれども、今の子供たちにとって情緒性を育てていく上でもこういう科目も絶対に必要です。私はこれを変えるつもりはありません。

それから、もう一点、家庭での役割という問題ですけれども、これについても私も一つの見解を持っています。先日というか、先月の12日に町民プラザを使ってある先生の講演会をやらせていただきました。大谷議員が参加をされたかどうかわかりませんが、ヤンキー先生の義家弘介先生という、もとは相当な不良でしたけれども、それこそ行き着くところまで行った人が今更生をして教育者になって、その後退職をして現在横浜市教育委員として全国をまたにかけて活躍をしていらっしゃる先生ですがけれども、その先生がこういうことを言っておられました。「教育者というのは学校の教師の代名詞ではないんだ。子供にかかわる人のすべてが教育者だ」と。そうすると一番かかわっているのはお父さん、お母さん、つまりご両親であり家族であるわけです。学校にすべてを丸投げをしてすべてを学校のせいになされても困るわけですが、学校にも教育委員会にも限界というものがありますから。

その辺お考えいただきたいのですが、その先生のおっしゃることを総括をしてみますと、子供がなぜ問題を起こすのか、なぜ切れるのかということで考えてみますと、一番の問題は子供が居場所がない。うちへ帰ると「宿題はやったか」、「勉強はしたか」、「やれ塾へ行け」、こういう言葉が家族のだから飛んでくるわけです、頭の上から。そういう子供が家庭の中に居場所を失ってどういう方向になっていくというのは明らかなわけです。これはもう既にそういう方向性を過去何十年と経験をしてきて、今さまざまな問題を提起をされているわけです。

振り返ってみますと、昭和38年にこういうことがありました。古い話ですがけれども、吉展ちゃん事件というのがあったのを私は記憶しています。これは東京の台東区で当時小学校1年生の吉展君という男の子が誘拐をされて身代金を要求をされて殺害されたという典型的な営利誘拐殺人事件であったわけですがけれども、その子供を誘拐した犯人の生い立ちを考えると、まさにその典型的な家庭であったわけです。

その吉展ちゃん事件をきっかけにして現在の集団登校と集団下校が始まったわけですが、日本のや

り方というのは、何か問題が起こると対症療法で、熱が出れば解熱剤を飲ませる、けがをすれば傷薬をつけてそれで終わりです。これではいつになっても改善はしないわけですね。従って、ゆとり学習という方向性、せつかく子供が安心して家庭に帰れる方向性に結びついたわけですから、もう少し将来を長い目で見ていただいてその方向性を堅持していただければと思っています。教育というのは、きょう教育をしたからあした結果が出るというものではありません。10年、20年先に必ず子供に危害を加えたり同級生を傷つけたり、そういう子供がいない社会にきつと今の方向を続けていけばなるはずです。親から愛情をもらっていない子供が人に愛情が注げるはずはありません。家族にたくさんの愛情をもらっている子供が必ず世の中のためになる大人になっていくでしょう。成績も大切ですが、どうかそれらを勘案していただいて、もう少し時間をいただきたいと思っています。日本の将来のためにももう少し長い目で見ていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（青木國生君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） それでは私の方から、何点かありましたので回答させていただきます。

総合体育館使用料の5万円の関係なのですけれども、平成14年度に総合体育館が建設されて以降、町民の方にたくさん利用いただくということで、原則減免という形で貸し出しを行っております。今回財政危機にもあったのですけれども、受益者負担ということで負担を多少なりできる範囲ということで検討してきたのですけれども、18年度に徴収方法等を考慮して考えてまいりたいと思います。町外の方等につきましてはいただいておりますので、その辺が5万という形で計上させていただきましたが、ご理解いただきたいと思います。

次に、図書館協議会の関係なのですけれども、大谷議員さんからはよく図書館の関係につきまして利用者の状況等、日ごろから心配いただいているところなのですけれども、平成15年度に1人当たりの利用冊数を拡大したり、あるいは図書館運営協議会のメンバーなのですが、教育長を初めとして学識経験者2人、各学校の教頭先生、そして学校の図書役員ということで構成されているのですけれども、会議の回数は年1回でございます。そのときに学校の方から要望等を聞いたり、あるいは図書館長の諮問に対するの回答をいただいたりということで実施しているわけなのですが、図書館全体としまして新しく事業をレファレンス、町民の方が何かを調べたいと言ってきた場合には即対応できるような体制で今対応しているのでも、貸し出し冊数を拡張した関係上、平成15年度から約倍近い冊数に増えています。今年度も2月末現在では前年比で900強の貸し出し冊数は増加している状況です。今年度予算につきまして、町民の方に自宅からインターネットで図書館の蔵書を検索できるシステム等を導入する予定ですが、そのような形で町民の方に利用しやすいような体制を整えているところなので、ご理解いただきたいと思います。

それと耐震補強工事の関係なのですが、耐震工事の補助率の関係なのですけれども、第2次の地震防災緊急5カ年計画が17年度で終わります。今回の国会でこれが5年間延長の予定です。当初校舎に

つきましては2分の1補助、体育館につきましては3分の1だったのですけれども、この辺も2分の1になる予定で近々決定されると思います。ただ、補助金につきましては、これが交付金という形に変更になるようなことで情報が入っております。

それと、もう一点なのですが、学校週5日制推進ということで、子供たちが土曜日の休みの関係なのですけれども、この事業につきましては、平成4年度から始まりました。毎月2回、各事業を実施しているわけなのですけれども、町民プラザを核として総合体育館あるいは図書館といった社会教育関係のサイドで実施しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 順番があっちこっちするかもしれませんが、済みません。

この社会体育館を含めて6,860万6,000円の大きいお金をつぎ込んでいるわけなのですけれども、千代田町は財政難だ財政難だという中で大きい財政難をこしらえたのは町長の経営責任、今度は一般質問で行財政の問題を取り上げますけれども、そういう中で社会体育館の大きいのを10億もかけてつくるということに対して私は大変反対したのですけれども、その後どうでしょうか。お金がないのによそのまちの人が使うのを少し、全部で5万円ぐらいを取って、それでお金が入るわけなのですけれども、千代田町はそんなにお金があるんですかと言いたいのです。こんないいをつくってよそのまちを喜ばせてやっているわけです。立派な体育館ですから、当然中体連だの何だのいっぱい使うわけなのですけれども、私はこれは大反対して、地元のこっこの中学校がいかれてしまっているというのか、老朽化しているから、そっちをやった方がいいのではないかということ強く言ったのだけれども、多数決ですからどうにもならなかったわけなのですけれども、今こういう施設を使って自分の自己負担というのですか、全然通らなくて果たしていいのかなという気がするのです。私の考えが間違っているのでしょうか。少しでもいただくということでお金が入っていいことだと思えるのですけれども。

それから、職員の研修のことで使うということでわかりました。指導者のこともありました。

利根川新橋の件なのですけれども、参議院のあの人が落っこちてしまったのでほど遠くなったような気がするのですけれども、千代田町にとっては大変重要な問題だと思いますので、千代田町も町長が副会長をしているということですから、強力にいろいろ話し合いをしながらうまく進むように、忙しいとは思いますが、ぜひ自分の方から取っかかるような強い意思でこれからもやっていただきたいと思います。

それから、婦人消防の関係なのですけれども、私は前のときに、実際の火事ときには用を足さないわけだから、火事の予防だったらば公民館を使って、消防団員の人に皆さんに来ていただいた中で防火をするのはこういうことをやるんですよということで教えても済むのではないかというような話をしましたが、町長の方は婦人消防はとても大切なことで、防火することに大切だということでお答えになってそのままになっているのですけれども、実際の問題として、よく調べていないので一概に

は言えませんけれども、婦人消防の役割というのは確かに、今度は心臓が急に悪くなってしまったら、委託料でそれを当てて措置するのを指導してそういうことをやるというので大変役に立つのかなという気はするのですけれども、そういうことも含めてまだまだ、これ、お飾りにいるのではないかなんて悪くとると思える節もあるので、どのようなことかまた考えていただきたいと思います。

それから、完全5日制の推進のことで社会教育ということでやっているということですが、社会教育はとても大切なことだと思います。社会教育こそが切れる子供をなくすとか、人を思いやる心が育つとか、そういうふうにも考えておりますから結構なことだと思います。

それから、教育長の考えなのですが、私は決して学力をつけるだけがいいということを行っているのではなくて、そういう競争の現実には社会があるということを確認していただいた中で話しているのです。選択学習が、前話したからご存じだと思うのですが、大泉町、そういう中で、太田も含まれていると思うのですが、主要5科目の中でみんなが選ぶと英語が2時間になってしまうよと、みんな英語を習いたいというので。それであとは数学、あとは英語2時間のほか国語とか社会とか、そういうふうになると聞いているのですけれども、そのくらい現実の問題として、ゆとり、ゆとりと、ゆとりがさも立派な子供が育つような雰囲気があるのですけれども、一番の問題は土曜日を休みにしたから家族との触れ合いができてゆとりができるというふうにとっているわけですが、現実の問題として親が夜勤だったり、いろいろなことが重なったりしていて、教育長が言うとおりの親と子の触れ合いがないというのは、これは現実に確かなのです。だからこそ親と子が触れ合いを持てるようにどうしたらいいのかということをお話を行政側が指導して奨励していかなくてはならないということが、私はちょっと教育基本法というあれを、こういうことはちょっと好きなので、教育基本法の第7条に社会教育の中で……

○議長（青木國生君） 大谷議員に注意いたします。質疑の続きですので、質疑に戻ってお願いしたいと思います。

○9番（大谷直之君） 社会教育がいかに大事かということをお願いしたいのです。教育のあれで同じように。

○議長（青木國生君） 質疑の場は意見陳述の場ではございませんので、質疑の場として発言していただきたいと思います。

○9番（大谷直之君） 意見も当然言ってもよろしいのではないのですか。社会教育を推奨するということがうたわれていますよね。ですから、そういう中で切れる子なんかがないようにするには、家庭がだめなので家庭が悪いんだ、学校は学校、教えないんだというような、そういう風潮があるというのは、今そういう中で日本なんかもいろいろ言われているのです。両方とも、学校は家庭のせいだ、家庭は学校のせいだと、それではいつになったらよくなるからこそどうやったらいいかということで親の果たす役割ということを強く松沢先生はおっしゃっているわけですよね。ですから、そういう中をうまくいくようにするのに当然教育委員会としてフォローしてやっていくというのが仕事だ

と思うのです。

それから、学力が当然備わるということは悪いことではないですよ。何のことで、例えば受験戦争というのがありますよね。受験戦争を乗り越えられないようなことで果たして、そういうことはあると思うのです。何でもリタイアしてしまうのでは……。何でも世の中へ出れば競争だ、競争の世界だというのを、私はある程度中学校の3年生ぐらいまではしっかり教えてやる方がいいと思うのです。

この間も教育委員会へ言ったのですけれども、学校では運動会的时候に1位、2位をつけたり、そういうのもしない。選ばれた来賓の人は、上の人はみんなけがのないようにやってくださいと。あれを聞いたときに私は嫌な気分になるのです。けがをしないような体力をつくるということなのです。男たるもの、女性も含めてですけれども、もしものときにどうしたらいいのかと、対応に。ある程度の体力がなかったりしたら助けようと思ったって助けられないのです。話が飛んで悪いけれども、有事のときなんかは女性や子供を守るのが男なのですからね。そういうことも含めて、あくまでもけがのないように、けがのないようになっていくことでやっていて、ちゃんとしたしゃきつとした男が育つのかどうか。女性の方の感じは男なのでわからないですけれども、優しい思いやりのある、女性も男性もそうですけれども、そういうことも含めて何か私が言っていることが情操的な問題が欠けているのではないかみたいにとられるのは大変遺憾なのですけれども、決してそんなことはないのです。弱い立場の人を思いやるということは、私が常日ごろから議会活動をやっていますからあれだと思います。

それから、町長、特養の問題は補助金があったから出すのだ、協議して出すのだと。そのことに関しては、全く私は初めの原点から狂っているのだと思います。なぜならば、計画審査で5人の中でどの人を選ぶかというときに、千代田町から補助金1億5,000万円は盛ってあったということが明らかになってしまっているのです。それを町長は、計画審査員になって知り得る立場でその人に点数をつけているわけですよ。さんざ言ったでしょう。その人がよくなるように思われるような点数のつけ方があったのではないのかということ。きょうは資料を持っていないけれども、前はいろいろ説明したでしょう、どういうことがあったかというのを。

○議長（青木國生君） 大谷議員に再度注意いたします。きょう大谷議員は一般質問の中でその点についてもやりますよね。

○9番（大谷直之君） はい。

○議長（青木國生君） その点については一般質問で……

○9番（大谷直之君） では、それでやりますからね。

それから、そこに行って質問をしなかった行財政の問題をちょっとやって大丈夫なのですか。そこでちょっとやらなかったのだけれども、急にやりたくなってしまったのですけれども、大丈夫ですか。

○議長（青木國生君） 大谷議員に再度注意していますが、質疑はあくまでも一般会計の予算書に沿

った質疑でありまして、関連質問から関連、関連といきますと取りとめがなくなりますので、議長としては注意いたします。

○9番（大谷直之君） 行財政の中でどうしても話したくなかった大事なことがあるので、やらせていただきますが。ちょっと済みませんね、大事なことですから。

○議長（青木國生君） 手短に簡潔にお願いいたします。

○9番（大谷直之君） なぜ千代田町は財政難になったか、自然になってしまったわけではないのです。財政難になったから税金を上げます、介護保険上げます、国保を上げます、使用料は幼稚園も、それから保育園もみんな上げます。何かおかしい感じがしませんか。町民の皆さんが、これどういうことになっているのかと。

○議長（青木國生君） 大谷議員、再々度注意しますけれども、今まで質疑やりましたね。質疑の延長という形の中でお願いしたいと思います。

○9番（大谷直之君） これは一般質問でやりますから、そのときにします。

では、もとへ戻りますけれども、図書館の協議委員会の年に1回、私は図書館こそ文化の情報発信地だというほど、邑楽町の図書館長の人に、長谷川さんですか、話しに行っていて聞いていますけれども、全くそのとおりだと思うのです。図書館の活性がよい子を生むのではないかと初めから思っていますけれども、そういう中で協議委員の人が辞令を渡されるときだけでしょう。こんなことで図書館の協議会の役割が本当に果たせるのかなと。1年に1回の辞令があっただけで、それで委員だったと。もう少し意欲的に取り組む必要があると思います。

それから、耐震問題の方はわかりました。

それから、地域包括支援センターの役割、これはまだできたてでいろいろなことがこれからも起こってくると思うのですけれども、新型特養設置の中で地域包括支援センターの役割というのが実際は地域密着型、そういう中でやる方向で向いているので、違和感を私は持っているのですけれども、その点はどのように解釈していいのか、一般質問にもかかわるのですけれども、差し支えなかったら一般質問でやりますけれども、中で取り入れますけれども、お答えお願いできますか。余り長かったので。

○議長（青木國生君） 大谷議員に、ただいまの質問につきましては、一般会計の方で答弁してもらおうようにお願いしたいと思います。

○9番（大谷直之君） 地域包括支援センター。はい。では、その役割をもう少しわかりやすく説明お願いできますか。

○議長（青木國生君） 一般質問の方でお願いしたいということで、議長の方からは。

○9番（大谷直之君） ああ、そうですか。はい。では今言った中のだけでも2回目の質問があったので、お願いできますか。

○議長（青木國生君） 教育長、大澤洋生君。

○教育長（大澤洋生君） ご答弁申し上げます。

貴重なご意見をありがとうございました。学力の競争化の問題、社会には競争がつきものですが、私が申し上げているのは義務教育の段階で余りにも過大な競争を強いて、その結果、親も受験地獄と一緒に子供を苦しめているという状況を考えなければならないということを申し上げたのですが、我が千代田町でも特にそういう学力対策を何もやっていないかというふうに聞こえますけれども、やっていないわけではございませんで、例えば夏休みの期間中、補習授業を設けていますけれども、補習授業の中で、今年は土曜スクールのかわりに補習授業を更に拡大をして時間数を増やして子供の学力に寄与できればと思っています。

ただ、問題なのは、土曜スクールにしても補習事業にしても強制はできないのです、子供たちに。「あなたは土曜スクールに出席をしなさい」とか「補習授業に出なさい」とか、そういう強制ができませんので、私が学校の現場に申し上げているのは、先生が子供との人間関係の醸成をまず図って、信頼関係の中で、部活が終わった後「どうだ、きょうは少し勉強していかないか。先生と勉強しよう」と、そういう形で補習授業に参加をさせていただきたいというふうに話しています。先生の目から見て補習が必要と思われる子にはそういう指導をしていただきたいというお話はしてございます。当然そういう方向で今年は授業数を拡大して取り組むと思います。

それから、社会教育の分野の仕事が大きいのではないかとのご指摘ですが、私もそう思います。まさにそのとおりで、社会教育を使って子供のお父さん、お母さんたちにもっともっと勉強をしていただく機会をつくっていきたいと思っています。

先ほどのヤンキー先生の講演会が終わった後、父兄の皆さんからアンケートをいただきました。一つ読んでみますと、こういうことが書いてあります。「先生のお話はとても上手で、思わず引き込まれてしまいました。子供に対して責任を持って親がやらなければならないことを真に教えてもらったように思います。このようなよい講演会をまた企画してもらえたらうれしいと思います」。

更にもう一つ読ませてもらいますと「忘れていたものを思い出させてくれてありがとうございました。親が逃げてはいけないものを気づかせてもらったすばらしい講演でした。もっと話を聞きたかったです」。

このほかにもたくさんの方のこのような内容のアンケートの感想をいただきました。ただ、残念なのは、こういう講演会に我先にと行って、この日はたまたま参加者が多かったのですが、名前が知れていない講演者だと、中身は立派でもなかなか来ていただけないという部分がございます。幾ら教育委員会が土俵をつくっても、そこに来ていただけない以上は教育委員会にはできないわけです。そこに教育委員会の限界があるということをご理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（青木國生君） 教育委員会事務局長、塩田稔君。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） 総合体育館の使用料の関係なのですが、教育委員会では

は他の無料施設も多く有しています。また、町でもほかの課で管理している施設もございますが、18年度中に方針を協議してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それともう一点、図書館協議会の関係なのですが、確かにおっしゃるとおりだと思います。今後館長と協議の上検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時07分）

再 開 （午前11時13分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

9番、大谷直之君の3回目の質問を許します。

○9番（大谷直之君） 最後ですので、1点だけ質問させていただきます。

ヤンキー先生の話が出ましたが、そこで教育長がおっしゃったことと松沢清先生が言っていることと同じなのです。家庭教育の、家庭の習慣のしつけというのですか、そういうことは全く同じということで、ですからいま一つ踏み込んで、強制はできないといっても強い指導はできるはずなのです。だから学校と教育委員会と家庭と一体になった取り組みの中で本当によい子に育ててもらいたい、自分勝手な子供で金もうけだけが一番大事だなんて思う子に育ててしまっただめだとか、すぐ切れてはだめだとか、そういうことにならないようにするにはどうしたらいいかということで、それが余り詰め込みではだめだと教育長おっしゃいましたよね。例えば詰め込みというのはどの程度かわからないですけれども、行ってきたらば1日に2時間ぐらいの勉強をしていけばついていけると思うのです、普通だったらば。でも、ついていけない人のために学校だの補習授業だのをやっていると聞いたので安心したのですけれども、私たちのときはできの悪い子はできの悪い子で補習授業は先生がやってくれたし、進学する人は進学する人で先生方が夜遅くみんな電気つけて、私たちは教えていただきました。

私は競争がやっぱりあった方がいいという考えを持っているのです。余り軟弱に育ち過ぎると大きくなってから、今ニートだの何だのと言われていきますけれども、昔はそういう人はほとんどいなかったわけですから、だから何でこうなったのか。30人で2人も先生がついていて、実際に学力は本当に、九九もできないんだよとか、世界地図でどこで首都なんて簡単なことがわからないんだよとか、そういうのを聞くと、千代田町は違うというならこれはいいことなのですけれども、そういう中で強い教育に対して、もっともっとよい子が育って千代田町を背負う、国を背負うような立派な子供に育てほしいということであえてきょうはいろいろ質問したわけですがけれども、決して競争だけでやっていると思ってやっているのではないので、誤解のないようにひとつよろしく願います。要望いたします。最後といたします。

○議長（青木國生君） 大谷議員に確認いたします。要望ということですね。

○9番（大谷直之君） はい。

○議長（青木國生君） それでは、質疑はほかにありませんか。

4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 平成18年度一般会計予算についてお聞きいたします。

18年度の予算は軒並み減額する中、福祉、それから教育予算は伸びているし、また現状を維持しています。否定的な要因か、または政策的な理由があつてのものなのか、あるいは両方なのか説明をお願いします。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 議員の質問にお答え申し上げます。

民生費総体で5,600万円ほど増えております。増えた要因でございますが、介護保険の改正によりまして繰出金が増えたこと、また老人保健特別会計の繰出金が増えております。それから、福祉、医療費では対象年齢を小学校卒業までに拡大を申し上げましたので、こちらが900万円ほど増えております。それと、児童措置費で児童手当がやはり6年生まで拡大されたということで、こちらが約1,200万円ほど増えております。それと、児童福祉施設費、保育園関係の経費でございますが、こちらが西保育園にエアコンの設置がないということで保護者会等から要望が出されておりましたので、新たに2歳児から5歳児までの部屋、ゼロ、1歳児は以前から入っておりましたが、2歳から5歳児までの部屋がエアコンがないということで、そちらに設置をしてくれということで増えております。それから、国民年金事務取扱料、こちら300万強ですが、増えておりますが、こちらにつきましては職員の異動の関係による人件費の差額が増えたものでございます。これを合わせまして5,600万円ほど民生費が増えたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木國生君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（塩田 稔君） では、ご質問にお答えいたします。

教育費全体で5,887万4,000円増額させていただきました。その要因なのですが、まず教育総務費では948万ほど増額になっておりますが、人事異動に伴う職員の人件費、あるいは総合事務組合の負担金、そして教育研究所費で、先ほど話が出ましたきめ細かな教育をするということで臨時補助教員の賃金3名、そして障害児補助員の賃金、計4名の増額となっております。

小学校費では3,140万ほど増額になっておりますが、施設整備事業に耐震診断委託料として東西小学校の各北校舎の診断料として723万、そして施設の補修工事費として2,927万ほど計上してございますが、東小学校のプール改修、そして西小学校のプール附属屋の改修工事が含まれております。

中学校費では526万ほど増額になっておりますが、中学校の教科書が18、19、20、21の分なのですが、改訂になります。その指導書の経費として増額の一つとなっておりますが、施設の補修工

事費でプールの循環装置、ろ過装置なのですが、その改修工事費が入っております。

また、社会教育費では1,120万ほど増額になっておりますけれども、町民プラザの施設管理事業として500万計上してございますが、保守点検の結果、舞台上部の煙探知機、屋内消火栓ホース交換、舞台照明の調光装置ユニット基盤というのですが、それらを交換すること、そしてまたギャラリーのソファが大変傷んでまいりましたので、その張りかえ、そして機器の補修工事費として632万、これは舞台のライト電源ケーブルなのですが、その工事費が追加になっております。

保健体育費では1,216万ほど増額になっておりますけれども、温水プールのつり天井の落下防止対策としてプール天井の張りかえ工事を計上いたしました。総体的に施設の維持補修、あるいは施設の改修工事が増額の要因となっております。

以上です。

○議長（青木國生君） 6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 議案第23号について伺います。

現在千代田町では財政危機突破計画、そして数値目標の検討結果ということで大変な努力をなさっているわけでございます。その中で、私、前回一般質問したわけでございますが、補助金の見直しということで伺いたいと思います。各種団体で50ぐらいあるわけですが、それ全部というわけにはちょっといきませんので、一部について伺いたいと思います。

第5款労働費、1目労働諸費、19節負担金補助及び交付金についてということでございます。ページ数は145ページでございます。その内容でございますが、労働対策事業で町勤労者協議会活動費補助金として63万円の予算が計上されております。これを過去に振り返ってみますと、平成14年には120万、平成15年には120万、16年度が100万、17年度が70万というふうに支出されているわけでございます。今回を見ますと約半分の計上という、こういう金額になっているわけでございます。そして、今回算出の根拠、63万円になった根拠、そういうことはどういうことか、また2分の1という大きな金額で支障はないのか、この辺について答弁をいただきたいと思います。

○議長（青木國生君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

平成18年度の予算編成あるいは予算査定につきまして、昨年の議会で大分黒澤議員さんの方から補助金が適正ではないのではないか、内容をよく吟味して削れるものは削った方がいいのではないかというようなご指摘もございましたので、経済課の方から70万円という要望が出ました。町長、助役の方とも協議いたしまして10%削減して63万ということで補助金は決定させていただきました。

細かい内容は経済課長の方から説明があると思います。よろしく申し上げます。

○議長（青木國生君） 経済課長、野村耕一郎君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） お答えをしたいと思います。

減額の理由の関係につきましては、今企画財政課長の方から説明があったとおりでございます。確かに私どもも14年度で120万、昨年度70万、18年度63万と、こういう形になるということで金額が少ないかなと、そのような感じもいたしますが、1月に勤労協の方に聞きまして、現在の加入数198名ということで報告を受けております。かつて300名を超えたような時期もあったようでございますが、ただこういう時節柄でございますので、予算は半分ぐらいになっているということで、活動内容に支障があるかないかと、こういう質問の内容でございますが、会の方で努力をして運営をしていただきたい、しっかりした活動をやっていただきたいと、こんなふうに願っているわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（青木國生君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 今経済課長からお答えをいただきました。1人当たり3,000円ぐらいの補助が出ていますわけでございます。ほかの団体を見まして、これが適当かどうか。前、100万ぐらい出たときのお答えは三百何人というお答えがありました。これも大体1人当たりになりますと3,000円ぐらいの補助金があると。我々からすれば非常に大きな金額だと、こういうふうに思うわけです。勤労者に優しい千代田町、素晴らしいことだと思いますけれども、内容的に妥当かどうか。また、世間のうわさでは、特殊団体や特別地域、こういう人たちの活動の場だと多くの方が言っているわけでございます。中には政治活動にも使われているのではないかと、こういうお話も伺っております。非常に不透明なところがあるので、この辺について何か説明いただければありがたいと思います。

また、前に自主団体であるということで内容がよくわかりませんと、こういうお話もいただきましたが、この補助金に対して何をクリアしたら対象になるのか、最初は何人ぐらいの構成でやれば対象になるのか。また、話は戻りますが、勤労者としての定義というのですか、退職者は入っていないのか、会員名簿みたいなのは申請の時点で出ているのか、地域的にどのようになっているのか、わかる範囲で結構です。わからなければまた決算議会で伺いたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（青木國生君） 経済課長、野村耕一郎君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） それでは、お答えをしたいと思います。

なかなか不透明であると、そんなようなご質問の趣旨だったかなと思いますが、私ども、補助金の交付申請、それを受けまして、その中で審査をして、それから実績報告をいただきまして、それで確定をすると、こんなような年間のスケジュールでやっておるわけでございます。会員の名簿等もつけさせてもらっておりますので、その時点で審査ができております。その活動内容等も資料の中に全部入っておりますので、前回私がお答弁したときに、突然だったものですからなかなかそこまでの把握ができなくて大変失礼したのですが、そんなような内容でございます。

それと、会員の関係につきましては、各行政区ごとに支部がございまして、当然その支部長さん、おります。そういう組織の中で活動しております。

それと、会員の内訳でございますが、確かに私も見まして、実際現役といえますか、現在会社に勤

めている方、それとOBも若干まじっております。そんなような構成になっておるのを把握しております。そんなことでございます。

○議長（青木國生君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 今お答えいただきましたが、OBでもいいと、こういうお答えをいただいたわけですが、差し支えないということに理解していいのかどうか。

また、各支部に担当者がいると、こういうお話でございしますが、私、何十年住んでいますか、一度も誘いまたは勧誘というのですか、ございません。私の友達というのですか、そういう人たちもこういうふうな勧誘は受けていない、そして参加もしていないということで、中には差別問題ではないかという人も出てきているので、この辺をもう少し検証ですか、していただいて、よりよい勤労者としての活動または妥当な補助金を出していただければありがたいと、こういうふうに思いますので、もう一度その辺について、わかる範囲で結構ですけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長（青木國生君） 経済課長、野村耕一郎君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） なかなかその活動内容につきましては私どもも実際のところ、ではどこまで理解しているのかと、そういうふうな形になりますと本当の細かいところまではわからないわけでございます。いろいろ人に聞いたり書類を見たり、そういう中で判断をしているわけでございます。ただいろいろ職務としてやっている限りは、勤労者協議会、しっかりした活動をやってきているのかなと、そのように理解をしておるわけでございます。会員の勧誘方法等、また機会を見つけまして会の方から伺ってみたいと、そのように考えるわけでございます。よろしくご理解のほどお願いをいたします。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

○町長（襟川幸雄君） 千代田町の勤労者協議会、何をやっているか、活動ですね、今質問がございましたが、勤労者協議会は河川美化の参加、あるいは町の各種団体への参加、そして町に対する要望活動、いろんなことに参加して活動しております。

以上です。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度の一般会計予算につきまして、原案のとおり決することには賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

第1に何が問題かといいますと、今黒澤議員とのやりとりでもおわかりのように、当局と住民との

間のかけ橋である議会の声について、町長の側の意見のみを住民に押しつけると、こういう立場が私の質問の中でも明らかになったわけであります。

まず、基準財政収入額の問題につきまして、私が理解が悪いのだ、わからんちんだからご理解を願いたいということなのですが、ちゃんにご理解できるように説明してもらわなければならないわけなのです。ところが、当年度のは当年度でなければわからない。当年度というのは何年度なのかと聞いているのに知らん顔しているのです。わざわざわかっていてああいうふうに寝とぼけたことを言っている。だから、16年度のものが17年度で確定するのかどうかとはっきり言えばいいのですが、その辺が言えないのですね。そこに千代田町はいろいろな予算の問題で、住民の皆さんに何か千代田町は金が非常に困難なのだ、厳しいのだと、こう言われているように思うわけです。

ところが、実際には平成17年度の予算でも、先ほど言いましたけれども、2億円という金額を予測がつかなかったということで、後になってわざわざまた戻したわけです。これは貯金をおろしたのだから戻すのは当然だといえばそれまでなのですが、ちゃんと先ほどの質問の中でも言いましたように、それが確定した時点で当初予算を補正すれば住民の皆さんにその2億円が還元できたということでもおわかりのことと思います。この辺がごまかされているというふうに私は考え、この予算についてはいろいろな点で矛盾があるということを申し上げます。

その第1が、まず都市計画税を取ります。この問題についても住民に対しての説明責任というのをほとんどやっていない。そういう中でまた更に取ってしまったら、今度は無基準に出している。その7,000万をこの18年度予算では区画整理にそっくり組み込みましょう、補助金出しましょう、こういうふうは無基準なのです。なぜかといいますと、どこからどこまでやった区画整理に対して補助金7,000万なのか。これからいつまでやるものかわからない。それにどのくらい出すのかわからない。では金が入ったから出しましょう。こういう無基準。先ほどの勤労者協議会の問題でもその無基準で出している。ここに問題があるわけです。やはり千代田町の補助金、これを出すからにはそれなりに基準をちゃんと、公平、公正な立場で基準を決めること、これが当局の仕事なのです。町長の仕事なのです。

[「そのとおり」と言う人あり]

○15番（川島悦男君）　ところが……

○議長（青木國生君）　傍聴席はお静かに願います。

○15番（川島悦男君）　町長はわざわざ自分の気に入ったところ、あるいは自分が後援には出しましょうということでその案を出してきて、議員は賛成したければしろ、反対したければ反対しろ、こういうような立場ですべてをやろうとしてきた、ここに大きな問題があるわけです。それが今明らかになったというふうに私は申し上げるものであります。この平成18年度予算だけではない。今までにもそういったことがやられてきたために、これがまた当たり前だということで、こんなことを言うとなれなのですけれども、恐らくこれをこのまま通してしまう、多数によって通してしまう可能性がある。

その都市計画税を館林方式で使用するのだということだって、こういう案なのですよね。それに議会が賛成をするかしないかというのは、それは自由なのです。だけれども、こういうふうは無基準に出すことについて賛成しなさいというふうに案を出しているのです。館林方式だと。館林方式、どういのですか。それはわからないでしょう。説明していないでしょう。そこに問題があるのです。

では館林方式はどういのだというので聞けば、まあそんなの聞いてこいということかもしれません。ですから、要は町長が気に入れば出すし、気に入らなければ出さない、こういう可能性が十分ある。そこに無基準の矛盾があるのだということを示し上げるものであります。

それから、富岡議員は教育及び福祉について、いろんな点で増額があるというふうに言いたいわけ、これをもとに賛成討論をやるのかなというふうになろうかと思いますが、聞いたところによりまず福祉の問題におきますと、学童保育の問題、それから保育園のエアコンを導入をすることについては、本当にこれまでよりも前進である。これは必要なことであるというふうに評価するわけですが、残念ながらほかの問題については、いわゆる義務的経費と考えてよい増額であるというふうに私は判断をするものであります。

それから、都市基盤整備、千代田町で都市基盤整備をやるというのは、都市計画法に基づいて、そして市街化区域と市街化調整区域、こういうふうに確定をされたわけですが、要はその中で住宅団地造成というものが重要な役割を担ってきたわけですが、そして、それが都市計画法に基づいて行われたわけですが、先ほど質問の中で言いましたように、その都市計画法の基本は住宅団地と工業団地を離す、バランスがとれる、離すことによってバランスがとれるのだということなのです。そこのところをわざわざここしかなかったから、だからそこにやったんだということですね。しかも、ここしかなかったからあの緩衝帯緑地というのに工事を5,900万円。緩衝帯緑地ではありません。失礼しました。振動防止のための補助金5,900万円を出しております。

○議長（青木國生君） 川島議員に注意いたします。討論も平成18年度の予算についての討論でございます。

○15番（川島悦男君） そういうふうに、その都市計画法に基づいてやられているというふうに言っておりますけれども、実際にはその辺が逆用あるいは変節、こうしてやってきている。その結果、住宅団地についても売れ行きが非常に芳しくない。先ほどの皆さん答弁聞いたと思いますが、要は景気が低迷して、景気がいいときにやって、それが景気がそのままよければ売れるはずだったと。ところが、はずだったのです、あくまでも。そこのところが判断が違っていたというふうに言わなければならない。しかし、その辺を議員も賛成したじゃないか、だからいいんだと、こういうふうに関き直っている。

しかも、先ほどの答弁で言ったように、用途変更さえ考えている、視野に入れていると言いながら、それがなぜなのだという事について、川島が言った、だれだれが言ったと、こういうふう言っているわけですね。それは欺瞞なのです。自分がやったことに対して、強行したことに対して、それを

どう解決するのだといったときに、良心的に、ではそういう方法がいいんじゃないですかという人はいると思います。しかし、それを今度は逆手にとって、そういうふうにやったからおれはそれをやるんだと、これではちょっと筋が通らない、町長としての。それから、それを川島が言ったからやるかのように言っている。それで証拠を出せと私は聞いている。聞いていると言え、それは聞いてないとは言いませんよね。だけれども、私は言った覚えはありませんから、その辺のところはごまかさな
いいただきたい、このように考えるものであります。

都市計画道路の問題、これについてもまちづくり交付金ですか、これでやっているから問題ないのだというけれども、実際には、先ほど言いましたように、この1-214号線については都市計画法の59条ですか、これに許可を受けていないから都市計画税は投入できないのだというけれども、要はその道路をどうしてやるのか、予算化してやるのかどうか問題なのです。住民の皆さんの要望を聞いて、そしてその必要であるかどうかを判断するのが町長の務めなのです。それを何でも構わず、住民の要望よりも自分の考えを優先をさせて住民に押しつけるという予算がこの予算の最たるものなのです。そこがこの都市計画道路のやり方でもわかるのです。

そして、皆さん、びっくりしないでくださいよ。コンクリート置いただけですよ。しかも、その用地補償にも、だれのものか。現職の議員のものですよ。立木52本分、これも現職の議員に補償されている。すべてが町長と町長のファミリーとその現職議員のファミリーのところへ公費が行っているのです。3,100万円全部とは言いませんが、そういうように非常に透明どころか、そういうふう
に法律をわかっていて逆用してやっている。これが今皆さん、客観的に見ていただければおわかりのこと
と思います。私がわからんちんを言っているかどうか、当局がわからんちんを言っているかどうか
ということです。

私は、あえて私がわからんちんだとしたとしても、当局にはその説明責任があるのです。ちゃんと納得のできるように説明をするべきなのです。そのところを「ご理解をお願いします」、「ご理解をお願いします」と、ご理解できるように話さないで「何遍も言ってる」、「何遍も言ってる」と言うだけで何ら言っていないですよ。皆さん、議事録見てください。完全にここがごまかしがあるのです、千代田町のその運営の仕方は。私は、そういった意味で、まさにこのところが地方自治法あるいは憲法をないがしろにしている。地方自治法の最大の目標は住民福祉の向上にあるということであり
ます。そこに対して議員というのは住民の一人でもあります。その住民の一人に対して侮辱をして、そして自分の立場がすべて何でも有効なのだ、有利なのだ、優勢なのだ、こういうことで自分の立場に賛成をさせようとする
こと自体が大間違いだというふうに申し上げ、私はこの一般会計予算につきまして賛成できない
ということを申し述べるものであります。

○議長（青木國生君） 4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 議案第23号 平成18年度千代田町一般会計予算について、賛成の立場から討

論いたします。

バブル崩壊から続いた景気低迷も、ここに来て、緩やかであります、景気の拡大が続いているようでもあります。しかしながら、景気的好調さとは裏腹に国及び地方の財政運営は苦しい状況が続いております。

このような中、町総合計画後期5カ年のスタートを切る平成18年度一般会計予算が編成されました。総額は30億3,000万円、前年度に比べ1.7%増という苦しい状況の中でも積極的な予算であります。町では、昨年からの財政危機突破計画に基づいた自主・自立のまちづくりを展開しております。この特効薬があってこそ、この危険を乗り切っていけるものと確信しているものであります。

予算の特徴といたしましては、昨年に引き続きハード事業を抑え、ソフト優先の予算編成となっております。特に少子高齢化対策として、小学校就学前までだった医療費の無料化を小学校卒業まで拡大することは、子供を持つ親たちにとって大きな経済的援助であるとともに、働きながら子育て支援事業として学童保育の施設整備もスタートするなど、新年度の町の少子化対策を大きく評価いたします。また、高齢者及び障害者のため、自立支援事業も積極的に実施されるようであり、介護問題を含め、元気なまちづくりが強く展開されることを確信いたします。

更に、社会生活の安全性を確保する上での安全安心まちづくりのための予算も取り組まれており、町当局の創意と工夫が強く感じられ、積極的な予算であると高く評価いたします。ぜひ大きな成果が上がることを期待申し上げるとともに、健全財政の維持を強くお願い申し上げまして、平成18年度一般会計補正予算に対しまして賛成討論といたします。議員諸兄のご賛同をお願いいたします。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 平成18年度予算に対して、原案どおりに賛成できないということで反対の討論をさせていただきます。

財政難、財政難と去年から大騒ぎしておりますが、その財政難を築いたのはどこに問題があるか。これは町長の経営責任の失政によることであります。なぜかと申しますと、この財政難になる一番の問題は東部住宅団地造成にあります。それから、だれもが望んでもいなかったら大型の社会体育館、10億円もかけてつくりました。こういうことに対して財政難に陥っていったと、そういうふうには私考えております。

千代田町では財政難なのだから都市計画税を取りましょう、介護保険は取りましょう、国保を上げましょう、みんなみんな公共料金の値上げですよ。このようなことで町民の皆さんが本当に理解できますか。財政難をこしらえたならば、一番最初、経営責任の町長、町執行部が矢祭町みたいに、総務課長の同額の報酬をもらうのだって。そういう意気込みですよ。そこのところは財政難はみずからこしらえたのではないですよ。合併が崩れたというだけで一生懸命ね。行政改革の一番の大切さは住民福祉の向上、住民のためにあるのです。その基本のことを考えてやるべきであり、財政難になった

らば、とにかく千代田町では今秘書が2人いるそうですが、矢祭町は7,000人ですから一人もいなくてあれなのですけれども。減らすこともできるでしょう。

それから、公用車の運転手とか大型バスの運転手とかが今度なくなったわけですから、正職員が2人そこにいるわけですから、臨時職員にやめてもらうこともできるでしょうに、そういう組み替えとかいろいろなことができるでしょうに。町長の交際費が約140万ですか、使うわけですけれども、矢祭町は交際費は一円もとっておりません。もっと激しいことは、町長がみずから便所掃除をやるというので、みんな引きずられて、みんな役場をきれいにするんだということやっております。そのくらい、財政難を築いたのだったらば、最低限自分の方からそういう努力をしながら、そういう中でどうしてもだめなのだと、汗をかいて町民の皆さんに理解を仰ぐような、説明責任をしながら、そういう中で初めて税金を上げるとか介護保険を上げるとか、そう持っていくのが筋ではないですか。

ちなみに、矢祭町は介護保険、平均で1,940円しか取っていないのですよ、財政能力が0.36ぐらいしかなくて。千代田町は財政能力指数が0.76もあるのに役場職員の給料というのですか、群馬県でも下から4番目まで下げてしまいましたよね。これからもっと下げる予定ですよ。こういう中で自分がまいたのを住民の人に増税をお願いしたり、職員に、一生懸命やっている職員に報酬を下げるようなやり方で、それで自分の責任は感じないのですか。

「過ちを改むるにはばかりことなかれ」ということわざがあります。私が言ったのです、川島議員が言ったのではなくて。用途変更して塩漬け状態を脱却して、そのお金で住民サービスしたり、あるいは都市計画道路なんかが決まっているけれども、なかなかでき上がらない。そういうのなんかに向いたり、いろいろできるわけですから。少子高齢化対策だって、前にも話したとおり、そういうお金が余っていれば堂々と余裕の中でやれるわけです。財政難だ、財政難だと、最近は金を集めるのが亡者みたいに集めるのではないかと思えるような風潮があります。こんなことでは町民の理解は得られないと、私はそう思います。一般質問でまたやりますけれども、どうか皆さんご理解をして、私はそういう中で反対といたします。

以上であります。

○議長（青木國生君） 3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 賛成の立場から述べたいと思います。

今回の予算は、千代田町の政策課題に取り組み、子育て支援等を初め、福祉政策あるいは教育問題においてはマイタウンティーチャーの増員等、教育や福祉に熱心に取り組み、またバランスのとれた予算執行となっております。ぜひ効率的な予算執行をお願いし、有効性のある対応をとっていただきたいと思っております。

よって、賛成討論といたします。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第23号 平成18年度千代田町一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決いたしました。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 次に、議案第24号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度国民健康保険特別会計予算につきまして、原案のとおり決することに賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

これにつきましては私の所属している委員会でありまして、委員会の中で質疑をやりましたので、本会議ではなるべくやらない方がいいだろうということで、私自身は本会議では質問しませんでした。委員会での結果の報告をするという形で原案のとおり決することには賛成できないというのを述べたいと思います。

その第1の理由は、何といたっても平成18年度の予算というものにつきまして、病気は非常に多くなるというふうに予算をしているという点について、ちょっと疑義があるかなというふうに思うので、討論に出たわけであります。

その根拠は、国の補助金が、国保会計に対しましての補助金が減らされているというのがこの予算

で明らかになりました。そして、その分をどこで補てんをするかと、そういう予算であります。それについては、臨時財政調整繰入金といいますか、こういったもので見ているということでもあります。これについては、この間の本会議でやりましたように、病気が本当に思ったとおりあるかどうかによって、その臨時財政調整繰入金、調整金といいますか、これが変わってくるわけではありますが、それについては約8,000万ほどあるわけでもあります。その点が国保会計に国が繰り入れる補助金の額が減ることによって、それを千代田町の医療費が伸びるであろう分も見ているということでもあります。従って、その分が住民の皆さんに負担をお願いするという形に昨年はなったわけでもあります。本年は、では値上げをしないからいいのではないかというふうに見えるわけではありますが、その補助金分が減りますれば、その分もし病気が多くなれば、それは確かに臨時財政調整交付金で対応できるということですが、少なくなればその分が減ってしまうわけです。そうなってくるとこの予算どおりにはいかないというのが私のこの予算を見た中での判定結果であります。

普通調整交付金と特別調整交付金、交付金でしたね、ということで出ております。その点で病気の予想が3年間の平均で見ても多くなるであろうということの対応の予算ということではありますが、これについては予算が基本的なところで一般財源からの繰り入れというのはなるべくしない方がいいというのはよく言われているわけでもありますけれども、何だかんだ言っても国保会計というのは社会保障であるという点を考えなければならないという意味で、社会保障の原則から外れた方向に行っているということを申し述べ、私の反対討論とするものであります。

○議長（青木國生君） 1番、福田正司君。

[1番（福田正司君）登壇]

○1番（福田正司君） 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論申し上げます。

我が国の医療保険制度は厳しい状況が続いており、とりわけ国保は急速な人口の高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の大幅な伸びと高齢者や低所得者などの社会的、経済的な面で非常に弱い立場の方々を受け入れなければならないという構造的な問題を抱えております。このため、保険税の収入の伸び悩みなど、大変厳しい事業運営がなされていることは既にご承知のことと思います。また、増加の一途をたどる医療費を抑制し、国民がすべて安心して医療が受けられる国民皆保険体制を維持し、将来にわたり持続可能なものとしていくために医療制度改革が進められています。

このような中であって、医療費の適正化を図るべく保険事業を実施し、医療費の軽減を図るなど、適切な予算編成となっており、対前年比12%増の11億1,865万2,000円は妥当な予算であると思うわけでもあります。強いて申し上げれば、介護保険導入後の滞納対策による資格証明書や短期保険証の発行については、極力被保険者との相談業務を通じて納付の勧奨や負担の軽減を図っていただきますようお願いを申し上げます。賛成の討論とさせていただきます。議員皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 続いて、議案第25号 平成18年度千代田町老人保健特別会計予算について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 平成18年度千代田町老人保健特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木國生君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 次に、議案第26号 平成18年度千代田町介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、柿沼英己君。

〔3番（柿沼英己君）登壇〕

○3番（柿沼英己君） 介護保険の件について質疑いたします。

地域支援センターについて、大谷議員の質問でその答弁の中で事業の内容の説明等ありましたが、大事なことは活動のしっかりとした運営でありまして、その運営上の理念、基準、これを確認しておきたいと思います。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 地域包括支援センターに関係しますご質問にお答えしたいと思います。

現在考えておりますのは保健師1名、社会福祉士1名の2名体制で設置を考えておりまして、包括支援センターの運営につきましては、包括支援センター運営協議会、こちらを設置をいたしまして、その中で運営の評価、あるいは包括支援センターの運営及びセンター自体の評価に関すること等を協議をいただいて運営をしていくと。

事業といたしましては、一般会計の答弁の中で申し上げましたが、重点的には要支援1、2の方への予防給付のケアマネジメントが中心となってこようかと思えます。また、最近高齢者の方が被害に遭われておりますいろんな販売関係の事件等、それらの相談もこの支援センターの、主体的には社会福祉士、こちらが権利擁護事業等については対応する体制で行っていくと、このように考えております。

○議長（青木國生君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 福祉政策の中で市町村の果たす役割ということで、介護保険制度の改正のポイントでもありますが、公正、中立というのですか、そういった面、公益性の視点、あるいは地域に特有の地域密着の視点、それらが必要であると思えますので、その辺の理念、基準をしっかりとやっていただければと思います。

先ほど福祉課長から話がありましたが、運営協議会、これについてどういったメンバーの構成になるのかお知らせいただければと思います。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 現在お願いを申し上げておりますのが保険者の代表3名、それと町内の医療機関が2名、それから介護の知識を持たれている方1名、それと支援事業者と申しますか、介護保険事業者、こちらを2名で考えております。

○議長（青木國生君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） 事業者あるいは民生委員等さまざまなネットワークを生かしてしっかりとした運営を期待いたします。

以上で終わり間す。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） これも私の所属する福祉環境委員会で議論をやりましたので、質疑をせずに討論をするという形になり、その質疑の結果、賛成できない、こういうものが明らかになりましたので、報告しながら原案のとおり決することには賛成できないということを申し述べたいと思います。

ご承知のように、この介護保険につきましては、この案でいきますとこれまで2,700円であったその基準が、第1号被保険者の保険料基準が3,900円に値上げをされたということであります。この点がすべてだめなんだというふうには言えない部分というのがあるわけであります。ということは、先ほど大谷議員が言っていましたけれども、矢祭町では1,900円程度で抑えているという中で、千代田町でこの3,900円が適当であるかどうかというところに焦点を当てて考えたわけでありますが、これまで2,700円だったのが一気に1,200円その第1号被保険者に負担をかける。1,200円だけということにはならない。上限の方の125%、あるいは150%のところではもっと上がっていくということでありますから、介護保険に加入している第1号被保険者の分が負担が非常に重くなる。

こういう中で介護がどう変わってくるのかということが一番問題になると思うわけでありますが、既にご承知のように、千代田町では特養建設が大事な優良農地をわけもわからないで農地を転用してしまっ、そして補助金も出そうかと、これから町長がこういったことを言っているわけであります。そうした中で、今後3年間の老人福祉計画というのを千代田町はつくったわけでありますけれども、実際にはその地域密着型の介護施設が要求されている、また必要であるという中で、この特養建設、わけのわからん特養建設が進められたことによって、その地域密着型の介護事業が3年間を少なくとも後回しにされたということは明らかであるわけであります。値上げがされて本当に必要な介護が後回しにされる、ここに千代田町の大きな問題点があるというふうには言わなければならないわけであります。

では、どうすればいいのかということであります。要は介護保険3年間の老人保健福祉計画が設定されたならば、それに基づいて千代田町の住民の皆さん、介護をしてもらいたいという皆さんのニーズにこたえたその施策を行っていく、これが一番求められているわけでありますけれども、実際にはそのニーズは後回しにして、そして補助金だけは出そうとしている。ここに大きな問題があるということで、そういったことでなくて、今言いましたような2,700円から3,900円に一気に上がる、そのこのところを、同じ補助金を出すならばここに出して値上げをしない、それから地域密着型の福祉計画、グループホーム、こういったものを切るのではなくて促進をしていく、これが今求められているというものであります。

その介護保険制度、確かに国民健康保険と違って社会保障ではない、相互扶助だというふうにはなっておりますけれども、相互扶助であっても少なくとも一般会計から出すぐらいのことはやっても悪いとは言えない。まさに住民の福祉のためには一般財源を使ってでも、第1号被保険者の負担を軽く

すると同時に介護を必要としている人に対して十分な介護をしていく、そういうニーズにこたえた介護保険制度、介護保険運営が必要であるということを申し上げまして、この予算に反対であるということをお申し述べるものであります。

○議長（青木國生君） 1番、福田正司君。

[1番（福田正司君）登壇]

○1番（福田正司君） 平成18年度千代田町介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

介護保険制度につきましては、皆様ご承知のとおり、高齢化社会が進展する中で高齢者の介護を支える相互扶助制度として発足してから、早いもので6年が経過しております。この間、本町の介護保険特別会計の不足額が生じることもなく、また多額の剰余金を残すこともなく、適正に執行されたことは、過去の決算状況により、皆様も十分にご承知おきのことと思います。

また、今般は大幅な制度改正により新たに介護予防給付が創設され、予防重視型の制度へと転換されたことを受けて、今後3年間におけるサービス利用者の推計を行い、給付見込額を算出して、手持ち基金を活用することにより保険料の値上げを最小限に抑え、これに基づき予算編成をされておるのでございます。それによって評価できるものであります。これからも利用者の意向に即したサービスの提供に努めるようお願いを申し上げまして賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 議案第26号につきまして、反対討論をさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、改正介護保険制度ができました。1、介護予防サービス、新予防給付の創設、2、地域包括支援センターの新設によるケアマネジメントの実施と各相談窓口の設置、3、在宅と施設間のサービス利用者の負担公正化のために施設の居住費、食費等を保険対象から除き、原則自己負担の導入、4、通所中心のショートステイ等を組み合わせた小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護等の地域密着サービスの創設、5、サービスの質的向上のため事業者の情報開示の徹底、業者指定6年とケアマネジャーの資格5年の更新制を導入、研修の義務化、こういう中で改正介護保険ができました。

地域密着サービスの創設ということで、地域密着型サービスというのはどういうものかと申しますと、住みなれた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として地域密着サービスを創設する。

地域密着サービスの概要。1、市町村は、サービス利用者の指定、指導、監督権限を有する。2、原則として当該市町村の被保険者のみがサービス利用可能とする。複数の市町村が指定することで隣接市町村との被保険者の利用も可能。3、市町村または生活圏域ごとに必要整備量を計画に定め、こ

れを超える場合には市町村は指定の拒否ができる。4、地域の実情に応じた弾力的な基準報酬が設定できる。5、公平、公正の観点から、上記3、4については、地域住民や保健医療、福祉関係者、経営者等の関与をする仕組みとする。これ、大変な改正介護の中で地域密着型に進んでいるのだということが理解できると思います。

地域密着型サービスの種類。1、小規模型、多機能型居宅介護。2、認知症高齢者グループホーム、3、認知症高齢者専用デイサービス、4、夜間対応訪問介護、5、小規模（定員30人未満）介護老人福祉施設、6、小規模（定員30人未満）介護専門型特定施設、こういうふううたわれております。

つまり国の方針は予防介護、そういう中で重点を置いて大型の新型特養の、今度できるような設備というのですか、そういうのとはちょっと違う方向に進んでおります。なぜかと申しますと、これは余りにもこういう施設介護がお金がかかるといことで、介護保険制度そのものにも、第1号被保険者の保険料がどんどん上がるということが想定されるわけでありませう。

ですから、私は今度の介護保険のこの関係を反対するのは、こういう方向に向いている中でどうして、川島議員がおっしゃったとおり、新型特養というオール個室のこういうのをつくるのか。もうできたのだからしょうがないとしても、こういう方向に転換していった方が千代田町の実情に沿うと私は思っているからであります。皆さん、ぜひこの点を、私が今まで特養施設に対しておとしから反対してきたわけなのですけれども、こういうことが予想されたのです。去年の1月3日の日に地域の実情に沿った形のそういう方向になるのだと。部屋代も自腹で払うようになるし、ホテルコストも食事代も払うようになるし、そうすると措置料も含めて大変な金額になるから千代田町の地域にはそぐわないのではないのか、そういう考えを非常に持っていたので、地域の人たちが安心して地域全体で支えてやれるような、こういう改正介護保険にのっとった形でやる方がベストだと思って頑張ってきたわけです。どうかご理解いただきたいと思ひます。

反対の討論といたします。ぜひご賛同よろしくお願ひします。

○議長（青木國生君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第26号につきまして、賛成の立場から討論いたします。

今反対討論の中で地域密着型を町では希望しているといことでありますが、町で希望されている方はもちろんあります。町もその点は認めています。そういう人はいないんではと申しておりません。ただし、幸いなことに千代田町には今回建設されています特養老人ホームがござひます。それを建設されて、今まで特養施設に入れなかった、漏れた方々が今度は入れるのではないかといことで、それはそれで評価に値するものだと思います。地域密着型につきましては、それはもう全然これから先考えないといことでありません。これから先考えますけれども、とりあえず今回できました施設で町の介護を希望している人たちは入所できるのではないかといことで、今回のこの26号の予算に対しまして賛成いたします。皆様のご賛成をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 平成18年度千代田町介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 続いて、議案第27号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） 平成18年度下水道事業特別会計につきまして、原案のとおり決することには賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

これも所属する委員会でございましたので質問はしませんでした。明らかになったことは1億3,000万円もの一般会計からの繰り入れを見て、その8,000万円の公債費、これを一般財源で賄うということについて賛成できないわけであります。

先ほどの一般会計の方でも申し上げましたけれども、人件費分については、これは一般会計で出すということについて当然であるというふうに考えますが、その公債費分、いわゆる借金を返す金、これは都市計画税を取ったのですから、それについてはこれで賄うというのが当然のことだと考えております。

そして問題は、前にも申し上げましたけれども、下水道をどこから始めるか、その目的税として取る場合に、住民の皆さんがどうしてもここを下水道をやってほしい、あるいは都市計画道路をやってほしい、住宅団地つくってほしい、区画整理やってほしいということで税金取っている、目的税として税金上げていいからやってくれということであればこれはあれなのですが、残念ながら千代田町は何が何でも、一般財源で今までやってきたのまで都市計画税を取るなんていうもとにしてしまった

わけですよ。

要はこの下水道にしても、本来であればそういった都市計画税を取って、そういう中でやるべき問題だったというふうに私は考えるわけです。だから、その辺がやはり住民の皆さんが必要なことからやってくれというふうな形がおろそかにされてきた、後回しになされてきたためにこういうことが起こってしまったというふうに申し上げなければならないわけでありまして。従って、地方自治法あるいはそういった都市計画法、こういったものの運用が非常にごまかしのきかされているというふうには言わなければならないということで、私はこの予算、これまでそういった形で都市計画税取らないのであればそれは一般財源で賄わなければならないというふうに思って賛成をしてきたわけでありましてけれども、またどこをやるかというのも、それもあいまいにしてきたということは私自身が反省しなければならないわけでありましてけれども、少なくともこういったことで強行したわけでありましてから、こういう財政運営は賛成できないということをお願いいたします。

○議長（青木國生君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第27号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計につきまして、賛成の立場から討論いたします。

下水道事業は生活環境の向上並びに公共用水の水質保全に欠くことのできない施設として、今後ますますその必要性が増大すると思われています。こうした状況の中、将来にわたり環境衛生の向上と町の健全な発展を図るため、事業面においては流域下水道と整合された中で、推進工法と開削工法での継続管渠整備が積極的に盛り込まれ、工夫の意図がうかがえます。今後快適な生活基盤の整備として計画的な事業推進に努めるよう要望いたしまして賛成討論といたします。議員諸兄の賛同をお願いいたします。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 次に、議案第28号 平成18年度千代田町水道事業会計予算について質疑に入り

ます。

質疑はありませんか。

3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 水道事業会計について質疑いたします。

千代田町に住む外国人の方の水道料金の納入についてお伺いしたいと思います。

○議長（青木國生君） 水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） それでは、柿沼議員さんの質問にお答えいたします。

質問の内容につきましては、水道加入者の外国人の収納関係についての状況ということでございます。ちなみに、2月末現在で全体の加入者数が3,929件、うち外国人の加入者数が155ということで加入されてございます。また、収納状況につきましては、社会情勢の変化によりまして移動が非常に多いというようなことで、通常ですと利用加入されまして転出する場合につきましては休止届ということで町の方に届けをするのが義務づけられてございます。これは加入者の方には加入の時点で指導しております。ただし、この関係が徹底されていないのかどうなのかわからないのですけれども、特に外国の方が加入された場合、外国人の方はほとんど持ち家ではなく借家の方が加入されているという状況の中で、届けを出さずに移動していくというようなことが非常に多い状況で現在されております。

そんな中で届けを出していただいて転出されるというような方につきましては、先方の転入先の住所等を確認しまして収納の周知をしているわけですがございますけれども、最近では特に届けを出さずに、水道の休止をせずに転出してしまうというようなことが、大分そういう状況があります。そういうようなことで、うちの方でも押さえ切れない部分がございます。そんなふうで、対応としましては経営者ですか、オーナーさんに協力していただいて、居住の方に指導を徹底していただくようお願いの方法をしております。

従って、収納状況につきましては、届けを出して転出される方についてはほぼ100%収納していただいております。ただ、先ほど申しましたように、届けを出さずに、水道をとめずに転出してしまうというような外国の方が非常に最近多くなっておりますので、それにつきましては、やはり管理人さん、あるいはオーナーさんをお願いして行き先を把握するというようなことで考えております。従いまして、収納状況につきましては、17年度につきましてはまだ決算ができておりませんが、17年度の決算見込みにつきましても、外国人の今要因とされました転出者につきましてはかなり落ち込みになるというようなことであります。

以上です。

○議長（青木國生君） 3番、柿沼英己君。

○3番（柿沼英己君） オーナーさんといろいろお話の中では、外国人の方は銀行に口座を持たないからコンビニ納税とか、そういった工夫をしてくれればもうちょっと収納が上がるのではないかとい

うような話がありますが、どう思われますか。

○議長（青木國生君） 水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） そうですね。先ほどの質問ですけれども、郡内でも大泉さんが17年度からですか、コンビニ収納を開始したらしいのですけれども、うちの方もすぐということ、予算の関係もございまして、近い将来コンビニ収納を実現したいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 平成18年度水道事業会計予算につきまして、やはりこれも原案のとおり決することには賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

その理由は、昨年水道料金の値上げをしたわけでありましたが、本年は値上げは見込んでいないということで、何ででは反対討論をやるんだということになろうかと思いますが、この辺が実際の平成18年度水道事業会計の予定と違いますか、これにつきましては今の未収の問題のほか、水量そのものが減っているということなのです。使用水量そのものが減っているということは重大な問題なのです。なぜかといいますと、第5水源に対しまして11億円の予算を投入をして、その第5水源を増設をしたわけでありまして、そして、その結果、水源を増設をするに当たっては、大きな水の使用量の増大を見込んでいたわけでありまして、ところが、それが年々減ってきているということは、まさにこの第5水源をやるときにその大幅な使用水量見込み違い、これがあったということが明らかになったわけでありまして。従って、つくってしまったものをぶっ壊せというわけにいかないのか、それをどう解決していくのか、ここが問題なのです。

私は、それは確かに公営企業だから水道料金だけで賄えれば賄うべきであるというふうを考えるわけでありまして、あくまでもその辺が、5水源の増設計画が無謀であったというものをそのままにしておいて、そして住民に使用料金という形で転嫁をしたという、この態度に対してあえて反対をしなければならぬ、こういうふうな考え、反対討論となったわけでありまして。従って、もし本当に赤字になってどうしようもないのであれば、公営企業であるといってもそれは一般財源で補てんをしなければならぬ。少なくとも町長がやはりそういった形で自分が判断をして大幅な水需要増大を予測してやった、これが間違っていたわけですから、それを住民に転嫁をする、その負担を転嫁をするというのは大間違いだということを申し上げ、一般財源からでも補てんをして値上げをしないということが必要であるというふうな考えるものであります。今後の水道事業会計運営も予測して、これでまた

赤字が減るといふふうにはならないということなので、あえて反対討論とさせていただきます。

○議長（青木國生君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第28号 平成18年度千代田町水道事業会計につきまして、賛成の立場から討論いたします。

水道事業は、近年の生活様式の変化、あるいは多様化に伴いまして、電気、ガスとともに住民が日々快適な生活を営む上で欠かすことのできない極めて重要な事業であることは、私が今さら申し上げるまでもなく、議員諸兄におかれましてはご理解をいただいていると存じます。

この欠くことのできない水を将来に向けて安定的に供給するため、施設の維持管理、老朽管の布設がえの面整備等、給水体制の確立を図られております。新年度の予算に当たっては当局の対応がうかがえる予算となっております。十分に評価できる内容でありますので、今後も公営企業の基本理念である独立採算制の確保を図るとともに、安全で良質な水と安定した水の供給を要望しまして、議員諸兄の賛同をお願いいたしまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（青木國生君） ほかに討論ありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 平成18年度千代田町水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

ただいまから2時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時45分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

○一般質問

○議長（青木國生君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。

なお、質問及び答弁に当たりましては、簡潔明瞭に行いますよう、議長としてお願いいたします。

初めに、1番、福田正司君の登壇を許可いたします。

1 番、福田正司君。

[1 番（福田正司君）登壇]

○1 番（福田正司君） 議席 1 番の福田でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。私からは、今後のまちづくりにつきまして当局の考え方をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

来月、4 月になりますと年度が変わり、平成18年度がスタートとなります。平成13年度に策定した町の総合計画では、後期 5 年のスタートの年でもあります。また、昨年 2 月に策定した財政危機突破計画も、その具体的数値目標を定めて順調に実施されているようであり、町政運営における当面の障害は少ないものと推測をいたします。

しかしながら、日本経済は緩やかな回復基調を維持する見通しにあるとしながらも、その内容を見ると、企業の規模や業種、地域間での景況感のばらつきもあり、不況からの脱却は完全なものであるとは言えない状況であります。更に、経済情勢の影響や急速な少子高齢化に加え、労働者人口の減少社会に突入することになり、本町を取り巻く環境は今後更に厳しさを増すことが予想されます。

また、地方税収の伸び悩みに加え、国と地方の財政改革、すなわち三位一体の改革による税源移譲、地方交付税の大幅削減など、地方分権という名の地方切り捨てともとれる政策は、少子高齢化が進む中であって、医療問題、年金や保険、更には教育の問題など、山積している課題を挙げれば切りがありません。特にこれからの地方分権、地域完結型の町行政について心配されるのが地方財政の危機であります。

日本では、戦後続いてきた人口の増加が昨年初めてマイナスに転じました。これは老人が増えて若者が減るという単純な物の見方ではなく、日本の国の将来、経済の国力のすべてが衰えていくという最悪のシミュレーションが浮かんでくるものであります。このような状況下であって、我が千代田町の行政運営について 2 点ほど当局にお伺いをしたいと思います。

まず 1 点目ではありますが、三位一体の改革により、19年度から地方に税源移譲がなされます。4 億円の国庫負担、補助金を削減し、地方に 3 億円の財源移譲を行うということのようであります。そして、その財源移譲は、所得税から市町村の住民税に税源を移譲するものであると伺いました。ある一定の基盤整備を行い、町民の生命と財産を守る、そして住民サービスを提供するのが行政としての使命であり、そのためには財源確保にもっと力を注いでいかなければならないと考えるわけであります。それには税負担の適正、公正の観点からも滞納者に対する滞納整理を強化し、収納率の向上に取り組んでいくことが重要であります。

そこで、現在でも千代田町として 1 億円を超える滞納額がある中でどのように収納率を向上、確保させていくのか、1 点目としてお伺いをいたします。

2 点目は、東部地区に造成し、分譲を行っているふれあいタウンちよだについてですが、総合計画策定時の平成13年度では人口の減少傾向が顕著にあらわれ始め、町の資料によりますと、町外からの

転入者が1日に0.8人であるのに対し転出される方が1日に1人、更にお生まれになるお子様が4.5日に1人であるのに対しお亡くなりになる方が3.7日に1人という目に見えて人口が減少していく状況でありました。そのような中で、人口減少の歯どめ策として住宅団地造成は町の活性化につながる有効な施策であったと私は考えるところでございます。

そこで、ふれあいタウンちよだについて、現在までの分譲状況と分譲の向上策としてどのような対策を行ってきたのか、また今後どのような拡販策をとっていくのかお伺いをいたします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 福田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町税の収納率向上施策についてでございますが、長引く景気低迷により累積した町税の収納率向上及び自主財源の安定確保を図るため、機構改革を行って今年度より収納係を設置いたしまして、現在3名の体制で徴収強化に向けて徴収業務に当たっております。納期内納税者と滞納者との不公平がないように、納税に対する理解並びに啓蒙を初めとする考え方で日夜努力しているところでございます。

支払い能力があるにもかかわらず、再三の訪問徴収や催告に応じないいわゆる悪質滞納者へは、県税事務所と連携いたしまして訪問徴収相談等を行っているところでございます。それでも応じない場合には、法に基づきまして滞納処分を行っております。

また、財政危機突破計画にて示した町税等の滞納徴収強化のための管理職による町税収納率向上対策特別班というのを編成いたしまして、戸別滞納整理の実施等全庁挙げて収納率向上に努めているところでございます。今後とも滞納額あるいは未済額の減少に努めるとともに、収納率向上を図り、行政運営の根幹であります財源確保に努めてまいります。

2点目のふれあいタウンちよだについてでございますが、現在までの分譲状況といたしましては、平成18年2月末現在で、申し込みを含め、85区画の分譲が進んでおります。一部では景気回復の見通しがあると言われておりますが、住宅の需要につきましては依然厳しい状況下ではありますが、そのような環境の中で分譲も進み、住宅建設が着々と行われ、住宅団地らしい町並みが形成されているところでございます。現在までに57世帯170名のご入居をいただき、そのほとんどが若い世帯の方々であり、将来的には大変喜ばしいことであります。

分譲の向上策といたしましては、分譲開始以来、近郊の住宅展示場あるいはハウスメーカーへの定期営業を始め、近隣工業団地等の企業への営業及び官公庁の職員への営業、更にはキャンペーン実施など分譲促進に有効と考えられるという施策を行っているところであります。

更に、行政サービスの向上と地域コミュニティ形成のため、平成17年4月より第17区として行政運営がなされているところであります。

次に、今後の販売策であります。今まで行ってきた営業活動を今後も継続して実施していくことが有効と考えております。また、チラシ等を見て現地に来られたお客さんから日用品の購入ができるスーパー等がなく、不便であるとの声が多く寄せられております。これらの解消が今後のさらなる分譲促進につながるものと考えておりますので、今後は未造成地の一部の用途変更を視野に複合商業施設の誘致を図り、ゆとりある住環境と調和のとれた魅力ある住宅団地としての早期販売を企業局と一丸となって進めていきたいと思っております。どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木國生君） 1番、福田正司君。

○1番（福田正司君） 滞納額につきましては、差し押さえ等の処分を行わない限り、現在5年で時効となり、不納欠損として処理されるわけでありまして。このような不納欠損については、その額の大小にかかわらず、税の公平性の観点から見ると極めて問題であると考えます。私は、町民に適正な負担をしていただくというのが基本と考えますし、それにより財源の確保が適正に行われることは望ましいことだと思っております。しかし、その一方では本来徴収すべきものができずに未収に終わっている。不納欠損として、いわば回収不能として処理をしている。大多数の町民の皆さんは応分の負担を求められ、それに応じてくださっております。そういった義務をしっかりと守っていただいている町民の皆さんが不公平感を募らせることのないように、長い間積み残されてきた問題点を明確にしなくてはなりません。私は、納税する能力を十分に持ちながらも滞納を続ける悪質な滞納者と生活困難でせっぱ詰まった方とは明確に区別をして、悪質滞納者には徹底した自治体の執行権を行使し、強い姿勢で対応することが必要であると考えます。債権管理を適正に行い、必要な歳入を確保することは、財政状況のよしあしにかかわらず、住民の公平性を確保し、町政への信頼性を高めていく上にも必要不可欠であります。厳しい時代背景の中にあって、税の公平性の観点からいかにして未収納額を下げ、不納欠損をなくしていくかが大きな課題であります。

隣の大泉町では、コンビニによる納税方式を活用した収納率向上も実施しております。県民税との絡みから、県職員との協力体制を実施する方法もあります。組合方式により広域で滞納整理に取り組んでいる自治体もあります。このような対応策がすべていいとは言いきれませんが、千代田町の税を所管する事務責任者として税務課長のお考えをぜひ伺いをしたいと思います。

また、住宅団地の販売強化策については、今ご説明をいただきました。千代田町に元気を与えるということからも、先ほど町長の答弁の中にもあったのですが、ふれあいタウンに大型あるいは中型商業施設の誘致であるとか、沿道にはコンビニの進出を検討するとか、いろいろな検討案があろうかと思っております。今後のまちづくりに大きな原動力となる住宅団地分譲について、事務責任者の都市整備課長の考えをぜひ伺いをしたいと思います。両課長にはぜひよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木國生君） 税務課長、関根和男君。

○税務課長（関根和男君） 福田議員の質問にお答えさせていただきます。

税金の滞納問題についてでございますが、税負担につきましては、適正、公平なる観点からも滞納対策の強化を進めていきたいと考えております。

現在行っております収納率向上対策でございますが、先ほど町長からも答弁がございましたように、税に対する理解が得られるよう、滞納者の状況等を調査しまして一刻も早く納入していただくよう日夜励んでいるところでございます。また、仕事等によりまして、平日会えない納税者には休日あるいは夜間の滞納整理を毎月行っております。極力面会しまして、税に対する理解をお願いしているところでございます。再三の納税相談の実施及び約束を守っていただけない納税者、いわゆる悪質滞納者でございますが、法に基づいたところの処分、差し押さえの強化を更に図っていきたく思っております。

それから、県税事務所との協力体制でございます。平成13年度より応援をいただいております。また、18年度におきましても引き続き応援をいただける予定でございます。さらなる連携強化のもとで収納率向上に励んで努力していきたく思います。

次に、コンビニにおける納入方法でございます。近隣の太田市、大泉町等都市部において行っていることは認知しておりますが、いろいろと難しい面等も発生しているともお聞きしております。また、千代田町と大泉、太田等では地域環境等の差、違いもございます。今後更に研究、検討を進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、最初に申し上げました税の使命であります適正、公平の観点から、今後とも更に鋭意努力していきたく思いますので、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（青木國生君） 都市整備課長、高木美幸君。

○都市整備課長（高木美幸君） 福田議員のご質問にお答えいたします。なお、先ほどの町長の答弁と重複する点がございりますが、ご了承願いたいと思います。

ふれあいタウンちよだの分譲につきましては、平成18年2月末日現在で、申し込みを含めまして分譲区画全体で307区画のうち85区画となっております。内訳といたしましては、県企業局分の上中森エリアが62区画、契約が53、申し込みが3、仮予約が6件、また西邑楽土地開発公社分の萱野エリアが23区画、契約で13件、申し込みで6件、仮予約4件となっております。

ご参考までに85区画の方の住所地別に申し上げますと、県内、千代田町が14件、大泉町が14件、邑楽町が4件、明和町1件、館林市13件、太田市12件、伊勢崎市1件、藤岡市1件、また埼玉県につきましては、行田市6件、羽生市6件、熊谷市1件、鴻巣市2件、加須市1件、さいたま市が2件、狭山市1件、栃木県におかれましては、足利市1件、茨城県で下館市1件となっております。その85%が町外からのお客様でございます。

また、現地案内所の来場者につきましては、昨年4月から今年2月までで194名のご来場をいただいております。その約86%の方が町外からのお客様でございます。

また、県企業局につきましては平成14年9月より、西邑楽土地開発公社につきましては平成15年9月より分譲を行っておりますが、景気低迷の折、住宅需要を取り巻く環境は依然厳しい状況下ながらも分譲が進み、住宅建設が着々と行われ、住宅地らしい町並みが形成されてきました。また、現在までに57世帯170名の入居をいただき、約90%が町外からの転入であります。そのほとんどが若い世代の方々に、将来的に大変喜ばしいことと考えております。

また、分譲促進につきましては、分譲開始以来、近郊、群馬、埼玉、栃木地域の住宅展示場、ハウスメーカー、17会場約260社への定期営業を初め、近隣市町、行田市、羽生市、鴻巣市、熊谷市、加須市、足利市、佐野市等の民間アパートへの定期ポスティング、近隣工業団地の企業への営業及び官公庁の職員への営業、更にはキャンペーン、新聞折り込み等、分譲促進に有効と考えられる方策はすべて実施してまいりました。

お客様に高額なお買い物、土地を購入していただくということは、飛び込みとかきのうやきょうの面識では100%不可能であります。同じ職員がある程度歳月をかけ、継続的に訪問することによってコミュニケーションが生まれ、各ハウスメーカーとの信頼感を得られるものと思います。これまで地道に行ってきた営業活動が各ハウスメーカー様からのご紹介の購入が最も多い結果となって現在あらわれております。また、現地案内所への来場者の状況からも、営業活動の成果が着実にあらわれたものと思われま

す。次に、今後の対策であります。今まで行ってきた営業活動を今後も継続して実施していくことが有効と考えております。また、チラシ等を見てご来場されるお客様から、近くに鉄道駅など公共交通がないこと、また日用品等が購入できるスーパー等がなく、不便であるとの声が多く寄せられております。これらの解消が今後のさらなる分譲促進につながるものと考えており、今後は未造成地の一部の用途変更を視野に複合商業施設の誘致を図り、ゆとりある住環境と調和のとれた魅力ある住宅団地として、県企業局と一丸となり、早期完売を目指してまいりたいと考えております。どうぞご理解、ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（青木國生君） 1番、福田正司君。

○1番（福田正司君） ただいまの答弁で、取り組みに対します一定の理解はさせていただいたつもりであります。税の課題につきましては、やはり町民の皆様に応分の負担をしていただくという原点に立って納得性のある適正、公正な収納対策を進めていっていただきたいというふうに思っております。

また、住宅団地に関しましては、現在100名を超える方々が暮らしておると伺っております。町の活性化に向けて集会場の設置であるとか更なる住環境の整備に傾注されて、多くの方々に住んでいただけるまちづくりを進めていただきたいというふうに思っております。千代田町の今後のまちづくりに欠かすことのできないこれらの課題に対しまして、税務課長と都市整備課長には今後とも立場は変わられましても絶大なるご支援をいただけますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただ

きます。ありがとうございました。

○議長（青木國生君） 以上で1番、福田正司君の一般質問を終わります。

続いて、2番、小林正明君の登壇を許可いたします。

2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） 私、議席番号2番、小林正明でございます。議長の許可を得ましたので、これより一般質問1問目をさせていただきます。

通学安全支援の推進と交通障害物の除去について質問させていただきます。千代田町の将来を担う子供たちの安全を確保するため、各種団体、区長会、町職員、そして議員、町民の皆さんの横断的参加、協力で不審者対策を行い、学校や保護者だけでなく、地域全体が一つになって子供を守るといった意識が必要であり、これが凶悪犯罪を防止するものとする次第でございます。また、登下校時の子供たちの交通安全を図ることを含めたスクールガードが最重要であり、我々大人の責務であります。

次に、交通障害物の除去について質問させていただきます。行政区内の危険個所の確認と除去することが必要であるかと思えます。特に交通弱者の視点で歩いて確認するなど、子供と一緒に歩く、あるいは老人と一緒に歩くといった弱者の目線で確認することが第一かと思えます。そして、少し前後しましたけれども、安全確保のための提案を五つほど申し上げます。

1、町内安全パトロールの実施。これは既にやられていることはたくさんあるかと思えますが、あえて申し上げます。

2番、子供通学安全安全マップの作成と全戸への配付。

3番、一軒一灯運動の推進。先般チラシ等で伺っております。

4番、蛍光色ベストまたはジャンパー、腕章、名札等。これは協力者全員への配付をお願いしたいと思えます。

そして5番です。パトロール車に青色回転灯をつける。しかも、これはちょっと正確な台数を確認しておりませんが、千代田ではもっと増車していただきたいと思えます。つきましては、当局のお考えをお尋ねいたします。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 小林議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の町内安全パトロールの実施についてでございますが、昨年11月には広島県、12月には隣の栃木県で下校途中の小学生が殺害されるという痛ましい事件が相次いで発生していることが記憶に新しく、誠に沈痛の思いでございます。

本町では、平成16年7月より、まちづくりサポート事業の一般応募者、交通指導隊、少年補導員、青少年の育成推進員、それと赤岩・上五箇駐在連絡協議会、生活安全推進員及び安全協会東西支部の

各種団体111名のご協力をいただいております、月曜日から金曜日まで児童生徒の下校時に合わせて通学道路を中心に町公用車を利用いたしまして2人一組で巡回をしているところでございます。また、昨年の3月からは、各種団体の防犯パトロールの合間に役場職員によるパトロールも実施しております。

子供たち、地域の安全は、地域で力を合わせて守っていかねばならないと思っておりますし、今後は地域での自主的な防犯パトロール隊等の組織の発足をいただき、より一層の安全安心まちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、2点目のご質問でございますが、子供通学安全マップの作成と全戸への配付についてでございますが、今回の補正予算で作成経費のご承認をいただいたところでございますが、現在青少年育成推進員、少年補導員、PTAの本部役員を中心に各学校にお願いをいたしまして、通学道路等のアンケートをもとに子供たちを守るための子供安全マップを作成中であり、学校の新学期に合わせて児童生徒並びに全戸に配付できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

次に、3点目の一軒一灯運動の推進でございますが、この件につきましては、昨年の1月、11市町村を管轄する東部県民局管内の市町村、教育委員会、あるいは警察署等の各種団体により組織いたします東部県民局管内防犯対策連絡会議におきまして「一軒一灯運動」を推進し、地域を明るくして夜間の犯罪を未然に防ごうということで提唱されたものでございます。

本町では防犯灯を設置しておりますが、全個所に設置することは難しいことから、各家庭にご協力いただき、玄関灯あるいは門灯を点灯して家の周りを明るくすることによって犯罪を起こしにくい環境にする意識が地域の安全安心を守るものと思っております。この運動は東部県民局管内が県下では初めての試みでございますが、後日地域を回って説明会を開催する予定となっております。本町といたしましても、この運動を町内全域に展開できれば、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて引き続き推進が図れるものと考えております。

次に、4点目の蛍光色ベストあるいはジャンパー、腕章、名札を協力者へ配付ということでございますが、現在公用車を利用している防犯パトロールでは蛍光ベストを着用していただき、パトロールをお願いしているところでございます。

蛍光色ベスト等の配付でございますが、今、定例議会の初日に平成17年度の一般会計補正予算で蛍光ベスト400着分のご承認をいただき、発注いたしましたので、関係各団体に配付いたしましてお願いをしていきたいと思っております。

次に、5点目のパトロール車に青色回転灯をつけてはということでございますが、近隣では館林警察署管内の館林、板倉、明和町ではパトロール車専用青色回転灯を設置し、職員によるパトロールを行っている聞いております。

本町でも今後、青色回転灯設置申請を所轄の警察署に提出し、許可になり次第実施してまいりたい

と考えております。ただ、許可になるまでに2カ月ほどの猶予期間が必要だと聞いております。この間に職員全員に安全パトロール実施者講習会を受講いたさせまして、実施証の交付を受け、青色回転灯による防犯パトロールを実施してまいりたいと考えております。

次に、6点目の行政区内の危険個所の確認と除去ということでございますが、通学路における危険個所の確認につきましては、毎年中学校のPTAを中心に通学路の点検を行っておりまして、その点検結果に基づき、役場各課局等で対応をしているところでございますが、行政区内につきましては、道路愛護時において木障切等を実施している行政区もあるようでございますが、交通弱者を守るという観点から、今後とも区長さんとも協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（青木國生君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） どうも丁寧なご答弁ありがとうございました。

私、昨今といいますか、新聞あるいは雑誌、テレビ等、いろいろそういう意味では子供の安全対策といいますか、交通障害等々についていろいろ読ませていただいたり見させていただいております。その中で、ほとんど申し上げたこと、そして町長の今の答弁に入っていることでもあるのですが、子供の放課後を守るということが非常に重要なテーマになっているかと思えます。これはあえて要望として1問目の質問の最後にさせていただきますが、政府は、先月21日に子供を犯罪から守るための関係省庁連絡会議というのを開きました。新聞記事を読み上げるところで恐縮ですが、「厚生労働省は、地域の祖父母世代の世帯がこの時間帯に小学生を預かる生活塾制度の試験実施を表明した」と。

当町においても子ども110番の家あるいはファミリーサポートセンターなど既存の制度がありますが、これからはもっともっとそれを踏み込んだ人生経験豊かな退職者、特に団塊の世代もどんどん退職の年代に入ってきます。子育てを終えたベテラン主婦などの世帯が自宅で小学生を数名程度、放課後から親が帰宅するまで預かる制度を提起、それを生活塾と言っているそうですが、こういったものも考えていただきたく思う次第でございます。

いずれにしても、群馬県教育委員会の方針でもありますが、私が申し上げるまでもなく、地域ぐるみの学校安全体制整備推進ということで、それなりの予算も今年度ついているようです。また、地域コミュニティーがしっかりすれば、防犯だけでなく防災、環境、福祉など、よくなるものと確信している次第でございます。あえてこれは要望にいたしますけれども、ご承知おきいただければよろしいかと思えます。

1問目の質問終わらせていただきます。

○議長（青木國生君） 要望ということで……。

○2番（小林正明君） はい、結構です。

○議長（青木國生君） 以上で小林正明君の1問目の質問を終わります。

続いて、2問目を許可いたします。

2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） 続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。

小学校、中学校の夏季暑さ対策について質問させていただきます。気象庁の長期予報によりますと、本年も全国的に高気温の見込みであると発表されました。ヘルメットをかぶり、長時間登下校する子供たちの体力消耗も大きいものと考え次第でございます。授業に気力集中して学力向上が図れる環境づくりが重要であると考え、次の質問をいたします。質問は二つでございます。

一つ目でございます。教室の暑さ対策の現状とエアコンの設置予定またはそれにかわる代替策。

二つ目でございます。緑のカーテンモデル事業の推進。これは環境教育学習にもなります。先般テレビ等で見た方もいらっしゃるかと思いますが、館林の方でこの緑のカーテンモデル事業、「ご近所の底力」というNHKの番組でやっておりましたが、ぜひこういったものも当町に取り入れて教育の観点からも、あるいはCO₂削減といえますか、地球環境に優しい、そういうことになりますので、ぜひご検討いただければと思います。つきましては、当局のお考えをお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（青木國生君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） ご質問にお答えいたします。

小林議員がご指摘のように、温暖化の影響によって昨今の夏の暑さはまさに異常気象を象徴する暑さとなっています。本町では、この暑さ対策として扇風機を各学校に順次設置しているところですが、扇風機は風を強くすると書類の飛散という問題もあって、扇風機だけ単独で効果を発揮することは難しいというのが実情でございます。また、3校のすべての教室にエアコンを設置することも現状の財政上の問題もあって更に難しいものと思っています。

そこで、議員がご提案の緑のカーテンでございますけれども、これはなかなかよいアイデアではないかと思っております。これであれば本町の学校でも可能であると思っておりますので、学校現場の方でとりあえず検討させ、教育の一環として進める方向で考えてまいりたいと考えております。

ただ、少額とはいえ予算が必要になりますので、そのための予算確保が前提になりますが、並行して学校現場との調整を含めて条件整備を整えてから行動を起こしてまいりたいと思っております。できるだけ早く行動に移してまいりたいと思っております。

本日は、貴重なご意見をありがとうございました。

○議長（青木國生君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） どうもご答弁ありがとうございました。

緑のカーテン事業について少し要望といえますか、私の持っている情報をお話しさせていただきます。

これは館林の例でございますが、全市で公共施設の部、それから市民の部ということでやられております。ちなみに、市役所も当然その中に入っております。それから学校、そして館林の場合は養護学校もございますので、こちらも入っております。私ども千代田町に置きかえた場合ですが、小学校、中学校、それから町民プラザ、体育館、保健センター、これは直接町の施設ではありませんが、例えば商工会等、人の集まる場所、なおかつ目につくところと申しますか、そういったところでこういった緑のカーテン事業が必要かなと思っております。

ちなみに、小学校等ではニガウリでネットにはわせた緑のカーテンをやっている例が多いですね。それから、アサガオとかユウガオ、そしてフウセンカズラ、こういったものでやっております。それは情報です。

一つ質問ですが、緑のカーテンコンテストの実施をぜひやったらいいかと思っております。これは特に小学校、中学校等では観察記録と申しますか、夏休みの宿題等、我々もはるか昔に記憶があるわけですが、観察することによって非常に環境教育にもつながると思っております。また、自分たちが育成して、その恩恵をこうむる。ニガウリができればニガウリ料理ができるわけですから、そういったことで一生懸命頑張れる。何がしかの賞も差し上げることによって、余計一生懸命やるようなところがあるかと思っております。別に商品でつると申すということもおかしな話ですけれども、ぜひそういったこともやっていただければと思っております。そこのところご回答いただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（青木國生君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） 教育委員会としては、とりあえず学校現場の小中学校の3校の中に緑のカーテンを設置をして効果を見たいというふうに考えています。とりあえず今のところコンテストまでは考えていませんけれども、とりあえず実施をして経過を見たいと思っています。

○議長（青木國生君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） 先ほど館林のモデル例でお話ししましたが、数が、緑のカーテン事業をやったところは、市役所、市内小、中、養護学校で全18カ所、モデル的にやったそうでございます。地球温暖化防止とヒートアイランド現象の緩和につながるということでやったようです。ちなみに、資料を渡したとおりですが、18カ所で25万4,417円ということで、費用としては絶対額としては多い少ないは考え方がありますが、そんなに大きいお金ではないと思っておりますので、ぜひとも前向きにご検討いただいて推進いただければと思っております。これは要望でございます。

どうもありがとうございました。

○議長（青木國生君） 以上で2番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、9番、大谷直之君の登壇を許可いたします。

9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 通告に基づきまして、特養設置の問題点につきまして、議長の許可を得ましたので、町長質問いたします。

初期の計画審査の問題点が余りにもずさんなため、優良農地の予定地の問題、農振除外の問題、建設計画の問題、資金計画の問題等、やっと工事が進んだところであります。特養設置に対し情報公開せず、ほとんどまともな答弁が返ってきません。そのようなわけで、今回6回目となります。それもこれも秘密裏で進めてきたことに大きな問題があると言わざるを得ません。

平成16年10月22日、2回目の計画審査のときに飯塚生氏の概要書の資金計画の項で千代田町からの補助金が億単位で記されていたはずですが、そのとき町長は計画審査員をしていたわけです。町長しか知り得ない立場にいたわけです。了解して点数をつけていたことは、この補助金を認めていたこととなります。これをインサイダー取引と言います。町長しか知り得ない立場を利用し、飯塚生氏に応援をしたということである、そのようにとらえております。

町長は、調査特別委員会の席で「私は3億円も1億5,000万円も1億円も金額に対して覚えはありません」と答弁しております。これは全くおかしい話ではありませんか。町からの補助金1億5,000万円を認めていたなら、なぜ情報開示をしなかったのか。平成16年の8月からの経過を今まで議会で何度も一般質問で取り上げてきましたが、ほとんど明らかにしていただけませんでした。町民の皆様は、私たちや川島議員が議会や機関紙等で明らかにしなかったらどのような施設ができるのか、そのことさえも知らなかったわけです。

私は、町長がおもしろくない人だから意見を言っているのではありません。何度も申し上げますが、今回の新型特養はオールユニット型個室であるため、千代田町の実情にそぐわないと判断したためであり、財政難の中、どうして億単位の補助金まで出して一個人の飯塚生氏の応援をしなければならないのか、千代田町の住民の皆様にとって不利益が生じると思うからです。

今回の新型特養、オールユニット型個室は、日本全国で施設側は70%の赤字と読売新聞にも大きく取り上げられたことは町長もご存じのはずです。部屋代、食事代、土地代等を含めて、通常ですと13万から15万支払うようになると言われております。入居者がいっぱいにならないためと聞いております。

改正介護保険のよいところは取り上げ、地域密着型のサービスを取り入れた方がどのくらい千代田町の実情に沿った形で町民の皆様には喜ばれるか、町長のあさはかな行動に対し意見を述べているのです。これを踏まえて質問いたします。

介護保険制度は、介護保険によるサービスのシステムを住民本位でつくり上げていかなければならないとされております。全国の各市町村が地域に密着したより質の高いサービスを提供していくことが強く求められております。わかりやすく申し上げますと、施設申請者は地域住民の意見を尊重し、地域に合った施設を提供し、適切な運営をしなければならないわけです。サービスの質の質的向上のために事業者の情報開示の徹底を町の方でしなければならないのに、財政難の中、億単位の補助金を出すという申請者を選び、情報開示をしなかったのはどういうことなのでしょうか。町長、答弁をお

願いをいたします。

2番目、資金計画が初期の計画と変わったのはなぜなのか。建設計画も初期の計画と変わったのはなぜですか。

3番目、町長は新型特養に随分のっこんでおられるようですが、私は千代田町の実情にそぐわないと思います。町長のお考えを。

4番目、申請者のホテルコスト、1カ月1万5,000円の提案は、弱者に思いやりのあるすばらしい考えと計画審査員全員が満点の5点をつけ、他の申請者はすべて1点だけだったわけです。町長も、また間仲社会福祉協議会長もこの点をどのように判断して満点をつけたのか。今でも正しい判断だと思っておりますか。

このときの飯塚生氏が1万5,000円のホテルコストをつけたために、この方は5点満点をいただいて大変な点数を取ったということで2番目にいい成績で入ったわけです。それなので県の方に行って、私がそのことをいろいろやりとりの中で、1万5,000円とつけて改正介護保険になったからそれに合わせて上げるのだということは、県の福祉課長の方と話したのですけれども、おかしいじゃないですかと。これは約束は守らないわけにはいかないでしょうと。そのためにこの人は選ばれているのですから。

後になってからと言われても、私はおとしの12月の一般質問において町長にホテルコストのお金の問題は どうしてこういうふうになるのかということをしつこくずっと今まで質問してまいりましたが、一回も答弁いただいておりません。これは建設費にかかわる案分の、個室ユニット型50床がどのくらいのお金を必要とするかによって1カ月の部屋代というのですか、それを算定するので、1万5,000円でやれるわけではないというのが通常の話だったのです、このときから。後になって改正になったから値上げをせざるを得ないなんていうことになる、これはうそをついていい点数を取ったとしか言わざるを得ないのです。この点、町長、6回目ですので、答弁をよろしく願いをいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 大谷議員の質問にお答えいたします。

6回目だそうです、6回目も10回目でも、私は一貫として当初から答弁は変わっておりません。あくまでも申請者は館林の法人ですから、町が施行するわけではございません。

何点か質問がありますので、それに対して答えたいと思います。

まず、1点目の町及び申請者はなぜ情報開示を行わなかったのかという質問です。これは本町内に建設を予定しました申請人が特養設置の候補者として決定されたのが平成16年11月でありましたので、町といたしましては早急に議会の皆さんにお知らせすべく、翌12月6日に開催されました議会全員協議会においてこの趣旨をお話し申し上げましたので、建設されることにつきましては情報を開

示したと認識をしております。

また、申請者におきましては、候補者として決定されたことを受け、平成17年1月と9月の2回、建設に当たっての説明会を開催したと聞いております。

2点目の建設計画が初期の計画と変わったのはなぜかというご質問ですが、これは国県の補助金が申請時予定した額より減額となったために計画を変更したのではないかと認識をしております。

3点目のユニット型は千代田町の実情にふさわしいのかというご指摘でございますが、これまでの集団処遇型のケアから個人の自立を尊重したケアへの転換を図ることを目的に、国の特別養護老人ホームの整備指針がユニット型に変更されたので、この点に関しましては町の方がどうのこの言える問題でもございません。

最後のホテルコストが適正と思うかというご質問ですが、ホテルコストにつきましては、県が候補者として最終決定する際に十分なる検討を行い、決定されたと理解しておりますので、これで運営ができるのであれば保険者としては歓迎すべきものであると、このように思っております。

以上申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 町長の答弁は本当に上っ面の答弁しかしておりません。情報開示をなぜしなかったかというのは、一般の申請者で個人のことだからというふうなニュアンスがありますけれども、介護保険制度というのは町が保険者なのです。何回も言っているでしょう。町が保険者ということは町長が責任者ということですよ。介護保険の中にも町の方は適切な運営ができるように申請者に対して指導しなくてはならないということがうたわれているはずですよ。関係ないなんていうことはないのです。

それから、情報開示をずっとやれなかったというのは、町長は認識が甘いのです。昨年1月に確かに飯塚生さんはプラザの小ホールでやったけれども、その中で何回も言ったでしょうに、今まで。自分に賛成してくれた人だけを選んでやったと。二十数名やって、たったの20分もたたないで解散したのですよ。ちゃんと聞いているのですから。それも何か知らないけれども、町長の後援しているような、そういう人ばかりが集まったのではないかといううわさの中で。地元の農業委員さんも呼んでいないということも私は聞いて、そのことは町長に追及したでしょうに、何で情報を開示できないのですか。適切な運営ができるように指導しなくてはならないのにしていないのを、私は何度も何度も町長にお願いしたでしょうに。

それから、9月にやったのは、区長さんがこんなことではしようがないというので、みんなのところに集まってもらえるように指示を出したわけですよ。それでできたのです。私は県に何回も行っているのです、「町長にそういう指導をしなくてはだめでしょうに」と言って。「そんなわけではない。ちゃんとやってるわけだ」なんて。ちぐはぐで、町は町でいいようなことを言っていて、県は県でいいようなことを言っているのかなんて疑いたくなるような感じだったのですから。ちゃんとした適切な指

導をするのが町長の役目だということを全然感じていないですね。どういうことなのか、これは。

町長はいろいろな面で情報開示は大事だの何だのと言っていますけれども、おととしの12月のときに言った。いろいろ説明がありましたよ。だけれども、議員には説明したって地元の人なんかには説明がないというのは、町長が注意して指導しなくてはならない立場でしょうに。物すごい優良農地が初めの予定の倍も、1万三千何平方メートルもあれになったのですよ。そこに利用されるようになったのですよ。そのいきさつはもう何回もやっているから時間とってしまうから言いませんけれども、物すごい疑惑の中で動いたということだけは申し上げておきます。どうしてこのように一個人の飯塚さんが、たった3,000万しかない人が県に内示を受けたかということは、それなりのバックアップがなかったらなれないというのは、前話したでしょう、子供でもわかることですよ。そんなことで私が納得できる答弁だと思っているのですか。

それから、資金計画が変わったというのは、初めから予想されるような事態だったのです。私なんかはそういうわさは聞いていましたから、国の方、県の方も特養の施設に対しては補助金は減るだろうということは。

それから、ユニット型というのは、町長は読売新聞見てなかったのですか。平成18年1月22日、「新型特養経営難」とこんなに大きく取り上げられて、私が去年の1月3日の日に書いたようなことが載っているのです。私は去年の1月3日の日にこういう文章を書いたというのは、普通の人だったら勉強していればすぐわかることなのです、こういうことは。あっちこち私は出て歩いて、容易ではない思いして、医者との関係だのいろいろなところへ行って何回も何回も調査して、この新型特養というのは本当に利益が出ないと。部屋代を5万円もらっても年間で3,000万円ぐらいの赤字が出てしまうのですよと。だからお医者さんなんかやっていて、そういう中で繰り出してもらえるからできるけれども、一般の人はとても難しいところだと。また違法なやり方をやるわけにはいきませんから、サービスを悪くしてやったような、二重帳簿なんかつけるようなわけにはいきません。包括支援センターというのができて、今度はそういうことを公正にできるように、これはいい考えですよ。施設側の自由ではなくて施設側と申請側ですか、それから町の方の関係者と医者との関係者とみんな入って、そういう中で公正、公平にできるようにやるのですから、この点は私は国の方の、だからよかったと思っていますけれども、こういう中で不透明な中で出てきたからこそこんなに長く延びたのではないのですか。

それから、申請者のホテルコストの1万5,000円の問題は、町長がみずから計画審査員をやっている点数、この人は立派な人だということでつけたと。それは全部私は内部告発のあれを見て調査して、いろいろの裏をとったのだから、その話はもう知っているのです。県の方のあれで館林で計画審査やって、5人の審査員でやったわけでけれども、これがうまくいかなかった場合は、私は適切にやれないのではないかと心配しているからこそ、ここで何回も大騒ぎしているのです。

町長はそういう考えは全くなくて、個人だからということで、「理事が変わればいいんだんべ」な

んて前言ったけれども、今でもそういう考えなのですか。自分がやっていることが正しくないなと思ったときは、誤っていると思ったときははばかることなかれというような、そういうことわざさえもあるのですから、これは本当に議員の皆さんが賛成している方が多いからそれに乗っかっているようですけれども、後になって町民の皆さんは安いお金で入れないと。入れなかったらどこからでも入れられるのですから、これは。そうしたらば住所を移せば第1号被保険者の保険料がどんどん、どんどん高くなるのではないかという心配をしている人が多いですし、私も心配しているのですよね。法改正があればどうなるかわかりませんが、利用度が増せば増すほど多くなるのですから。

それから、改正介護になったときにこういうことが予想されると前話しましたけれども、そういう中でわざわざユニット型を町長は後押ししたのですよね。平成16年のときはそういう話が出ていたのですから。12月には新聞なんかにもでっかく取り上げられていたのですから。町長はその中のトップの人なのですからもう少し……。私が言っていることは町民の意見を集約して言っているつもりなのです。ちゃんと教えてください。

2回目の質問といたします。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 何か勘違いしているようでございますが、あくまでもこれは申請者が千代田町の瀬戸井の方へ設置するという希望を出して、それで県の高齢福祉課でオーケーになったのです。許可になったのです。それに対して町長は云々と言われても、町の方でやる仕事は申請のあった土地の用途変更、これを国の方へ出してどうですかと。それと最終的には千代田町で何人ぐらいの雇用が生まれて、その施設ができることによって生まれて、そしてどれぐらいの人がお世話になると、入所すると、そういういろんな面を考えて、近隣の市町村ではどれぐらいの補助金を出しているかとか、そういういろいろなことを考えて議会と相談して対応していきたいなど、その2点だけです。

あとは、何か責任があるみたいですが、許可する、入所関係におかれましてはちゃんとした審査員がいてやるわけですから、町の方が設置してやる場合は、それは責任があると思うのです。その辺が何かなぜ反対しているのかさっぱりわからないので、千代田町にあんなすごい施設をつくってくれる自体が私は歓迎するべきであると。当初から決定した場合にはできるだけの支援をしていきたいと、そんなことを言ってまいりました。今でも変わっておりません。

以上です。

[「ホテルコストの問題はちゃんと答えてないでしょう」と言う

人あり]

○町長（襟川幸雄君） ホテルコストは、私は直接聞いておりませんが、当初は昔型のああいいう方法で出したらしいけれども、国の指針が変更になって自立に向かっている人だとか、施設が変わったらしいのです。それで個室になったということです。それは私より福祉課長の方がよく知ってい

ると思いますので、答弁させます。

○議長（青木國生君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） まず、ユニット型の件でございしますが、これは国の方の特老建設の指針が変わりまして、地域密着型でありましてもユニット型でございします。ですから、従来の多床室型をつくりたくても補助金は出ません。そこはご理解をいただきたいと思います。これは町の方で地域密着型の指定ができますが、多床室で建設した場合、丸々町の補助となります。国からの交付金は一切来ません。

それから、ホテルコスト1万5,000円の関係でございしますが、審査段階の書類上1万5,000となっております。計算上は2万9,000円ぐらいだったと思うのですが、それが1万5,000ということで申請者は設定したようではありますが、県の方の考えも変わりまして、国県の交付金が大変減ってきたということで、プラス4万5,000円ぐらいは認められるような話もちよっと聞いております。最終的にどのくらいになるかは今後の建設費等の推移によって変わってくると思いますが、お答えにかえさせていただきます。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 最後の質問になります。

ユニット型というのはどういうシステムだということは初めからわかっているわけなのです、計画審査しているのですから。それから、町長は補助金を出すということをやって計画審査で点数をつけていったのだから、その中で町長は補助金を、私のところは議会に諮っていないし、公募もしていなかったり予算もとっていない、そういう中でこれはちょっとまずいから議会へ諮ってからにしてくれとかと、そういうふうに普通なら思うわけなのです。ということは、それを計画審査の中でやっていて1億5,000万を、この人に1億5,000万お金は3,000万円しかないけれども、私どもで出せますよということをも認めたわけですから、町から補助金が出るとなるとは余計情報開示しなくてはならないのは当然でしょう。ここで通る話なら済むかもしれないけれども、一般の世間に言ったらこんな話は通りませんよ。

それから、情報開示を地域でやるのにどういうことかというのは、町長、同意もとっていないというのは本当でしょう、私が言ったのは、地域の方の、いろんな地域の地権者だの、それから農業委員の人だの民生委員の人だのいろんな方に、区長さんだのみんな、「これこれこういう施設をつくりたいんだけど、どうでしょうか」という中で、要望も同意書の中にみんなどこでもこういう施設をつくるならこういうふうにしていただけませんかとか、それをやったら同意しますとかと、そういう書類を整えて初めて計画審査になるのですよ。そういうことをやっていないところが何でとってしまうのかと。私は全部知っているのですよ、その計画審査の成り行きのお話を。それが一番の問題点だったのです。その人が1万5,000円というホテルコストをやったために、この人は立派な人だと特にいい点数をつけて、どういうわけだか3万と出した人なんかはみんな1点だったと。だから何点つけたかと

いうのがみんなわかってしまったわけですね。そういう中で本当の話を隠しておいて千代田町にできるのはいいことだ。ただつくるわけではないでしょうに。町の農振替も大変な骨折りをやって、補助金も出すということになると、私にどんどん言われてきたから、ニューウエーブを川島議員に言われてきたから提出したのではないんじゃないのかと疑われるようなことがありますよね。

大体町長は、私が3億円と言ったということで議員と、これで大谷議員をおとなしくさせられる、盛り上がってきたというのを、トイレの中に入ってた人がほかの人に言って、ほかの人が見に行ったら町長はわかる。だけれども、議員はだれだかわからないけれども、四、五人いたように思います。町長がつくるように、大谷議員のそれで発言やっちゃうべえじゃないかと。そういう策をやったのではないかと疑われるようなことがあるのです。

それが証拠に、町長は調査特別委員会の席では「1億5,000万も3億も言ったことはないんだ。100条委員会をつくって調査してくれ」と言った。おれはあれからかんかんなのですよ、町長。町長は100条委員会というのは何のためにあるのか、町長でご存じないのですか。100条委員会というのは執行部の疑惑だの疑いを調査するあれで、議員を調査する調査委員会ではないですよ。さすがに議員の人もそれには難色を示したという話は聞いていますけれども。そんなことをやって自分の保身を図ろうとしたことが見え見えではないですか。私は、そういう政治姿勢こそこの町がよくなる原因だと思っています。本当に町民の一人一人の幸せを考えるのだったら、1億5,000万でも幾らでも載っていたのをちゃんと説明して、本当にこれをやっていいのかどうか協議して、それが情報開示ではありませんか。町長は情報開示は行政改革の一番大事なことだということは載っているのですよ、後からまたやりますけれども。

そういう無秩序なやり方で、私はあれだと、県の方がやったのだとか、ホテルコストの1万5,000円なんていうのは初めからできないというあれがあったというのは、多くの特養のそういう施設者の人に聞いていますよ。それがまかり通って、後になって改正されたからそれがそのような話ししているけれども、とんでもないわけで、これは詐欺に当たりますよ、こんなことがまかり通ったら。約束したことをやらないで、後になってから、これは県でも認めていると。私が行ったときは、私一人ではない。ニューウエーブの人と4人でやっているのですから、県の方は……

○議長（青木國生君） 大谷議員に注意します。言葉には十分に注意してください。

○9番（大谷直之君） はい、丁寧にやります。

そういう中でやったのですから、ちゃんと聞いているのですから、そんな簡単に、では今度は変わったのだから4万5,000円ぐらいアップしてもいいのではないかと、こういう考えで簡単に答えるというのは全然承知できませんよ。町長は本当に情報開示をしていないのですよ。同意書もとっていないのですよ。農業委員の人も呼んでないですよ。どうしてそういうことがちゃんとできないのか。県の方はそういうことを言っているわけだと言ったから、言っていないからと言ったら、区長さんが県の方に報告したので、やっと初めて県の方がわかったのです。私がもんでいるみたいに見ていたみ

たいなのですよ。そのとき県へ行っている。町長、私の質問にもう一度教えてください、最後の質問ですから。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 情報開示というのは、それは私がやるべきものでは……。申請者が地権者あるいは近隣に接しているところ、あとは地元の区長さんとか農業委員さんとか、そういう人たちに対して情報開示しているようで、そういうことです。私が集めて「ここへ特老ができるんだけど」云々と、そういう話はないのです。あくまでも申請者が、地元の協力があって、ここへ土地がただでもらえると、ここに特老をつくりたいということで進めてきた話ですから。邑楽郡で本年度は1カ所ということで、どこへできたって関係ないのです。たまたまそれが一致して5人の申請者が千代田が一番いいということで決まったのですから、それに対して県に行ったり福祉事務所に行って「何でこんなのが千代田へできたんだ」なんて言う自体が私はちょっと信じられない。歓迎すべきことではないかと思う。これから高齢化社会に向かって待っている人が入るまでには死んでしまっはしようがない、そういうふうに心配している人がいっぱいいるわけですから、町の方は若干金がかかってもそういう施設を千代田でつくってくれると。これは全面的な協力をして進めていかなければならないと、そんなふうに思っております。特に千代田町の平成18年度の予算を見てもわかるとおり、少子高齢化問題を中心に千代田町は取り組んでおりますので、その辺もご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（青木國生君） 以上で9番、大谷直之君の1問目を終わります。

ここで、9番、大谷君に議長の責任としてちょっと確認させていただきたいと思ひますが、大谷議員さんは一連の特養問題の中で採点表のようなものでしょうか、評価委員、あるいは検査委員会の中での評価の点数表のようなものをお持ちですね。

○9番（大谷直之君） はい、持っています。

○議長（青木國生君） それはどちらから入手したのですかということ、あるいは確実なものかということをお聞ひしたいと思ひます。

○9番（大谷直之君） 本当は言う必要がないと思ひますけれども……

○議長（青木國生君） 確実なものですか。

○9番（大谷直之君） 届けられたのです。だれが持ってきたかわかりません。

○議長（青木國生君） はい、わかりました。

○9番（大谷直之君） 僕は自分で調査して、3カ月ぐらい徹底的に動いて、そのとおりだという確認は……

○議長（青木國生君） はい、結構でございます。

それでは、続きまして、9番、大谷直之君の2問目を許可いたします。

9番、大谷直之君。

[9番(大谷直之君)登壇]

○9番(大谷直之君) 通告に基づきまして、議長の許可をいただきましたので、本町における行財政改革につきまして町長に質問いたします。

千代田町では、財政難のために、昨年、千代田町財政危機突破計画を立ち上げ、昨年10月には千代田町財政危機突破計画数値目標検討結果を委員会にて報告いただきました。千代田町では、インターネットにもこの件は載せてあったので、他町の議員や一般の人からも「財政難になったのだから税金を上げる、介護保険、国民健康保険を上げる、水道料を上げる、幼稚園使用料を上げる、保育料も上げる、補助金はカットする、役場職員の給料や正職員の削減、臨時職員の削減、職員手当の見直し等で乗り切ろうとしている。それならだれだって町長になれる。議員で意見を言う人はいないのかい。住民はみんな了解してるのかい」と言われました。昨年から政治に関心の深い地元の住民から「参考になるから福島県の矢祭町に行政研修に行けばよい勉強になるのでは」と勧められました。私もテレビや新聞等で注目していたので、議員の皆様にお願ひし、今年の1月17日、研修に行ってきたわけです。矢祭町の行政改革が……

[「そうではないよ」と言う人あり]

○9番(大谷直之君) 今年の1月17日ではなかったっけ。

[「そうじゃないよ。我々が言ってたんだよ」と言う人あり]

○9番(大谷直之君) 何が。

[「行こう行こうと我々が言ってたんだよ」と言う人あり]

○議長(青木國生君) 発言を禁止します。

○9番(大谷直之君) それは違います。私は前から言っていました。

○議長(青木國生君) 大谷議員、この件につきましては、後ほど議会運営委員会の方に諮りたいと思いますので、質問をしてください。

○9番(大谷直之君) 今年の1月、研修に行ってきたわけです。議員の皆様にはお願ひしました。矢祭町の行政改革はすべて千代田町に当てはまるとは思いませんが、参考になることがたくさんありました。それを比較して質問させていただきます。

矢祭町の根本町長は「行財政改革の基本は、地域住民のために何ができるのか。首長は行政の経営責任をとらなければならない。行政改革は住民の暮らしを守るためにこそある。住民の立場に立って考えなければいけない。当然なすべきことをしているだけ。ここに研修に来られた皆様の町は、私ども町よりすべての町が財政力があり、恵まれた町です。なぜやってくるのかい」というお話をされました。このとき研修に来ていたのは13団体、約150名近くぐらいいたのかなと思います。私たちが参加した2日前は町外から1,000人参加、矢祭町自治体フォーラム、町民ボランティア300名参加、日本全国まで知れ渡った矢祭町です。このような矢祭町の行政改革がいかによいのか、皆様の関心をい

ただいているわけでごさいます。いろいろなことがあります、時間がなくなるので、この矢祭町のところはこの辺にしておいて比較させていただきます。

千代田町の基本方針は、財政難になったのだから高負担か低サービスのどちらかか、あるいは両方を併用させていく方法しかない、この考えは本当に町長、正しいのでしょうか。矢祭町の行政改革の基本方針は、地域住民のために何ができるのか、首長は行政の経営責任をとらなければならない、行財政改革は住民の暮らしを守るためにこそある、住民の立場に立って考えなければならない、このようにあくまでも住民の幸せを第一に考える強い意思を感じ取りました。これこそが地方自治法の理念と私も思います。財政難だから税金を上げます、国民健康保険を上げます、水道料、保育園の負担金、幼稚園の使用料、介護保険を上げます、これでは町長、町民の理解が得られないと私は思います。

矢祭町では、前期目標、子育て、教育、福祉、工場の誘致、安定した財源、雇用の確保、人口増のため、また住宅団地造成をして、これが売れています。2,000人雇用を目指すとしております。千代田町でも、町長、優良企業の誘致の考えはごさいますか。

支出面では、役場職員の給料の見直し、手当等、ラスパイレス指数が群馬県でも下から4番目に下がり、千代田町の職員は他町村に比べて少ない給料で我慢を強いられております。今年はずっと安くなってしまうのかなと思います。町の財政力指数は平成17年度は0.76もあり、群馬県でも上位にランクされております。私の考えでは、機構改革を進め、グループ制の導入を提案します。役場職員、臨時職員を削減することで、職員の給料は下げないで済むと思います。当然職員の質の向上を図るべきであります。職員の意見をよく聞き、よい方法を取り入れてください。町長、グループ制の導入の考えは。2問目の質問といたします。

矢祭町では、物件費は町から出していた各種補助金や負担金を見直すことで削減して、浮いた税金で国保料や保育料、水道料金、介護保険等、住民負担を少しでも低く抑えるよう、公共料金が安いということは住民が安心して暮らせるまちづくりの第一歩とし、町財政が苦しくともこれらの値上げはしない方針です。介護保険料は、年金受給者が少ない年金から保険料を天引きされてしまう制度から来る制約もあり、値上げせざるを得ないのですが、できるだけ住民負担を軽くしようと1,940円に抑えた。これと同じようにというわけにはいかないと思いますが、このような考え、町長ごさいますか。町長のお考えをお聞かせください。

矢祭町では、各種の補助金、団体の補助金のカット、見直しをしているようですが、福祉や教育の補助金のカットは、ちょっと本を読んだのですけれども、出てこないですから、そのようにしているのかなと思います。平成17年度より国を挙げて子育て支援や少子化対策を進めているとき、出生祝金を廃止する例は余り聞いたことがありません。町長の現在の考えをお聞かせください。

第四次総合計画の見直し、東部住宅団地造成の問題、未造成地の一部の用途変更を視野に複合商業施設の誘致、これはいろいろ説明を受けましたけれども、町長、東部住宅団地、私は平成11年の12月議会で大反対して上毛新聞に大きく載ったのをご存じですよね。これは、周りの区画整理事業の進捗

状況を見ないうちに売れるか売れないかわからない、景気が悪くて売れないだろうと言われている中をあえて町長はこれを提案したわけであります。私はそれで大反対したのですけれども、今町長のいろいろの説明の中で随分売れているような、これからも売れるような話であります、私が1期工事で70%以上売れない場合は住宅団地造成計画というのは、そこは住宅地は売れないだろうという定説があるということは何回も言っていますが、それからすると3年がかりでまだ3分の1ぐらいなのですよね、売れているといっても。とてもおぼつかない話であります。用途変更を早くから私は言っていて、川島議員が言っていないで私が言っていたのを勘違いしたと思うのですけれども、用途変更して塩漬けになるようだったら、早くどこかそういうことが可能だったら、地目変更して売ったお金でいろいろな財政難の中で手当てすればいろんな面でいいのではないかとということで提案してきたわけです。

それから、既存概念を転換する職員の改革意識ということが出てまいりますよね。これは日本の国を指してでしょうけれども、「一部の職員であるものの、公務員としての本質を疑わせる行動や事件が多く発生している。町民の信頼をより確実なものとするため職員の意識改革を推進、基本となるのは事務事業を進める上で民間企業と同レベルの意識を持つ、むだをなくして効率、かつ適切な住民サービスができるよう、これが最優先の課題だ」と。町長、この中で職員の意識改革、何が大事か。

矢祭町は、職員の意識改革を行政改革の決め手としております。意識改革というのは町長、どこから生まれると思いますか。少なくとも自分の提案していることを役場職員が違う意見を言えば、例えば金もうけなんかするようなことはうまくないよなんていうことを言えば、等級を上げられないで隅っこへ回されてしまうということ、現実に前の平成15年度でさんざんやったでしょう。そういうことが果たして規範意識が育つと思いますか。公共事業をするたび、町長の会社から2次製品がどんどん行く仕組みをつくり上げてしまっ、そういう中で公共事業がやられてきてしまった。だから財政難になった。これは町の人みんな言っていますよ、もう。そういうことの規範意識というのが、自分から、みずから汗をかいて住民の幸せのために一生懸命やろうという意識が存在しない限り、職員の規範意識なんか育つわけではないのです。立派なことをここに書いてあるのは歯が浮くようなことですよ、本当に。人の上に立って指導するのは最高の責任者は町長、手本となるようなことをやってください。これから町長がどういう考えでいるかちゃんと教えてください。

それから、住民への行政の説明責任、町長はこれをさっき言っていましたけれども、住民に町長が説明するのではない。そのとおりですよ。申請者に対してちゃんと説明をしてくださいと。聞いた話だからと済ましてしまったのでしょうか、町長は。

○議長（青木國生君） 大谷議員、一般質問は続けてください。個人的に町長に答えを求めないように。一般質問を続けてください。

○9番（大谷直之君） 町長に答えを求めるのは当然でしょうに。

○議長（青木國生君） 個人的に今求めたから。

○9番（大谷直之君） はい、わかりました。

そういうことで情報開示をやるということは議員にも言うし、地域の申請者に対して町からの補助金が予定されているのだったら、ちゃんとした説明責任をやっていただきたいと。同意書も出なくて平気でいられるなんて本当におかしな話ですよ。こういうことで適切にやってきたのだと。そんなことが通る話ではないのです。

それから、都市計画の税導入も、私は説明責任がなっていないと思います。どうしても税金を上げなくてはならないというときは、それなりに町執行部が汗をかいて一生懸命やって、1年ぐらい様子を見て、そういう中で町民の皆さんに理解を仰ぐ、議会でも理解を仰ぐ方向でやればいいものを、説明会のときに、前は15人ぐらい来たけれども、よそなんか1人とか2人とか4人とか、そんな程度なのですよね。これで説明会が済んだというのです。それで11月の後半に説明会が終わって12月で都市計画税導入で1月1日からというのでしょうか。こういうことが議員の賛成があるからできたわけですが、何かおかしな町だなと思わざるを得ません。税金が絡む話ですから、よく説明するのが必要ですよ。こういうことこそ説明責任を町長お願いいたします。

議会並びに農業委員会の改善、これは議会でやることですから直接ではないので、農業委員会の方は町長の方が頼むようなことだと思いますが、この件、幾つもありますけれども、わかりやすく適切な答弁をお願いいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、大谷議員のおっしゃることは、千代田町における行財政改革について、福島県の矢祭町の行政改革は非常にすばらしいからぜひ見倣ったらというふうに聞こえます。取り入れたらどうかというふうにも聞こえてきます。しかし、千代田町は財政難で行政改革をやっているのではないです、財政難、財政難で何回も言っていますけれども。自立でこれから進んでいく意味で、町民に余り負担のかからないようにして当分の間は進めるにはどうしたらいいかということです。

私が町長になって2期目だったと思いますが、平成8年から近隣の自治体にも負けられないように積極的な行財政改革を行ってまいりました。去る2月27日の議会全員協議会におきまして、千代田町の今までの行財政改革について、他の市町村に負けなくらい、いや見本となるような改革を行ってきました。このことをご説明申し上げたわけですが、なかなかご理解いただけないわけですが、私といたしましては非常に残念でならないと思っております。

千代田町といたしまして今まで数々の行財政改革を行ってまいりましたが、細かく住民の皆様にご説明してこなかった、あるいは他の市町村と比較してこなかったということは問題はございます。しかし、古来より日本人の生き方あるいは文化といたしまして、露骨に物のよしあしを表現しないこと

が美德とされたわけでありまして、特に人と接するときは、立派なものとかおいしいもの、そういうことを「つまらないものですが」などと謙遜することが美德とされてきたわけでございます。これは聖徳太子の「和をもってとうとしとなす」以来、脈々と受け継がれてきたと考えております。

よって、千代田町が隣接と比べてどのようなところがまさっているか、あるいは千代田町の行財政改革がどれだけ進んでいるか、比較をすることが競争することとなり、やがて否定することとなった場合、近隣の自治体との関係が悪くなることは好ましいことではないという考え方から、余り具体的に町の努力してきたことを自慢しなかったということでございます。

しかし、欧米の考え方が一般的となった今日のような時代を迎えたことで、行政として説明すべきときはきちんと説明することも大切であるという考えに基づきまして、これから説明をさせていただきたいと思っております。

合併しない町として福島県の矢祭町は日本全国の注目を集めた。その後、行財政改革を積極的に推進して、今では日本全国から多くの自治体が行政視察に行く聞いております。確かにいろいろなアイデアをめぐらして自主自立のまちづくりを展開していることはすばらしいと最大限の尊敬を表すものでございます。

しかし、冒頭にもご説明申し上げましたとおり、千代田町でもいろいろな努力を実行してきたわけでございます。本町の行財政改革が本格的に行われましたのは平成8年度からでございます。以来4年間ごとに計画を策定いたしまして、できる限りの改革を行ってまいりました。そして、財政改革をメインとして、緊急的かつ具体的な対応をしましたのが、昨年2月に皆様にお示しいたしました財政危機突破計画であります。

それでは、ここで平成8年度からの町の行財政改革と財政危機突破計画をミックスしたものと矢祭町が行った行財政改革と比較検討してみたいと思っております。

矢祭町では、議員報酬、特別職の給与、農業委員報酬の人件費改革で年間4,444万5,000円の経費節減を実施しておりますが、本町にとっては非常勤の役職員の報酬5%カット、平成8年度から行った職員の特殊勤務手当の廃止など、そして今回の大幅な職員の削減、更には平成20年には議員の定数が14名となることまでを考慮いたしますと年間で9,366万5,000円、実に矢祭町の2倍以上の人件費を削減することができるわけです。

物件費につきましては、矢祭町は1億5,000万円からの節減をしたようでございますが、本町では3,400万円程度であります。しかし、矢祭町では嘱託職員を大幅に削減し、約8,000万円、業務の民間委託により約7,000万円、計1億5,000万円もの削減を行っているようではありますが、その根拠がわからないわけでありまして。確かに民間委託は検討すべきではあります。民間委託したからすぐに経費の節減が図れるということであれば、どこの自治体でも民間委託するわけでありまして、この点に関しては、ちょっと理解に苦しむわけでありまして。

その他の補助金関係では、矢祭町295万円の節減ですが、本町では1,137万6,000円の節減をしてお

ります。

最後に、本町では、ハード事業優先からソフト事業優先に切りかえた効果として、平成16年度決算と平成17年度予算の比較で2億8,747万9,000円もの節減が図られております。

これらの結果から、矢祭町の実績では年間1億9,957万円の節減効果額が発生しておりますが、当千代田町においては、何と4億2,660万3,000円もの経費削減を図っていることがご理解いただけたかと思えます。

私も詳しいことは調べておりませんが、議員の皆さんが昼飯を自己負担とされていること、きっとこれは県内、いや全国でも珍しいことであろうと思っております。役職員や職員の旅費の日当を廃止したのも、郡内あるいは近隣でも千代田町が最初だったと思っております。私はこういったことに誇りと自信を強く感じるわけでございます。

今後も近隣の自治体をリードするとともに、なお一層の行財政改革に努めてまいりたいと思っておりますので、大谷議員におかれましても、ぜひ本町の取り組みについてご理解いただきまして、ご協力いただくようお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 2回目の質問をさせていただきます。

経費節減をする、そういう中でいろんな面で千代田町は大変な節減をしている。これはわかります。矢祭町では人数を減らす、臨時職員を減らすとか、そういう中でカットしていつているのです。千代田町はそうではなくて、極端な言い方ですよ。役場の職員の給与を減らすとかいろんな面で、節減するにはかわりはないですよ。でも、私はグループ制を導入して機構改革をやって、そういう中で役場職員の質の向上を図りながら役場の税金が使われるのを防ぐ。やり方の違いなのです。ですから、矢祭町では、人員の削減で正職員は首にはできませんから、臨時職員をとりあえず削減した中で、全然補充しないなんて、こんなことはできませんけれども、そんなことは間違っていると思えますけれども、そういう中でやり方の方法が、私はこういうふうにやってほしいということを言っているのです。

それから、町長、矢祭町ではシミュレーションで地方交付税が12億円割ったらやっていけないということで、今16億円ぐらいあるわけなのですけれども、そういう中のシミュレーションの中で工場誘致を図ったわけです。これは町長みずからが知事の方へ訴えたり、いろいろ動き回った中で、塩化カルシウムをまかなければ通れないようなところに大きい会社、BMCというのですか、油圧の会社なのですけれども、2,000人の雇用を目指すということでやっているのですけれども、町長、雇用の安定というか、財源確保にも千代田町なんかはあいている土地もあるように私は思うのです。

平成15年のときに私は工場誘致を、三洋電機の生産工程が大連に移るので大変な事態になるのではないかとということで工場誘致の考えはということで強く、「インフラのあれを流通特区を利用すれば補助金も出るから、それを利用していかがですか」と言ったのですけれども、「今のところそういう

考えはありません」ということではっきり断られてしまったわけなのですけれども、工場誘致をするということは本当に雇用の確保で優良企業に来ていただければ、そういう中で私は税金を固定資産税とか何か、いろんな面で法人税だとか減免するような何かのいろいろな方法で、そういうことをやっても工場誘致を考えていただきたいということを強くお願いしたのですけれども、今はここへ来てしまっただけですけれども、邑楽町では四つの企業が進出してくるということで、また安定財源の確保になるということになってはいますが、問題はそういう町のために目標を立てて、そういうことも大事ではないのですか。今からだって遅くないでしょう、会社が上向きになってくるのだから、あいている土地があったら工場誘致ぐらい考えたっていいと思いますよ。今の若い人たちは働き場がなくて本当に困っていて正社員の人が少ないなんていうような感じでそういうことを受けておりますから。

それから、町長は財政難ではないのだと言っていますよね。財政難ではないというのだったら、どうして公共料金をどんどん上げていくのですか。川島議員も言っていたでしょう。住民サービスというのともあわせて考えていかなければ、極端に矢祭町のまねをしてくれと言っているわけではないのです。町民の人たちが公共料金を安くしてもらって、よその町より安くしてもらって、本当に幸せな実感というのですか、千代田町は骨を折ってくれているのだと思うようになりますと思いますよ。財政難でどうしようもないというのならあれですけれども、2億円、金が現実の問題として基金を繰り出すようなことができるのですから。だから、そういう考えだったら何も介護保険なんかどんどん上げたり国保なんか上げたり、保育園だの幼稚園の使用料とか、そういうのを上げたりする必要はないでしょうに。言っていることがちょっとおかしいのですよね。

それから、補助金のカットの問題ですが、本当に困っている人たちの福祉の補助金なんかをカットするというのは、少子化対策として措置、6年生までのそういう面倒を見てもらえるというのはありがたい話ですけれども、少子化対策として逆行するような、お金をやればいいとは思っていませんけれども、子どもを産んでもらえるようにするにはどうしたらいいかということで、お金があるのだったら少子化対策ぐらい、出生祝金の1子目から3万とか、2子目は5万とか、3子目は10万とか、そういうような方策も私は必要だと思うのです。何か知らないけれども、急に財政難なのだからこういうのはカットだ、こういうのはカットだといろいろ挙げて、確かにお金は浮いてきたわけですけれども、町長が言うとおりの財政難でなかったらそこまでやる必要はないでしょうに。町長いかがですか、その考えは。2回目の質問といたします。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 増税ばかりというような見方をしているようでございますが、国保税あるいは水道等におかれましては、よそでは既に上がっていたのですが、できるだけうちの方は我慢をもらって延ばしたということです。これからは、こういう時期にかかって財政的な問題も国でも抱え

ておるし、先が非常に厳しいということで応分の負担をしてもらおうということですから、確かに増税、増やすのですから増税という見方もあるかと思うのですけれども、他と比較して、他では5年前なり6年前に値上げしておりますけれども、うちの方はもう一回我慢しろとか、そういう抑えて今回は実施したということです。

都市計画税も、既に邑楽町では30年前から都市計画税を導入して道路あるいは都市計画道路等の整備をしておりました。うちの方も都市計画道路もようやくスタートしたし、あるいは下水道も進めているし区画整理も進めているということで、そちらを余り長くならないように改修するためにはやはり必要であるということで都市計画税を取り入れたわけでございまして、私は妥当だと、そういうふうに思っておりますから、皆さん方に提案して決定していただいたわけでございます。

都市計画税については、ご承知のとおり、特別なものにしか使えないわけですから、ほかの道路へ使うとか、そういうわけにいきませんので、一般財源からはやはり町民全体を見回してサービスはすべて同じようなサービスをしていこうということでこれからは進めてまいりたいと、かように思っております。

それと、先ほども言いましたが、住宅団地ですけれども、いろいろご批判があるようでございますけれども、あと二、三年待ってください。すばらしい、ああ、すげえなというような町になりますから。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 少し私と考え方が、なから違うところがあります。町長に聞くのを忘れてしまったのですけれども、規範意識の改革、これ、町長はまだ答えいただいていないので答えていただきます。

それから、町長、東部住宅団地があと二、三年我慢ですごいことになる。本当にできるなら、私も、ああこんないいことはないなと本当に思いますよ。1期工事で70%売れなければ、そういう定説というのがあるから心配しているのです。でも、ここへ来て景気がよくなってうんと上向いてくるというのであれば、そういう確約が町長の中にあるのだったら、それはそれでよいことだと思いますけれども、そんなに喜んでいていいのかなという気は今でもします。

それから、私が財政難を築いたというのは、しつこいからもう言うのをよそうと思ったのですけれども、町長、財政難を築いて、財政難なんていっても、こういう状態になってきてしまっているのは、町長の行政のやり方に大変な問題があったということを改めてここで追及いたします。

町長は平成12年のときに、プラザの償還が終わるからということで、本当にこれから公共事業をどんどんやるんだと議員の前でおっしゃいましたよね。よそのまちでは今度はソフト事業というのを大体十二、三年ごろからみんな転換しているのです。千代田町はそれをどんどんやるのだと。そういう中で進めてきたわけでしょう。その公共事業のやり方が東部住宅団地のインフラ整備ですか、町長の会社の製品がほとんど流れているというのは前説明しましたけれども、どんなきれいごとを町長は言

ったって、時の首長が自分の会社の製品を使わなければ指名入札から外して仕事をやらないよなんていうわさが流れる中で、現実にはそういうふうになっていったわけですよ。それでどんどん、どんどん、県の方までみんな町の方でやったわけでしょう。後から交付税か何かで幾らか埋め合わせが出たのかもしれませんが。水道管のときだって、そういう問題でいろいろ私が追及したでしょうに。下水道のことだって、公共ぶたのあれなんか2回もやるような形で町長が2度もうけるようなやり方をやったわけですよ。そういう中で進めてきて財政難になって、町長みずから汗をかかないというのはどう見たっておかしいのです。当選しちゃったんだからいいんだという問題ではないのです。こういうことの責任というのですか、そういうのを感じないのですか。現実にはそうでしょう。私が言っていることが間違っているというなら証拠を挙げてくださいよ。

町長は、公共事業をやればやるほど町長の、今現実を受けているわけですけども、そういう中で2次製品が流れて現実について、それがはっきり言ってやり過ぎてしまったということでしょうに。私は平成8年から言っているのですよ、議員に出たときから、行財政改革を。国の方が二百二十兆円で赤字で、地方や国の借金を合わせる四百何十兆円もあると。これからはもうソフト事業に転換するのだと。「大国の興亡」という……。エモットというイギリスの経済学者が、日本が没落するというのをバブルがはじける前に「日はまた沈む」ということでやっているわけでしょうに。だからこそ、私はそういう本を見ていますから、町長にこれからソフト事業に転換しなくてはだめです、橋をつくったり道路をつくったのが政治家の手柄ではないので、そのところをぜひ考えてやってくださいということをさんざん言ってきたわけですよ。

それで、今になってここへ来て行財政改革がうまくいっていますよと。確かにいろいろやっています。でも、それは町民に税の負担を強いたり、役場職員の給料をカットしたりするような中で進んでいるわけですよ。公共サービスは本当に私が見て、よそからこちら辺はみんなそういうことでやっているのだというけれども、千代田町がそれだけ財政難ではないなら、千代田町の特徴として、千代田町は公共サービスをここまでやってますよ、そういう線を打ち出せば納得できますけれども、幾ら財政難だってお金が残って豊かになるみたいな感じを出していますけれども。

いろいろ申し上げましたけれども、町長の規範意識、これは一番大事だと思いますよ。それがなかったら役場職員の規範意識なんか向上するわけではないと思っていますし、まして千代田町の最高責任者がそういう考えだったらば、ああ世の中というのは金もうけするのが一番いいんだんべと、そういうふうを感じる人が多いですよ。教育にも影響しますよ。人のために尽くすのが、困っている人を助けるのが一番正しいことなんだということを身をもって教えるようなことがなくて、どうして千代田町がよくなるのでしょうか。町長、答弁お願いいたします。最後の質問です。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 毎度のことで同じような質問でございしますが、きょうの一般会計から特別会

計まで二つぐらいだったですか、手を挙げたのは。ほとんど反対ですね。福祉に関しても全部反対。その人が言いたいことを言って、私があなただの言うことを聞いてこうしようとかと、そういう話になりますか。全部反対ですよ、あんた。福祉も、だから何もやっては悪いということですよ。

〔「住民サービスをやらないでやっていますから」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 大谷議員、発言に気をつけてください。

○町長（襟川幸雄君） 全部反対ですよ、福祉に関しても。小学校卒業まで医療の無料化も反対、みんな反対ですか。そういうことなので、私はもう毎回毎回、個人的な攻撃だか、何が気に入らないのだか、選挙戦だか何だかわかりませんが、いろいろと言われてきました。しかし、私は他の市町村に負けないようなすばらしい町だと思っていますから、どこを比較しても負けないと思っていますから、まあご理解していただきたいと思います。

○議長（青木國生君） ただいまから4時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時50分）

再 開 （午後 4時00分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

以上で9番、大谷直之君の一般質問を終わります。

○発言の訂正

○議長（青木國生君） ここで、千代田町議会会議規則第64条によりまして、大谷議員より発言の訂正の申し出がございましたので、これを許します。

〔9番（大谷直之君）登壇〕

○9番（大谷直之君） 私の一般質問の中で、矢祭町は私が言って行くようになったというのは、私の不適切な発言でありました。そういう話をしていたことはいたのですけれども、実際に決めたのは正副議長会議で決定してなったということで、私もそういうことも……

〔「正副委員長会議」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君） 正副委員長会議、失礼しました。で決定したということですので、適切を欠いて迷惑をかけました。これから気をつけますから、どうも済みませんでした。

○議長（青木國生君） 続いて、15番、川島悦男君の登壇を許可します。

15番、川島悦男君。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） 発言通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

発言通告の第1点目は、地元業者育成についてということであります。千代田町では、現職の議員

の配偶者が経営する会社に公共事業を請け負わせ、50%を超えていないから法律には違反していない、あるいは直接本人が社長にはなっていないから法律に反していないのだと、このように言っております。そして、地元業者の育成だということで強弁をしております。しかし、本当に地元業者の育成をするというならば、地方自治法施行令ですか、こういった中で工事請負、そうした額での130万円未満の工事について小規模業者登録制度、こういうものを導入すべきではないかというふうに考えるわけでありまして、これにつきましては、既に明和町で実施をしているわけでありまして。そして、大泉町、館林というところで実施をしております。この登録できる人というのは町内に事業所を有する人、個人、法人を問わない、建設業許可の有無、経営規模、従業員等問わない、こういうことで小規模業者の登録制度を行って、公共事業をその町内の業者に配分をしていく。これが本当の地元業者の育成ということになるというふうに私は考えているわけでありまして、皆さん、先ほども言いましたけれども、この現職議員の配偶者が経営する会社の看板の上に緑地建設という現職議員が社長をしているこの看板が堂々と出ているわけでありまして。これはこの社長が同じ、この緑地建設の同じ業務を行う野村造園土木株式会社と緑地建設がこの同じ舗装事業、あるいはいろいろな植栽ですか、こういったこと、定款も同じものを行っているのだと。

私が調べたところ、その議員が初めて出たときには野村造園土木有限会社、これはその議員が社長をやっていた。それで、その会社を辞して板倉町の方へ緑地建設というのを建設したわけでありまして。そして、その野村造園土木の事業を社長として奥さんにやらせて、最初はこの緑地建設というのが表には出てこなかったわけでありまして、ついに堂々と出てきたわけでありまして。それも千代田町は、私が知る限りでは2回公共事業を請け負わせている。町長が指名を外すわけにはいかない、こういうことでこれをやっているわけでありまして。まさにこれで地元業者の育成だというふうに言っているわけでありまして、この小規模業者登録制度あるいは一般競争入札を原則とする法的根拠、これを覆すために指名競争入札をやっている。更にはこの業者に、地元業者ということでもありますから、このところで有利に働くような、そういう方向性が明らかになっているわけですね。法律に違反していないということで、その地元業者の育成だというふうに開き直っているわけですね。

この法律というのはどういうものかといいますと、関係私企業への議員の就職の制限、これです。「議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」ということで92条の2で規定をしているわけでありまして。

そして、先ほど言いました50%を超えなければその法に違反をしていないという点について法はどのように言っているか、最高裁はどのように言っているかということでもあります。「当該普通地方公共団体に対する請負料が50%を超える場合、50%を超えなくても」ということでいろいろありますが、「当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その主要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときには、当該法人が

主として同一の行為をする法人に当たる」という昭和62年10月20日、最高裁判例であります。ということは、簡単に言いますと50%を超えなくても、主として契約、請負した仕事がその会社の主要な仕事だと、いわゆる舗装であるとか植栽であるとか、そういったものが主要な事業の一つに当たるといふふうに言っているわけです。

今度は、その奥さんが社長だから、この現職議員は関係ないというふうに言っておりますが、これについて、「92条の本条中に規定されていないいわゆる会社社長、顧問、相談役、職員などで取締役、監査役等と同等程度の執行力と責任等、当該法人に対する有する者はこれらに準ずべき者と該当する」。これが私もちよっと理解に苦しむところなのですが、昭和32年の8月、自治省というのか何だかわかりませんが、「自丁行発134号」という形になっているわけです。そうすると、これは事実上の経営者、これがだれであるかということ、これらに準ずべき者に該当するということを言っているわけですね。先ほど言いましたように、野村造園土木と緑地建設は同じ定款の仕事をやっているわけです。ですから、ここで逆にこの法律を知っていて町長が明らかに指名を外すわけにはいかないというふうに言っているわけなのです。知らないでやっていた可能性もありますが、この辺はわかりませんが、少なくともこのところは、これは議会が対応すべき問題で、町長が関与すべき問題ではないということにはならないということだけは明らかだということでもあります。まず、町長の本当に千代田町の地元業者を育成する考えがあるというならば、まずこの点を法律をどのように解釈をして指名を外すわけにはいかないというふうに言うのか、本当に地元業者を育成する気があるのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、明和町で実施している小規模業者登録制度を導入をして地元業者の育成をということでございますが、本町では明和町より1年ほど前より町内の小規模事業者の受注機会を拡大し、町内経済の活性化を図ることを目的に、平成16年10月に千代田町小規模修理・修繕及び業務委託契約希望者登録要領」を制定いたしまして地元業者の育成に努めておりますので、よそのことは知っていても地元のことは知らなかったのかな、そんなふうに思います。だからご理解していただきたいと思います。

それと、議員は請負をどうのこうのと言いますけれども、千代田町は請負登録制ということで申請をしていただきます。申請に基づいて審査をするわけですから、その中に名前が載っていないとすると、それを調査するのにちょっと難しいのかなと、そんな感じもするので、まず指名申請書、それに基づいて審査をするということでございますから、全くその中に取締役だとかそういうものが抜けて給与もないしということであれば地元業者として取り入れなければならないのかなと、そんなふうに思います。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 平成16年の10月ですか11月ですか、要綱をつくったということですが、その要綱については、では十分勉強させていただきますが、要は中小業者登録制度、小規模業者登録制度というのはどういうものかということ。それと、千代田町がつくったその要綱ですか、この違いがあるかどうか、この辺私はわかりませんが、町長は、要はそれをつくるときに、明和町は後からつくったかわかりませんが、では大泉町のそういう小規模業者登録制度というのを見て知っていたのかどうか。そして、それにかわるものをつくろうとしたのかどうか、かわるものなのか、同じものなのか、要はそこが問題なのです。

法律で130万円以下については随意契約をできると、そういう人について、今町長も言いましたよね。名前を登録してあれば、そうすればその人のところへ、見積もりをすべてそういう業者のところへ出せるよということですね。見積もり合わせができるということなのです。千代田のはそういうものなのかどうか、またそれがちゃんと住民に告知されているかどうか、その辺が重要なのです。

そして、その関係私企業への就職の制限、これについては議員になれば逆に公共事業は受けるべきではないというのが、これは議員の側の方の倫理観ですよ。これは倫理観だから、確かに法律では規制できないということはわかります。問題は町長が指名から外すことはできないというのが、これが便宜を図っているのだということを行っているのです。町長は緑地建設と野村造園土木が同じ定款の事業をやっているというのを知っているのか知らないのか。知っていてここに公共事業を2回も請け負わせたのかどうか、知らずに請け負わせたのか。知らずに請け負わせておいて、地元業者の育成だということで今度は開き直ったら大変な話でしょう。そんなのどうでもいいのですか。町長が町長としての責任を発揮をして、この昭和62年10月20日の最高裁判例ですよ。これをどう判断するのですか、では。緑地建設と野村造園土木が同じ定款の仕事をやっているということだけで、これらに準ずべきものというのは明らかではないのですか。もう一度ご答弁願います。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 野村造園土木と緑地土木というのですか。

[「建設」と言う人あり]

○町長（襟川幸雄君） 建設。千代田町の方に申請してあるのは野村造園土木かと思えます。ですから両方を指名するようなことはございません。それでいいのですか。

○議長（青木國生君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） それと「千代田町小規模修理・修繕及び業務委託契約希望者登録要領」ができておりますけれども、これにつきましては一般の町民に知らせる、それと商工会を通じまして希望のある者について一応申請をいただいております。

なお、この要領につきましては、平成16年10月14日の告示第65号で告示もしてございます。

それと、町の広報紙でございますけれども、平成16年の11月号で「小規模修理・修繕及び業務委託契約希望者登録者制度を新設」ということで、「小規模修理・修繕及び業務委託などの契約を希望される方の登録申請を受け付けします」ということで、広報にても一応住民に周知しておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 問題は、私が地元業者の育成をどのようにやるかということで聞いているわけです。野村造園土木と緑地建設というのが一緒の会社だということ、もうそれこそ私が前から言っているのです。町へ入っているのは野村造園土木しか入っていないから、だから知らないかのようなことを言っておりますけれども、そこが問題なのです。要はそういう特定の人に便宜を図って、それで一般のほかの人のそういうところに入りづらい人の機会を、公共事業をやる機会を阻害しているのです、町長が。そこが問題なのです。そう思わないのですか、町長は。そういう阻害行為をやれるようにしているから、だからそういうものをやらないようにするために92条の2があるのではないのですか。その判断を、その法律条文をどう解釈をするかということなのです。その法律を、92条の2を町長とその請負業者の都合のいいように解釈して法に反していないから地元業者の育成だと言っているところに町長の詭弁性があるのです。それでまたきょうも緑地建設は知らないみたいなことを言っている。堂々と看板が上がっているでしょう。それ知らないのですか。それで町へ上がっているのは野村造園土木だけだと、だから野村造園土木の指名を外すわけにはいかない。これでは幾ら何でも、私がばかでもおかしいと思えますよ。

それで、要は町長というのはそういうふうに住民が公平、公正に公共事業を請け負うチャンスを公平にしなければならないところを逆に特定の人だけに便宜を図って、そういうほかの人のチャンスを奪っているということ。これは大変な裏切り行為なのだというふうに考えなければならないわけです。そのところを、今課長はそういうものが前からできているからこれはいいのだみたいなことを言っております。要は最初私が質問したのは、逆にそういう機会がありながら、わかっていながら、あくまでも野村造園土木の指名を外すわけにはいかないというふうにやってきているのかどうかお聞かせを願います。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

千代田町では指名委員会というのがございまして、助役が長になって、ほかの課長が全員委員として、私が携わらないような方法で進めております。その中で議論して指名は申請の中から適当な人を選んで入札にかかわっているということですから、町長が町長がと町長ばかり言っているけれども、そういうふうに仕組みがなっているのです、町長がやってはまずいということで。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（青木國生君） 以上で15番、川島悦男君の1問目の質問を終わります。

○会議時間の延長

○議長（青木國生君） ここでお諮りいたします。

本日予定した議事日程がまだ終了しておりません。千代田町議会会議規則第9条第2項により、日程終了まで会議を延長し、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 異議なしと認めます。

よって、日程終了まで会議を延長し、議事を進めます。

○議長（青木國生君） 続いて、15番、川島悦男君の2問目を許可いたします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 発言通告の2問目は怪文書の横行についてということであります。この問題につきましては、昨年3月のやはり定例会で質問をしたわけでありましたが、そのときには町長が出てこなかったということで、助役がかわりに町長としてこの答弁をしていたわけでありましたが、この問題は公文書を変造して部落解放同盟群馬県連に内政干渉的文書を送りつけたというふうに私は解釈をしております。そして、その問題について私がその質問をしたところ、その内容をほとんど聞く前に議長がそれを制止し、一時休憩となったわけでありまして。そして、その後の答弁で助役が「法的措置をとる」というふうに、「法的措置をとる」と言いましたか、このように言って答弁をしていたわけでありまして。

そして、6月議会でまた今度は一般質問でやったわけでありまして、そのときも「場合によって法的措置をとる」というふうに変わってきた。その送りつけられた内政干渉的文書、これのあて名書きの筆跡と大谷議員及び坂本議員に寄せました年賀状のあて名書きの筆跡が同一人と認められるという筆跡鑑定の結果が出たわけでありまして。これはだれの年賀状かということ、当の助役の年賀状であります。

これで、助役は町長のかわりとして法的措置をとるというふうに言っていたわけですね。私の方もこれはあれだなと思って早くとってくれということで喜んでいたわけですが、なかなかその後とってくれないということで、町長が出てきて今度は質問したところ、今度は私の方が法的措置とれというのだよね。そうすれば受けて立つからということなので、私の方もそれまでは筆跡鑑定をやっていたわけでありまして、あえて筆跡鑑定をお願いをしたわけでありまして。その結果、同一人と認められる。これは、この筆跡鑑定の結果、筆跡鑑定不能というふうに出るか、その可能性が高いというふうに出るか、別人であるというふうに出るかということでございます。ですから、要は

助役がこういった公文書に対して変造して、それを群馬県連に送ったわけであります。

その内容はどういうことかという、私たち4人で出しました。最初に出しましたね。その町長の不信任案、これに私の名前の横に共産党議員、そしてその下に「支部長がこのようなことでよいのですか」という、こういう文書なのです。知っているかどうか知りませんが。

問題は、これが千代田町の行政からこの解放同盟の支部に対して補助金が出ていないのであれば、これは個人的な干渉であるというふうになるわけでありますが、少なくともここに公金を出している町長が、こういう中で「支部長がこのようなことでいいのか」ということをやるというのはどういうことなのか町長に聞きたい。

それも、しかも最初は法的措置をとると言っていたのが、こっちがとれと、法的措置を。受けて立つからと言っていたでしょう。なぜ受けて立たないのですか。ちゃんとこちらがそこまでやったのだから受けて立つのが当たり前でしょう。法的措置をとるか調査をするか、そのどちらかをやるべきだ、このように考えますが、町長はどう考えるかお聞かせ願いたい。

それから、共産党が何でも悪いから共産党がかかわっていることはすべてごまかした、あるいは悪いことなのだと、こういうことですべてを共産党と協力をしようとするに対して町長が、逆に言えば干渉をしているのではないか。それを堂々と放任している。法的措置もとらないし調査もしないということであれば、これは共産党差別、ひいては部落解放同盟に対しての差別ということも考えられる。そんなことはないのかどうか、明確なるご答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

この件についての質問は前にも何回かされており、今回は送り主がわかったとのことですが、答弁については前回と同様でございます。そもそもこの文書は私への不信任の提出であり、その写しが解放同盟の県連に送付されたということが事の始まりかと思えます。私は町長就任以来、同和対策事業から人権事業に、他の市町村に劣らず積極的に事業推進を図ってまいりました。支部の皆さんや県連の役員さんとも連携を図り、理解されていると自負しているところでございます。

しかし、支部の役員から不信任案が提出されたということは大変残念であるとともに、虚しい感じさえするものであります。よって、このような状況を県連の方々に知っていただくという意味からご質問の文書が送付されたのではないかと推察をいたします。これは、私が同和対策・人権対策について積極的に取り組んでいることを十分ご理解いただいた方が私の気持ちを広く代弁してくれたものと理解しており、個人的には大変ありがたいと感謝するものであります。

なお、調査または法的措置をやるやらないは、必要があれば判断することを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） この期に及んでも必要があれば法的措置をとるというのですか、調査をするというのですか。だから、要は必要ないというふうに考えているのですね。非常にありがたい、この内容が、この怪文書の内容が町長にとっては非常にありがたい内容の文書だったということで、町長はこの問題について必要があれば調査をするというのか、必要がなければしないというのか、そのところが問題なのです。

だから、私が言っているのは、1年間にわたってこういう問題、千代田町でなぜこんな問題が起こるかということなのです。この前の、昨年ですか、公文書というふうになるかどうかわかりませんが、選挙管理委員会名の文書が出ましたね。これは公費で出しているのですね。2万円だかわかりませんが、そのチラシ、広告に折り込み料を公費で出している。それも選挙管理委員会の名前、委員長の名前もない、委員の名前もない、委員会だけの名前ですね。そのほかにも無署名の議書を傍聴、こういったものもあるわけです。そういったものが先に出ていて、そして最終的というふうになるかどうかわかりませんが、まだこの後こういった無署名の怪文書が出てくるかもしれませんよね。要はこういったことを町長が今言ったようにありがたいことだ、あるいは迷惑なことだ、けれども放置しておく。どう判断しようが、こういったことを放置をしておくということ自体が私は理解できないわけですよ。

町長は、今答弁では共産党差別どうのこうの、解放同盟差別どうのこうのというのは言わないけれども、どっちかという川島のそういった差別をするのがうれしいような、いいことだというふうに思っているのではないですか。しかも、それが助役に町長が書かせたのですか。そこまで疑惑が出てくるのですよ、町長が調べない、法的措置もとらないというなら。これは完全に私がここまでやって、もう助役の名前も出して、それであれなのだから法的措置とれるでしょう、そんな事実と違うなら。それをこの期に及んでまだ必要があるならどうのこうのなんて、そんなばかな話ないのですよ。権力を持っているのですよ。

そして、これだけの多数の人、11人ですか、応援団がいるのですよ。何だってできるのですよ、町長、事実と違うことを私がやっていけば。それなのにやれないというのですか。必要があれば、私は必要と思わないのですか。町長がやらせたのではないということも認めない。差別でもないということも認めない。事実でないということも認めない。何もかも認めないで、それですべて共産党が悪いかのように言うというのは、これはもうおかしい話なのですよ。

確かに私もいろんなところから、町長が「何だって共産党がやってることはでたらめなんだ」というふうに言っているのを聞いていますよ、町長が言っているというのを。けれども、そのことについては証拠がないから、私も言えないのです。けれども、今度の問題については、町長が調査をしないというならば、それはそれを認めたことなのです。もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 大きい声もいいですけども、この問題を法的に措置してどういう結果が出るのですか。法に触れているとか、そういう問題ではない、第一。そんなことを何回も何回も、とんでもないことだと私は思います。もっとこれからの千代田町をどうしましょうとか、そういうことでしっかりした足を使って、悪いことを見つけて歩くのではなくて、そういうまちづくりのために一生懸命やってください。30年でしょう。我々より大先輩ですがね。指導して千代田町の将来のために頑張ってもらおうような功労表彰をもらったのではないですか。よろしくお願いします。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） はあ、恐れ入りましたね。私も本当に言いようがなくなりました。要は私は今後の千代田町がこんな町長があれしては大変だと、これはシロクロをちゃんとつけておかなければ千代田町が大変なことになっちゃうよということなのです。だから言っているのです。それが大先輩だ。何が先輩ですか、そんなことを言っておいて。自分の方が年が上だし、町長で、おれの方が上だと思っているのでしょうか。それでいてですよ、何を法的措置とれというのだから。あるのですよ、これはちゃんと。助役が言ったでしょう。法的措置をとるのはどうなのか。知らないのですか、町長は。弁護士に相談してあるでしょう。どういう法的措置をとろうとしたか。ところが、それが総的措置がとれなかったのではないですか。それで都合が悪くなったら、今度は私に法的措置をとれ。ここがすべて何でもかんでも人のせいにして、自分がやっていることは何にも間違いないのだと。こういうことを平気でやっているから、ほかの人までそれをほいほい、ほいほい、よいしょ、よいしょしているわけですよ。

本来ならば、ここまで議員が言っているのに対して町長が法的措置をとるといって、またくると変わって、私の方が法的措置をとれ、受けて立つからなんて、何か被害者と加害者がいつの間にかひっくり返ってしまうようなことを平気で本会議でやっているのですよ。これは皆さん議事録を見てもらえばわかりますよ。そういうことが千代田町のトップとナンバーツー、まあナンバースリーか、教育長もおりますが、こういったところがすべてふうんと知らん顔して、しかも、教育長は知らん顔して済むかもしれないのですけれども、町長と助役は知らん顔では済まないのですよ。私を法的措置をとるとまでおどかしたのでから、これは私もこうなれば何としても法的決着はつけたいわけですよ。だからここまで、筆跡鑑定までやったのですから。ちゃんと町長が調査をするなり法的措置をとるなり、ではどう法的措置をとれというのかというと、それは弁護士に相談してもらえばいいわけですが、私の方とすれば、この筆跡鑑定結果が違うのだということを裁判所へ訴えるのですよ、私がここまでやったのだから。それが法的措置がとれるということなのです。それがとれなければ町長は認めたということになるのだということと言わなければならない。あえてそれでもいいのかどうか。認めたということで住民の皆さんにお知らせして、今後も千代田町の状態、こんな状態でいいのかどうか、とことん闘っていきますので、そのところを明確にご答弁願いたい。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員は筆跡のことを言っているみたいですけども、書いたのがだれかと。筆跡ですね。私の方はこの問題を、解放同盟に送ったからそれが違反だかどうかということを行っているわけです。だれが書いたとか書いては悪いとか、そういう話ではなくて、千代田町の町長が人権擁護問題に取り組んで解放同盟と一緒に進めておると、そういうことにもかかわる不信任案を出すということでもいいんですかということをごだれかが書いて出したわけでしょう。それに対しては何ら問題はないのです。ただ、川島議員がそれをだれが書いたか法的な措置をとるということだからどんどんやった方がいいのかなと私は思います。町の方は別にこれに対して私はやっては悪かったとか、そういうふうには認識しておりませんから、そういうことでやってくれたのかなと思っておりますから。

以上です。

○議長（青木國生君） 以上で15番、川島悦男君の一般質問を終わります。

○日程の追加

○議長（青木國生君） ここで、一般質問の途中でございますが、再度お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件につきまして、一般質問終了後の議事日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3から日程第6までを一般質問終了後の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（青木國生君） それでは、6番、黒澤兵司君の登壇を許可いたします。

6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 6番、黒澤兵司です。質問通告順に従いまして質問いたします。

日銀が金融政策の量的緩和を解除することを決めました。消費者物価指数の上昇率が安定し、プラス基調で推移していることなど、条件が満たされ、デフレ脱却へと向かうことが確実になったと判断したためであると報道されておりました。現在の経済情勢においては、総理や与党の一部にはデフレを脱却したという状況にはないとの認識が強く、金融政策をめぐる思惑が取りざたされております。

一方、世界の経済情勢は、平成17年度と同じくデフレ状況であります。今の21世紀は前世紀と異なり、世界で大規模な戦争の可能性はなくなり、大量の死者、大量物質の消耗する機会はなくなり、経済的にはインフレになる要因が見当たらないとのことであります。また、景気の動向では、企業の業

績が好調になり、平成17年度から18年度にかけて税収が大きく伸び、増収が見込まれて、今後景気の回復がこのまま順調に進めば、更に税収増は間違いないと予想されております。生活物価は安定し、景気は上向きつつあり、地方財政にも光明が持てるようになってまいりました。以上を踏まえて第4回定例議会において町長の答弁について伺います。

「千代田町では、財政危機というわけではありません。そして、西邑楽3町は財政的に強い町であります。入るをはかりて出るを制す、この精神により財政運営を行うことです」と答えておりました。また、財政危機突破計画、数値目標検討結果において5億5,000万円の増税政策に転換されております。そして、住民たちの家計の負担が多くなり、生活が著しく苦しくなると、多くの町民の声を聞きます。財政危機と偽り、偽装、偽計の住民不在の大増税ではないのか、なぜ増税しなければならないのか、幾らの増税額なら大増税と言えないのか。先ほど「負担にならない額」と町長はおっしゃっていました。幾らぐらいの額なら負担にならないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 黒澤議員のご質問にお答えいたします。

財政危機問題につきましては、12月議会に引き続きのご質問でございます。町長は財政危機ではないと言っているが、対応は大増税政策になっており、町民の負担が重過ぎるのではないかというようなお話でございます。

まず、財政危機ではないかどうかということですが、町の考え方と黒澤議員の考え方で大きな違いがあるように感じます。町は、3町合併の破綻により、当面の間は自主自立のまちづくりを歩むため、行財政改革を徹底的に推進したまちづくりを進めているわけであります。そういう意味からすると、比較的良好な財政運営を続けているということが言えるかもしれません。

しかし、比較的良好な財政運営を続けていくには、数値目標を定め、財政危機突破計画を推進しているからこそ危機にならないで済んでいるということでもあります。

最近、財政難を苦にして市長さんや町長さんが自殺したというニュースをテレビで見ることがあります。日本全体が大きな財政危機という中で苦しんでいるわけであります。幸い本町は計画を立てて努力をしているからこそ、現時点においては良好な財政運営を展開していると言えるわけでございます。

さて、財政危機突破計画が大増税で住民の皆さんを苦しめているかのようなご意見であります。私はそういう意識は毛頭ございません。水道料の値上げも国保税の値上げも、ほかの町村が値上げしても千代田町は値上げを見送ってきた。しかし、ここに来て受益者負担の考え方から値上げをさせていただいたということでもあります。

都市計画税につきましても、先ほどもお話し申し上げましたが、邑楽町と比べまして30年もたつて、おくれらせながら課税をさせていただいたということでもあります。これも市街化区域の都市基盤整備

という重要な目的がございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。なかなかご理解いただけない、あるいはご理解したくないと言うかもしれませんが、ぜひこれらのことをご理解いただき、行政運営にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木國生君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 町長の言葉で「入るをはかりて出るを制す、この精神で財政運営を行うことです」と言っております。精神とは、心を込めて一生懸命に行えばどんなことでもできるという意味であろうと思われまひます。どんなことをどのように努力したのか伺いたひと思ひます。

また、住民を無視した安易な増税計画にしか受けとめられまひません。我が千代田町においては、財政危機突破目標値として増税額は5億5,000万余りです。削減額は2億7,000万円を打ち出して、今後も計画を継続していくようであります。そこで、増税額を単純に算出できないかと思ひますが、課税対象外でもあるでしょうが、課税対象者、個人で5,000人と仮定しますと1人当たり11万円の増税と受けとめられます。これを大增税と言えないのか。財政危機等、町民を欺いて行つた政策としか考えられまひません。

財政危機突破計画の言葉を言いかえれば、千代田町財政破綻緊急対策計画とした方が緊張感があつて町民も理解しやすく、協力してもらえたのではないのでしょうか。そして、今年度は税制、定率減税の半減、たばこ税引き上げ、年金課税強化、そして社会保障制度、厚生年金、介護保険の変更に伴ひ、家計全体の負担増は18年度だけで2兆3,000億円、1億人いますから単純に割りますと2万3,000円負担ですね、を大きく上回ることになるようです。5年間を掛けますと約11万円増。いずれといたしましても、怒りのはけ口を弱い立場の人には持ち込む場所がありません。嘆いていてもどうにもなりません。景気もデフレ継続の環境の中で回復し続けている状況でもあります。千代田町、平成18年度予算書において、自主財源のもとをなす町税は1億円強の増収が見込まれております。大局的な判断のもとと評価できるのではないのでしょうか。

それから、財政危機突破計画や数値目標検討の中に含まれていない税収の潜在的なものはないのか、足元の見直しがされていないのではないのか、こういうふう思うところあります。例えば東部住宅団地分譲であります。担当者のたゆまぬ努力により契約や引き合いが多くなつていると、先ほども課長がおっしゃつていました。大分、200名近くの人が見学に来て、よい結果というか、効果があるようなお話をしておりました。また、町長の答弁ではハウスメーカー何百社、営業活動を行つていると、こういうお話でもございます。また、「二、三年待つてください。すばらしいまちになります」と言っております。見通しがあるなら税収の予定、試算、積算できないのかどうか、その辺も伺いたひと思ひます。

先ほどの答弁で、現在県企業局240区画中62区画、西邑楽土地開発公社66区画中23区画、契約、仮契約、引き合い等があるようです。この進捗状況から見ますと、今後5年間で約3分の1、100区画ぐらひは分譲できるのではないかと、こういうふうには思ひ思うところがございます。分譲や税収は不

確定要素があると思いますが、買い手がついて所得額等、要因はありますが、税増収を予測できないのか私なりに試算してみたいと、こういうことで、専門家ではないので一応聞くだけ聞いていただいて、間違っているところは財政課長もいますのでご指導いただければ、こういうふうに思いますので……。

18年度予算額、町民税3億7,000万、対象者は約5,000人、これにしますと1人当たり7万円の税額でございます。それから、固定資産税12億3,000万あります。そして7割が大体法人だと、こういうことなので3割が対象になるかと思いますが、これも約5,000人、そうしますと大体これも7万円ぐらいですね。こういう数字が出てきているわけでございます。その中に世帯数が現在千代田町で3,800ぐらいの世帯がありますか。課税対象者が5,000人ということですから、これは1世帯に1.3人ぐらいの対象者がいるのではないかと、雑駁なあれなのですが。これを引き当ててみますと、町民税個人1人当たり7万円、ですから1.3人掛けますとこれが9万円ちょっとですね。100世帯売れたと仮定しますと900万ちょっとです。固定資産税もやや同じような計算になろうかと思えます。その他いろいろ税金はまたついてくるものがあります。そういうものを含めると年間2,000万ぐらいの増収が予想できるのではないかと、こういう雑駁な計算をしたのですが、計算しないで計画すること自体、無謀な住宅造成ではないかと、こういうふうに思いますので、この辺について町の考え、ご返答いただければありがたい。

○議長（青木國生君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 現在の国並びに地方を取り巻く状況についてですけれども、財政危機であるとか、そうでないとか、私はそういうレベルではないと思えます。国がもう財政危機に陥っているわけでありまして。その危機に陥っている国から都道府県も市町村も地方交付税や各種交付金をいただいているわけでありまして。幾ら千代田町だけが健全財政を続けているといっても、それは砂の上に築いた建物になってしまうわけです。財政危機突破計画の本来の目的はそういうところにあるわけです。

もう少しわかりやすく説明いたしますと、国並びに幾つかの都道府県、あるいは何割かの市町村は財政危機という名前のインフルエンザにかかっていると、そういうふうに思っただけであればよろしいと思えます。このままほうっておいたら何年か後には千代田町もインフルエンザにかかってしまうわけでありまして。そこで、財政危機突破計画という予防接種を打つことでかろうじてインフルエンザにならないで済んでいると、そういうふうにご理解をいただきたいと思えます。ですから、この計画を今後も続けていくことが町が健全でやっていけると、そういう物の考え方でありまして。

この計画も、当初は財政優先型まちづくり計画と、そういうネーミングもあったわけでありまして、これではやはりインパクトが弱い、あるいは意識改革が進まない、そういう部分もありまして、聞いた人はびっくりするような名前になったわけでございます。ただ、そういう物の考え方、健全であるから、では何年後は健全かと、そういうことは確証はないわけでございますので、そういう点をご

理解いただいて、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青木國生君） 税務課長、関根和男君。

○税務課長（関根和男君） 税金についての質問がございました。黒澤議員がおっしゃるとおり、大体5,000人で税金を割ると黒澤議員が言ったとおりの金額になるのかなと思います。そういうことで、税金の予算につきましては1月1日現在の定住者等によりまして予想を作成しております。そういうことで黒澤議員が言うとおりの、100件できれば黒澤議員が言った税金が見込まれるというふうに私どもも考えております。

○議長（青木國生君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 財政課長からご答弁をいただきました。非常に前向きな姿勢で我々は考えたいと思います。だが、まだ見落とししているものが大変あるのではないかと、そういうふうに我々は危惧するところであります。大分景気のいい話が出てきたので、ぜひ分譲促進、完売に向かって努力いただき、全区画売れるようお願いしたいと、こういうふうに思うわけです。

また、その他いろいろ遊休財産貸し付けや売却、こういうことももう何年か前から騒いでいるわけですが、実際に実行されていない。非常に怠慢ではないかと、こういうふうに思うわけでございます。いいものはみんな考え、私なんか知恵がありませんけれども、汗かくのは大好きでございます。ぜひ何かお手伝いできればやりたいと思います。そういうことで、財政も住民になるだけ軽減がされた考えで新しい取り方というのですか、そういう模索をしていただければありがたいと思います。その辺について最後の答弁をお願いできたらと思います。

○議長（青木國生君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） いろいろとご質問がございまして、激励の言葉もいただきました。町にお願いするだけでなく、議員さんも一緒になって販売促進にご協力いただければありがたいなと、そんなふうに思っております。

また、先ほど大增税が5億もこれから続くのかという話ですが、大增税ではなくて、節約、節減をしてこれだけの財源をつくったということですから、そういう点もご理解いただければと思っております。ほかと比較して大增税した覚えもないし、できるだけ町民が安心して暮らせる町をつくりたいということで進めておりますから、今回の平成18年度の予算の主な指針は少子高齢化と安全安心なまちづくりです。そういうことでございますので、議員の皆さん方もいい方向へ一生懸命向かっていただいて、人の悪口を言うのは余り自分も気持ちがよくはないと思うのです。聞かれる方もよくないし言う方もよくない。そういうことではなくて前進的な考えのもとにまちづくりは進めていくということがこれからの町の発展につながるのかと思いますので、これからもいろいろな面でご指導、ご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（青木國生君） 以上で6番、黒澤兵司君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木國生君） 続きまして、日程第3、議案第29号 館林邑楽農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について、議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（青木國生君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第29号 館林邑楽農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年度から実施となる農業共済事務事業費負担金の税源移譲に伴い、関係市町に事務費について負担が求められることから、規約の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（青木國生君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第29号につきまして、確認のため質問をさせていただきます。

第12条中の2のところ「その都度組合議会の議決で決める」ということでありますが、今まではこれが町あるいはそれぞれの町の議会で承認を得て、その議決によって決まっていたのではないかと
思うわけですが、簡単に言うと、今度はこういったことが町の議決が必要なくなるというふう
に考えていいのかどうかお聞かせを願いたいと思います。その都度組合議会で決めるということにな
ると、千代田町とかそういったところ、関係市町村が関与できないという可能性も考えられるわけ
ありますので、ご説明をお願いをしたいと思います。

○議長（青木國生君） 経済課長、野村耕一郎君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） それでは、お答えをしたいと思います。

これは今年の1月の初めに突然出てきた話でございまして、これまで農業共済の組合が事業費の関
係につきまして国庫補助金を受けていたわけでございます。この4月から三位一体の改革に伴いまし
ていわゆる税源移譲という形で交付税措置されると、だからいわゆる国庫補助金がなくなると、それ
で交付税措置の方に変わると、その切りかえに伴いまして関係市町の方に負担金が割合で求められる
ことから規約の改正をお願いしているものでございまして、この条文につきましては分布割合という

のがありまして、これは負担割合でございまして、その関係を議決を求めるという内容でございまして、以上でございまして。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ですから、要はこれがその都度、分布割合はその都度組合議会で決めるということになって、今までとの違いがどのように変わるのかということですね、私が聞きたいのは。ということは、今までは千代田町なり関係団体でそれぞれに案を聞いて、それでいいかどうかというふうに議決を求めるといふか議論をするといふか、そういうことができたわけですね。ところが、今度はこれによって組合議会でやるのだからそれぞれの団体はできないんだよというふうになるわけでしょう。ここが確認です。

○議長（青木國生君） 経済課長、野村耕一郎君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） 幾らか誤解があったようでございまして。この関係につきましては負担金の関係でございまして、そちらの組合の議会の方の中身とまた、これは負担金だけの議決でございまして、そちらの方とはまた違うと思います。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ですから、要は分布割合というのですが、割合というのはそれぞれの町村の団体ですね。地方公共団体自体の中での関係市町の中での議論がされてきたはずだと思うのです。例えばその自治体の、ごみの問題でいえば人口割合幾らとか、そういったものがあるわけでしょう。それと同じようにこれもあったのだ。それが今度は組合議会だけの議決でいいのだというふうになるということなのかどうかということなのです。そうなってくると関係市町の、例えば千代田が負担金を出す場合に千代田町が知らずに向こうだけでやられるというふうになってしまうのではないかと。その辺どうなのか。そんなことはないのかどうか。そこが明確になれば私も賛成したいし明確にならない場合には保留です。

○議長（青木國生君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） お答えいたします。

今まで農業共済に関しましては、農業共済は国から直接負担金をもらって農業共済事業をやったわけです。ただ、今回それを廃止するということで、その分を関連する自治体の方へ交付税として一般財源化で上げると。ですから、今回館林市並びに郡内の町が農業共済へ負担金を出すのは18年度が初めてであります。今まで負担していなかった。その負担の中身が農家戸数割と、あと引き受け割というのですか、その加入率の割合を決めて負担金を各自治体が出すわけです。大泉は交付税もらっていませんけれども、負担金を出すわけです。当面とりあえずこういう割合で負担金を払いましょうということで決めたのですが、今後、例えば加入率が上がる場合、あるいは上がらない場合、農家数が減る場合、いろいろございまして。そういう事態が生じてきた場合は、またその都度その関係自治体で負担割合については協議をいたしましと、そういう意味でございまして、ぜひこの関係につい

てはご理解いただきたいと。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 館林邑楽農業共済事務組合理約の変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（青木國生君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○委員長報告

○議長（青木國生君） 日程第4、委員長報告、特別養護老人ホーム建設に対する「町補助金3億円発言」調査についてを議題といたします。

委員長報告については配付されているとおりですが、これより特別養護老人ホーム建設に対する「町補助金3億円発言」調査特別委員会委員長の報告を求めます。

特別養護老人ホーム建設に対する「町補助金3億円発言」調査特別委員会委員長、富岡芳男君。

〔4番（富岡芳男君）登壇〕

○4番（富岡芳男君） 委員長報告を申し上げます。

本委員会は、3回の参考人の出席を願い、平成17年6月定例会一般質問における特別養護老人ホーム建設に対する「町補助金3億円発言」の事実関係についてたずねるとともに、大谷参考人に対して証拠の提出と証人の出席への協力を求めつつ慎重に調査を行ってきましたが、参考人聴取の中で大谷参考人は証拠はあるとしながらも証拠の提出と証人の出席を拒否し、立証しないでおりましたが、最終的にこの一連の発言が第三者から聞いた話であり、憶測に基づくものであると認めました。

一方、襟川参考人は事実関係を全面的に否定しており、以上のことから大谷議員の「町長が3億円の補助金を出すと密約した」一連の発言は信憑性に欠け、本委員会としては特別養護老人ホーム建設に対する「町補助金3億円発言」は存在しなかったと決定せざるを得ないとの結論に達しました。

以上、報告といたします。

○議長（青木國生君） 報告が終わりましたので、本件について特別養護老人ホーム建設に対する「町補助金3億円発言」調査特別委員会委員長に対して質疑を許します。

15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） この調査報告によりますと、私も傍聴はしていたわけでありましたが……

○議長（青木國生君） 川島議員、登壇。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 失礼いたしました。この報告によりますと、私も傍聴はしていたわけであり
ますけれども、その真意が逆にやはり私が思っていたとおりであったなというふうなことでありますが、
この問題について質問をさせていただきます。

この「参考人聴取の中で、大谷参考人は証拠はあるとしながらも、証拠の提出と証人の出席を拒否
し立証されなかった」ということですね。それで、「最終的に一連の発言が第三者から聞いた話であ
り憶測に基づくものであると認めた」ということです。問題はそこなのです。出席を拒否し、立証さ
れなかったから、だから大谷さんが認めたのだと。憶測だというふうに認めたということですね。こ
れはおかしいのですよ、私も傍聴していましたが、この参考人が出席を拒否をして、立証されなかつ
たのはあなた方のせいなのですよ。委員会のせいなのですよ、立証しないのは。大谷さんの責任では
ないでしょう。大谷参考人の責任ではないのですよ。立証されなかったけれども、あえてその後大谷
さんを追及して認めさせたと、こういうことを自分たちであれしているわけです。

「一方、襟川参考人は事実関係を全面的に否定した」と。これで、このことから「大谷議員の「町
長が3億円の補助金を出すと密約した」等一連の発言は、信憑性に欠け、本委員会は特別養護老人ホ
ーム建設に対する「町補助金3億円発言」は存在しなかった」というふうに決定するというのです。
それはまさにねじ曲げであり、誣告なのです。

何でかという、存在しなかったかどうかをあなた方は調査しなければならないのです。それを調
査しないのですよ。襟川参考人は否定したからということで、それは認めて、一方の大谷参考人だけ
はでたらめを言ったと、こういうふうに自分たちの調査したことが十分調査をしていないで、それで
存在しなかったというふうに報告をしているのです。これがあなた方のやったことなのです。これで
は法律的にどういうふうな立場にあるかというのはあなた方が一番よく知っていると思いますけれど
も、大谷さんがでたらめを言ったのだと。で、あれだから3億円の発言はなかったのだというふう
にしているわけですよ。しかし、3億円の発言をしたのは町長自身なのです。何回も言いますけれど
も、町長が……

○動議の提出

[「議長、動議」と言う人あり]

○15番（川島悦男君） その3億円発言という……

○議長（青木國生君） ただいま野中議員より動議が出ました。動議に賛成の方。

[賛成者挙手]

○議長（青木國生君） 動議、賛成者多数であります。

〔「議会運営委員会をすぐ開いてもらいたい」と言う人あり〕

○議長（青木國生君） 動議が成立いたしました。

○15番（川島悦男君） 休み。何。

○議長（青木國生君） 議会運営委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 5時24分）

再 開 （午後 5時49分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

ただいまの野中議員からの動議に対しまして議会運営委員会を開催、川島議員本人から発言趣旨につきまして委員長みずから聞きましたところ、発言は勘違いに基づくものということでございますので、委員会委員長報告に対する質疑をこのまま続行いたします。

15番、川島悦男君の登壇を許します。

〔15番（川島悦男君）登壇〕

○15番（川島悦男君） 私が質問したいのは、要は「町補助金3億円発言」というのは存在しなかったというふうに決定をせざるを得ないというふうになっているからなのです。ですから、存在したかどうかは、これまでのいろいろな条件を見なければならぬ。そういう中で町長が「COMハウスをつくるときには3億何がしの金を出したから、それに近い額は出さなきゃなんなかんべえね」というふうに言っていたのが昨年12月ごろなのです。それで、その後大谷さんが聞いたのはいつごろわかりませんが、少なくともほかの人からも聞いているわけです、3億円というのを。それで3億円が出てきたわけです。それに対して証拠があるかどうかということをおなた方は調査をしたということ。証拠がなければ3億円の発言はなかったというふうに断定できるのかということなのです。逆にあなた方はそれを証拠がないのを理由に断定してしまったということに問題があるというふうに私は考えているのです。だから発言はあったのですよ、3億円発言は、大谷さんの3億円発言も。

○議長（青木國生君） 川島議員、発言は慎重に行ってくださいね。

○15番（川島悦男君） それで町長の3億円発言もあったのです。存在しなかったということはありません。そこを聞いているのです。そのところをなぜ存在しなかったというふうにするのかお聞かせを願いたいということです。

○議長（青木國生君） 特別委員長、富岡芳男君。

〔4番（富岡芳男君）登壇〕

○4番（富岡芳男君） 私たちの特別委員会というのは、町長が約束したと、密約したと、発言ではないのです、密約、密約したかどうかを調査したのです。大谷さんは6月の定例議会で密約したと、

参考人もいると、証拠もありますと言って追及したわけですね。そこを我々は、ではあるなら出してもらえれば、町長が幾らないと言ったって証拠があれば、これは町長は密約したなど言えるわけです。だけれども、ここに申し上げましたとおり、詳しくは会議録を見てもらえばわかりますけれども、そういう流れでありましたので、こういう結論に達しました。そういうことです。

○議長（青木國生君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 要は町長が3億円の補助金を出すと密約したかどうかを調査をするというのは、あなた方が……

○議長（青木國生君） 川島議員、マイクが入っていません。

○15番（川島悦男君） そうすると、それがですよ、その密約をしたかどうかというのは信憑性に欠けるというのはわかるのですが、でも最終的に「本委員会は特別養護老人ホーム建設に対する」、結論ですよ、結論が「町補助金3億円発言」は存在しなかった」というふうに言っているから、これは違うのではないですかと聞いているのです。そののところがあなた方はあえて密約があったかどうか、これを調べると言っているけれども、調べてないでしょう、これについて。それでですよ、密約があったかどうか調べないで、それで町補助金3億円発言は存在しなかったというのです。町補助金3億円発言をしたのは町長であり、また大谷さんが聞いた3人ですか2人ですか、そういうところから聞いているのです。それが証拠がないから存在しなかったというふうに断定するということが委員会の仕事なのではないのです。あなた方も認めたでしょう。町補助金を出すと密約したということが本当かどうか調べるのだと、こういうふうに言っているわけでしょう。だけれども、逆に言うならば3億円というのは確かに言っているのです。野中さんも言っている。大谷議員が6月議会で言っているのではないかと。議事録で明らかに言っているのだと。だから存在しなかったということはないのです、3億円発言が。町長が言ったというの、3億円と言っているのです。それが何で町長が3億円の補助金を出すと密約したということが信憑性に欠けるのかということなのですよ。そののところが自分たちでも恐らく矛盾しているというふうに分かっていると思うのですが、その辺が矛盾していないというふうに考えているのだと思いますけれども、あくまでもこれで存在しなかったというふうになるなら、これは完全にねじ曲げだということを申し上げますので、明確なご答弁をお願いします。

○議長（青木國生君） 委員長、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） お答えします。

それは、3億円というのはみんな私たちも言っていますよ。その3億円の発言とまた発言が違います。今川島さんが言った見解と我々の見解は違っていて、我々の見解は、さっき申し上げたとおり、そういう結論に達したということです。考え方の違いです。

○議長（青木國生君） ほかに質疑はありませんか。

野中議員は委員ですので、質疑は……。

[「まだ3回目だからね」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 見解の相違だということですから、何で見解の相違なのですか。自分たちででたらめかどうか調べると言っているのと同じでしょう。それを調べておいて3億円発言はなかったと、こういう報告した。このうそ報告でしょうが、それを平気でこんな出している。これはここでは通っても出るところへ出れば通らないという、それでいいのかどうかお聞かせください。

○議長（青木國生君） 委員長、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） お答えします。

当委員会としては、さきに申し上げましたとおりの結論を出しました。それでご理解を願いたいと思います。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 私のことで言わざるを得ないので、言っているのかなと思ったら大丈夫だというので……。

確かに6月議会に私は、町長が確かに3億円発言をしている、概要書に明記されているわけだと、証拠を持っていると、そこまで言ったというのは、そのとおり載っているわけだから皆さんご承知のわけなのですよね。その中でこれは調査委員会ができて、私はその中の経過のことも、黙っていても差し支えないのだけれども、本当のことを言った方がいいと思って、確かに県の方の関係者の偉い人が教えていたことが、町長が訴えるという話になったので、「証人にそのときはやってくれるかい」ということで言ったら、初めて県の方が否定して1億5,000万円明記されていたのだと、そういうふうに言いかえたのです。

○議長（青木國生君） 大谷議員……

○9番（大谷直之君） 私が不審に思ったのは……

○議長（青木國生君） 大谷議員に注意します。委員長報告に対する質疑です。

○9番（大谷直之君） ですから弁明というのですか、させていただきたい。

[「弁明じゃないですよ」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） 弁明ではない。はい。では3億円だけでやるのだということとやるのだったらもっともっと……。実際にうそをついてでっち上げているわけでも何でもないので、概要書に明記ということは確かに幾らか崩れた面はありますけれども、だってそういうことだったのだから。だけれども、3億円を出すということを町長はこういう委員会でも言っていたし、そのようなことをちゃんと、私と黒澤兵さんで行ったとき、郡の偉い人、関係者の偉い人なんかそういう話をしてたと。2人行ったのですからちゃんと話ししていたのです。それがおととしの話ですから。それで計

画がどんどん狂ってきたからそういうふうになったと思うのだけれども、あくまでも3億円だから悪いんだ、1億5,000万だからいいんだとかとね……

○議長（青木國生君） 大谷議員に注意します。

○9番（大谷直之君） とんでもないわけですよ。

○議長（青木國生君） 本委員会の調査は、委員会に付託した事項は3億円発言です。

○9番（大谷直之君） 3億円の発言でそれがそういうふうになったとしてもですよ、ではどうして調べないのですか、もう少し。私は3回目で終わった後、議長室へ行って富岡委員長にもう少し調べてもらいたいと。県の偉い人だのいろんな人が、私は一人で初め調べていて、ちゃんとそういうことを握れたのだから、一生懸命やればわかるわけなのだから調べてくださいと言ったのです。そうしたら私の発言は存在しなかったと決定せざるを得ないと。今どんな調査したのかわからないですけれども、決定しないでもう少し調べてくださいよ。私は非常に不愉快な思いですよ。何笑っているのですか。

町長がそういうことで私を訴えると言ったのです、7月1日の日に。だから訴えれば計画審査のことも全部明らかになるから、町長、あのとき私を訴えると言ったのですから訴えてくださいよ。そうしたら言った人は裁判になったら話すと言っているのですから。これが一番いいでしょう。

[「裁判の……」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） いやいや。

○議長（青木國生君） 町長は発言しないでください。

大谷議員、大谷議員の発言を停止します。

○9番（大谷直之君） どうしてなのですか。

○議長（青木國生君） 本委員会の質疑は委員長報告に対するです。

○9番（大谷直之君） 委員長報告が決めたからなのですよ。3億円のことを話すと言っているのです。訴えられたら大谷議員が大変だと、そのときは話しますと。2人の言っていた人が話すと言っているのだから、それで明らかになりますから、そうすれば全部調べが入りますから、ぜひそういうことでお願いしたいです。委員長、私は否定しますよ。本当、調査してください。

○議長（青木國生君） 委員長、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 調査するといひましても、私たちは大谷さんに調査するために証拠と証人がいるのだったら出してくれと言ったわけですよ。最終的に軽はずみだったという今までの発言があるのですよね、3回目に。そういうことも含めて総合的に判断して、今の時点では、その先はわかりませんよ。今の時点ではないというふうに判断せざるを得ないということなのです。そういうことです。

○議長（青木國生君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） 私が軽はずみだったというような発言を、確かにそう思うところがありまし

たから言いました。でも、でもですよ、何で私が言ったから、それでそれ以上の調査、私が言ったのだからできないのですか。そういうことの実事関係を、県に行ったり、館林にもいるし、それから調査委員会の選定委員になった人たちもいるし、千代田町だって町長と福祉課、充て職の社会福祉協議会長もいるし、本当のことを言ってくれるかどうかわかりませんが、いろんな方がいたわけです。そういう中でちゃんと調べてください。私が言ったんだからそうなんだんべと。そうではないでしょう。決定するなんていうことで存在しなかった、結論に至ったと、それは幾ら何でもひどいでしょう。

その発言について、ではこういう状況はどうするのですか。町長はトイレのところで話が盛り上がって、これでやっつけられるなんて盛り上がっていたよと。上毛新聞にも載っているでしょう。

[「うわさだがね」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） うわさではないよ、聞いたのだから。それから……

○議長（青木國生君） これは委員長に対する質疑です。委員長報告に対する質疑です。

○9番（大谷直之君） そういう中でこういうことがなっていたということ。

[何事か言う人あり]

○議長（青木國生君） 町長も発言しないでください。

○9番（大谷直之君） 町長がそんなことを言うから余計かりかりするんだがね。かりかりして楽しんでいるのではまたね。おれもかりかりすると笑われてしまうから優しくやりますけれども、とにかく調査を結論づけられないでやっていただくように、大きな問題で名誉がかかっていますから、ぜひ要望します、委員長。

[「質問ですか」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） 要望ではなくてやってください。ああ、要望になるんかい。だめですよ。

○議長（青木國生君） 委員長、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） これは委員の総意でありますので、現時点ではやる考えはありません。

○議長（青木國生君） 大谷君、3回目ですね。

○9番（大谷直之君） 総意がそうだから民主主義のルールで通る話ではないですよ。財政難の中を堂々と裏でそういう約束を話をしていたということが許せないのです。事業計画もないし、施政方針もないことで、そういう中で町長がやっていたというのは、そういう事実は隠せないのですから。金額の問題が幾らかずれがあったとしてもこういうことが、調査特別委員会の皆さん何考えているのですか。町民の福祉の向上のためにあるのですよ、議会というのは。それを町長の方を調べなくてはならないのは委員会の方ではないですかと12月の議会で言っているでしょう。こんなことが通るのですか。私がそらっぺ言って、勝手なことを想像で憶測で言っていたのだからなんて。

[「想像だ」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） 何が想像だよ。ふざけるんじゃないよ。

○議長（青木國生君） 発言控えてください。

[「けんかの場じゃないから静かにしな」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） そうということが住民福祉の向上につながらないから、私は一生懸命やっているわけなのです。あなた方はこれで住民福祉の向上につながると思って、町長を明らかに擁護するようなことでやってるとしか思わざるを得ないのです。それが本当に町のためになっているのですか。今までが今までみんなそうではないですか。ガチンコでけんかするのだったらやりますよ、本当に。私を訴えたらどうですか、それだったらば。

○議長（青木國生君） 大谷君、冷静になってください。

○9番（大谷直之君） 富岡議員、指導力を持ってもっともっと調べるといって説得してくださいよ、委員会の皆さんに。お願いします。

以上です。

○議長（青木國生君） 委員長、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 我々委員会としてはそういう結論に達したということでご理解をお願いします。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

野中議員は委員ですので、ご遠慮いただきたいと思います。

6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） ただいま3億円補助金を出すという密約の件で委員会報告がありました。その中で一応伺いたいと思います。

「襟川参考人は事実関係を全面的に否定した」と、こういう報告になっております。委員が何人いたのかわかりませんが、この言葉だけで信用して、調査とかそういう方向には向いていなかったのか。前後、私は第三者的に言いますと、この問題に関しましては、概要書だとか事業計画、こういうものが作成され、選定委員というものが選ばれた中で協議されたことだと私は受けとめておるわけでありまして。町にも県にも何らかの形で報告等を行っているのではないかと思います。その辺に理由があるかと思いますが、事実は簡単に調べられるのではないかと、こういうふうに思います。私は事実をどの程度まで調査したのか、その辺について委員長にお答えいただきたいと思います。

○議長（青木國生君） 委員長、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） お答えします。

町長には聞きました。全面的に否定されております。いろいろ委員の中で検討した結果こういう結

果になったと、そういうことであります。

○議長（青木國生君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 襟川参考人が否定したので、それを信用してあとは委員会で云々なんて言っていましたけれども、これを調査と言えるのか、もう一度伺います。

○議長（青木國生君） 委員長、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） それは調査とは言えません。参考人から聞いたということでございます。ですから、聞いて参考人は否定したと、そういう事実であります。

○議長（青木國生君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 何か所変われば何とかというやつで、片方は言った話だからどうのこうの、それを責め立てて、今度はてめえたちが、てめえたちって失礼しました。自分たちでその立場になると、何か言った話、それをまともに受けている。何か意味のわからない、議員としての資質が問われるのではないかと思います。こんな調査で、私はこの報告を認めるわけにはいきません。委員長にもう一度お願いします。

[「何で……」と言う人あり]

○6番（黒澤兵司君） 私は第三者的と言ったのです。

○議長（青木國生君） 野中議員、発言は控えてください。ただいまは黒澤議員の質疑の時間です。委員長、富岡芳男君。

[「調査してないってんだよ」「調査してるんだよ、こっちだ
って」「聞いた話だけじゃないか、このやろう」と言う人
あり]

○議長（青木國生君） 6番、黒澤兵司君、発言はよしてください。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） お答えします。

一番初め3億円の密約があったというのは大谷さんが初めて6月議会で言っているのです。そこから始まった話なのです。ということは話の筋からすれば、大谷さんに聞けば、大谷さんがちゃんと証明してくれれば町長が密約したということを証明できるのです。だけれども、大谷さんはそれをしなかった。ちょっと聞いた話だ、証拠も見たということを聞いたという話だ、そういう信憑性に欠けることがあったので、我々はこういう結論を出したと、そういうことです。

○議長（青木國生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 質疑を終結いたします。

以上で特別養護老人ホーム建設に対する「町補助金3億円発言」調査特別委員会委員長からの報告

を終了いたします。

[「異議あり」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 特別……

[「討論させなさい」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 討論は必要ございません。

[「異議あり」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 委員長報告に対する討論は……

[「それは納得できない」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 認められません。

[「何で反対討論も賛成討論もないんですか」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 特別養護老人ホーム建設に対する「町補助金3億円発言」調査は、委員長報告のとおりであります。

[「異議あり」と言う人あり]

○議長（青木國生君） よって、本特別委員会の付託調査を終了し、特別委員会の解散をここに宣します。

[「異議あり」「休憩」「異議あり」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 6時14分）

再 開 （午後 6時22分）

○議長（青木國生君） 休憩を閉じて再開いたします。

先ほど黒澤議員の不穏当発言につきまして、ただいま議会運営委員会が開催されました。その結果、委員長より議長あて報告が来てございます。

黒澤議員におかれましては、今後発言には慎重の上にも慎重を期し発言されますよう厳重に注意いたします。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（青木國生君） それでは、日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○閉会中の継続審査の申し出

○議長（青木國生君） 日程第6、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申し出のとおり、総務文教常任委員長、福祉環境常任委員長並びに経済建設常任委員長から申し出がありました。

お諮りいたします。総務文教常任委員長、福祉環境常任委員長並びに経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

[「異議あり」「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木國生君） 異議ありとの声がありましたので、採決いたします。

総務文教常任委員長、福祉環境常任委員長並びに経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（青木國生君） 挙手多数であります。

よって、総務文教常任委員長、福祉環境常任委員長並びに経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

以上で今定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（青木國生君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る9日から開催されました平成18年度第1回議会定例会におきまして、平成18年度予算案を初め、幼稚園保育料徴収条例、福祉医療費の支給に関する条例、介護保険条例の改正並びに指定管理者の指定など、多数の重要案件につきまして熱心にご審議をいただき、全議案とも議了いただきましたことに深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

ここに成立を見ました平成18年度予算は、少子高齢化対応のまちづくりと安全安心のまちづくりを基本に編成を心がけたところでございますが、町政全般にわたり所期の施策を推進してまいり、町政の一層の伸長と町民生活の向上、発展に寄与してまいる所存であります。

なお、会期中に議員各位に賜りました意見、要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしてまいりたいと思います。そして、町政の運営に遺憾なきよう期しますとともに、予算の執行につき

ましても慎重を期してまいる所存でございます。

いよいよ春暖の候となりまして、議員各位におきましてはご多忙の折とは存じますが、何とぞ健勝にて町政の運営に一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

長い間大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（青木國生君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9日から本日までの9日間にわたり、平成18年第1回千代田町議会定例会が開催されましたが、この間、議員各位には終始ご熱心にご審議を賜り、諸議案も無事議了いたしましたことに対し、心から厚く御礼申し上げます。

今議会は、平成18年度の町行政の柱となる一般会計並びに特別会計予算を初め、平成17年度補正予算、条例の制定、改正など重要案件が提出されましたが、議員各位の極めて真剣なご審議により順調に議事運営が行われましたことに重ねて御礼申し上げます。

日本経済は全体的には緩やかながら回復傾向の兆しは見られるものの、地方においてはいまだ厳しい経済状況が続いております。各自治体が予算編成に苦慮する中、本町においても財源確保が難しい中の予算編成になりましたが、引き続き財政危機突破計画による健全財政を維持し、自主自立のまちづくりを望むものであります。

議会といたしましても、本年4月より議員報酬3%削減、次回選挙より議員定数を2名削減など、財政危機突破計画による行財政改革の趣旨を積極的に議会運営に推進してまいりたいと思っております。よろしく御礼申し上げます。

町当局におかれましては、新年度予算執行に当たり、より大きな行政成果が上げられますとともに、会期中各議員から寄せられました要望や意見などを十分尊重していただきまして、活気ある元気なまちづくりが展開されることを望むものであります。

終わりに臨み、今定例会の運営に当たり、終始ご協力いただきました町当局に対しまして心から感謝申し上げますとともに、議員各位の今後のご健勝をご祈念申し上げまして、平成18年第1回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦勞さまでした。

閉 会 （午後 6時33分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成18年 月 日

千代田町議会議長 青 木 國 生

①署名議員 坂 本 金 光

②署名議員 川 島 悦 男